

地域農業構造転換支援対策実施要綱

制 定 令和8年1月23日付け7経営第2081号
最終改正 令和8年4月7日付け8経営第14号
農林水産事務次官依命通知

(趣旨・目的)

第1 農業者の急速な減少に対応し、農業生産や地域を維持するためには、改正食料・農業・農村基本法（平成11年法律第106号）の下で策定した新たな食料・農業・農村基本計画（令和7年4月11日閣議決定）に基づき、担い手の育成・確保に向けた、地域農業の構造転換を集中的に推し進める必要がある。

このため、地域の中核となって農地を引き受ける担い手の経営改善や新規就農者の早期の経営発展に必要な農業用機械・施設（以下本文及び別表において「機械等」という。）の導入等を支援する。あわせて、担い手の規模拡大に資するスマート農業技術の研修教育の強化に加え、就農直後から雇用により農業経営を発展させる意欲と能力のある経営体モデルの創出を集中的に支援する。

(事業の内容)

第2 本対策は、第1の趣旨を踏まえ、次に掲げる事業を実施することとし、事業内容、事業実施主体、補助率は、それぞれ別表に定めるとおりとする。

- 1 地域農業構造転換支援事業
- 2 新規就農者チャレンジ事業
- 3 スマート農業研修教育環境整備事業

(国の助成措置)

第3 国は、予算の範囲内において、事業の実施に必要な経費を事業実施主体に対して補助する。

(事業計画等)

第4 事業計画等の作成及び事業の着手については、以下のとおりとする。

- 1 事業計画等の作成
事業実施主体、取組主体等は、それぞれ別記1から5まで（以下本文において「別記」という。）に定めるところにより事業計画等を作成する。
- 2 事業の着手（第2の2及び3）
第2の2及び3の事業（以下本文において「本事業」という。）に着手するときは、以下のとおりとする。
(1) 本事業については、原則として全国農業委員会ネットワーク機構（農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第42条第1項の規定による農

林水産大臣の指定を受けた農業委員会ネットワーク機構をいう。以下本文及び別表において同じ。)又は都道府県が補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第6条第1項の交付決定後に実施した取組を対象とするものとする。

(2) やむを得ない事情により、交付決定前に実施する必要がある場合は、それぞれ別記2から5までに定める事業計画について、農林水産省経営局長(以下本文において「経営局長」という。)に提出し、承認を得た後、その理由を具体的に明記した地域農業構造転換支援対策交付決定前着手届(別紙様式)を経営局長に提出するものとする。

(3) (2)により交付決定前に事業に着手する場合、事業実施主体は補助金の交付が確実となってから着手するものとする。全国農業委員会ネットワーク機構又は都道府県は、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上行うものとする。

(その他)

第5 本対策の実施に当たっては、以下の点に留意することとする。

- 1 本対策の補助対象となる機械等については、「農業用機械施設補助の整理合理化について」(昭和57年4月5日付け57予第401号農林水産事務次官依命通知)を適用しないものとする。
- 2 導入を予定している機械等が、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構が実施する農業機械の安全性検査(以下この項において「安全性検査」という。)の対象となっているトラクター、田植機、コンバイン又は乾燥機のうち令和7年度以降新たに発売される型式のものである場合には、安全性検査に合格したものの中から選定するものとする。
- 3 導入を予定している機械等の販売店やメーカー、ICTベンダー等が農業分野におけるAI・データに関する契約ガイドライン(令和2年3月農林水産省策定。以下この項において「GL」という。)で対象として扱うデータ等を取得するときは、事業実施主体等は、そのデータ等の保管について、原則として、GLに準拠した契約を締結するものとする。
- 4 本対策では機械等が取得する位置情報及び作業時間等に関するデータ(以下この項において「農機データ」という。)について、農業者等が当該データを当該機械メーカー以外のシステムでも利用できるようにするため、農林水産省の補助事業等を活用してトラクター、コンバイン又は田植機を購入又はリース・レンタルする場合は、API^{*1}を自社のウェブサイトや農業データ連携基盤での公開等を通じて、データを連携できる環境を整備しているメーカー^{*2}のものを選定することを要件とすること。ただし、導入を予定している機械等のメーカーが農機データを取得するシステムを備えた製品を製造していない場合又は導入を予定している機械でなければ成果目標を達成できないと認められる場合につ

いてはこの限りではない。

※1 API (Application Programming Interface) とは、複数のアプリケーション等を接続（連携）するために必要な仕組みのこと。

※2 トラクター、コンバイン、田植機のメーカーのうち、農機データを取得するシステムを備えた製品を製造していないメーカーについては、今回の要件の対象にあたらぬ。

5 助成対象者が家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）別表第2の飼養衛生管理基準の上欄に掲げる対象家畜のうち、豚、いのしし、鶏、あひる、うずら、きじ、エミュー、だちょう、ほろほろ鳥又は七面鳥を飼養する者であり、かつ、導入等を予定している機械等が家畜の増頭又は農場の規模拡大を図るものである場合には、都道府県による飼養衛生管理基準順守状況の確認が行われていること。

6 本対策の実施に当たっては、環境と調和のとれた食料システム確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号）に基づく環境負荷低減に取り組むものとし、その具体的な取組内容や手続等はそれぞれ別記に定めるとおりとする。

附 則

この通知は、令和8年1月23日から施行する。

附 則

1 この通知は、令和8年4月1日から施行する。

2 この通知による改正前までに実施した又は実施している事業については、なお従前の例によるものとする。

附 則

1 この通知は、令和8年4月7日から施行する。

2 この通知による改正前までに実施した又は実施している事業については、なお従前の例によるものとする。

別表（第2関係）

事業の種類	事業内容	事業実施主体	補助率
1 地域農業構造転換支援事業（別記1）	地域の中核となって農地を引き受ける担い手の経営改善に必要な機械等の導入等を支援。	市町村	10分の3、定額
2 新規就農者チャレンジ事業（別記2）	早期の経営発展を目指し、意欲的に取り組む新規就農者に対し、必要な機械等の導入等の取組を支援。	全国農業委員会ネットワーク機構	10分の3、定額
3 スマート農業研修教育環境整備事業（別記3～5）	<p>スマート農業技術の研修教育の強化や就農直後から農業経営を発展させる意欲と能力のある経営体モデルの創出を支援するため、以下に掲げる事業を実施。</p> <p>別記3</p> <p>1 スマート農業機械等導入事業</p> <p>2 スマート農業カリキュラム強化等事業</p> <p>3 農業者スマート農業リ・スキリング支援事業</p> <p>別記4</p> <p>新規就農者誘致環境整備事業（スマート農業導入就農型）</p> <p>1 新規就農者の誘致体制の整備</p> <p>2 スマート農業型研修農場の整備</p> <p>3 推進事業</p> <p>別記5</p> <p>雇用力のある経営体創出支援事業</p> <p>1 農業大学校等支援事業</p> <p>2 地域の研修教育機関支援事業</p> <p>3 推進事業</p>	<p>全国農業委員会ネットワーク機構</p>	<p>2分の1</p> <p>定額</p> <p>定額</p> <p>定額</p> <p>2分の1</p> <p>定額</p> <p>定額</p> <p>定額</p> <p>定額</p> <p>定額</p> <p>定額</p>

別紙様式（別記2から別記5までの事業関係）

番 号
令和 年 月 日

農林水産省経営局長 殿

○ ○ ○ ○

地域農業構造転換支援対策交付決定前着手届

事業計画に基づく別添事業について、下記条件を了承の上、交付決定前に着手することとしたので了知願います。

記

- 1 交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等のあらゆる事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担するものとする。
- 2 交付決定を受けた補助金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 当該事業については、着手から交付決定を受けるまでの期間内においては、計画変更は行わないこと。

別 添

事業内容	事業費	うち国費		
		着手予定 年月日	完了予定 年月日	

(交付決定前に事業を着手する理由)

別記1 地域農業構造転換支援事業

第1 事業の実施

1 事業の実施方針

本事業は、地域が目指すべき集約化に重点を置いた将来の農地利用の姿の実現に向けて、事業実施主体が地域農業構造転換支援計画（以下この別記において「構造転換支援計画」という。）を作成し、5に掲げる成果目標の達成に向けて実施する助成事業に対して支援するものとする。

2 事業実施地区

構造転換支援計画に基づき実施する事業については、原則として以下の（1）若しくは（2）の要件を満たす地域計画（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下この別記において「基盤強化法」という。）第19条第1項の地域計画をいう。以下この別記において同じ。）が策定されている地域又は地域計画のブラッシュアップを行い、事業実施年度の翌年度までに当該要件を満たすことが確実であると事業実施主体が認める地域内で行われるものとする。

ただし、東日本大震災に伴い発生した東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故の影響により、避難区域や作付制限区域等が設定された福島県の12市町村（田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村及び飯舘村をいう。以下この別記において「原子力被災12市町村」という。）及び令和6年能登半島地震の被災市町（七尾市、輪島市、珠洲市、志賀町、穴水町及び能登町に限る。以下この別記において同じ。）にあっては、実質化された人・農地プラン（人・農地プランの具体的な進め方について（令和元年6月26日付け元経営第494号農林水産省経営局長通知）2の（1）の実質化された人・農地プランをいう。以下この別記において同じ。）が作成されている地域を事業実施地区とすることができるものとする。

- （1）地域計画における「担い手（効率的かつ安定的な経営を営む者）に対する農用地の集積に関する目標」の「将来の目標とする集積率」（以下この別記において「目標集積率」という。）が「現状の集積率」（以下この別記において「現状集積率」という。）より減少するものでなく（ただし、目標集積率が7割以上の場合は除く。）、目標集積率が6割以上であること。

ただし、農業地域類型（「農林統計に用いる地域区分の制定について」（平成13年11月30日付け13統計第956号農林水産省大臣官房統計情報部長通知）の農業地域類型区分別基準指標の分類をいう。以下この別記において同じ。）が中間農業地域又は山間農業地域（以下この別記において「中山間地域」という。）である場合には、5割以上であること（都府県に限る。）。

- （2）目標集積率が現状集積率より10ポイント以上増加するものであること。

3 事業実施主体

本事業の事業実施主体は、市町村とする。

4 事業内容等

(1) 助成対象者

事業実施主体は、地域計画のうち目標地図（基盤強化法第19条第3項の地図をいう。以下この別記において同じ。）に位置付けられた者（認定農業者（基盤強化法第13条第1項に規定する認定農業者をいう。以下この別記において同じ。）、認定就農者（基盤強化法第14条の5第1項に規定する認定就農者をいう。以下この別記において同じ。）、集落営農組織（農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成18年法律第88号）第2条第4項第1号ハに定める組織をいう。）、市町村の基本構想（基盤強化法第6条第1項に規定する基本構想をいう。以下この別記において同じ。）に示す目標所得水準を達成している農業者及び市町村が認める者をいい、目標地図に位置付けられることが確実であると事業実施主体が認める者を含む。）を対象として助成を行うことができるものとする。

なお、原子力被災12市町村及び令和6年能登半島地震の被災市町にあっては、実質化された人・農地プランに位置付けられた中心経営体を対象として助成を行うことができるものとする。ただし、新規就農者（事業実施年度に就農する者又は事業実施年度において就農後5年度以内の者をいう。）にあっては、認定農業者、認定就農者又は市町村の基本構想に示す目標所得水準を達成している農業者に限るものとする。

(2) 助成対象となる事業内容等

ア 助成の対象となる事業内容は、地域の中核となって農地を引き受ける助成対象者が経営改善を図るために行う次に掲げる取組とする。ただし、次に掲げる（ウ）の取組は、（ア）及び（イ）と併せて実施できないものとする。

（ア）農産物の生産、加工、流通その他農業経営の開始若しくは改善に必要な農業用機械・施設（以下この別記において「機械等」という。）の改良又は取得

（イ）農地等の改良又は造成

（ウ）リースによる農産物の生産、加工、流通その他農業経営の開始又は改善に必要な農業用機械の導入

イ アの事業内容は、個々の事業内容ごとに、次に掲げる基準を全て満たすものとする。

（ア）単年度で完了すること。

（イ）事業費（リース導入の場合はリース物件購入価格。以下この別記において同じ。）が整備内容ごとに50万円以上であること。

- なお、事業の対象となる機械等が中古機械若しくは中古施設（以下この別記において「中古機械等」という。）又は中古資材等を活用して整備する施設である場合には、事業実施主体が適正と認める価格で取得されるものであること。
- (ウ) 原則として、事業の対象となる機械等は、新品時の法定耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）第1条第1項に規定する耐用年数をいう。以下この別記において同じ。）がおおむね5年以上20年以下のものであること。
- ただし、事業の対象となる機械等が中古機械等である場合には、上記に加え、同令第3条に基づく耐用年数（以下この別記において「中古資産耐用年数」という。）が2年（リース導入の場合はリース期間）以上のものであること（法定耐用年数を経過したものについては、販売店等による2年間（リース導入の場合はリース期間）以上の保証があるものに限る。）。
- (エ) 原則として、運搬用トラック、パソコン、倉庫、フォークリフト、ショベルローダー、バックホウ、GPSガイダンスシステム等農業経営の用途以外の用途に容易に供されるような汎用性の高いものではないこと。ただし、以下に掲げる場合には、この限りではない。
- a フォークリフト、ショベルローダー、バックホウ及びGPSガイダンスシステム（農業用機械に設置するものに限る。）等の機械については、以下の要件を全て満たすものであること。
- (a) 農産物の生産等に係る作業に使用する期間内において他用途に使用されないものであること。
- (b) 農業経営において真に必要であること。
- (c) 導入後の適正利用が確認できるものであること。
- b 環境衛生施設（トイレ等）、ほ場観測施設、中継拠点施設（農機具格納庫等）等の施設については、a (a) から (c) までの要件に加え、ほ場又はほ場の近接地に設置するものであること。
- (オ) 導入等を予定している機械等が、助成対象者の成果目標の達成に直結するものであること。
- (カ) 導入等を予定している機械等が、既存の機械等の代替として、同種・同能力等のもの（いわゆる更新）ではないこと。
- (キ) 本事業以外の国の補助事業の対象として導入等するものでないこと（融資に関する利子の助成措置を除く。）。
- (ク) 構造転換支援計画の都道府県知事による承認以前に、助成対象者が、自己資金又は本事業以外の補助事業による計画に基づき実施中又は既に完了しているものではないこと。

(ケ) 助成対象者が、本事業の実施年度前に、担い手確保・経営強化支援事業実施要綱の一部改正について（令和8年1月19日付け7経営第2156号農林水産事務次官依命通知）による改正前の担い手確保・経営強化支援事業実施要綱（平成28年1月20日付け27経営第2612号農林水産事務次官依命通知）に基づく担い手確保・経営強化支援事業のうち地域農業構造転換支援対策又は農地利用効率化等支援交付金実施要綱の一部改正について（令和8年4月7日付け8経営第29号農林水産事務次官依命通知）による改正前の農地利用効率化等支援交付金実施要綱（令和4年3月30日付け3経営第3156号農林水産事務次官依命通知）に基づく農地利用効率化等支援交付金のうち地域農業構造転換支援タイプを実施している場合にあつては、それらの事業について、目標年度に成果目標を達成していること、又は目標年度後に成果目標を達成していることが評価報告書等により確認できること。ただし、目標年度前であつて、成果目標を上回る成果を上げている場合、又は目標年度後であつて、新たに設定する成果目標を達成すると認められる場合には、この限りでない。

(コ) 導入を予定している機械等について、園芸施設共済、農機具共済、民間事業者が提供する保険への加入、施工・販売業者等による保証その他の気象災害等に備えた措置がなされるものであること。なお、当該措置適用期間は、被覆期間中、稼働期間中又は災害による被害の発生が想定される時季に限定せず、通年であつて、第1の9（1）アに規定する処分制限期間の満了までとする。

ウ 農業用機械をリース導入する場合にあつては、次に掲げるとおりとする。

(ア) 助成対象者とリース契約予定事業者との共同申請を原則とし、事業実施主体は、助成対象者が選定した農業用機械の購入を行ったリース事業者（共同申請者）へ助成金を支払うこと。

(イ) リース期間は、3年以上で法定耐用年数以内又は中古資産耐用年数以内であること。

(ウ) 事業実施主体は、助成対象者及びリース事業者に対し、助成対象者の成果目標が達成されない場合には、リース期間の延長等の適切な対応を促すものとする。

5 成果目標

(1) 本事業の成果目標は、以下のアからウまでのいずれか一つを設定するものとする。

なお、事業実施主体は、助成対象者に、別表1の事業実施地区の成果目標及び助成対象者の成果目標の目標水準（以下この別記において「目標水準表」という。）に基づき、適切に成果目標を設定させるものとする。

ア 事業実施地区内における経営面積の3割以上の拡大又は4ha以上の拡大

イ 付加価値額の1割以上の拡大

ウ 労働生産性の3%以上の向上

- (2) 本事業の成果目標の目標年度は、第1の6(2)による構造転換支援計画の承認を受けた年度(以下この別記において「構造転換支援計画承認年度」という。)の翌々年度とする。

6 実施手続

(1) 構造転換支援計画の作成

ア 事業実施主体は、以下の(ア)から(ウ)までの事項を定める構造転換支援計画を作成するものとし、構造転換支援計画の作成に当たっては、事業実施地区が属する市町村における各種農業振興に関する計画等との整合に留意するとともに、関係機関等との調整を行うものとする。また、その際の構造転換支援計画の作成は、助成対象者の別表4の配分基準表(以下この別記において「配分基準表」という。)においてポイント化した項目、成果目標に係る現状、目標年度までの各年度の目標値及び導入等する機械等の規模決定の根拠等について、客観的な資料により確認の上、地域農業構造転換支援計画書(別紙様式第1号)により行うものとする。

(ア) 事業実施地区の成果目標

(イ) 事業実施計画

(ウ) その他必要な事項

イ 構造転換支援計画の作成に当たっては、助成対象者や助成対象事業内容等に係る要件の充足状況等を的確に把握する等の観点から、助成対象者等に確認の上、関係書類を整備し、記載するものとする。

なお、関係書類の整備に当たっては、助成対象者の負担軽減を図るため、市町村等の担当部局や関係部局等が保有するデータ等により記載が可能となる場合は、当該データ等の写しをもって代えることができるものとする。

ウ 個人情報(氏名、住所、共済加入情報等)を地方公共団体及び共済組合等で共有すること並びに事業実施主体が行う事業効果等の検証・説明に必要な調査、報告又は資料の提出に協力することについて、必ず助成対象者に説明の上、同意を取るものとする。

(2) 構造転換支援計画の承認等

ア 事業実施主体は、(1)で作成した構造転換支援計画を都道府県知事に提出し、その承認を受けるものとする。

イ 都道府県知事は、アにより提出を受けた構造転換支援計画について、次に掲げる要件を全て満たす場合に当該構造転換支援計画の承認を行うものとする。

(ア) 第1の5の成果目標が、事業実施地区が属する市町村の地域計画、基本構想、その他今後の農業の担い手の育成・確保を図るための計画の方向に即したものであること。

- (イ) 助成対象者について、事業実施地区におけるモデル的な農業経営としての経営改善効果の発現が見込まれる者であり、目標水準表に基づき、成果目標について目標年度までの各年度における目標値を設定し、経営改善に取り組む者であること。
 - (ウ) 成果目標の設定に当たっては、現状値及び目標年度までの各年度の目標値の設定根拠が明確となっていること。
 - (エ) 助成対象者が本事業以外の国の補助事業で設定した目標値と本事業で設定する目標値との整合が図られていること。
 - (オ) 事業実施地区が第1の2に規定する地区に該当していること。
 - (カ) 助成対象者が認定農業者である場合には、基盤強化法第12条第1項の認定を受けた農業経営改善計画（特定農業法人（同法第23条第7項の特定農用地利用規程（以下この別記において「特定農用地利用規程」という。）で定められた同条第4項の特定農業法人をいう。）の場合には、特定農用地利用規程）に即したものであること。
 - (キ) 助成対象者が認定就農者である場合には、認定就農計画（基盤強化法第14条の4第1項の認定を受けた青年等就農計画をいう。）に即したものであること。
 - (ク) 助成対象となる事業内容が、第1の4（2）の規定に適合するものであること。
 - (ケ) 事業実施主体が事業実施前に行う本事業に対する要望の把握に際して、農業者に対して十分な周知期間を確保していること。
 - (コ) 農業用機械をリース導入する場合にあっては、助成対象者の成果目標に加えて、リース期間終了後に相当程度の経営面積を拡大すること等が地域計画等で確認できること。
- ウ 都道府県知事は、構造転換支援計画の承認を行うに当たっては、その承認しようとする構造転換支援計画の成果目標の妥当性等について、地方農政局長等（北海道にあっては農林水産省経営局長（以下この別記において「経営局長」という。）、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。以下この別記において同じ。）と協議を行うものとする。その際の成果目標の妥当性等の協議は、地域農業構造転換支援計画成果目標妥当性等協議申請書（別紙様式第2号）により行うとともに、構造転換支援計画を取りまとめた都道府県実施計画（別紙様式第3号）を作成し添付するものとする。

(3) 事業の着工

- ア 事業実施主体は、助成対象者が事業に着工（機械等の発注を含む。）する場合は、原則として事業実施主体からの助成金の交付決定に基づき行うよう指導するものとする。

ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情が認められるときは、市町村が定める交付規則等（以下この別記において「市町村交付規則等」という。）における交付決定前着工に関する規定に基づき、事業実施主体に交付決定前着工届を提出している場合に限り、交付決定前に着工することができるものとする。

イ 事業実施主体は、助成対象者に対し、事業の着工に当たっては、中古機械等を含め、自ら一般競争入札、複数の業者からの見積徴取等により、事業費の低減（リース導入の場合は、事業費に諸費用を加えた額の低減）に向けた取組を行うよう周知・指導等を行うものとする。

ウ 事業実施主体は、助成対象者がアにより交付決定前に着工する場合は、事業の内容が的確となり、かつ、助成金の交付が確実となってから着工するよう指導するものとする。

また、この場合、交付決定までのあらゆる損失費用は助成対象者自らの責任となることを了知させるものとする。

なお、事業実施主体は、助成対象者が交付決定前に着工した場合には、交付申請書の備考欄に着工年月日及び交付決定前着工届の日付及び文書番号を記載するものとする。

エ 事業実施主体は、助成対象者がアにより交付決定前に着工する場合は、事前にその理由を十分検討して必要最小限にとどめるよう助成対象者を指導するほか、着工後においても必要な指導を十分に行うことにより事業が適正に行われるようにするものとする。

オ 事業実施主体は、助成対象者が本事業に着工した場合には、着工届を提出させるものとする。ただし、アの交付決定前着工届が提出されている場合は、この限りでない。

なお、着工届の提出は、事業の着工を確認できる書類（契約書、工事工程表等の写し）の提出をもって代えることができるものとする。

カ 都道府県知事は、事業実施主体に助言・指導を行うことにより、適正な事業の執行が図られるよう努めるものとする。

7 構造転換支援計画の重要な変更

構造転換支援計画の重要な変更は、次に掲げるものとし、6の手続に準じて行うものとする。

なお、これに該当しない変更に当たっては、事業の実施状況、社会・経済情勢の変化等を勘案し、適切に行うものとする。また、都道府県知事は、これらを掌握して適切に助言・指導等を行うよう努めるものとする。

(1) 成果目標の変更

(2) 事業実施地区の変更

(3) 助成対象事業内容の新設

8 事業の完了

(1) 本事業は、原則として構造転換支援計画承認年度において事業を完了するものとする。

(2) 事業実施主体は、助成対象者が事業を完了した場合には、竣工届を提出させるものとする。

この場合、事業実施主体は当該竣工届に基づく出来高の確認を行い、不適正な事態がある場合は、助成対象者に手直し等の措置を指示し、事業の適正を期すものとする。

なお、竣工届の提出は、事業の完了を確認できる書類（納品書、工事完成引渡書等の写し）の提出をもって代えることができるものとする。

9 導入等した機械等の管理運営等

事業実施主体は、助成対象者に対し、導入等した機械等を常に良好な状態で管理し、故障・不具合があった場合は必要に応じて修繕・改築・再取得等を行い、その設置目的に即して最も効率的な運用を図ることで適正に管理運営等するよう指導するものとする。

(1) 管理方法

ア 事業実施主体は、助成対象者が導入等した機械等について、助成金の交付目的に沿った適正な管理を行わせるため、法定耐用年数（中古機械等の場合は中古資産耐用年数）に相当する期間（リース導入の場合はリース期間）に準じて処分制限期間を設定させるものとする。

イ 事業実施主体は、助成対象者に対し、機械等の管理状況を明確にするため財産管理台帳を備え置かせるものとする。

ウ 事業実施主体は、助成対象者に対し、導入等した機械等について、管理運営状況を明らかにし、その効率的運用を図るため、管理運営日誌又は利用簿等（これらに準ずるものを含む。以下この別記において同じ。）を作成し、整備保存させるものとする。

エ 事業実施主体は、助成対象者がウにより作成した機械等の管理運営日誌又は利用簿等を各年度に少なくとも一度提出させるなど、機械等の管理状況を定期的に把握し、必要に応じて助成対象者に指導を行うなど、適正な管理運営等が行われるようにするものとする。

なお、過去に他の補助事業により導入等した機械等についても、同様に適切な管理運営等が行われるよう助成対象者に対し指導するものとする。

(2) 財産処分の手続

事業実施主体は、助成対象者が導入等した機械等について、(1)アで設定した処分制限期間内に、当該助成金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、

貸し付け、又は担保に供しようとするときは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下この別記において「補助金適正化法」という。）第22条に準じた財産処分として、市町村交付規則等に基づき財産処分の申請を行わせ、事業実施主体の承認を受けさせるものとする。また、事業実施主体は、当該申請の内容を承認するときは、財産処分の基準等に留意し、その必要性を検討しなければならない。

（3）災害の報告

事業実施主体は、助成対象者が導入等した機械等について、処分制限期間内に天災その他の災害により被害を受けたときは、直ちに助成対象者に報告させ、必要に応じて、（2）の財産処分の手続の要否その他の必要な手続を指導するものとする。

（4）増築等に伴う手続

事業実施主体は、助成対象者が導入等した機械等の移転若しくは更新又は生産能力、利用規模、利用方法等に影響を及ぼすと認められる変更を伴う増築、模様替等を当該機械等の処分制限期間内に行うときは、あらかじめ助成対象者に報告させ、必要に応じて、（2）の財産処分の手続の要否その他の必要な手続を指導するものとする。

第2 目標達成状況の報告等

- 1 事業実施主体は、構造転換支援計画承認年度から目標年度の前年度までの間における毎年度、助成対象者から成果目標の達成状況の報告を受け、当該成果目標に係る実績を客観的な資料により確認した上で、構造転換支援計画に定められた成果目標の達成状況を地域農業構造転換支援事業目標達成状況報告書（別紙様式第4号）により都道府県知事に報告するものとする。なお、成果目標の実績が天災その他の外的要因により大幅に変動したと認められる場合は、客観的な資料に基づき補正を行うことができるものとする。

また、構造転換支援計画承認年度及び目標年度前年度の成果目標の達成状況がいずれも80%未満である助成対象者については、目標年度における成果目標の確実な達成を図るため、支援機関（農業経営・就農支援体制整備推進事業実施要綱（令和6年3月28日付け5経営第3141号農林水産事務次官依命通知）別記1の第3の3（1）の農業経営・就農サポート活動を行う拠点をいう。以下この別記において同じ。）に登録されている中小企業診断士、税理士、経営コンサルタント等の専門家等（以下この別記において「専門家等」という。）を活用して、重点的な指導を行うものとする。

なお、導入等した機械等について、園芸施設共済、農機具共済、民間事業者が提供する保険への加入、施工・販売業者等による保証等が通年で継続されていることを農業共済担当部局等に確認するものとする。

- 2 事業実施主体は、以下のいずれかに該当する場合であって、やむを得ないものと認められる場合は、成果目標を変更し、又は評価を終了することができるものとし、第3の事業の評価に当たっても同様とする。

なお、成果目標の変更等の手続は、成果目標の変更等の理由を付記した目標未達成理由等の報告書（別紙様式第5号）に準じて作成した報告書を添付の上、第1の7に規定する構造転換支援計画の重要な変更に係る手続に準じて行うものとする。

- (1) 自然災害等により取組が困難となるような事態が生じている場合
- (2) 社会経済情勢の変化により成果目標の達成が困難となるような事態が生じている場合

- 3 都道府県知事は、1による報告を受けた場合は、その内容について点検し、構造転換支援計画に定められた当該年度における目標値が達成されていないとき、その他必要と判断したときは、事業実施主体に対して改善計画を提出させるなど、適切な指導を行うものとする。

特に点検の結果、当該年度における目標値の達成状況が50%未満である事業実施主体に対しては、関係部局と連携を密にしながら、重点的に助言・指導を行うものとする。

都道府県知事は、この点検結果及び指導内容を、地方農政局長等に、翌年度の7月末までに報告するものとする。

- 4 地方農政局長等は、3による報告を受けた場合は、当該年度における成果目標の達成状況の点検を行うこととし、その結果を踏まえ、必要に応じて都道府県知事を指導するとともに、北海道の場合を除き、その点検結果及び指導内容を経営局長に報告するものとする。
- 5 事業実施主体、都道府県知事、地方農政局長及び内閣府沖縄総合事務局長は、成果目標の達成状況及び点検結果を取りまとめ、公表するものとする。なお、経営局長にあつては、4による地方農政局長等からの報告（北海道にあつては3による報告）を取りまとめ、公表するものとする。
- 6 地方農政局長等は、3による報告のほか、必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、事業実施状況等について報告を求めることができるものとする。

第3 事業の評価

- 1 事業実施主体は、目標年度の翌年度に助成対象者から成果目標の達成状況の報告を受け、当該成果目標に係る実績を客観的な資料により確認した上で、目標年度における構造転換支援計画に定められた成果目標の達成状況について自ら評価し、そ

の達成状況を地域農業構造転支援事業目標達成状況報告書（別紙様式第4号）により都道府県知事に報告するものとする。なお、当該成果目標の実績が天災その他の外的要因により大幅に変動したと認められる場合は、客観的な資料に基づき補正を行うことができるものとする。

事業実施主体は、成果目標が達成されていない場合には、助成対象者ごとに、その理由、地域への影響等を目標未達成理由等の報告書（別紙様式第5号）により併せて報告するものとする。

また、成果目標の達成状況が80%未満である助成対象者については、成果目標の早期・確実な達成を図るため、目標未達成の理由等を分析の上、専門家等を活用して、重点的な指導を行うものとする。

なお、導入等した機械等について、園芸施設共済、農機具共済、民間事業者が提供する保険への加入、施工・販売業者等による保証等が通年で継続されていることを農業共済担当部局等に確認するものとする。

- 2 都道府県知事は、1の報告を受けた場合は、その内容について点検評価し、構造転換支援計画に定められた当該年度における成果目標が達成されていないときその他必要と判断したときは、事業実施主体に対して改善計画を提出させるなど、適切な指導を行うとともに、その点検評価結果及び指導内容を地方農政局長等に、翌年度の7月末までに報告するものとする。
- 3 都道府県知事は、2の指導を行った結果、構造転換支援計画に掲げた成果目標の全部又は一部が達成されない場合には、目標年度の翌々年度までには当該成果目標が達成されるよう事業実施主体に対し、継続的に助言・指導を行うとともに、必要に応じてその状況を地方農政局長等に報告し、連携して対応するものとする。
- 4 地方農政局長等は、2による報告を受けた場合は、成果目標の達成状況の評価を行うこととし、この結果を踏まえ、必要に応じて都道府県知事を指導するとともに、北海道の場合を除き、その点検評価結果及び指導内容を経営局長に報告するものとする。
- 5 事業評価を行った事業実施主体、都道府県知事、地方農政局長及び内閣府沖縄総合事務局長は、その結果を公表するものとする。なお、経営局長にあつては、4による地方農政局長からの報告（北海道にあつては2による報告）を受けた評価結果を取りまとめ、公表するものとする。

第4 国の助成措置等

- 1 本文第3により国が行う補助の額は、以下により算定するものとする。
 - (1) 助成対象者ごとの助成金は、構造転換支援計画に位置付けられた助成対象者の事業内容ごとの以下に掲げる助成金の額を合計した額とし、助成対象者ごとの上限額は、法人の場合は3,000万円、法人以外の者の場合は1,500万円とする。

ア 事業実施主体が第1の4(2)ア(ア)又は(イ)を実施する助成対象者に交付する助成金の額は、助成の対象となる経費に10分の3を乗じて得た額以内とする。

イ 事業実施主体が第1の4(2)ア(ウ)を実施する助成対象者に交付する助成金の額(以下この別記において「リース料助成額」という。)は、次の算式によるものとする。

「リース料助成額」＝「リース物件購入価格(税抜き)」×3/7以内

ただし、当該リース物件のリース期間を4年未満とする場合にあっては、次の算式によるものとする。

「リース料助成額」＝「リース物件購入価格(税抜き)」×(リース期間(1か月未満は切り捨て)/7年間)×0.75以内

(2) 附帯事務費

本事業の実施に関する事務及び指導・監督等に要する経費の2分の1以内の額とする。

なお、交付の対象となる附帯事務費の額は、対象となる事業に要する総事業費に別表2に定める附帯事務費の率を乗じて得た額以内とし、補助対象範囲は、別表3の附帯事務費の用途基準に定めるとおりとする。

2 国は、事業実施前に本事業に対する要望の把握に努めるとともに、要望合計額が配分予定額を上回る場合には、次に掲げる額の合計額及び附帯事務費のうち都道府県附帯事務費の額を都道府県ごとに配分するものとする。

(1) 配分予定額の半分以上で、成果目標として目標水準表の①経営面積の拡大を設定した者について、配分基準表に基づきポイント化し、当該ポイントに別表5の地区配分基準表による点数を合計した配分基準ポイントが高い順に、第4の1(1)により算定した合計額。

(2) (1)で算出した額を除いた範囲内で、配分基準表に基づきポイント化し、当該ポイントに別表5の地区配分基準表による点数を合計した配分基準ポイントが高い順に、第4の1(1)により算定した合計額。

なお、配分基準ポイントが同一の場合は、成果目標として目標水準表の①経営面積の拡大を設定した者を上位とする。

(3) (1)及び(2)により算定された額に係る附帯事務費のうち市町村附帯事務費の額。

3 国は、2により都道府県に配分した額に不用が生じることが明らかになったときは、配分額の一部若しくは全部を減額し、又は都道府県知事等に対し、既に交付した額の一部若しくは全部の返還を求めることができるものとする。

第5 関係書類の整備

事業実施主体は、事業終了年度の翌年度から起算して5年間、本事業の実施に係る次に掲げる関係書類等を整理保存しておくとともに、助成対象者に対しても同様の指導を行うものとする。ただし、本事業により取得し、又は効用の増加した財産で市町村交付規則等に定める処分制限期間を経過しない場合においては、6の管理関係書類を整理保存するものとする。

1 構造転換支援計画関係書類

(助成対象者の場合)

- (1) 配分基準表に基づくポイント化の根拠となる資料
- (2) 成果目標に係る現状及び構造転換支援計画承認年度から目標年度までの各年度の目標値の設定に関する資料
- (3) 導入等した機械等の規模決定の根拠となる資料
- (4) 成果目標に係る実績の根拠となる資料
- (5) 環境負荷低減のチェックシート (別紙様式第6号)

(事業実施主体の場合)

- (1) 配分基準表に基づくポイント化の根拠となる資料
- (2) 助成対象者の成果目標に係る現状及び構造転換支援計画承認年度から目標年度までの各年度の目標値の設定根拠を確認した資料
- (3) 助成対象者が導入等した機械等の規模決定の根拠を確認した資料
- (4) 助成対象者の成果目標に係る実績の根拠を確認した資料
- (5) 環境負荷低減のチェックシート (別紙様式第6号)
- (6) 構造転換支援計画の根拠となる資料 (助成対象者ごとの事業実施計画の作成のため、助成対象者から提出された資料等)
- (7) 第2の目標達成状況の報告等及び第3の事業の評価の根拠となる資料

2 予算関係書類

- (1) 予算書及び決算書
- (2) 分(負)担金賦課明細書
- (3) 代行施行によることの理由書 (代行施行による場合に限る。)
- (4) その他

3 工事施工関係書類

(直営施行の場合)

- (1) 実施設計書及び出来高設計書
- (2) 工事材料検収簿及び同受払簿
- (3) 賃金台帳及び労務者出面簿
- (4) 工事日誌及び現場写真
- (5) その他

(請負施行、委託施行及び代行施行の場合)

- (1) 実施設計書及び出来高設計書
- (2) 入札てん末書
- (3) 請負契約書
- (4) 工事完了届及び現場写真
- (5) その他

4 経理関係書類

- (1) 金銭出納簿
- (2) 分（負）担金徴収台帳
- (3) 証拠書類（見積書、請求書、入出金伝票、領収書及び借用証書等）
- (4) その他

5 往復文書

交付申請から実績報告に至るまでの申請書類並びに交付決定に当たっての書類及び設計書等

6 管理関係書類

- (1) 管理規程又は利用規程
- (2) 財産管理台帳
- (3) 導入等した機械等の管理運営日誌又は利用簿等
- (4) その他

7 その他必要と認められる書類

助成対象者及び事業実施要望者から提出等のあった書類及び助成対象者に送付等した書類であって、整理保存が必要と認められるもの

第6 事業の推進体制等

1 指導体制の整備

都道府県知事は、本事業の効果的かつ適正な推進を図るため、市町村及び農業団体等の関係機関との密接な連携による推進指導体制の整備を図り、本事業の実施についての推進指導に当たるとともに、本事業の円滑な実施を図るものとする。

また、事業実施主体が取組を行う事業実施地区が都道府県や市町村域を越える場合等においては、関係する地方公共団体と連携・協力し、適正な事業執行を図るものとする。

2 効率的かつ適正な執行の確保

- (1) 都道府県知事は、本事業が国民の貴重な税金を財源として実施されることに鑑み、各種説明会等を通じ、事業実施主体及び助成対象者に対し、本事業の趣旨及び履行すべき内容等について十分な周知を図るものとする。
- (2) 地方農政局長等は、都道府県知事に対し、事業の実施に関し、補助金適正化法その他の法令及び本要綱の執行のため、必要な限度において、報告若しくは資料

の提出を求め、又は本事業の適正な推進を図るために必要な指導及び助言を行うものとする。

(3) 地方農政局長等は、本事業の実施に関し、監督上必要があるときは、その対象事業を検査するとともに、その結果、違反の事実があると認めるときは、事業実施主体又は都道府県知事に対し、その違反を是正するため、必要な限度において、取るべき措置を講ずるよう指導することができる。

(4) 地方農政局長等は、都道府県知事に対し、本事業の効果等の検証・説明を目的として、調査、報告又は資料の提出を求めるとともに、必要に応じて指導監督等の措置を講ずることができる。

また、事業実施主体及び助成対象者は、都道府県知事が行う調査、報告又は資料の提出に協力するものとする。

(5) 事業実施主体は、本事業の実施に係る関係書類等の電子メールによる提出を認めること、既に提出されている資料と重複する資料や申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な資料については提出を求めないことなど、助成対象者の事務負担の軽減に努めるものとする。

(6) 都道府県知事及び事業実施主体は、作成、整備及び保管すべき関係書類等について、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができるものとする。

3 留意事項及びフォローアップ等

(1) 農林水産省本省、地方農政局及び内閣府沖縄総合事務局は、本事業の効率的かつ適正な実施が図られるよう、相互に連絡調整を緊密にするとともに、関係部局が一体となって、本事業の実施についての指導・助言に当たるものとする。また、国、都道府県及び事業実施主体の相互の緊密な連携・協力・情報提供等により、本事業の円滑な推進を図るものとする。

(2) 本事業の実施に当たって、事業実施主体は、助成対象者が虚偽の申請をしたことが判明した場合には、都道府県知事にその旨を報告するとともに、当該助成対象者に対し助成金の全額を返還させるなど適切な措置を講ずるものとする。

なお、その際に事業実施主体は、都道府県知事と必要な調整を行うものとし、指導・助言を受けるものとする。

(3) 都道府県知事は、(2)による報告を受けたとき及び事業実施主体に対して指導したときは、地方農政局長等に報告するものとする。

(4) 地方農政局長等は、(3)の報告を受けたときは、必要に応じ都道府県知事及び事業実施主体に対し、指導・助言するものとする。

(5) 事業実施主体は、構造転換支援計画に位置付けられた助成対象者の把握に努め、支援機関等との連携により、助成対象者の経営改善の取組に対するフォローアップに努めるものとする。

(6) 事業実施主体は、助成対象者に対し、助成対象者が導入等する機械等の保管・設置・施工場所について、ハザードマップの確認等により自然災害等のリスクについての情報提供を行うとともに、経営の継続が図られるよう、農林水産省が公表している自然災害等のリスクに備えるためのチェックリストを活用することなどによる農業版事業継続計画（Business Continuity Plan:BCP）の策定を推進するものとする。

(7) 事業実施主体は、本事業以外の担い手の育成・確保及び農地の集積・集約化等に関する各種施策の積極的な活用を努めるものとする。

4 本事業を実施する場合には、環境負荷低減に向けた以下の取組を実施するものとする。

(1) 事業実施主体は、助成対象者の事業の実施に当たっては、環境負荷低減のチェックシート（別紙様式第6号）（以下この別記において「チェックシート」という。）に記載された各取組について、事業実施期間中に実施する旨をチェックした上で、助成対象者に当該チェックシートを提出させるものとする。なお、提出されたチェックシートは、都道府県実施計画（別紙様式第3号）に添付するものとする。

(2) 事業実施主体は、助成対象者が事業を完了した場合には、チェックシートに記載された環境負荷低減の各取組について、事業実施期間中に実施したか否かをチェックし、助成対象者に提出させるものとする。なお、提出されたチェックシートは、事業実施年度の翌年度に第2の3による報告（市町村にあつては第2の1による都道府県知事への報告）に併せて提出するものとする。

なお、助成対象者のチェックシートについては、事業実施主体が収集したチェックシートの取組内容をまとめたリストをもってチェックシートに代えることができるものとする。

また、チェックシートを提出した者から抽出して、農林水産省の職員等が実際に環境負荷低減の取組をしたかどうか確認を行うこととする。

別表 1

事業実施地区の成果目標及び助成対象者の成果目標の目標水準

目 標 項 目	目 標 水 準 (以下のいずれかの目標を設定。)
① 経営面積の拡大	事業実施地区内において現状の経営面積より 3 割以上又は 4 ha 以上の拡大を行う。
② 付加価値額の拡大	現状の付加価値額（農産物の生産・加工・流通・その他経営に係る付加価値額全体をいい、収入総額から費用総額を控除した額に人件費を加算した額を用いる。以下同じ。）より 1 割以上の拡大を行う。
③ 労働生産性の向上	現状の労働生産性（付加価値額を労働投入量で除したものをいう。以下同じ。）より 3 %以上の向上を行う。

別表 2

附 帯 事 務 費 の 率

	都道府県 附帯事務費	市町村 附帯事務費	充当率	備 考
附帯事務費の率	1.7%以内	0.4%以内	1/2以内	

注： 都道府県附帯事務費のうち専任職員設置に要する経費の補助は、原則として都道府県附帯事務費助成金総額の2割以内とする。

別表 3

附 帯 事 務 費 の 使 途 基 準

(1) 都道府県附帯事務費

区 分	内 容
給 料	補助事業に直接従事する定数職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条第1項に規定する職員を含む。）に対する一般職給（管理職の地位にある職員は除く。）、非常勤職員（フルタイム）に対する給与
報 酬	非常勤職員（パートタイム）に対する報酬、委員手当
職員手当等	給料又は報酬が支弁される者に対する扶養手当、調整手当、住居手当、初任給調整手当、通勤手当、特殊勤務手当、特地勤務手当、へき地手当、時間外勤務手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当及び児童手当
旅 費	普通旅費（設計審査、検査等のため必要な旅費） 日額旅費（官公署等への常時連絡及び工事の施行、監督、測量、調査又は検査のための管内出張旅費） 委員等旅費（委員に対する旅費）
共 済 費	給料が支弁される者に対する地方公務員共済組合負担金、賃金又は報酬が支弁される者に対する社会保険料
報 償 費	謝金
需 用 費	消耗品費（各種事務用紙、帳簿、封筒等の文房具、その他消耗品費） 燃料費（自動車等の燃料費） 食糧費（当該事業遂行上特に必要な会議用弁当、茶菓子賄料等） 印刷製本費（図面、諸帳簿等の印刷費及び製本費） 修繕費（庁用器具類の修繕費）
役 務 費	通信運搬費（郵便料、電信電話料及び運搬費等） 自動車損害保険料（補助事業で取得した貨客兼用自動車に係るものに限る。）
使用料及び賃借料	会場借料、自動車、事業用機械器具等の借料及び損料
備品購入費	当該事業実施に直接必要な貨客兼用自動車、事業用機械器具等購入費
委 託 料	
公 課 費	自動車重量税（補助事業で取得したものに限る。）

(2) 市町村附帯事務費

区 分	内 容
給 料	非常勤職員（フルタイム）に対する給与
報 酬	非常勤職員（パートタイム）に対する報酬、委員手当
職員手当等	給料又は報酬が支弁される者に対する扶養手当、調整手当、住居手当、初任給調整手当、通勤手当、特殊勤務手当、特地勤務手当、へき地手当、時間外勤務手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当及び児童手当
旅 費	普通旅費（設計審査、検査等のため必要な旅費） 日額旅費（官公署等への常時連絡及び工事の施行、監督、測量、調査又は検査のための管内出張旅費） 委員等旅費（委員に対する旅費）
共 済 費	給料が支弁される者に対する地方公務員共済組合負担金、賃金又は報酬が支弁される者に対する社会保険料
報 償 費	謝金
需 用 費	消耗品費（各種事務用紙、帳簿、封筒等の文房具、その他消耗品費） 燃料費（自動車等の燃料費） 食糧費（当該事業遂行上特に必要な会議用弁当、茶菓子賄料等） 印刷製本費（図面、諸帳簿等の印刷費及び製本費） 修繕費（庁用器具類の修繕費）
役 務 費	通信運搬費（郵便料、電信電話料及び運搬費等）
使用料及び賃借料	会場借料、自動車、事業用機械器具等の借料及び損料
備品購入費	当該事業実施に直接必要な機械器具等購入費
委 託 料	

注： (1) 及び (2) の人件費（給料、報酬等）の算定に当たっては、補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について（平成22年9月27日付け22経第960号農林水産省大臣官房経理課長通知）により行うものとする。

別表 4

配 分 基 準 表

1 成果目標ポイント

成果目標として設定した項目について、設定した目標に応じて加点するものとする。

(1) 経営面積の拡大

成果目標に経営面積の拡大を設定している者にあつては、ア及びイにより加点するものとする。

ア 経営面積の拡大面積

施設園芸作	現状以上	0.1ha以上	0.2ha以上	0.3ha以上	0.4ha以上	0.5ha以上	0.6ha以上
果樹作	現状以上	0.3ha以上	0.6ha以上	0.9ha以上	1.2ha以上	1.5ha以上	1.8ha以上
上記以外	現状以上	2ha以上	4ha以上	6ha以上	8ha以上	10ha以上	12ha以上
点数	6点	10点	12点	14点	16点	18点	20点

イ 経営面積の拡大率

	現状以上	30%以上	33%以上	36%以上	40%以上	45%以上
点数	10点	12点	14点	16点	18点	20点

(2) 付加価値額の拡大

成果目標に付加価値額の拡大を設定している者にあつては、ア及びイにより加点するものとする。

なお、事業の要件を満たす場合であっても、ア及びイの合計点数が20点未満の場合は採択しないものとする。

ア 付加価値額の拡大率

	10%以上	15%以上	20%以上	25%以上	30%以上	35%以上
点数	10点	12点	14点	16点	18点	20点

イ 付加価値額の拡大額

	現状以上	60万円以上	100万円以上	300万円以上	500万円以上	750万円以上	1,000万円以上
点数	6点	10点	12点	14点	16点	18点	20点

(3) 労働生産性の向上

成果目標に労働生産性の向上を設定している者にあつては、(ア)及び(イ)により加点するものとする。

ただし、以下のア及びイの要件をいずれも満たす場合は、(ア)について20点を適用するものとする。

なお、事業の要件を満たす場合であっても、(ア)及び(イ)の合計点数が20点未満又は(イ)における付加価値額が現状未満の場合は、採択しないものとする。

ア 助成対象者又は助成対象者が所属する団体等が、農業の生産性の向上等を図るスマート農業技術の活用の促進に関する法律(令和6年法律第63号)に基づき、生産方式の革新実施計画(同法第7条第1項に定める生産方式革新実施計画をいう。以下同じ。)の認定を受けていること。

イ 本事業により導入等を予定している全ての機械等が、当該計画のスマート農業技術(計画の別記様式第2号4(4)Bの欄)又は新たな生産の方式(計画の別記様式第2号4(4)Cの欄)と一致すること。

(ア) 労働生産性の向上

	3%以上	5%以上	7%以上	9%以上	11%以上	13%以上 又はア及びイの要件をいずれも満たす者
点数	10点	12点	14点	16点	18点	20点

(イ) 付加価値額の拡大額

	現状以上	60万円以上	100万円以上	300万円以上	500万円以上	750万円以上	1,000万円以上
点数	6点	10点	12点	14点	16点	18点	20点

2 取組内容ポイント

助成対象者の取組内容に応じて加点するものとする。

項目	配点の水準	点数
① 経営管理の高度化	ア GLOBALG. A. P. 又は ASIAGAP の認証を取得している。	1点
	イ 青色申告を行っている。	1点
	ウ 農業版事業継続計画（BCP）を策定（農林水産省が公表している自然災害等のリスクに備えるためのチェックリスト「事業継続編」により策定した簡易版等を含む。）している。	1点
② 環境配慮の取組	環境負荷低減事業活動実施計画若しくは特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受けている。	2点
③ 輸出の取組	ア 輸出事業計画の認定を受けている、又は認定を受けた輸出事業計画に連携者として位置付けられている。	2点
	イ フラッグシップ輸出産地に参画している。	1点
④ 女性の取組	以下のいずれかに該当している。 ア 女性農業者（自らが農業経営を行っている又は部門間で区分経理を行っている場合に当該部門の責任者である者に限る。） イ 代表者が女性である若しくは役員若しくは構成員のうち女性が過半を占める法人又は任意組織 ウ 法人又は任意組織であって、部門間で区分経理を行っており、女性が当該部門の責任者であるもの	2点
⑤ 労働環境の改善	ア 労働保険（労働者災害補償保険・雇用保険）に加入している。	1点
	イ 社会保険（厚生年金保険・健康保険）に加入している。	1点
	ウ 労働時間、休憩及び休日について他産業と同等の労働環境を整備している。	1点

注：1 配分基準表に係るポイントの算定に当たっては、原則として、助成対象者の取組により算定するものとする。

2 環境負荷低減事業活動実施計画及び特定環境負荷低減事業活動実施計画とは、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号）により都道府県知事が認定した計画をいう。

3 輸出事業計画とは、輸出事業計画の認定規程（令和2年4月1日付け農林水産大臣決定）により農林水産大臣が認定した計画をいう。

- 4 フラッグシップ輸出産地とは、フラッグシップ輸出産地選定実施要領（令和6年4月19日付け6輸国第256号）第5の規定により認定証の交付を受けた産地をいう。

地区配分基準表

項目	配点の水準	点数
① 将来像が明確化された地域計画	事業実施地区の地域計画が将来像が明確化された地域計画である。	助成対象者のポイントに5点加点する。
② 誘致団地の創設	事業実施地区において、農業を担う者が定められていない農用地等を団地化し誘致団地を形成※すること（又は確実であると見込まれること）。 ※ 2筆以上で隣接した4ha以上の農地（中山間地域は2ha、樹園地は1ha、施設園芸は1ha）	助成対象者のポイントに5点加点する。

注：1 将来像が明確化された地域計画とは、以下の（1）、（2）及び（3）の要件を満たすものとする。ただし、令和8年度に実施するものについては、（3）の要件は適用しない。

（1）農用地の利用の集積に関する目標

地域計画に記載する目標集積率について、次に掲げる基準を全て満たすものであること。

ア 目標集積率が、現状集積率を下回らないこと。

イ 目標集積率が8割以上であること。

ただし、都府県にあっては、農業地域類型が、市町村を単位として中山間地域である場合、目標集積率が6割以上であれば可とする。

（2）農業を担う者が定められていない農用地等の面積の割合

地域計画に記載する「区域内の農用地等面積」から「地域内の農業を担う者一覧」に掲げる者の「10年後」における「経営面積」及び「作業受託面積」の合計を控除した面積が「区域内の農用地等面積」に占める割合が、次に掲げる基準を満たすものであること。

ア 農業地域類型が都市的地域又は平地農業地域である場合にあつては、1割未満であること

イ 農業地域類型が中間農業地域又は山間農業地域である場合にあつては、2割未満であること

（3）地域内の農業を担う者の経営面積及び作業受託面積

地域計画に記載する「地域内の農業を担う者一覧」に掲げる者の「10年後」における「経営面積」及び「作業受託面積」の合計が、「現状」における「経営面積」及び「作業受託面積」の合計と比較して増加していること。

令和 年度 地域農業構造転換支援計画書

都道府県名	市町村名	地区名 (地域計画名)	地域計画の情報					事業実施地区の成果目標 (設定経営体数)			左記の計	1 地域農業構造転換支援事業					2 市町村付帯事務費			地区配分基準ポイント		備考		
			地域計画の区分	農業地域類型	現状集積率 (%)	目標集積率 (%)	地域計画更新予定時期 (年月)	1 経営面の拡大	2 付加価値額の拡大	3 労働生産性の向上		事業費 (円)	国庫補助金 (円)	自己資金 (円)	都道府県費 (円)	市町村費 (円)	事業費 (円)	国庫補助金 (円)	市町村費 (円)	将来像が明確化された地域計画	誘致団地の創設			
合計																								

[添付資料]

- 1 助成対象者ごとの事業実施計画
- 2 市町村付帯事務費を使用する場合は、具体的な使途と経費の内訳を記載した資料
- 3 その他都道府県知事が必要と認める資料

(注) 添付資料について、都道府県のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

令和○年度地域農業構造転換支援計画成果目標妥当性等協議申請書

番 号
年 月 日

○○農政局長 殿
北海道にあつては、農林水産省経営局長
沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長

都道府県知事 ○ ○ ○ ○

地域農業構造転換支援対策要綱（令和8年1月23日付け7経営第2081号農林水産事務次官依命通知）別記1の第1の6の（2）のウの規定に基づき下記地区における成果目標について関係書類を添えて協議する。

記

市町村名	地区名

（注） 関係書類として、地域農業構造転換支援計画書（別紙様式第1号）及び都道府県実施計画（別紙様式第3号）を添付すること。

都道府県実施計画

I 都道府県実施計画

区分	事業費	負担区分				参 考	備 考
		補助金 A	都道府県費 B	市町村費 C	自己資金 D		
1 事業費						経営体	
2 附帯事務費							
(1) 都道府県附帯事務費			/	/			
(2) 市町村附帯事務費			/	/			
計							

(注) 備考欄には、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には、「除税額〇〇〇円うち国費〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入するとともに、同税額を減額した場合には計の欄の備考欄に合計額（「除税額〇〇〇円うち国費〇〇〇円」）を記入すること（農業用機械リース導入を除く）。

[附帯事務費の具体的な用途]

	具体的な用途
都道府県附帯事務費	
市町村附帯事務費	

Ⅱ 事業完了(予定)年月日

令和 年 月 日

Ⅲ 収支予算(精算)

(1) 収入の部

区分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備考
			増	減	
国庫補助金	円	円	円	円	
その他					
計					

(2) 支出の部

区分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備考
			増	減	
1. 事業費	円	円	円	円	
地域農業構造転換支援対策 のうちリース導入以外					
2. 附帯事務費					
計					

[添付資料]

- 1 都道府県が定める本補助金の交付に関する規程又は要綱等
- 2 実施内容(内訳)(別紙様式第3号別添1)

(注) 添付資料について、都道府県のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

実施内容(内訳)

都道府 県名	市町村 名	地区 名(地 域計 画名)	助成対象者の情報									事業内容			
			整 理 番 号	助成対象者 名	代表者名 (法人等 の場合に記 載)	目標地区 に位置付 けられた 者の区 分	営農類型 区分	法 人・ 法人 以外 の別	課税 事業 者の 区分	経営 面積 (現 状) (ha)	付加 価値 額 (現 状)	整備内容	事業内容(機 械等名、規 模、台数等)	購 入 ま た は リ ー ス の 別	設 定 す る 成 果 目 標

(注) 1 記入は、助成対象者ごとに記載する。
 2 「備考」欄には、消費税仕入控除税額を減額した場合には「除税額〇〇〇円 うち国費〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入する。
 3 担い手育成・確保等対策事業費補助金等交付要綱(平成12年4月1日12 構改B第350号農林水産事務次官依命通知)に定める交付申請書等に添付する場合は、支払経費ごとの内訳に関する項目以外は、省略できるものとする。

配分基準項目(加点した項目に点数を記載)																		備考	
経営面積		付加価値		労働生産性		小計	取組内容ポイント									地区(地域計画)			ポイント合計
拡大面積	拡大率	拡大率	付加価値拡大額	向上率	付加価値拡大額		経営管理高度化	環境配慮	輸出	女性	労働環境の改善	将来像が明確化された地域計画	誘致団地の創設						
														ア	イ	ウ	ア		

																					達成状況に関する事業実施主体の 所見（評価）	
2 付加価値額の拡大										3 労働生産性の向上												
現状 値 (円)	1年度目			2年度目			3年度目 (目標年度)			補正の 内容	現状 値	1年度目			2年度目			3年度目 (目標年度)				補正の 内容
	目標 (円)	実績 (円)	達成率 (%)	目標 (円)	実績 (円)	達成率 (%)	目標 (円)	実績 (円)	達成率 (%)			目標 (円)	実績 (円)	達成率 (%)	目標 (円)	実績 (円)	達成率 (%)	目標 (円)	実績 (円)	達成率 (%)		

地域農業構造転換支援事業達成状況報告書(市町村)

都道府県名	
-------	--

承認年度	市町村名	地区名	都道府県の点検（評価）における所見(評価)及び指導内容

- (注) 1 都道府県知事は、本様式を地方農政局長等へ報告する際、事業実施主体から提出された報告書に添付するものとする。
- 2 成果目標が未達成であり、事業実施主体に対して指導を行った地区の場合は、所見（評価）と合わせて指導内容を記入し、目標が達成している地区の場合は「－」を記入する。
 なお、目標年度において目標を達成していない場合は、事業実施主体に対する指導内容等の記載を必須とする。
- 3 目標年度を超えて継続して評価を実施する場合も、同様とする。

地域農業構造転換支援事業達成状況報告書(都道府県)

農政局名	
------	--

承認年度	都道府県名	市町村名	地区名	都道府県の点検(評価)における所見(評価)及び指導内容を踏まえた地方農政局等の所見(評価)及び指導内容

- (注) 1 地方農政局長及び内閣府沖縄総合事務局は、本様式を経営局長へ報告する際、都道府県知事から提出された報告書に添付するものとする。
- 2 成果目標が未達成の地区のみについて記入し、都道府県知事から計画主体等に対して指導内容を踏まえた所見(評価)及び指導内容を記入する。
- 3 目標年度を超えて継続して評価を実施する場合も、同様とする。

目標未達成理由等の報告書

都道府県名	市町村名	事業実施地区名	農業地域類型	計画承認年度	目標年度	事業実施主体

(注) 農業地域類型欄には、地区の農業地域類型(都市的地域、平地農業地域、中間農業地域、山間農業地域)を記載すること。

I 助成対象者ごとの成果目標の未達成理由等

No.	助成対象者名	成果目標	目標未達成となった主な理由等	目標達成に向けた改善措置及び目標達成見込時期等

II 地域への影響等と構造政策を進めるための今後の取組方向

<p>1 担い手への農地利用集積について</p> <p>2 必要となる担い手の育成について</p> <p>3 地域計画の策定・見直し等について</p> <p>4 未達成者の対応等その他</p>
--

〔記入要領〕

- 1 Iの「目標未達成となった主な理由等」欄については、助成対象者の成果目標の項目ごとに主な理由を記入する。
また、「目標達成に向けた改善措置及び目標達成見込時期等」欄については、これまでの達成状況等の推移を踏まえ、具体的な改善措置の内容、目標達成の見込とその時期について記入する。
なお、必須成果目標の達成状況が80%未満である助成対象者については、専門家等を活用した重点的な指導内容を記入すること。
- 2 IIについては、Iで整理した助成対象者ごとの成果目標未達成理由等を考慮の上で、目標未達成による地域への影響等を踏まえ、①地区内の担い手への農地利用集積状況や出し手・受け手の現状等を踏まえた課題と今後の具体的な対応策、②地域が必要とする担い手と地域内での役割分担の状況等を踏まえた課題と今後の具体的な対応策、③地域計画と現状との乖離状況等を踏まえた具体的な対応策等、④未達成者への今後の対応その他課題と対策等について記入する。

環境負荷低減のチェックシート（農業経営体向け）

事業名： _____
 助成対象者名： _____
 住所： _____
 連絡先： _____

	申請時 (します)	(1) 適正な施肥	報告時 (しました)
①	<input type="checkbox"/>	肥料の適正な保管	<input type="checkbox"/>
②	<input type="checkbox"/>	肥料の使用状況等の記録・保存に努める	<input type="checkbox"/>
③	<input type="checkbox"/>	作物特性やデータに基づく施肥設計を検討	<input type="checkbox"/>
④	<input type="checkbox"/>	有機物の適正な施用による土づくりを検討	<input type="checkbox"/>
	申請時 (します)	(2) 適正な防除	報告時 (しました)
⑤	<input type="checkbox"/>	病害虫・雑草が発生しにくい生産条件の整備を検討	<input type="checkbox"/>
⑥	<input type="checkbox"/>	病害虫・雑草の発生状況を把握した上で防除の要否及びタイミングの判断に努める	<input type="checkbox"/>
⑦	<input type="checkbox"/>	多様な防除方法（防除資材、使用方法）を活用した防除を検討	<input type="checkbox"/>
⑧	<input type="checkbox"/>	農薬の適正な使用・保管	<input type="checkbox"/>
⑨	<input type="checkbox"/>	農薬の使用状況等の記録・保存	<input type="checkbox"/>
	申請時 (します)	(3) エネルギーの節減	報告時 (しました)
⑩	<input type="checkbox"/>	農機、ハウス等の電気・燃料の使用状況の記録・保存に努める	<input type="checkbox"/>
⑪	<input type="checkbox"/>	省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしないように努める	<input type="checkbox"/>

	申請時 (します)	(4) 悪臭及び害虫の発生防止	報告時 (しました)
⑫	<input type="checkbox"/>	悪臭・害虫の発生防止・低減に努める	<input type="checkbox"/>
	申請時 (します)	(5) 廃棄物の発生抑制、 適正な循環的な利用及び適正な処分	報告時 (しました)
⑬	<input type="checkbox"/>	プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理	<input type="checkbox"/>
	申請時 (します)	(6) 生物多様性への悪影響の防止	報告時 (しました)
⑭	<input type="checkbox"/>	病害虫・雑草の発生状況を把握した上で防除の要否及びタイミングの判断に努める（再掲）	<input type="checkbox"/>
⑮	<input type="checkbox"/>	多様な防除方法（防除資材、使用方法）を活用した防除を検討（再掲）	<input type="checkbox"/>
	申請時 (します)	(7) 環境関係法令の遵守等	報告時 (しました)
⑯	<input type="checkbox"/>	みどりの食料システム戦略の理解	<input type="checkbox"/>
⑰	<input type="checkbox"/>	関係法令の遵守	<input type="checkbox"/>
⑱	<input type="checkbox"/>	農業機械等の装置・車両の適切な整備と管理の実施に努める	<input type="checkbox"/>
⑲	<input type="checkbox"/>	正しい知識に基づく作業安全に努める	<input type="checkbox"/>

<報告内容の確認と個人情報の取り扱いについて>

- 本チェックシートにて報告された内容については、農林水産省が対象者を抽出し、実施状況の確認を行います。
- 記入いただいた個人情報については、本チェックシートの実施状況確認のために農林水産省で使用し、ご本人の同意がなければ第三者に提供することはありません。

44 上記について、確認しました→

環境負荷低減のチェックシート（畜産経営体向け）

事業名： _____
 助成対象者名： _____
 住所： _____
 連絡先： _____

申請時 (します)	(1) 適正な施肥	報告時 (しました)
① <input type="checkbox"/>	※飼料生産を行う場合（該当しない <input type="checkbox"/>) 肥料の適正な保管	<input type="checkbox"/>
② <input type="checkbox"/>	※飼料生産を行う場合（該当しない <input type="checkbox"/>) 肥料の使用状況等の記録・保存に努める	<input type="checkbox"/>
申請時 (します)	(2) 適正な防除	報告時 (しました)
③ <input type="checkbox"/>	※飼料生産を行う場合（該当しない <input type="checkbox"/>) 病害虫・雑草が発生しにくい生産条件の整備を 検討	<input type="checkbox"/>
④ <input type="checkbox"/>	※飼料生産を行う場合（該当しない <input type="checkbox"/>) 農薬の適正な使用・保管	<input type="checkbox"/>
⑤ <input type="checkbox"/>	※飼料生産を行う場合（該当しない <input type="checkbox"/>) 農薬の使用状況等の記録・保存	<input type="checkbox"/>
申請時 (します)	(3) エネルギーの節減	報告時 (しました)
⑥ <input type="checkbox"/>	畜舎内の照明、温度管理等施設・機械等の使用 や導入に際して、不必要・非効率なエネルギー 消費をしないように努める	<input type="checkbox"/>
申請時 (します)	(4) 悪臭及び害虫の発生防止	報告時 (しました)
⑦ <input type="checkbox"/>	悪臭・害虫の発生防止・低減に努める	<input type="checkbox"/>
⑧ <input type="checkbox"/>	※飼養頭数が一定規模以上の場合（該当しない <input type="checkbox"/>) 家畜排せつ物の管理基準の遵守	<input type="checkbox"/>

申請時 (します)	(5) 廃棄物の発生抑制、 適正な循環的な利用及び適正な処分	報告時 (しました)
⑨ <input type="checkbox"/>	プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理	<input type="checkbox"/>
申請時 (します)	(6) 生物多様性への悪影響の防止	報告時 (しました)
⑩ <input type="checkbox"/>	※特定事業場である場合（該当しない <input type="checkbox"/>) 排水処理に係る水質汚濁防止法の遵守	<input type="checkbox"/>
申請時 (します)	(7) 環境関係法令の遵守等	報告時 (しました)
⑪ <input type="checkbox"/>	みどりの食料システム戦略の理解	<input type="checkbox"/>
⑫ <input type="checkbox"/>	関係法令の遵守	<input type="checkbox"/>
⑬ <input type="checkbox"/>	GAP・HACCPについて可能な取組から実践	<input type="checkbox"/>
⑭ <input type="checkbox"/>	アニマルウェルフェアの考えに基づいた飼養 管理の考え方を認識している	<input type="checkbox"/>
⑮ <input type="checkbox"/>	農業機械等の装置・車両の適切な整備と管理 の実施に努める	<input type="checkbox"/>
⑯ <input type="checkbox"/>	正しい知識に基づく作業安全に努める	<input type="checkbox"/>
⑰ <input type="checkbox"/>	※和牛生産を行っている場合（該当しない <input type="checkbox"/>) 家畜改良増殖法及び家畜遺伝資源に係る不正 競争防止に関する法律の遵守	<input type="checkbox"/>

＜報告内容の確認と個人情報の取り扱いについて＞

- ・ 本チェックシートにて報告された内容については、農林水産省が対象者を抽出し、実施状況の確認を行います。
- ・ 記入いただいた個人情報については、本チェックシートの実施状況確認のために農林水産省で使用し、ご本人の同意がなければ第三者に提供することはありません。

上記について、確認しました→

注 ※の記載内容に「該当しない」場合には□にチェックしてください。
 この場合、当該項目の申請時・報告時のチェックは不要です。

(裏面) 農業経営体向け、畜産経営体向け (共通)

「関係法令の遵守」に関する法令一覧

- (1) 適正な施肥
 - ・肥料の品質の確保等に関する法律 (昭和25年法律第127号)
 - ・農用地の土壌の汚染防止等に関する法律 (昭和45年法律第139号)
 - ・土壌汚染対策法 (平成14年法律第53号) 等
- (2) 適正な防除
 - ・農薬取締法 (昭和23年法律第82号)
 - ・植物防疫法 (昭和25年法律第151号) 等
- (3) エネルギーの節減
 - ・エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律 (昭和54年法律第49号) 等
- (4) 悪臭及び害虫の発生防止
 - ・家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律 (平成11年法律第112号)
 - ・悪臭防止法 (昭和46年法律第91号) 等
- (5) 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分
 - ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和45年法律第137号)
 - ・食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律 (平成12年法律第116号)
 - ・国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律 (平成12年法律第100号)
 - ・容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律 (平成7年法律第112号)
 - ・プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律 (令和3年法律第60号) 等
- (6) 生物多様性への悪影響の防止
 - ・遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律 (平成15年法律第97号)
 - ・水質汚濁防止法 (昭和45年法律第138号)
 - ・湖沼水質保全特別措置法 (昭和59年法律第61号)
 - ・鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 (平成14年法律第88号)
 - ・鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律 (平成19年法律第134号)
 - ・合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律 (平成28年法律第48号)
 - ・漁業法 (昭和24年法律第267号)
 - ・水産資源保護法 (昭和26年法律第313号)
 - ・持続的養殖生産確保法 (平成11年法律第51号) 等
- (7) 環境関係法令の遵守等
 - ・労働安全衛生法 (昭和47年法律第57号)
 - ・環境影響評価法 (平成9年法律第81号)
 - ・地球温暖化対策の推進に関する法律 (平成10年法律第117号)
 - ・国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律 (平成19年法律第56号)
 - ・土地改良法 (昭和24年法律第195号)
 - ・森林法 (昭和26年法律第249号) 等

環境負荷低減のチェックシート（自治体等向け）

都道府県名・市町村名： _____
 担当部署・担当者： _____

	申請時 (します)	(1) エネルギーの節減	報告時 (しました)
①	<input type="checkbox"/>	オフィスや車両・機械等の電気・燃料の使用状況の記録・保存に努める	<input type="checkbox"/>
②	<input type="checkbox"/>	省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしない（照明、空調、ウォームビズ・クールビズ、燃費効率のよい機械の利用等）ように努める	<input type="checkbox"/>
③	<input type="checkbox"/>	環境負荷低減に配慮した商品、原料等の調達を検討	<input type="checkbox"/>

	申請時 (します)	(2) 廃棄物の発生抑制、 適正な循環的な利用及び適正な処分	報告時 (しました)
④	<input type="checkbox"/>	プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理	<input type="checkbox"/>
⑤	<input type="checkbox"/>	資源の再利用を検討	<input type="checkbox"/>

	申請時 (します)	(3) 環境関係法令の遵守等	報告時 (しました)
⑥	<input type="checkbox"/>	環境配慮の取組方針の策定や研修の実施に努める	<input type="checkbox"/>
⑦	<input type="checkbox"/>	正しい知識に基づく作業安全に努める	<input type="checkbox"/>

別記2 新規就農者チャレンジ事業

第1 事業の趣旨

将来の農地の受け手となる新規就農者の育成・確保を図るため、早期の経営発展を目指し、意欲的に取り組む新規就農者に対し、必要な農業用機械・施設（以下この別記において「機械・施設」という。）の導入等の取組を支援する。

第2 事業の仕組み

- 1 国は、全国農業委員会ネットワーク機構（農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第42条第1項の規定による農林水産大臣の指定を受けた農業委員会ネットワーク機構をいう。以下この別記において同じ。）に対して、補助金を交付する。
- 2 全国農業委員会ネットワーク機構は、本事業に要する経費を都道府県に交付する。
- 3 都道府県は、本事業に要する経費を市町村に交付する。

第3 取組主体

第6の7に定めるサポート体制を整備している市町村とする。

第4 事業内容

1 事業実施地区

本事業については、原則として以下の（1）若しくは（2）の要件を満たす地域計画（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下この別記において「基盤強化法」という。）第19条第1項の地域計画をいう。以下この別記において同じ。）が策定されている地域又は地域計画のブラッシュアップを行い、事業実施年度の翌年度までに当該要件を満たすことが確実であると取組主体が認める地域内で行われるものとする。

ただし、東日本大震災に伴い発生した東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故の影響により、避難区域や作付制限区域等が設定された福島県の12市町村（田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村及び飯舘村をいう。）及び令和6年能登半島地震の被災市町（七尾市、輪島市、珠洲市、志賀町、穴水町及び能登町に限る。）において営農する場合は、この限りでない。

- （1）地域計画における「担い手（効率的かつ安定的な経営を営む者）に対する農用地の集積に関する目標」の「将来の目標とする集積率」（以下この別記において「目標集積率」という。）が「現状の集積率」（以下この別記において「現状集積率」という。）より減少するものでなく（ただし、目標集積率が7割以上の場合は除く。）、目標集積率が6割以上であること。

ただし、農業地域類型（「農林統計に用いる地域区分の制定について」（平成13年11月30日付け13統計第956号農林水産省大臣官房統計情報部長通知）の農業地域類型区分別基準指標の分類をいう。）が中間農業地域又は山間農業地域（以

下この別記において「中山間地域」という。)である場合には、5割以上であること(都府県に限る。)

(2) 目標集積率が現状集積率より10ポイント以上増加するものであること。

2 交付対象者の要件

取組主体は、以下の要件を満たし、本事業の助成の対象となる個人又は法人(以下この別記において「交付対象者」という。)に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

- (1) 独立・自営就農時の年齢が65歳未満であり、次世代を担う農業者となることについての強い意欲を有している者又はその者が経営する法人であること。
- (2) 青年等就農計画(基盤強化法第14条の4第1項に規定する青年等就農計画をいう。以下この別記において同じ。)の認定を申請時において受けていること。
- (3) 地域計画のうち目標地図(基盤強化法第19条第3項に規定する地図をいう。以下この別記において同じ。)に位置付けられ、又は位置付けられることが確実と見込まれること。
- (4) 新規就農者育成総合対策実施要綱(令和4年3月29日付け3経営第3142号農林水産事務次官依命通知)の別記2就農準備資金・経営開始資金のうち経営開始資金、新規就農者確保緊急円滑化対策実施要綱(令和5年12月1日付け5経営第2016号農林水産事務次官依命通知)の別記1就農準備・経営開始支援事業のうち経営開始支援資金、新規就農者確保緊急対策実施要綱(令和3年12月20日付け3経営第1996号農林水産事務次官依命通知)の別記1就農準備・経営開始支援事業のうち経営開始支援資金(以下この別記において「経営開始資金等」という。)による資金の交付を申請時において受けていないこと。
- (5) 交付対象者が新規就農者育成総合対策実施要綱の別記1経営発展支援事業、新規就農者確保緊急円滑化対策実施要綱の別記2世代交代・初期投資促進事業、新規就農者確保緊急対策実施要綱の別記6初期投資促進事業(以下この別記において「経営発展支援事業等」という。)による助成を過去に受けている場合は、既に成果目標を上回る成果を上げている、又は、事業実施年度の前年度の経営規模(この項において農業所得、販売額、作付面積、又は飼養頭数のいずれかのことをいう。)が以下のア若しくはイを上回っていること。ただし、災害、病気等のやむを得ない事情があると取組主体が認める場合は、この限りではない。
 - ア 経営発展支援事業等の別紙様式第1号の別添1収支計画における当該事業実施年度の前年度の経営規模
 - イ 市町村基本構想(基盤強化法第6条第1項の基本構想をいう。)における新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標の値を5で除した値に、農業経営開始からの年数を乗じて得た値なお、経営規模が天災その他の外的要因により大幅に変動したと認められる場合は、客観的な資料に基づき経営規模の補正を行うことができるものとする。
- (6) 環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律(令和4年法律第37号。以下この別記において「みどりの食料システム法」という。)に基づく環境負荷低減に取り組むこと。

3 補助対象となる事業内容等

(1) 補助の対象となる事業内容は、交付対象者が自らの経営において使用するために行う次に掲げる取組とする。ただし、次に掲げる力の取組はアと併せて実施できないものとする。

ア 農産物の生産、加工、流通その他農業経営の開始若しくは改善に必要な機械・施設の改良又は取得

イ 離農予定者等の経営資源を継承・利用する場合に必要な農業用機械・施設等の修繕、移設又は撤去

ウ 家畜の導入

エ 果樹・茶の新植・改植

オ 農地等の改良又は造成

カ リースによる農産物の生産、加工、流通その他農業経営の開始又は改善に必要な農業用機械の導入

(2) (1) の事業内容は、個々の事業内容ごとに、次に掲げる基準を満たすものとする。

ア 単年度で完了すること。

イ 事業費（リース導入の場合はリース物件購入価格。以下この別記において同じ。）が事業内容ごとに50万円以上であること。ただし、(1) のイに係る事業費は25万円以上とする。

なお、事業の対象となる機械・施設が中古機械若しくは中古施設（以下この別記において「中古機械等」という。）又は中古資材等を活用して整備する施設である場合には、取組主体が適正と認める価格で取得されるものであること。

ウ 原則として、事業の対象となる機械・施設は、法定耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）第1条第1項に規定する耐用年数をいう。以下この別記において同じ。）がおおむね5年以上20年以下のものであること。ただし、事業の対象となる機械・施設が中古機械等である場合には、同令第3条に基づく耐用年数（以下この別記において「中古資産耐用年数」という。）が2年（リース導入の場合はリース期間）以上のものであること（法定耐用年数を経過したものについては、販売店等による2年間（リース導入の場合はリース期間）以上の保証があるものに限る。）。

エ 原則として、運搬用トラック、パソコン、倉庫、フォークリフト、ショベルローダー、バックホウ、GPSガイダンスシステム等農業経営の用途以外の用途に容易に供されるような汎用性の高いものではないこと。ただし、以下に掲げる場合には、この限りではない。

(ア) フォークリフト、ショベルローダー、バックホウ、GPSガイダンスシステム（農業用機械に設置するものに限る。）等の機械については、以下の要件を全て満たすものであること。

① 農産物の生産等に係る作業に使用する期間内において他用途に使用されないものであること。

② 農業経営において真に必要なこと。

③ 導入後の適正利用が確認できるものであること。

(イ) 環境衛生施設（トイレ等）、ほ場観測施設、中継拠点施設（農機具格納庫等）等の施設については、(ア)の①から③までの要件に加え、ほ場又はほ場の近接地に設置するものであること。

オ 導入等を予定している機械・施設が、経営体の成果目標の達成に直結するものであり、かつ、既存の機械・施設の代替として、同種、同能力等のものを再度整備（いわゆる更新）するものではないこと。

カ 本事業以外の国の補助事業の対象として導入等するものでないこと（融資に関する利子の助成措置を除く。）。

キ 市町村事業計画の都道府県知事による承認以前に、交付対象者が、自己資金又は本事業以外の補助事業による計画に基づき実施中又は既に完了しているものではないこと。

ク 取得する機械・施設について、園芸施設共済、農機具共済、民間事業者が提供する保険への加入、施工・販売業者等による保証その他の気象災害等に備えた措置がなされるものであること。なお、当該措置適用期間は、被覆期間中、稼働期間中又は災害の発生が想定される時季に限定せず、通年であって、第6の8の(1)の(ア)に規定する処分制限期間の満了までとすること。

ケ 補助事業等により取得した財産の修繕、移設、撤去等を実施する場合は、あらかじめ「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準について」（平成20年5月23日付け20経第385号農林水産省大臣官房経理課長通知。以下この別記において「財産の処分等の承認基準」という。）により財産処分申請を行い、財産処分の承認を受けている、又は承認を受ける見込みであること。

(3) 農業用機械をリース導入する場合にあつては、次に掲げるとおりとする。

ア 交付対象者とリース契約予定事業者との共同申請を原則とし、取組主体は、交付対象者が選定した農業用機械の購入を行ったリース事業者（共同申請者）へ補助金を支払うこと。

また、財産処分の手続等により補助金の返還がある場合、リース事業者から返還を受けることとし、そのことについてリース事業者が同意していること。

イ リース期間は3年以上で、法定耐用年数以内又は中古資産耐用年数以内であること。

ウ 取組主体は、交付対象者及びリース事業者に対し、交付対象者の成果目標が達成されない場合には、リース期間の延長等の適切な対応を促すものとする。

エ 交付対象者の成果目標に加えて、リース期間終了後に相当程度の経営面積を拡大すること等が地域計画等で確認できること。

4 補助額

本事業の交付対象者の補助対象経費は、3の(1)の取組に必要な経費とし、以下により算定するものとする。

取組主体が交付対象者に交付する事業内容ごとの補助金の額は、次の(1)又は(2)の額とする。

(1) 取組主体が3の(1)のアからオまでを実施する交付対象者に交付する補助金の額は、補助対象経費に10分の3を乗じて得た額以内とする。

(2) 取組主体が3の(1)のカを実施する交付対象者に交付する補助金の額(以下この別記において「リース料補助額」という。)は、次の算式によるものとする。

「リース料補助額」＝「リース物件購入価格(税抜き)」×3/7以内

ただし、当該リース物件のリース期間を4年未満とする場合にあっては、次の算式によるものとする。

「リース料補助額」＝「リース物件購入価格(税抜き)」×

(リース期間(1か月未満は切り捨て)/7年間)×0.75以内

なお、交付対象者ごとの補助上限額は、法人の場合は3,000万円、個人の場合は1,500万円とする。

5 目標年度

事業実施年度の翌々年度とする。

6 成果目標

本事業の成果目標は、以下の(1)から(3)までのいずれか一つを設定するものとする。

なお、取組主体は、交付対象者に、別表1の目標水準に基づき、適切に成果目標を設定させるものとする。

(1) 事業実施地区内における経営面積の3割以上の拡大

(2) 付加価値額の1割以上の拡大

(3) 労働生産性の3%以上の向上

第5 交付対象者の手続

1 交付対象者事業計画の承認申請

交付対象者は、新規就農者チャレンジ事業計画(別紙様式第1号。以下この別記において「交付対象者事業計画」という。)を作成し、取組主体に承認申請する。

あわせて、交付対象者は、「みどりチェック」チェックシート(別紙様式第1号別添7)に記載された各取組について、事業実施期間中に実施する旨をチェックした上で提出するものとする。ただし、当該年度において、農林水産省の他の事業等で既に交付対象者から提出されている場合には、提出を求めない。

なお、交付対象者事業計画を作成するに当たっては、取組主体に相談し、計画の妥当性及び目標達成の実現性の観点から、第6の7のサポート体制の関係者等から助言及び指導を受けるものとする。

2 交付対象者事業計画の変更申請

交付対象者は、交付対象者事業計画に記載された取組を変更し、中止し、又は廃止する場合は、取組主体に計画の変更を承認申請するものとする。

3 交付申請

1の承認を受けた交付対象者は、新規就農者チャレンジ事業交付申請書(別紙様式第2号)を作成し、取組主体に補助金の交付を申請するものとする。

4 事業の着工

(1) 交付対象者は、事業に着工（機械・施設の発注を含む。）する場合は、原則として取組主体からの補助金の交付決定に基づき行うものとする。ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情が認められるときは、市町村が定める交付規則等（以下この別記において「市町村交付規則等」という。）における交付決定前着工に関する規定に基づき、取組主体に交付決定前着工届を提出している場合に限り、交付決定前に着工することができるものとする。

(2) 交付対象者は、(1)の事業の着工に当たっては、中古機械等を含め、自ら一般競争入札、複数の業者からの見積徴取等により、事業費の低減（リース導入の場合は、事業費に諸費用を加えた額の低減）に向けた取組を行うものとする。また、このことについて、取組主体は交付対象者に周知・指導等を行うものとする。

(3) 取組主体は、交付対象者が(1)により交付決定前に着工する場合は、事業の内容が的確となり、かつ、補助金の交付が確実となってから着工するよう指導するものとする。

また、この場合、交付決定までのあらゆる損失費用は交付対象者自らの責任となることを了知させるものとする。

なお、取組主体は、交付対象者が交付決定前に着工した場合には、交付申請書の備考欄に着工年月日並びに交付決定前着工届の日付及び文書番号を記載するものとする。

(4) 取組主体は、交付対象者が(1)により交付決定前に着工する場合は、事前にその理由を十分検討して必要最小限にとどめるよう交付対象者を指導するほか、着工後においても必要な指導を十分に行うことにより事業が適正に行われるようにするものとする。

(5) 取組主体は、交付対象者が本事業に着工した場合には、着工届を提出させるものとする。ただし、(1)の交付決定前着工届を提出している場合は、この限りではない。

なお、着工届の提出は、事業の着工を確認できる書類（契約書、工事工程表等の写し）の提出に代えることができるものとする。

(6) 都道府県知事は、取組主体に助言・指導を行うことにより、適正な事業の執行が図られるよう努めるものとする。

5 事業の完了

取組主体は、交付対象者が事業を完了した場合には、竣工届を提出させるものとする。

この場合、取組主体は当該竣工届に基づく出来高の確認を行い、不適正な事態がある場合は、交付対象者に手直し等の措置を指示し、事業の適正を期すものとする。

なお、竣工届の提出は、事業の完了を確認できる書類（納品書、工事完成引渡書等の写し）の提出をもって代えることができるものとする。

6 実績報告

交付対象者は、交付対象者事業計画に記載された取組を完了したときは、新規就農者チャレンジ事業実績報告兼補助金支払請求書（別紙様式第3号）を作成し、取組主体に報告するものとする。

7 取組状況報告等

(1) 取組状況報告

交付対象者は、事業実施年度の翌年度から5年間、毎年7月末及び1月末までにその直前の6か月（実績報告後1回目の報告においては、実績報告後又は就農後からの期間）の新規就農者チャレンジ事業取組状況報告（別紙様式第4号。以下この別記において「取組状況報告」という。）を取組主体に提出するものとする。

また、交付対象者は、毎年1回、取組状況報告を提出する際（原則、毎年1月末までの報告時）に、別紙様式第4号別添5の「みどりチェック」チェックシートに記載された各取組について、前回の提出以降（実績報告後1回目の報告においては、実績報告後又は就農後からの期間）に実施した旨をチェックした上で、取組主体に提出する。なお、「みどりチェック」チェックシートを提出した者から抽出して、農林水産省の職員が実際に環境負荷低減の取組を実施したかどうか確認を行うものとする。

(2) 住所等変更報告

交付対象者は、交付対象者事業計画に定めた目標年度までに氏名、居住地、電話番号等を変更した場合は、変更後1か月以内に住所等変更届（別紙様式第5号）を取組主体に提出するものとする。

8 その他

(1) 交付対象者は、本事業により導入した機械・施設、家畜（肥育牛を除く。）、果樹・茶の改植を行った樹園地等（以下この別記において「導入機械等」という。）を、第6の8の(1)のアで設定した処分制限期間内に、当該補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、その旨を取組主体に報告し、あらかじめ取組主体の承認を受けるものとする。

(2) 交付対象者は、予定の期間内に事業が完了しない場合、事業の遂行が困難となった場合又は導入機械等の耐用年数が残存する間に使用が困難となった場合は、その旨を取組主体に速やかに報告するものとする。

第6 取組主体の手続等

1 交付対象者事業計画作成への助言及び指導

取組主体は、交付対象者が交付対象者事業計画を作成するに当たっては、都道府県普及指導センター等の関係機関、7のサポート体制の関係者等と協力して、交付対象者事業計画の妥当性及び目標達成の実現性の観点から、必要な助言及び指導を行うものとする。

2 交付対象者事業計画の承認

取組主体は、交付対象者から交付対象者事業計画の承認申請があった場合には、内容について審査し、第7の2の(3)により都道府県に承認を受けた市町村事業計画に基づくものと認められる場合は承認するものとする。交付対象者事業計画を承認した場合は、交付対象者に通知するものとする。

3 交付対象者事業計画の変更の承認

取組主体は、交付対象者事業計画の変更申請があった場合は、2の手續に準じて、承認するものとする。

4 交付の決定及び補助金の交付

第5の3に基づく交付申請を受けた取組主体は、申請の内容を審査し、申請の内容が適当であると認めた場合は交付を決定するものとする。

また、第5の6に基づく実績報告を受けた取組主体は、報告の内容が適当であると認めた場合は補助金を交付するものとする。

5 取組状況等の確認

(1) 取組状況報告の確認

取組状況報告を受けた取組主体は、7のサポートチームと協力し、実施状況を確認し、必要な場合は、サポートチームと連携して適切な助言及び指導を行うものとする。なお、取組状況報告の確認、助言及び指導は、取組状況確認チェックリスト(別紙様式第6号)を用いて、交付対象者の状況に応じた効果的な方法で実施するものとする。

(2) 経営状況の確認

取組主体は、(1)の確認に加え、サポートチームと協力して交付対象者の経営状況の把握に努めることとし、事業実施の翌年度から交付対象者事業計画に定めた目標年度まで、必ず年1回は、以下のアからウまでの方法により、取組状況確認チェックリスト(別紙様式第6号)を用いて、交付対象者の経営状況と課題を交付対象者とともに確認し、青年等就農計画、成果目標の達成に向けて経営改善等が必要な場合は、適切な助言及び指導を行うものとする。

ア 交付対象者への面談

(ア) 営農に対する取組状況

(イ) 栽培・経営管理状況

(ウ) 交付対象者事業計画の達成に向けた取組状況

(エ) 労働環境等に対する取組状況

イ 圃場確認

(ア) 耕作すべき農地が遊休化されていないか

(イ) 農作物を適切に生産しているか

ウ 書類確認

(ア) 作業日誌

(イ) 帳簿

(ウ) 農地の権利設定の状況が確認できる書類(農地台帳(農地法(昭和27年法律第229号)第52条の2に基づき農業委員会が作成する農地台帳をいう。)、農地法第3条の許可を受けた使用貸借、賃貸借若しくは売買契約書、農業経

営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号。以下この別記において「令和4年改正法」という。）の施行前の基盤強化法第19条の規定に基づく公告があった農用地利用集積計画、令和4年改正法の施行前の農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第7項の規定に基づく公告があった農用地利用配分計画、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の規定に基づく公告があった農用地利用集積等促進計画、都市農地の貸借の円滑化に関する法律（平成30年法律第68号）第4条第1項の規定に基づく事業計画又は特定作業受委託契約書のうち該当する箇所のいずれかの書類の写し。以下この別記において同じ。）

6 申請窓口

- (1) 当該交付対象者が位置付けられ、又は位置付けられることが確実と見込まれている目標地区の策定市町村が申請の窓口となり、交付することを基本とする。
- (2) 目標地区又は策定市町村と交付対象者の居住市町村が異なる場合は、両市町村で調整の上、居住する市町村から交付することができるものとする。

7 サポート体制の整備

- (1) 取組主体は、交付対象者の「経営・技術」、「営農資金」、「農地」の各課題に対応できるよう、都道府県普及指導センター、農業協同組合、株式会社日本政策金融公庫等の金融機関、農業委員会等の関係機関に所属する者、指導農業士等の関係者で構成するサポート体制を整備するものとする。取組主体は、別紙様式第9号別添（別紙2）により、当該サポート体制等を記載した新規就農者に対するサポート計画（以下この別記において「地域サポート計画」という。）を新規就農者の支援ニーズを把握した上で作成し、新規就農者育成総合対策実施要綱の別記5の第3の2の（1）のオの新規就農支援ポータルサイトに公表するものとする。ただし、経営開始資金等又は経営発展支援事業等において地域サポート計画を作成している場合は、当該計画の公表をもって本事業の地域サポート計画を作成し、公表したものとみなすことができる。
- (2) 取組主体は、当該サポート体制の中から、交付対象者ごとに「経営・技術」、「営農資金」、「農地」のそれぞれの専属の担当者（この別記において「サポートチーム」という。）を選任し、交付対象者の上記各課題の相談先を明確にするものとする。サポートチームについては、新規就農者の農業経営、地域生活等の諸課題に対して適切な助言及び指導が可能な農業者を参画させることを必須とする。当該農業者は、交付対象者の農業経営、地域生活等に関する相談に乗り、必要に応じて助言及び指導を行うものとする。
- (3) 交付対象者が早期に経営を安定・発展させ、地域に定着していけるよう、サポート体制の関係者は次に掲げるア及びイについて、サポートチームは次に掲げるウについて行うものとする。
 - ア 1の交付対象者事業計画作成への助言及び指導
 - イ 2の審査への参加
 - ウ 5の取組状況の確認、助言及び指導

8 導入機械等の管理運営等

取組主体は、交付対象者に対し、導入機械等を常に良好な状態で管理し、故障・不具合があった場合は必要に応じて修繕、改築・再取得等を行い、その導入目的に即して最も効率的な運用を図り、適正に管理運営等するよう指導するものとする。

(1) 管理方法

ア 取組主体は、導入機械等について、補助金の交付目的に沿った適正な管理を行わせるため、交付対象者に対し、法定耐用年数（中古機械等の場合は中古資産耐用年数）に相当する期間（リースの場合はリース期間）に準じて処分制限期間を設定させるものとする。

イ 取組主体は、交付対象者に対し、導入機械等の管理状況を明確にするため財産管理台帳を備え置かせるものとする。

ウ 取組主体は、交付対象者に対し、導入機械等の管理運営状況を明らかにし、その効率的運用を図るため、管理運営日誌、利用簿等（これらに準ずるものを含む。以下この別記において同じ。）を適宜作成、整備及び保存させるものとする。

エ 取組主体は、交付対象者がウで作成した導入機械等の管理運営日誌、利用簿等を各年度に少なくとも一度提出させるなど、導入機械等の管理状況を定期的に把握し、必要に応じて交付対象者に指導を行うなど、適正な管理運営等が行われるようにするものとする。

なお、過去に他の補助事業により導入した農業用機械・施設等についても、同様に適切な管理運営等が行われるよう交付対象者に対し指導するものとする。

(2) 財産処分の手続

取組主体は、交付対象者から第5の8の（1）の報告を受けたときは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第22条に準じた財産処分として、第7の1の内規に基づく財産処分の申請を行わせ、取組主体の承認を受けさせるものとする。

この場合において、取組主体は、当該申請の内容を承認するときは、財産の処分等の承認基準の定めるところによりその必要性を検討するとともに、あらかじめ都道府県を通じて全国農業委員会ネットワーク機構と協議した上で行うものとする。

(3) 災害の報告

取組主体は、導入機械等が処分制限期間内に天災その他の災害により被害を受けたときは、直ちに交付対象者に報告させ、必要に応じて、（2）に準じて必要な手続を指導するものとする。

(4) 増築等に伴う手続

取組主体は、導入機械等の移転若しくは更新又は生産能力、利用規模、利用方法等に影響を及ぼすと認められる変更を伴う増築、模様替え等を当該機械等の処分制限期間内に行うときは、あらかじめ交付対象者に報告させ、必要に応じて、（2）に準じて必要な手続を指導するものとする。

9 農業共済等の積極的活用等

取組主体は、農業共済組合と連携し、交付対象者に対し、経営の安定を図るため、

農業共済その他の農業関係の保険への積極的・継続的な加入を推進するものとする。また、交付対象者が従業員の雇用等をしている場合にあっては、労働環境に関する改善等について働きかけるよう努めるものとする。

10 交付対象者情報の共有

(1) 全国農業委員会ネットワーク機構は交付対象者の補助金の交付情報等を集約し、必要に応じて、本事業に関わる関係機関の間で当該情報を共有する。

また、国、全国農業委員会ネットワーク機構、取組主体等は交付対象者の情報を共有することにより、交付対象者が定着し、地域の中心となる農業経営者となっていくまで、より丁寧なフォローアップに活用するとともに、交付状況や農業共済の加入状況等の確認、重複や虚偽申請の確認のために利用するものとする。

(2) (1) を実施するため、全国農業委員会ネットワーク機構は、新規就農者育成総合対策実施要綱の別記1の第8の10の(2)のデータベース（以下この別記において「データベース」という。）を運用するものとする。また、データベースにおける取組主体による交付情報等の登録状況を確認し、登録及び更新が適切に行われていない場合は、取組主体等に対し、速やかに登録等を完了させるよう促す等、登録状況の管理を適切に行うものとする。なお、データベースを変更したときは、データベースのシステムソフトウェアの複製を国に提出するものとする。

(3) 取組主体等は、(2)のデータベースに交付情報等を速やかに登録するものとする。

(4) 国、全国農業委員会ネットワーク機構、取組主体等は、本事業の実施に際して得る個人情報については、別紙様式第11号により適切に取り扱うものとする。

第7 事業計画等

1 事業実施に係る内規の作成

全国農業委員会ネットワーク機構は、補助金の管理、個人情報の取扱い等について定めた事業実施に関する内規を作成することとし、内規を作成又は変更したときは、農林水産省経営局長（以下この別記において「経営局長」という。）の承認を得るものとする。

2 事業計画の作成

(1) 全国事業計画の作成

全国農業委員会ネットワーク機構は、全国事業計画（別紙様式第7号）を作成し、交付申請時に経営局長に提出するものとする。

(2) 都道府県事業計画の作成

ア 都道府県は、交付対象者の取組の内容について適当であるか等を確認し、別表2の配分基準表によりポイント付けの上、都道府県新規就農者チャレンジ事業計画（別紙様式第8号。以下この別記において「都道府県事業計画」という。）を作成し、地方農政局長等（北海道にあっては経営局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。以下この別記において同じ。）に提出するものとする。

イ 国は、アで提出のあった都道府県事業計画について、交付対象者の取組をポ

イントの高い順に予算の範囲内で採択するものとする。なお、同ポイントの場合は国庫補助金の低い事業、国庫補助金も同額である場合は総事業費の高い取組計画（別紙様式第8号別添（別紙1）候補者（交付対象者）リストをいう。）を優先的に採択するものとする。

ウ 地方農政局長等は、イで採択されることになった取組に係る都道府県事業計画を承認し、通知するものとする。

（3）市町村事業計画の作成

取組主体は、交付対象者の交付対象者事業計画について適当であるか確認の上、市町村新規就農者チャレンジ事業計画（別紙様式第9号。この別記において「市町村事業計画」という。）を作成し、都道府県の承認を得るものとする。

なお、市町村は、（2）のアで都道府県が行うポイント付けについて、関連する書類の確認等に協力するものとする。

（4）計画の重要な変更

（2）の都道府県事業計画、（3）の市町村事業計画について、以下の項目につき変更を行う場合は、それぞれの手続に準じて行うものとする。

ア 新規就農者数に関する目標

イ 別紙様式第8号又は第9号別添（別紙1）候補者リストへの候補者の追加

ウ 補助金の交付計画における国費総額の増又は30%を超える減

エ 推進事業の対象経費（以下この別記において「推進事業費」という。）の増加

3 全国農業委員会ネットワーク機構から都道府県への補助

（1）2の（2）の承認を受けた都道府県は、承認された計画の範囲内で補助金の支払を請求するときは、支払請求書（別紙様式第10号）を全国農業委員会ネットワーク機構に提出するものとする。

（2）（1）の提出を受けた全国農業委員会ネットワーク機構は、都道府県に補助金を支払うものとする。

4 事業実績報告の作成

（1）全国事業実績報告の作成

全国農業委員会ネットワーク機構は、事業の完了後、全国事業実績報告（別紙様式第7号）を事業実施年度の翌年度の9月末までに経営局長に報告するものとする。

（2）都道府県事業実績報告の作成

ア 都道府県は、都道府県新規就農者チャレンジ事業実績報告（別紙様式第8号。以下この別記において「都道府県事業実績報告」という。）を作成し、事業実施年度の翌年度の9月末までに地方農政局長等に報告するものとする。

都道府県は、都道府県事業実績報告の作成に当たり、新規就農者に関する目標の達成状況、交付対象者事業計画の進捗状況、達成状況等の評価を行うものとする。

また、（3）により目標年度の翌年度に市町村から改善措置の報告があった場合は、必要に応じて、市町村及び交付対象者に対し、ヒアリングを実施する

などし、改善に向けた指導及び助言を行うものとする。

イ 地方農政局長等は、アの報告を受けた後、当該都道府県事業実績報告を全国農業委員会ネットワーク機構に報告するものとする。

(3) 市町村事業実績報告の作成

市町村は、市町村新規就農者チャレンジ事業実績報告（別紙様式第9号。以下この別記において「市町村事業実績報告」という。）を作成し、都道府県に報告するものとする。

市町村事業実績報告の作成に当たっては、関係機関と連携し、新規就農者に関する目標の達成状況、交付対象者事業計画の進捗状況、達成状況等の評価を行うものとする。

また、目標年度の翌年度の7月末の取組状況報告の確認において、交付対象者が交付対象者事業計画で実施することとしていた取組を未実施又は達成していなかった場合は、翌年度を目標とする改善計画を提出させるなど、適切な改善措置を講じ、併せて報告するものとする。

(4) 国によるフォローアップ

国は（1）及び（2）の報告を踏まえ、必要に応じて、全国農業委員会ネットワーク機構、都道府県及び市町村に対し、ヒアリングを実施し、指導及び助言を行うものとする。

第8 推進事業

全国農業委員会ネットワーク機構、都道府県、取組主体等は、本事業及び経営発展支援事業等を推進するため、推進事業として以下の事業を実施することができるものとする。推進事業費は別表3のとおりとし、事業の一部を外部に委託することができるものとする。なお、全国農業委員会ネットワーク機構、都道府県、取組主体等の会計に属する補助金及び推進事業費の預託に係る利子収入は、本事業に要する推進事業費に充てることができるものとする。

- 1 補助事業の実施に関する事務
- 2 補助事業の交付対象者の指導活動

第9 効率的かつ適正な執行の確保

- 1 取組主体は、本事業が国民の貴重な税金を財源として実施されることに鑑み、交付対象者に対し、地域農業の振興に努めるべき旨を十分周知するものとする。
- 2 国は、事業実施前に本事業に対する要望の把握に努めるものとする。
- 3 国は、本事業が適切に実施されたかどうか及び本事業の効果を確認するため、全国農業委員会ネットワーク機構、都道府県、市町村、本事業に関係する機関及び交付対象者に対し、必要な事項の報告を求め、及び現地への立入調査を行うことができる。
- 4 本事業の実施に当たって、取組主体は、交付対象者が虚偽の申請をしたことが判明した場合には、都道府県知事にその旨を報告するとともに、当該交付対象者に対し補助金の全額を返還させるなど適切な措置を講ずるものとする。

なお、その際に取り組主体は、都道府県知事と必要な調整を行うものとし、指導・助言を受けるものとする。

- 5 都道府県知事は、4による報告を受けたとき及び取組主体に対して指導したときは、地方農政局長等に報告するものとする。
- 6 地方農政局長等は、5の報告を受けたときは、必要に応じ都道府県及び取組主体に対し、指導・助言するものとする。
- 7 取組主体は、本事業の実施に係る関係書類等の電子メールによる提出を認めることなど、交付対象者の事務負担の軽減に努めるものとする。

(別表1)

成果目標の目標水準

目標項目	目標水準 (以下のいずれかの目標を設定。)
① 経営面積の拡大	事業実施地区において現状の経営面積より3割以上の拡大を行う。
② 付加価値額の拡大	現状より付加価値額（農産物の生産・加工・流通・その他経営に係る付加価値額全体をいい、収入総額から費用総額を控除した額に人件費を加算した額を用いる。以下この別記において同じ。）の1割以上の拡大を行う。
③ 労働生産性の向上	現状の労働生産性（付加価値額を労働投入量で除したものをいう。以下この別記において同じ。）より3%以上の向上を行う。

(別表2)

配 分 基 準 表

1 成果目標ポイント

成果目標として設定した項目について、設定した目標に応じて加点するものとする。

(1) 経営面積の拡大

成果目標に経営面積の拡大を設定している者にあつては、ア及びイにより加点するものとする。

ア 経営面積の拡大面積

施設園芸作	現状以上	15a 以上	18a 以上	21a 以上	24a 以上	27a 以上	30a 以上
果樹作	現状以上	25a 以上	30a 以上	35a 以上	40a 以上	45a 以上	50a 以上
土地利用型	現状以上	75a 以上	100a 以上	125a 以上	150a 以上	175a 以上	200a 以上
上記以外	現状以上	25a 以上	30a 以上	35a 以上	40a 以上	45a 以上	50a 以上
点数	6 点	10 点	12 点	14 点	16 点	18 点	20 点

イ 経営面積の拡大率

	現状以上	30%以上	33%以上	36%以上	40%以上	45%以上
点数	10点	12点	14点	16点	18点	20点

(2) 付加価値額の拡大

成果目標に付加価値額の拡大を設定している者にあつては、ア及びイにより加点するものとする。

なお、事業の要件を満たす場合であっても、ア及びイの合計点数が20点未満の場合は採択しないものとする。

ア 付加価値額の拡大率

	10%以上	15%以上	20%以上	25%以上	30%以上	35%以上
点数	10 点	12 点	14 点	16 点	18 点	20 点

イ 付加価値額の拡大額

	現状以上	15万円以上	25万円以上	75万円以上	125万円以上	175万円以上	250万円以上
--	------	--------	--------	--------	---------	---------	---------

点数	6点	10点	12点	14点	16点	18点	20点
----	----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

(3) 労働生産性の向上

成果目標に労働生産性の向上を設定している者にあつては、(ア)及び(イ)により加点するものとする。

ただし、以下のア及びイの要件をいずれも満たす場合は、(ア)について20点を適用するものとする。

なお、事業の要件を満たす場合であっても、(ア)及び(イ)の合計点数が20点未満又は(イ)における付加価値額が現状未満の場合は、採択しないものとする。

ア 交付対象者が、農業の生産性の向上等を図るスマート農業技術の活用の促進に関する法律(令和6年法律第63号)に基づき、生産方式の革新実施計画(同法第7条第1項に定める生産方式革新実施計画をいう。以下同じ。)の認定を受けていること。

イ 本事業により導入等を予定している全ての機械・施設が、当該計画のスマート農業技術(計画の別記様式第2号4(4)Bの欄)又は新たな生産の方式(計画の別記様式第2号4(4)Cの欄)と一致すること。

(ア) 労働生産性の向上

	3%以上	5%以上	7%以上	9%以上	11%以上	13%以上 又はア及びイの要件をいずれも満たす者
点数	10点	12点	14点	16点	18点	20点

(イ) 付加価値額の拡大額

	現状以上	15万円以上	25万円以上	75万円以上	125万円以上	175万円以上	250万円以上
点数	6点	10点	12点	14点	16点	18点	20点

2 取組内容ポイント

助成対象者の取組内容に応じて加点するものとする。

項目	配点の基準	点数
①研修	ア 農業生産に関して、自らが取り組もうとする作目を含む研修をおおむね1年以上（おおむね1,200時間以上）受けている	1
	イ 農業生産に関して、自らが取り組もうとする作目について研修をおおむね1年以上（おおむね1,200時間以上）受けている	2
	ウ ア及びイに加え、販売・流通・マーケティングの知識、帳簿や財務諸表の作成、労務管理等の農業経営に関する研修を受けている	3
②サポート体制	ア 地域サポート計画が策定されている	1
	イ アに加え、普及指導センターの普及指導活動の対象者として選定されている	2
	ウ イに加え、アの地域サポート計画の支援分野の全て ^{※1} について、担当機関・部署が明確になっている	3
③経営管理の合理化	ア 農作業の記録（施肥量、農薬散布量、作業時間等）を毎日つける	1
	イ アに加え、GAP認証等を取得する ^{※2}	3
④法人化	ア 目標年度までに農業経営を法人化する	3
	イ 法人化している又は事業実施年度内に法人化する	5
⑤家族経営協定を書面で締結している ^{※3}		1
⑥農業版事業継続計画（BCP）を策定している		1
⑦データを活用した農業を実践する		2
⑧みどりの食料システム法に基づく環境負荷低減事業活動実施計画又は特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受ける		2
合計（最大）		20

- ※1 支援分野は「技術・経営指導」、「農地確保支援」、「農業用機械・施設等の確保支援」、「資金相談」、「農業者による指導」、「販路支援」、「生活に係る支援（住居、子育て等）」、「事務局・全体調整」。
- ※2 JGAP、ASIAGAP若しくはGLOBALG. A. P. の認証を取得し、又は国際水準GAPガイドラインに準拠した都道府県GAPのうち、自治体等が農業者の都道府県GAPへの取組状況を審査する仕組みを有しているものについて、当該審査に合格したものも含まれるものとする。
- ※3 法人の場合は就業規則等、一人で農業経営する場合は家族経営協定に類するものとして自らの働き方に関する規定を書面で定めている場合に同協定を定めているものとみなす。

(別表3)

推進事業費

区分	内容	注意点
謝金	事業を実施するために直接に必要な事務の補助、専門的知識の提供、資料の収集、会議の出席等について協力を得た有識者等に対し支払う謝礼に必要な経費	根拠ある単価を設定のこと。
旅費	事業を実施するために直接に必要な経費及び専門家等に支払う経費	
事務等経費	事業を実施するために直接に必要な印刷製本費、通信運搬費、雑役務費（手数料、印紙代等）、借上費（会場借料、パソコン等のリース料）、消耗品費、賃金（臨時的に雇用した者、全国農業委員会ネットワーク機構職員に対して支払う実働に応じた対価並びに都道府県及び市町村職員の時間外労働に応じた対価）、会計年度任用職員給与（地方公共団体において会計年度任用職員に任用された職員を本事業に従事させる場合の地方公共団体が定める会計年度任用職員の給与に関する条例等の規定に基づく給料、報酬及び諸手当（本事業への従事割合に応じて補助対象とすることが可能））、共済費（臨時的に雇用した者等の賃金に係る社会保険料及び子ども・子育て拠出金）等	
委託費	本事業を他の者に委託するために必要な経費	

上記の経費であっても、補助事業の有無にかかわらず全国農業委員会ネットワーク機構、取組主体等で具備すべき備品・物品等を購入し、又はリース・レンタルする場合は対象外とする。また、人件費の算定に当たっては、補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について（平成22年9月27日付け22経第960号農林水産省大臣官房経理課長通知）により行うものとする。

新規就農者チャレンジ事業計画

令和 年 月 日

殿

住 所：
氏 名：
(生年月日： 年 月 日 歳)

新規就農者チャレンジ事業の実施について、関係書類を添えて承認申請します。
なお、地域農業構造転換支援対策実施要綱（令和8年1月23日付け7経営第2081号
農林水産事務次官依命通知）の規定を遵守し、農業経営に励むことを誓約します。

1 就農状況

経営開始 時期	令和 年 月 独立・自営就農時の年齢： 歳
就農地	
就農形態	<input type="checkbox"/> 新たに農業経営を開始※ ₁ <input type="checkbox"/> 親（三親等以内の親族を含む。以下この別記において同じ。）の農業経営とは別に新たな部門を開始※ ₂ <input type="checkbox"/> 親の農業経営を継承※ ₃ [<input type="checkbox"/> 全体、 <input type="checkbox"/> 一部] <input type="checkbox"/> 法人の（共同）経営

※₁ 非農家出身者で独立・自営就農する者の場合

※₂ 農家出身者で親の農業経営を継承せずに独立・自営就農する者の場合

※₃ 農家出身者で親の農業経営を継承して独立・自営就農する者の場合

2 経営概要

営農類型					
経営面積 飼養頭羽数	作目： a				
	作目： a				
	合計： a				
前年度総所得 (円)	(うち前年度農業所得：)				
農業経営の 構成 (交付対象者 本人・家族労 働力)	氏名	生年月日 (年齢)	交付対象者と の続柄 (法人経営にあ っては役職)	年間の 農業従 事日数	担当業務

従業員数	常時雇用者数	人（うち女性 人）			
	臨時雇用者数	人（うち女性 人）			
法人化の予定	<input type="checkbox"/> 既に法人化している（設立時期： 年 月） <input type="checkbox"/> 有り（時期： 年 月頃） <input type="checkbox"/> 無し （法人化しない理由： ）				

※ 法人の場合は定款を添付すること。

3 成果目標の取組

※ 実施する項目に○を記載すること。

目標項目	目標水準	実施
①経営面積の拡大	事業実施地区内において現状の経営面積より3割以上の拡大を行う。	
②付加価値額の拡大	現状より付加価値額の1割以上の拡大を行う。	
③労働生産性の向上	現状より付加価値額の3%以上の向上を行う。	

4 採択ポイント

(1) 成果目標ポイント

取組項目	目標水準		点数
ア	現状	目標	
イ	現状	目標	

(2) 取組目標ポイント

※ 取り組む項目を全て記載すること。

取組項目	目標水準	点数
合計（最大20点）		

(3) 合計ポイント

合計 (最大60点)	
---------------	--

5 取組内容（事業概要）

※ 実施する取組（第4の3の（1）のア～カ）ごとに記載すること。

第4の3の（1）のア					
取組内容					
	融資の活用	<input type="checkbox"/> 活用する 金融機関名：_____			
		担保措置の有無：有・無 <input type="checkbox"/> 活用しない			
	共済等の加入状況	<input type="checkbox"/> 加入済み <input type="checkbox"/> 加入予定 共済等名：_____			
		加入（予定）期間：____年__月__日～ _____年__月__日			
	着工（予定）年月日				
	完了（予定）年月日				
事業費（円）	国費	都道府県費	市町村費	自己負担	合計

※ 機械・施設導入等計画書を添付すること。

第4の3の（1）のイ					
取組内容					
	着工（予定）年月日				
	完了（予定）年月日				
事業費（円）	国費	都道府県費	市町村費	自己負担	合計

第4の3の（1）のウ					
取組内容					
	着工（予定）年月日				
	完了（予定）年月日				
事業費（円）	国費	都道府県費	市町村費	自己負担	合計

第4の3の(1)のエ					
取組内容					
	着工(予定)年月日				
	完了(予定)年月日				
事業費 (円)	国費	都道府県費	市町村費	自己負担	合計

第4の3の(1)のオ					
取組内容					
	着工(予定)年月日				
	完了(予定)年月日				
事業費 (円)	国費	都道府県費	市町村費	自己負担	合計

第4の3の(1)のカ					
取組内容					
	リース事業者:				
	リース期間:				
	着工(予定)年月日				
	完了(予定)年月日				
事業費 (円)	国費	都道府県費	市町村費	自己負担	合計

※ 機械・施設等リース計画書を添付すること。

6 地域計画への位置付け

事業実施地区	
地域計画の分類	<input type="checkbox"/> 目標集積率が6割以上(中山間地域の場合は5割以上) <input type="checkbox"/> 目標集積率が現状集積率より10ポイント以上増加するもの <input type="checkbox"/> 目標集積率が事業実施年度の翌年度までに6割以上(中山

	間地域の場合は5割以上) となることが確実 □目標集積率が事業実施年度の翌年度までに現状集積率より10ポイント以上増加することが確実	
位置付けの状況	□位置付けられている □位置付けられることが確実	
当該地域計画内での経営内容	現状	作目：_____ 経営面積：_____ a
		作目：_____ 経営面積：_____ a
	10年後 (予定)	作目：_____ 経営面積：_____ a
		作目：_____ 経営面積：_____ a

※ 交付対象者が複数の地域計画に位置付けられる場合、本事業の対象となる地域計画のみ記載すること。

7 経営発展支援事業等の交付の有無

交付を	<input type="checkbox"/> 受けた (令和 年度採択)
	<input type="checkbox"/> 受ける見込み (令和 年度 (予定))
	<input type="checkbox"/> 受けていない

8 経営発展支援事業等の取組状況 (第4の2の(5))

※ 7で交付を受けたにチェックを入れた方のみ記載

<input type="checkbox"/> 既に成果目標を達成している
成果目標：
達成状況：
<input type="checkbox"/> 事業実施年度の前年度の経営規模がアを上回っている
経営規模：
達成状況：
<input type="checkbox"/> 事業実施年度の前年度の経営規模がイを上回っている
経営規模：
達成状況：
<input type="checkbox"/> 災害、病気等のやむを得ない事情に該当
理由：

※ 直近の就農状況報告書を添付すること (データベースに入力されている場合は省略可。)

9 農業経営改善計画の認定予定

※ 経営発展支援事業等による補助を過去に受けている場合のみ記載すること。

<input type="checkbox"/> 予定している (理由：) (認定予定：令和 年 月までに認定を受ける予定) <input type="checkbox"/> 未定・予定していない (理由：)
--

10 青年等就農計画の認定要件

※ 50歳以上で認定を受けた場合のみ記載すること（該当する番号を記入。）。

<p>該当項目： _____</p> <p>① 商工業その他の事業の経営管理に3年以上従事した者</p> <p>② 商工業その他の事業の経営管理に関する研究又は指導、教育その他の役務の提供の事業に3年以上従事した者</p> <p>③ 農業又は農業に関連する事業に3年以上従事した者</p> <p>④ 農業に関する研究又は指導、教育その他の役務の提供の事業に3年以上従事した者</p> <p>⑤ 前各号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者</p>
--

11 経営開始資金、経営開始支援資金又は農業次世代人材投資事業（開始型）の交付の有無

<p>交付を <input type="checkbox"/> 過去に受けていた <input type="checkbox"/> 現に受けている</p> <p><input type="checkbox"/> 受ける見込み <input type="checkbox"/> 受けていない（受けない）</p>
--

12 就農準備資金、就農準備支援資金又は農業次世代人材投資事業（準備型）の交付の有無

<p>交付を <input type="checkbox"/> 過去に受けていた <input type="checkbox"/> 現に受けている</p> <p><input type="checkbox"/> 受けていない</p>
--

13 過去の研修等の経験

研修先	期間	年 月 日 ～			
		年	月	日	日

添付書類

- 別添1：収支計画
- 別添2：履歴書
- 別添3：経営を開始した時期を証明する書類（農地等の経営資産の取得時期が分かる書類等） * 1
- 別添4：農地及び主要な機械・施設の一覧、農地の権利設定の状況が確認できる書類並びに機械・施設を自ら所有し、又は借りていることが確認できる書類 * 1
- 別添5：通帳の写し
- 別添6：身分を証明する書類（運転免許証、パスポート等の写し）

別添7：「みどりチェック」チェックシート

別添8：事業実施地区の地域計画

* 1 申請時に経営を開始している場合に限る。

機械・施設導入等計画書

機械・施設等の導入の取組

対象機械・施設等	機種・施設等名		数量	(単位) 台
	能力等			
	対象作物等			
	利用（導入） 面積			
	現有機の有無等 (有の場合:能力・取得年 月・台数など)			
物件取得見込額（税込み）		[1]	(円)	
助成申請額		[2]	(円)	
	うち国庫助成金	[3]	(円)	
	うち都道府県負担額	[4]	(円)	
	うちその他	[5]	(円)	
交付申請者負担額（税込み）		[6]	(円)	

注1: 複数の機械・施設等の導入を行う場合には、機械・施設等ごとにそれぞれ作成してください。

注2: 添付書類は、以下のとおり。

- ① 販売会社の見積書の写し等
- ② その他取組主体が必要と認める資料

個票（リース方式による機械等の導入の取組用）

機械・施設等リース計画書

リース方式による機械等の導入の取組

対象機械	機種・施設等名		数量		(単位) 台
	能力等				
	対象作物				
	利用面積				
	現有機の有無 (有の場合:能力・取得年 月・台数など)				
リース期間	開始日～終了日(※1)		～		(年)
	リース借受日から〇年間(※2)	(年)			
リース物件取得見込額(税抜き) [1]					(円)
うちオプション分(税抜き)					(円)
リース期間終了後の残価設定 [2]					(円)
リース料助成申請額 [3]					(円)
うち国庫助成金 [4]					(円)
うち都道府県負担額 [5]					(円)
うちその他 [6]					(円)
リース諸費用(金利・保険料・消費税) [7]					(円)
うち税相当分					(円)
機械利用者負担リース料(税込み) [8]					(円)
リース物件保管場所					
リース事業者名					

- 注1: ※1及び※2については、いずれかを記入してください。
- 注2: リース助成申請額うち国庫助成額は、次の算式で計算し、記入してください。
 $A: [1] \times 3 / 7$ 以内
 ただし、リース期間が4年未満の場合は、次の算式で計算し、記入してください。
 $B: [1] \times (\text{リース期間}(1\text{カ月未満は切り捨て}) / 7\text{年間}) \times 0.75$
- 注3: 複数の機械をリースする場合には、機械ごとにそれぞれ作成してください。
- 注4: 添付書類は、以下のとおり。
 ① 販売会社の見積書の写し等
 ② その他事業実施主体が必要と認める資料

別添 1

収支計画

* 「現状」の欄には直近（事業実施年度の前年度）の実績を、「1年（度）目」の欄には事業実施年度の経営状況を記載すること。

			事業実施				
			現状 (令和 年) (年 月～ 年 月)	1年(度)目 (年 月～ 年 月)	2年(度)目 (年 月～ 年 月)	目標 3年(度)目 (年 月～ 年 月)	
農業収入	○○ (作目)	経営規模					
		生産量					
		売上高 (円)					
		経営規模					
		生産量					
		売上高 (円)					
		経営規模					
		生産量					
		売上高 (円)					
	その他						
	経営開始資金 (円)						
	収入計 (円) ① (資金を除く)						

			事業実施			
			現状 (令和 年) (年 月～ 年 月)	1年(度)目 (年 月～ 年 月)	2年(度)目 (年 月～ 年 月)	目標 3年(度)目 (年 月～ 年 月)
農業経営費 (円)	原材料費					
	減価償却費					
	出荷販売経費					
	雇用労賃					
支出計 (円) ②						
【参考】設備投資 (内容、金額)						

所得計 (円) ①－②				
-------------	--	--	--	--

別添2

履歴書

1 氏名等

(ふりがな)					
住 所	〒□□□-□□□□				
(ふりがな)					
連絡先	〒□□□-□□□□				
(ふりがな)		生 年 月 日		性別	電話番号
氏名		昭和 年 月 日 平成 年 月 日	歳	1. 男 2. 女	

2 家族構成

氏 名	続柄	生年月日	住 所

3 学歴等

履 歴	年	月	学歴・職歴(各別に記入)	年	月	免許・資格

別添7

「みどりチェック」 チェックシート（農業経営体向け）

事業名			
組織名			
代表者氏名		↓該当する方に○	
住所		申請時 (します)	
連絡先		報告時 (しました)	

- ・申請時は、項目に取り組む意志を示すため、全ての項目にチェックを入れてください。
- ・報告時は、各項目の取組状況を振り返り、取り組んだことを確認してチェックしてください。
- ・各項目において、どのような取組を行えばよいか分からない場合は、解説書をご覧ください。

解説書



チェック	環境関係法令の遵守等	
	①	みどりの食料システム戦略の理解
	②	関係法令の遵守
	③	正しい知識に基づく作業安全に努める
	適正な施肥	
	④	肥料の適正な保管
	⑤	肥料の使用状況等の記録・保存に努める
	⑥	作物特性やデータに基づく施肥設計を検討
	⑦	有機物の適正な施用による土づくりを検討
	適正な防除・生物多様性への悪影響の防止	
	⑧	病害虫・雑草が発生しにくい生産条件の整備を検討
	⑨	病害虫・雑草の発生状況を把握した上で防除の要否及びタイミングの判断に努める
	⑩	多様な防除方法（防除資材、使用方法）を活用した防除を検討
	⑪	農薬の適正な使用・保管
	⑫	農薬の使用状況等の記録・保存
	エネルギーの節減	
	⑬	省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしないように努める
	悪臭及び害虫の発生防止	
	⑭	悪臭・害虫の発生防止・低減に努める
	廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分	
	⑮	プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理

②関係法令の遵守について、対象は、肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）、農業取締法（昭和23年法律第82号）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号）、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）とする。

<報告内容の確認と個人情報の取り扱いについて>

- ・本チェックシートにて報告された内容については、農林水産省等が対象者を抽出し、実施状況の確認を行います。
- ・記入いただいた個人情報については、本チェックシートの実施状況確認のために農林水産省等で使用し、ご本人の同意がなければ第三者に提供することはありません。

上記について、確認しました →

環境負荷低減に向けた取組の趣旨

交付対象者は、みどりの食料システム法第15条の規定に基づく基本方針等に基づき環境負荷の低減に取り組むものとし、最低限行うべき環境負荷低減の取組について定めた「みどりチェック」チェックシートに記載の各取組を実施することとする。

本事業においては、事業申請時にみどりの食料システム法に基づく環境負荷低減に取り組む意思を確認した上で、就農状況報告時に取組状況を報告することとする。

なお、「みどりチェック」チェックシートを提出した者から抽出して、農林水産省の職員が実際に環境負荷低減の取組をしたかどうか確認を行うこととする。

別添7

「みどりチェック」 チェックシート（畜産経営体向け）

事業名			
組織名			
代表者氏名			↓該当する方に○
住所		申請時 (します)	
連絡先		報告時 (しました)	

- ・申請時は、項目に取り組む意志を示すため、**全ての項目にチェック**を入れてください。
- ・報告時は、各項目の取組状況を振り返り、**取り組んだことを確認してチェック**してください。
- ・各項目において、どのような取組を行えばよいか分からない場合は、解説書をご覧ください。
- ・※の記載内容に「該当しない」場合は口 にチェックしてください。

解説書



チェック	環境関係法令の遵守等	
	①	みどりの食料システム戦略の理解
	②	関係法令の遵守
	③	GAP・HACCPについて可能な取組から実践
	④	アニマルウェルフェアの考えに基づいた飼養管理の考え方を認識している
	⑤	正しい知識に基づく作業安全に努める
—	⑥	※和牛生産を行っている場合（該当しない） 家畜改良増殖法及び家畜遺伝資源に係る不正競争防止に関する法律の遵守
悪臭及び害虫の発生防止		
	⑦	悪臭・害虫の発生防止・低減に努める
—	⑧	※飼養頭数が一定規模以上の場合（該当しない） 家畜排せつ物の管理基準の遵守
適正な施肥		
	⑨	※飼料生産を行う場合（該当しない） 肥料の適正な保管
	⑩	※飼料生産を行う場合（該当しない） 肥料の使用状況等の記録・保存に努める
適正な防除		
—	⑪	※飼料生産を行う場合（該当しない） 病虫害・雑草が発生しにくい生産条件の整備を検討
—	⑫	※飼料生産を行う場合（該当しない） 農薬の適正な使用・保管
—	⑬	※飼料生産を行う場合（該当しない） 農薬の使用状況等の記録・保存
エネルギーの節減		
	⑭	畜舎内の照明、温度管理等施設・機械等の使用や導入に際して、不必要・非効率なエネルギー消費をしないように努める
廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分、生物多様性への悪影響の防止		
—	⑮	プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理
—	⑯	※特定事業場である場合（該当しない） 排水処理に係る水質汚濁防止法の遵守

②関係法令の遵守について、対象は、肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）、農薬取締法（昭和23年法律第82号）、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（平成11年法律第112号）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号）、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）とする。

＜報告内容の確認と個人情報の取り扱いについて＞

- ・本チェックシートにて報告された内容については、農林水産省等が対象者を抽出し、実施状況の確認を行います。
- ・記入いただいた個人情報については、本チェックシートの実施状況確認のために農林水産省等で使用し、ご本人の同意がなければ第三者に提供することはありません。

上記について、確認しました → | |

環境負荷低減に向けた取組の趣旨

交付対象者は、みどりの食料システム法第15条の規定に基づく基本方針等に基づき環境負荷の低減に取り組むものとし、最低限行うべき環境負荷低減の取組について定めた「みどりチェック」チェックシートに記載の各取組を実施することとする。

本事業においては、事業申請時にみどりの食料システム法に基づく環境負荷低減に取り組む意思を確認した上で、就業状況報告時に取組状況を報告することとする。

なお、「みどりチェック」チェックシートを提出した者から抽出して、農林水産省の職員が実際に環境負荷低減の取組をしたかどうか確認を行うこととする。

新規就農者チャレンジ事業交付申請書

令和 年 月 日

殿

氏名

地域農業構造転換支援対策実施要綱（令和8年1月23日付け7経営第2081号農林水産事務次官依命通知）別記2第5の3の規定に基づき交付を申請します。

交付申請額										円
	うち国費補助金									円
	うち都道府県負担額									円
	うち市町村負担額									円
	うちその他									円
【参考】自己負担										円

資金の振込口座

金融機関 店 舗 名 等	銀行 信用金庫 信用組合 労働金庫農業協同組合 信用農業協同組合連合会 農林中金			店・所	出張所	
	金融機関コード					
	預金・貯金の種類	普通預金・当座預金	口座番号			
	郵便局	記号	(当座)番号			
口座名義人	(ふりがな) 氏 名					

備考

--

新規就農者チャレンジ事業
実績報告兼補助金支払請求書

令和 年 月 日

殿

氏名

地域農業構造転換支援対策実施要綱（令和8年1月23日付け7経営第2081号農林水産事務次官依命通知）別記2第5の6の規定に基づき実績を報告します。
（なお、併せて金 円を精算払いによって交付されたく請求します。）

区分	事業に要した経費 (A+B+C+D)	負担区分				備考
		国庫補助金 (A)	都道府県負担額 (B)	その他 (C)	自己負担 (D)	
	円	円	円	円	円	
計						

※ 区分の欄は、支援により行った取組を記載する。

（注）備考欄には消費税仕入控除税額を減額した場合には「減額した金額〇〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入すること。

新規就農者チャレンジ事業
取組状況報告 事業実施後○年目
(○～○月分)

令和 年 月 日

殿

氏名

地域農業構造転換支援対策実施要綱（令和8年1月23日付け7経営第2081号農林水産事務次官依命通知）別記2第5の7の（1）の規定に基づき取組状況報告を提出します。

1 成果目標の取組

※ 申請時に選択した目標項目に記載すること。

目標項目	進捗状況
①経営面積の拡大	経営面積の3割以上の拡大
	現状（前年度）： _____ ha
	1年度目（実施）： _____ ha 拡大率： _____ %
	2年度目 ： _____ ha 拡大率： _____ %
	3年度目（目標）： _____ ha 拡大率： _____ %
②付加価値額の拡大	付加価値額の1割以上の拡大
	現状（前年度）： _____ 円
	1年度目（実施）： _____ 円 拡大率 _____ %
	2年度目 ： _____ 円 拡大率 _____ %
	3年度目（目標）： _____ 円 拡大率 _____ %
③労働生産性の向上	労働生産性の3%以上の拡大
	現状（前年度）： _____ 円
	1年度目（実施）： _____ 円 向上率 _____ %
	2年度目 ： _____ 円 向上率 _____ %
	3年度目（目標）： _____ 円 向上率 _____ %

2 取組目標の達成状況

※ 申請時に選択した項目及び取組内容について記載すること。

取組項目	取組内容	実績（達成率）

3 営農実績報告

作物・部門名		作付面積 (a) ・飼養頭数等			
合計					
農業経営の構成 (交付対象者本人・家族労働力)	氏名	年齢	交付対象者・交付対象者との続柄 (法人経営にあつては役職)	年間の農業従事日数 [※]	担当業務
			本人		
雇用労働力		(人・日 [※])			

※ 1日の農業従事時間を8時間で換算

4 経営規模の報告

経営耕地	区分		面積 (a)	
	所有地			
	借入地			
特定作業受託	作目	作業内容	実績	
			作業受託面積等	生産量
作業受託	作目	作業内容	実績 (作業受託面積等)	
	単純計			
	換算後			

※ 「特定作業受託」欄に、作目別に、主な基幹作業を受託する農地 (申請者が当該農地に係る収穫物についての販売委託を引き受けることにより販売名義を有し、かつ、当該販売委託を引

き受けた農産物に係る販売収入の処分権を有するものに限る。)の作業受託面積等、生産量を記載すること。

「作業受託」欄に、「特定作業受託」欄に記載した作業受託以外の作業受託について、記載。作目別、基幹作業別に、作業受託面積を記載するとともに、「換算後」欄に「作業受託面積÷作業数」により換算した面積を記載すること。

5 地域のサポート体制について

	専属担当者（経営・技術）	専属担当者（営農資金）	専属担当者（農地）
氏名又は職名			

相談実績又は今後相談したいことについて

--

6 共済等への加入

共済等の名称	加入（予定）期間	年 月 日 ~ 年 月 日

※通年で加入等するものとし、処分制限期間において加入等を継続すること。

7 規模拡大に向けた今後の課題と改善に向けた取組

規模拡大に向けた課題	改善策 (課題解決に向けた改善策を具体的に記入)	改善策の取組状況等 (改善策の取組状況及び結果並びに課題の解決状況を具体的に記入)

添付書類

- 別添
1. 作業日誌の写し
 2. 決算書及び確定申告時の青色申告決算書（白色申告者は、収支内訳書）の写し（7月の報告の際のみ添付する。）
 3. 通帳及び帳簿の写し*1
 4. 農地及び主要な機械・施設の一覧、農地の権利設定の状況が確認できる書類並びに機械・施設を自ら所有し、又は借りていることが確認できる書類*1
 5. 「みどりチェック」チェックシート
(原則、1月の報告の際のみ添付する。申請時の別添7を利用。)

*1 1回目の報告の際のみ添付する。

別添1

作業日誌

	作業内容	作業時間 (単位：時間)
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
合 計		

※上記内容（作業日、作業内容、作業時間）が記載された作業日誌であれば、本様式に限らない。また、作業受託がある場合は、特定作業受託の作業か作業受託の作業か分かるように記載すること。

別添2

決算書

(○年目 年 月～ 年 月)

			計画※ 事業実施○年(度) 目 a	実績 b	実績／計画 b / a
農業収入	○○ (作目)	経営規模			
		生産量			
		売上高 (円)			
		経営規模			
		生産量			
		売上高 (円)			
		経営規模			
		生産量			
		売上高 (円)			
	その他				
経営開始資金 (円)					
収入計 (円) ① (資金を除く)					
収入計 (円) ② (資金を含む)					

			計画※ 事業実施○年(度)目 a	実績 b	実績／計画 b / a
農業経営費 (円)	原材料費				
	減価償却費				
	出荷販売経費				
	雇用労賃				
支出計 (円) ③					
【参考】設備投資 (内容、金額)					
農業所得計 (円) ④ = ① - ③					

※計画欄には、別紙様式第1号の別添1の収支計画に記載の該当年の計画値を記載すること。

住所等変更届

令和 年 月 日

殿

氏名

地域農業構造転換支援対策実施要綱（令和8年1月23日付け7経営第2081号農林水産事務次官依命通知）別記2第5の7の（2）の規定に基づき住所等変更届を提出します。

変更前	氏名 住所 電話番号 その他（ ）
変更後	氏名 住所 電話番号 その他（ ）

添付書類：変更後の住所を証明する書類（運転免許証、パスポート等の写し）

1 交付対象者への面談用 (これまでの状況について聞き取って下さい。)

ア 営農に対する取組状況

a 営農に対する意欲	強い意欲がある ・ 意欲がある ・ 意欲がない
b 情報収集について(研修会等への参加、質問・相談の状況等)	積極的に収集している ・ 収集している ・ 収集していない
c サポートチーム等関係者の助言・指導への対応	よく聞き実践している ・ 聞き入れるが実践していない ・ 聞き入れない
d 地域のコミュニティ・活動への参加・協力状況について	積極的に参加・協力している ・ たまに参加・協力している ・ 参加・協力していない

イ 栽培・経営管理状況

a 栽培管理の技術・知識の習得状況	習得できている ・ おおむね習得できている ・ 習得していない
b 機械・機器・施設の操作方法・安全対策の習得状況	習得できている ・ おおむね習得できている ・ 習得していない
c 農業経営に関する知識の習得状況	習得できている ・ おおむね習得できている ・ 習得していない
d スケジュール管理について	先を見越した管理ができている ・ 作業が遅れない程度に管理できている ・ 管理できていない
e 経営管理について	自主的に進めている ・ 意見を聞きながら進めている ・ 自主性がない
f 効率化、コスト低減に向けた取組	工夫して取り組んでいる ・ 取り組むよう努力している ・ 取り組んでいない
g 経営状況(収支状況)の把握	把握している ・ おおむね把握している ・ 把握していない
h 課題の把握	把握し改善に取り組んでいる ・ 把握し改善策を検討している ・ 把握していない

ウ 新規就農者チャレンジ事業計画の達成に向けた取組状況

a 成果目標の取組について	①計画どおりの規模で経営している ・ ②おおむね計画どおりの規模で経営している ③計画どおりに進んでいない。
---------------	---

③計画どおりに進んでいない場合は、その理由と改善策について以下に聞き取る。

[理由]
[改善策]

b 経営規模について	①計画どおりの規模で経営している ・ ②おおむね計画どおりの規模で経営している ③計画どおりに進んでいない。
------------	---

③計画どおりに進んでいない場合は、その理由と改善策について以下に聞き取る。

[理由]
[改善策]

c 生産量について	
[作物(畜種)名:]	①計画どおりの量を生産している ・ ②おおむね計画どおりの量を生産している ③計画どおりに生産できていない
[作物(畜種)名:]	①計画どおりの量を生産している ・ ②おおむね計画どおりの量を生産している ③計画どおりに生産できていない
[作物(畜種)名:]	①計画どおりの量を生産している ・ ②おおむね計画どおりの量を生産している ③計画どおりに生産できていない

③計画どおりに進んでいない場合は、その理由と改善策について以下に聞き取る。

[理由]
[改善策]

d 売上高について	
[作物(畜種)名:]	①計画どおりの売上げを計上している・ ②おおむね計画どおりの売上げを計上している ③計画どおりの売上げを得られていない。
[作物(畜種)名:]	①計画どおりの売上げを計上している・ ②おおむね計画どおりの売上げを計上している ③計画どおりの売上げを得られていない。
[作物(畜種)名:]	①計画どおりの売上げを計上している・ ②おおむね計画どおりの売上げを計上している ③計画どおりの売上げを得られていない。

③計画どおりに進んでいない場合は、その理由と改善策について以下に聞き取る。

[理由]
[改善策]

エ 労働環境等に対する取組状況

a 圃場周辺・作業場・施設内等の整備状況	清潔で快適に整備できている ・ おおむね整備できている ・ 整備できていない
b 農作業安全への取組状況	安全性に十分配慮し事故防止に取り組んでいる ・ おおむね取り組んでいる ・ 取り組んでいない
c 食品衛生管理への取組状況 (加工を行っている場合のみ)	食品の安全性確保のため十分に取り組んでいる ・ おおむね取り組んでいる ・ 取り組んでいない

2 ほ場(現地)確認用

ア 耕作すべき土地が遊休化されていないか

遊休化されている土地はない ・ おおむね遊休化されている土地はない・ 遊休化されている土地がある
作付期間外である

イ 農作物を適切に生産しているか

適切に生産されている ・ おおむね適切に生産されている
適切に生産されていない土地がある。(管理が不十分で雑草が生い茂っている土地がある。) ・ 作付期間外である

3 書類確認用 (これまでの状況について記載して下さい。)

ア 農業従事日数

日、	時間
----	----

イ 帳簿の管理状況

適切に帳簿をつけている	・	帳簿をつけているが、一部、記帳されていないものがある	・	帳簿をつけていない
-------------	---	----------------------------	---	-----------

ウ 農地の権利設定状況 (農地の権利設定に変更があった場合のみ)

農地法第3条の許可等(※)により農地の権利を有している	・	農地法第3条の許可等を得ていない
-----------------------------	---	------------------

※農地法第3条の3に基づく届出、公告のあった農用地利用集積計画、農用地利用配分計画、農用地利用集積等促進計画、都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第1項の規定に基づく事業計画又は特定作業受委託契約書による農地の権利設定を含む。

変更後の農地面積

所有地		a
借入地	親族から	a
	第三者から	a

4 総合所見

--

全国事業計画（○年度）
（実績報告）

番 号
令和 年 月 日

農林水産省経営局長 殿

所在地
取組主体

地域農業構造転換支援対策実施要綱（令和8年1月23日付け7経営第2081号農林水産事務次官依命通知）別記2の第7の2の（1）₍₁₎の規定に基づき承認を受けたいので₍₂₎、別添のとおり全国事業計画（実績報告）を申請₍₃₎します。

- ※下線部（1）は、実績報告の場合は「4の（1）」とする。
（2）は、実績報告の場合は不要。
（3）は、実績報告の場合は「報告」とする。

全国

- 事業計画
- 実績報告

事業実施年度 : 令和 年度
団体名 :

第1 事業の実施方針

--

第2 事業の交付計画(実績)

1 事業の交付計画(実績)

交付申請数(人) [交付実績]	事業総額(円) [実績額]	負担区分				備考
		国庫補助金	都道府県 負担額	その他	自己負担額	
0人	0円					
実績 0人	実績 0円					

※ 実績は都道府県が提出した別紙1候補者(交付対象者)リストを取りまとめて添付すること。

2 推進事業に関する計画(実績)

事項	内容	申請額	実績額
①事業実施に係る事務		0円	0円
②交付対象者情報の共有		0円	0円
	合計	0円	0円

3 都道府県への配分に係る計画(実績)

事項	計画値	実績値	配分及び進行管理の方針
配分都道府県数	0人	0人	
配分金額(円)	0円	0円	
うち事業費	0円	0円	
うち推進費	0円	0円	

4 合計額

申請額	0円
実績額	0円

第3 交付対象者データベースの改修・運用(第6の10の(2)に定めるデータベースを活用)

1 交付対象者データベースの改修・運用計画(実績)

--

2 個人情報の取扱い

--

第4 関係機関(都道府県、農業経営・就農支援センター、市町村等)との連携

--

第5 その他

--

都道府県新規就農者チャレンジ事業計画

(実績報告) (〇年度〇〇県)

番 号
令和 年 月 日

〇〇農政局長 殿

〔北海道にあつては、農林水産省経営局長
沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長〕

〇〇県知事
〇 〇 〇 〇

地域農業構造転換支援対策実施要綱（令和8年1月23日付け7経営第2081号農林水産事務次官依命通知）別記2第7の2の(2)₍₁₎の規定に基づき承認を受けたいので₍₂₎、別添のとおり都道府県新規就農者チャレンジ事業計画（実績報告）（〇年度〇〇県）を申請₍₃₎します。

- ※下線部（1）は、実績報告の場合は「4の（2）」とする
（2）は、実績報告の場合は不要。
（3）は、実績報告の場合は「報告」とする。

都道府県 新規就農者チャレンジ

- 事業計画
- 実績報告

事業実施年度 : 令和 年度

都道府県名 :

第1 事業計画

1 事業の交付計画(実績)

交付申請数(人) [交付実績]	事業総額(円) [実績額]	負担区分				備考
		国庫補助金	都道府県 負担額	その他	自己負担額	
	0円					
実績	実績 0円					

※ 市町村が提出した別紙1候補者(交付対象者)リストを取りまとめて添付すること。

2 推進事業に関する計画(実績)

(1)推進事業費内訳

	推進事業費 合計額(円)	負担区分	
		都道府県	市町村
申請額	0円		
実績額	0円		

(2)都道府県推進事業計画(実績)

事項	内容	金額(円)
①事業の実施に関する事務		
②交付対象者への指導活動		
		(合計) 0円

3 合計額

申請額	0円
実績額	0円

第2 都道府県サポート計画(実績)(別紙2)

注:ホームページで公表している場合はURLを記載(添付は省略)

1 成果目標ポイント						2 取組内容ポイント								合計	補助上限額 (コース)	営農区分 (整理番号は番号表を参照)		導入内容 (整理番号は番号表を参照)			中古、新品の別等 (中古の場合は「1」を記入)	中古の場合は、事業費が50万円以上であり、適正価格であるか	法定耐用年数 (年)	見積書提出済の場合は「○」を記入	
(1)のア 経営面積の拡大面積 上記以外	(1)のイ 経営面積の拡大率	(2)のア 付加価値額の拡大率	(2)のイ 付加価値額の拡大額	(3)のア 労働生産性の向上	(3)のイ 付加価値額の拡大額	1 研修	2 サポート体制	3 経営管理の合理化	4 法人化	5 家族経営協定を 締結している	6 農業版 統計画 (BCP) を策定している	7 データ を活用 した農 業を実 践する	8 みどりの 食料 システム に基づく 環境負荷 低減事 業活動 実施計 画又は 特定環 境負荷 低減事 業活動 実施計 画の認 定を受け る			整理 番号	(確認用)	整理 番号	(確認用)	共済等の 加入状況 (1:園芸 施設共済、 2:農機具 共済、3: その他)					
経営面積を 目標年度までに 現状以上:6点 25a以上:10点 30a以上:12点 35a以上:14点 40a以上:16点 45a以上:18点 50a以上:20点 拡大する。	経営面積を 目標年度までに 現状以上:10点 30%以上:12点 33%以上:14点 36%以上:16点 40%以上:18点 45%以上:20点 拡大する。	付加価値額を 目標年度までに 10%以上:10点 15%以上:12点 20%以上:14点 25%以上:16点 30%以上:18点 35%以上:20点 拡大する。	付加価値額を 目標年度までに 現状以上:6点 15万円以上:10点 25万円以上:12点 75万円以上:14点 125万円以上:16点 175万円以上:18点 250万円以上:20点 拡大する。	労働生産性を 目標年度までに 3%以上:10点 5%以上:12点 7%以上:14点 9%以上:16点 11%以上:18点 13%以上又はア及び イの要件をいずれも 満たす者:20点 向上させる。	付加価値額を 目標年度までに 現状以上:6点 15万円以上:10点 25万円以上:12点 75万円以上:14点 125万円以上:16点 175万円以上:18点 250万円以上:20点 拡大する。	成果 目標 合計	①作目を含む研 修 ②作目について 研修 ③農業経営に関 する研修 を受けている ※ ①のみ該当 する場合1点、 ①②に該当する 場合2点、全て 該当する場合3 点	①地域サポート 計画が策定され ている ②普及指導活動 の対象者として 選定されている ③担当機関・部 署が明確になっ ている ※ ①のみ該当 する場合1点、 ①②に該当する 場合2点、全て 該当する場合3 点	①農作業の記 録を毎日つけ る ②GAP認証等 を取得する ※ ①のみ該 当する場合1 点、①②に該 当する場合3 点	①目標年までに 法人化する ②法人化してい る又は事業実施 年度内に法人化 する ※ ①のみ該 当する場合3 点、②に該 当する場合5 点															
						0								0		-		-							
						0								0		-		-							
						0								0		-		-							
						0								0		-		-							
						0								0		-		-							
						0								0		-		-							
						0								0		-		-							
						0								0		-		-							
						0								0		-		-							
						0								0		-		-							
						0								0		-		-							
						0								0		-		-							
						0								0		-		-							
						0								0		-		-							

事業内容 (導入機械等名、規模、 台数等)	実施内容			事業費関係 (全て円単位で記入すること)								融資概要					備 考
	着工 (予定) 年月日	完了 (予定) 年月日	導入機械等の 保管・設置・ 施工住所	導入機械等 の見積金 額・事業費 (円)	補助上限額 (円)	国費 (円) ※千円単位切 り捨て	都道府県負担分 (円)	自己負担 (円)	その他 (市町村、J A負担分) (円)	国費は、 補助対象 事業費の 3/10以内 (確認 用)	助成率 (確認 用)	担保措 置の有 無 (該 当の場 合は 「1」 を記入	金融機関 (整理番号は番号表 を参照)	金融 (資金) 種類 (整理番号は番号表を参照)			
※○台、馬力・○条刈 り、○棟○m等					A	$B = A \times 3/10$	C	D	E		(A- D)/A		整理番 号 (確認用)	整理番 号 (確認用)	償還 年数		
					0	0		0		-	-		-		-		
					0	0		0		-	-		-		-		
					0	0		0		-	-		-		-		
					0	0		0		-	-		-		-		
					0	0		0		-	-		-		-		
					0	0		0		-	-		-		-		
					0	0		0		-	-		-		-		
					0	0		0		-	-		-		-		
					0	0		0		-	-		-		-		
					0	0		0		-	-		-		-		
					0	0		0		-	-		-		-		
					0	0		0		-	-		-		-		

別紙 1 : 整理番号表

①就農形態

番号	
1	新規参入
2	親と別部門
3	全継承
4	一部継承

②営農区分

番号	区分	分類基準
1	水田作	稲、麦類、雑穀、いも類、豆類、工芸農作物の販売収入のうち、水田で作付けした農業生産物の販売収入が他の営農類型の農業生産物販売収入と比べて最も多い経営
2	畑作	稲、麦類、雑穀、いも類、豆類、工芸農作物の販売収入のうち、畑で作付けした農業生産物の販売収入が他の営農類型の農業生産物販売収入と比べて最も多い経営
3	露地野菜作	野菜作経営のうち、露地野菜の販売収入が施設野菜の販売収入以上である経営
4	施設野菜作	野菜作経営のうち、露地野菜より施設野菜の販売収入が多い経営
5	果樹作	果樹の販売収入が他の営農類型の農業生産物販売収入と比べて最も多い経営
6	露地花き	花き作経営のうち、露地花きの販売収入が施設花きの販売収入以上である経営
7	施設花き	花き作経営のうち、露地花きより施設花きの販売収入が多い経営
8	酪農	酪農の販売収入が他の営農類型の農業生産物販売収入と比べて最も多い経営
9	繁殖牛	肉用牛経営のうち、肥育牛の飼養頭数より繁殖用雌牛の飼養頭数が多い経営
10	肥育牛	肉用牛経営のうち、肥育牛の飼養頭数が繁殖用雌牛の飼養頭数以上である経営
11	養豚	養豚の販売収入が他の営農類型の農業生産物販売収入と比べて最も多い経営
12	採卵養鶏	採卵養鶏の販売収入が他の営農類型の農業生産物販売収入と比べて最も多い経営
13	ブロイラー養鶏	ブロイラー養鶏の販売収入が他の営農類型の農業生産物販売収入と比べて最も多い経営
14	その他	上記の営農類型に分類されない経営

③導入内容

番号	導入機械等名	備考
1	トラクター	農業用機械
2	コンバイン	
3	田植機	
4	乗用管理機	
5	茶複合管理機	
6	アタッチメント	
7	GPSガイダンス	
8	その他機械	生産・流通
9	ハウス	
10	育苗施設	
11	乾燥調製施設（乾燥機）	
12	果樹棚	
13	集出荷施設（選果機）	
14	家畜（肉用牛等）の導入	
15	果樹の新植、改植	
16	茶の新植、改植	畜産・酪農
17	畜舎（肉用牛）	
18	畜舎（養豚）	
19	畜舎（養鶏）	
20	畜舎（酪農）	
21	畜舎（その他）	
22	サイロ	
23	堆肥施設	
24	機械（畜産関係）	
25	その他畜産関係施設	
26	リース農業用機械	その他
27	リースハウス	
28	リースユンボ	
29	その他	土地基盤整備
30	畦畔除去	
31	区画整理	
32	暗渠排水	
33	明渠排水	
34	その他基盤整備	

④金融機関

番号	名称
1	農協
2	農協連
3	農林中金
4	日本公庫
5	沖縄公庫
6	商工中金
7	奄美振興基金
8	銀行
9	信用金庫
10	信用組合
11	都道府県
12	その他

⑤融資（資金）種類

番号	資金名
1	青年等就農資金
2	農業近代化資金
3	その他公庫資金
4	一般資金

⑥担保措置

番号	
1	該当

(別紙2)

都道府県サポート計画(新規就農者向け)

(〇年〇月現在の情報)

都道府県名		問合せ 窓口	(組織名) ※HP掲載可能な情報を記載 (住所) ※HP掲載可能な情報を記載	(電話) ※HP掲載可能な情報を記載 (メールアドレス) ※HP掲載可能な情報を記載
-------	--	-----------	---	---

注: 相談窓口が複数ある場合は適宜行を追加して記入してください。

第1 新規就農者に関する目標及び実績(必須)

(単位:人)

	目標	直近過去実績				備考 (年度の考え方や、補足説明が 必要な事項がある場合に記載)
		令和〇年度		令和〇年度		
		うち49歳以下	うち49歳以下	うち49歳以下	うち49歳以下	
新規就農者数(必須)						
内 訳	新規参入者数					
	新規自営農業就農者数					
	新規雇用就農者数					

注1: 「新規参入者」とは、土地や資金を独自に調達(相続・贈与等により親の農地を譲り受けた場合を除く。)し、当該年度に新たに農業経営を開始した経営の責任者及び共同経営者をいう。
なお、共同経営者とは、夫婦がそろって就農、あるいは複数の新規就農者が法人を新設して共同経営を行っている場合における、経営の責任者の配偶者又はその他の共同経営者をいう。

注2: 「新規自営農業就農者」とは、家族経営体(1世帯(雇用者の有無を問わない)で事業を行う者をいう。なお、農家が法人化した形態である一戸一人法人を含む。)の世帯員で、当該年度に生活の主な状態が、「学生」から「自営農業への従事が主」になった者及び「他に雇われて勤務が主」から「自営農業への従事が主」になった者をいう。

注3: 「新規雇用就農者」とは、当該年度に新たに法人等に常雇い(年間7か月以上)として雇用されることにより、農業に従事することとなった者(外国人研修生及び外国人技能実習生並びに雇用される直前の就業状態が農業従事者であった場合を除く。)をいう。

第2 新規就農者へのサポート内容

1 都道府県の紹介等(必須)

就農希望者に向けたサポート宣言	※就農希望者に向けてどのようなサポートをするのか、訴求ポイントを記入(50文字程度)
地域と農業の紹介文	
主な農産物	
地域が求める新規就農者	

2 都道府県内のサポート体制(必須)

支援分野	担当機関・部署名	支援分野	担当機関・部署名
就農に向けた相談窓口		農業者による指導	
研修支援		販路支援	
技術・経営指導		生活に係る支援 (住居、子育て等)	
農地確保支援		事務局・全体調整	
機械・施設等の確保支援		その他(〇〇)	
資金相談		その他(〇〇)	

3 新規就農者への支援内容(取り組んでいる支援を記載)

区分	支援項目	支援内容の紹介
就農意欲喚起	就農・移住相談対応、就農相談会の開催	
	就農体験ツアー・インターンシップの実施	
	ホームページ、パンフレット等での情報提供	
	その他	
就農前の支援	研修の実施(生産技術・農業経営の研修、研修先とのマッチング等)	
	就農に向けたサポート(就農相談窓口の設置、就農先の紹介、マッチング等)	
	農地、施設・機械のあっせん、営農資金の相談等	
	販路確保、販路開拓に向けた支援	
	生活に関わる支援(住居のあっせん・手当、研修手当、子育て支援等)	
	その他	

就農後の定着・経営発展に向けた支援	就農後の生産技術・経営力向上のための指導、研修	
	規模拡大に向けた農地、施設・機械のあっせん、営農資金の相談等	
	販路確保、販路開拓に向けた支援	
	地元農家や地域住民との交流促進の取組	
	生活に関わる支援(住居のあっせん・手当、子育て支援等)	
	その他	

注：都道府県内で実施している支援(関係機関との連携含む)について、「支援項目」欄の該当項目に○を付け、取組の詳細や新規就農者にアピールしたい内容を「支援内容の紹介」欄に記入

4 その他情報(任意、自由記載)

注：必要に応じて適宜行を追加して記入してください。

市町村新規就農者チャレンジ事業計画
(実績報告) (〇年度〇〇市町村)

番 号
令和 年 月 日

〇〇都道府県知事 殿

〇〇市町村長
○ ○ ○ ○

地域農業構造転換支援対策実施要綱（令和8年1月23日付け7経営第2081号農林水産事務次官依命通知）別記2第7の2の(3)₍₁₎の規定に基づき承認を受けたいので₍₂₎、別添のとおり市町村新規就農者チャレンジ事業計画（実績報告）（〇年度〇〇市町村）を申請₍₃₎します。

- ※下線部（1）は、実績報告の場合は「4の（3）」とする。
（2）は、実績報告の場合は不要。
（3）は、実績報告の場合は「報告」とする。

市町村 新規就農者チャレンジ

- 事業計画
- 実績報告

事業実施年度 : 令和 年度

都道府県名 :

市町村名 :

第1 事業計画

1 事業の交付計画(実績)

交付申請数(人) [交付実績]	事業総額(円) [実績額]	負担区分				備考
		国庫補助金	市町村 負担額	その他	自己負担額	
	0円					
実績	実績 0円					

※ 別紙1で候補者(交付対象者)の一覧を添付すること

2 推進事業に関する計画(実績)

(1)推進事業費内訳

	推進事業費 合計額(円)
申請額	0円
実績額	0円

(2)市町村推進事業計画(実績)

事項	内容	金額(円)
①事業の実施に関する事務		
②交付対象者への指導活動		
		(合計) 0円

3 合計額

申請額	0円
実績額	0円

第2 市町村サポート計画(実績)(別紙2)

注:ホームページで公表している場合はURLを記載(添付は省略)

実施内容			事業費関係 (全て円単位で記入すること)							融資概要					備考		
着工 (予定) 年月日	完了 (予定) 年月日	導入機械等の 保管・設置・ 施工住所	導入機械等 の見積金額・事業費 (円)	補助上限額 (円)	国費 (円) ※千円単位切り捨て B=<A× 3/10	都道府県負担分 (円)	自己負担 (円)	その他 (市町村、J A負担分) (円)	国費は、 補助対象 事業費の 3/10以内 (確認 用)	助成率 (確認 用) (A- D)/A	担保措 置の有 無 (該 当の場 合は 「1」 を記入	金融機関 (整理番号は番号表 を参照)		金融 (資金) 種類 (整理番号は番号表を参照)			
												整理 番号	(確認用)	整理 番号		(確認用)	償還 年数
				0	0		0		-	-			-		-		
				0	0		0		-	-			-		-		
				0	0		0		-	-			-		-		
				0	0		0		-	-			-		-		
				0	0		0		-	-			-		-		
				0	0		0		-	-			-		-		
				0	0		0		-	-			-		-		
				0	0		0		-	-			-		-		
				0	0		0		-	-			-		-		
				0	0		0		-	-			-		-		
				0	0		0		-	-			-		-		
				0	0		0		-	-			-		-		
				0	0		0		-	-			-		-		

別紙 1 : 整理番号表

①就農形態

番号	
1	新規参入
2	親と別部門
3	全継承
4	一部継承

②営農区分

番号	区分	分類基準
1	水田作	稲、麦類、雑穀、いも類、豆類、工芸農作物の販売収入のうち、水田で作付けした農業生産物の販売収入が他の営農類型の農業生産物販売収入と比べて最も多い経営
2	畑作	稲、麦類、雑穀、いも類、豆類、工芸農作物の販売収入のうち、畑で作付けした農業生産物の販売収入が他の営農類型の農業生産物販売収入と比べて最も多い経営
3	露地野菜作	野菜作経営のうち、露地野菜の販売収入が施設野菜の販売収入以上である経営
4	施設野菜作	野菜作経営のうち、露地野菜より施設野菜の販売収入が多い経営
5	果樹作	果樹の販売収入が他の営農類型の農業生産物販売収入と比べて最も多い経営
6	露地花き	花き作経営のうち、露地花きの販売収入が施設花きの販売収入以上である経営
7	施設花き	花き作経営のうち、露地花きより施設花きの販売収入が多い経営
8	酪農	酪農の販売収入が他の営農類型の農業生産物販売収入と比べて最も多い経営
9	繁殖牛	肉用牛経営のうち、肥育牛の飼養頭数より繁殖用雌牛の飼養頭数が多い経営
10	肥育牛	肉用牛経営のうち、肥育牛の飼養頭数が繁殖用雌牛の飼養頭数以上である経営
11	養豚	養豚の販売収入が他の営農類型の農業生産物販売収入と比べて最も多い経営
12	採卵養鶏	採卵養鶏の販売収入が他の営農類型の農業生産物販売収入と比べて最も多い経営
13	ブロイラー養鶏	ブロイラー養鶏の販売収入が他の営農類型の農業生産物販売収入と比べて最も多い経営
14	その他	上記の営農類型に分類されない経営

③導入内容

番号	導入機械等名	備考
1	トラクター	農業用機械
2	コンバイン	
3	田植機	
4	乗用管理機	
5	茶複合管理機	
6	アタッチメント	
7	GPSガイダンス	
8	その他機械	生産・流通
9	ハウス	
10	育苗施設	
11	乾燥調製施設（乾燥機）	
12	果樹棚	
13	集出荷施設（選果機）	
14	家畜（肉用牛等）の導入	
15	果樹の新植、改植	
16	茶の新植、改植	畜産・酪農
17	畜舎（肉用牛）	
18	畜舎（養豚）	
19	畜舎（養鶏）	
20	畜舎（酪農）	
21	畜舎（その他）	
22	サイロ	
23	堆肥施設	
24	機械（畜産関係）	
25	その他畜産関係施設	
26	リース農業用機械	その他
27	リースハウス	
28	リースユンボ	
29	その他	土地基盤整備
30	畦畔除去	
31	区画整理	
32	暗渠排水	
33	明渠排水	
34	その他基盤整備	

④金融機関

番号	名称
1	農協
2	農協連
3	農林中金
4	日本公庫
5	沖縄公庫
6	商工中金
7	奄美振興基金
8	銀行
9	信用金庫
10	信用組合
11	都道府県
12	その他

⑤融資（資金）種類

番号	資金名
1	青年等就農資金
2	農業近代化資金
3	その他公庫資金
4	一般資金

⑥担保措置

番号	
1	該当

(別紙2)

地域サポート計画(新規就農者向け)

(○年○月現在の情報)

都道府県名		市町村名		問合せ 窓口	(組織名) ※HP掲載可能な情報を記載 (住所) ※HP掲載可能な情報を記載	(電話) ※HP掲載可能な情報を記載 (メールアドレス) ※HP掲載可能な情報を記載
-------	--	------	--	-----------	---	---

第1 新規就農者に関する目標及び実績(必須)

(単位:人)

	目標	直近過去実績				備考 (年度の考え方等、補足説明が 必要な事項がある場合は記載)			
		令和○年度		令和○年度					
		うち49歳以下	うち49歳以下	うち49歳以下	うち49歳以下				
新規就農者数(必須)									
内訳	新規参入者数								
	新規自営農業就農者数								
	新規雇用就農者数								

注1:「新規参入者」とは、土地や資金を独自に調達(相続・贈与等により親の農地を譲り受けた場合を除く。)し、当該年度に新たに農業経営を開始した経営の責任者及び共同経営者をいう。
なお、共同経営者とは、夫婦がそろって就農、あるいは複数の新規就農者が法人を新設して共同経営を行っている場合における、経営の責任者の配偶者又はその他の共同経営者をいう。

注2:「新規自営農業就農者」とは、家族経営体(1世帯(雇用者の有無を問わない)で事業を行う者をいう。なお、農家が法人化した形態である一戸一人法人を含む。)の世帯員で、当該年度に生活の主な状態が、「学生」から「自営農業への従事が主」になった者及び「他に雇われて勤務が主」から「自営農業への従事が主」になった者をいう。

注3:「新規雇用就農者」とは、当該年度に新たに法人等に常雇い(年間7か月以上)として雇用されることにより、農業に従事することとなった者(外国人研修生及び外国人技能実習生並びに雇用される直前の就業状態が農業従事者であった場合を除く。)をいう。

第2 新規就農者への地域サポート内容

1 地域の紹介等(必須)

就農希望者に向けたサポート宣言	※就農希望者に向けてどのようなサポートをするのか、訴求ポイントを記入(50文字程度)
地域と農業の紹介文	
主な農産物	
地域が求める新規就農者	

2 地域サポート体制(必須)

支援分野	担当機関・部署名	支援分野	担当機関・部署名
技術・経営指導		販路支援	
農地確保支援		生活に係る支援 (住居、子育て等)	
機械・施設等の確保支援		事務局・全体調整	
資金相談		その他(〇〇)	
農業者による指導		その他(〇〇)	

3 新規就農者への支援内容(取り組んでいる支援を記載)

区分	支援項目	支援内容の紹介
就農意欲喚起	就農・移住相談対応、就農相談会の開催	
	就農体験ツアー・インターンシップの実施	
	ホームページ、パンフレット等での情報提供	
	その他	
就農前の支援	研修の実施(生産技術・農業経営の研修、研修先とのマッチング等)	
	就農計画作成サポート	
	農地、施設・機械のあっせん、営農資金の相談等	
	販路確保、販路開拓に向けた支援	
	生活に関わる支援(住居のあっせん・手当、研修手当、子育て支援等)	
	その他	

就農後の定着・経営発展に向けた支援	就農後の生産技術・経営力向上のための指導、研修	
	規模拡大に向けた農地、施設・機械のあっせん、営農資金の相談等	
	販路確保、販路開拓に向けた支援	
	地元農家や地域住民との交流促進の取組	
	生活に関わる支援(住居のあっせん・手当、子育て支援等)	
	その他	

注：地域で実施している支援について、「支援項目」欄の該当項目に○を付け、取組の詳細や新規就農者にアピールしたい内容を「支援内容の紹介」欄に記入

4 就農までの流れ(必須)

就農相談	就農準備段階	就農

5 経営開始5年目の農業経営の目標・農業経営モデル

(1) 経営開始5年目の目標(主たる従事者1人当たり)(必須)

年間所得	万円	年間労働時間	時間
------	----	--------	----

(2) 経営開始5年目の目標となる農業経営モデル(必須)

営農類型	品目	経営規模(a、頭数等)	収量	収支		労働力		主たる従事者1人当たり労働時間	備考
施設野菜		a	t/10a	売上	万円	専従	人	h/年	
				経費	万円	パート	人		
				所得	万円				
主な施設・機械等		棟		台				台	
		式		台				台	
		台		台				台	

注: 必要に応じて適宜行を追加して記入してください。

(3) その他情報(任意、自由記載)

注: 必要に応じて適宜行を追加して記入してください。

令和〇年度（〇回目）支払請求書

番 号
年 月 日

殿

〇〇県知事
〇 〇 〇 〇

令和 年 月 日付け 第 号で承認のあった都道府県新規就農者チャレンジ事業計画について、地域農業構造転換支援対策実施要綱（令和8年1月23日付け7経営第2081号農林水産事務次官依命通知）別記2第7の3の（1）の規定に基づき、請求をしたいので、下記により金 円を交付されたく請求する。

記

(単位：円)

事項	都道府県事業計画に基づく事業費 (A)	既受領額 (B)	今回請求額 (C)	残 額 (A) - (B + C)	備考
事業費					
推進事業費					
合計					

添付資料

都道府県新規就農者チャレンジ事業計画及び当該事業計画の地方農政局長等の承認通知（写し）

新規就農者チャレンジ事業に係る個人情報の取扱いについて

第1 本事業における個人情報

本事業において作成する交付対象者情報に記載し、データベースに登録される、交付対象者に係る個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）等の規定に基づき適切に対応する必要があります。

また、第2に掲げる用途において、個人情報の記載や確認が必要となることから、個人情報の利用目的を明らかにし、交付対象者本人の同意を得ることにより、本事業を実施してください。

第2 本人に同意を得る内容

個人情報の取扱いについて、本人に同意を得る内容としては、次の事項が考えられます（別紙に同意書の例「個人情報の取扱い（例）」を添付しています）。

- 1 各都道府県や市町村等の関係機関での情報を共有することにより、交付対象者が定着し、地域の中心となる農業経営者となっていくまで、より丁寧なフォローアップ活動に利用すること。
- 2 取組主体等が給付状況の確認、重複や虚偽申請の確認のために利用すること。
- 3 国が交付実績を分析し、各種施策に活用するために利用すること。
- 4 1から3までを実施するため、各取組主体等が交付対象者から提出される申請書類の記載事項を、データベースに登録すること。
- 5 1から4までを実施するに伴い、必要最小限度内において関係機関へ提供し、又は確認する場合があること。

第3 同意を得る例

個人情報の取扱いに関して、同意を得る方法として次の方法が考えられます。

- 1 申請者が計画書の申請を行う際、「個人情報の取扱い（例）」を配付し、計画が承認され、交付申請を行う時に、併せて提出してもらおう。
- 2 申請者が交付申請を行う際、「個人情報の取扱い（例）」を配付し、個人情報の利用目的を説明の上、同書類に署名をしてもらって回収する。
- 3 「個人情報の取扱い（例）」において追加すべき事業等、関係機関がある場合は記載する。

(別紙)

殿

個人情報の取扱い（例）

以下の個人情報の取扱いについてよくお読みになり、その内容に同意する場合は「個人情報の取扱いの確認」欄に署名をしてください。

新規就農者チャレンジ事業に係る個人情報の取扱いについて

取組主体は、新規就農者チャレンジ事業の実施に際して得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。

また、取組主体は、本事業による交付対象者の取組状況の確認等のフォローアップ活動、交付申請内容の確認、国等への報告等で利用するほか、本事業等の実施のために、提出される申請書類の記載事項を、データベースに登録し、必要最小限度内において関係機関（注）へ提供し、又は確認する場合があります。

関係機関
（注）

国、全国農業委員会ネットワーク機構、都道府県、農業経営・就農支援センター、市町村、農業共済組合
（※ その他追加する機関があれば明確にすること。）

個人情報の取扱いの確認

「個人情報の取扱い」に記載された内容について同意します。

令和 年 月 日

（法人・組織名）

氏名

別記3 スマート農業研修教育環境整備事業

(スマート農業機械等導入事業、スマート農業カリキュラム強化等事業、
農業者スマート農業リ・スキリング支援事業)

第1 事業の趣旨

食料・農業・農村基本計画（令和7年4月11日閣議決定）の実効性を確保するには、農業の構造転換を推進し、農業者の所得向上を図るため、効率的かつ大規模な農業を可能にするスマート農業技術を学べる環境整備が必要である。このため、農業高校や農業大学校等の農業教育機関におけるスマート農業機械等（スマート農業技術が組み込まれた農業用機械、農業用設備等をいう。以下この別記において同じ。）の導入やスマート農業のカリキュラム強化等を支援する。あわせて、現役農業者等がスマート農業技術やその導入基盤となる経営力を強化する手法等（以下第5の3において「技術等」という。）を学び直すことができる教育・研修モデルの創出を支援する。

第2 事業の種類

- 1 スマート農業機械等導入事業
- 2 スマート農業カリキュラム強化等事業（1の事業を実施する場合に限る。）
- 3 農業者スマート農業リ・スキリング支援事業

第3 事業の仕組み

- 1 国は、全国農業委員会ネットワーク機構（農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第42条第1項の規定による農林水産大臣の指定を受けた農業委員会ネットワーク機構をいう。以下この別記において同じ。）に対し、補助金を交付する。
- 2 全国農業委員会ネットワーク機構は、都道府県に対し、補助金を交付する。

第4 取組主体

- 1 第2の1及び2に掲げる事業の取組主体は、以下の（1）から（5）までに掲げる団体等とする。第2の3に掲げる事業の取組主体は、都道府県（道府県立農業大学校、農業試験場、普及組織等を含む。）又は都道府県を構成員に含む協議会とし、市町村、農業機械メーカー・肥料農薬メーカー等の民間事業者、農業協同組合、農業を営む個人・法人・農業者団体、大学・研究機関等が、取組に参画するよう努めること。

- (1) 都道府県
- (2) 市町村
- (3) 都道府県、市町村又は民間団体が運営する農業教育機関
- (4) 民間団体（特定非営利活動法人、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、学校法人、地方独立行政法人、農業協同組合、会社法人等）
- (5) 協議会等（地方公共団体、取組を行うために必要な知見を有する農業関係団体、農業経営者、農業教育機関、農業や教育に関する各種専門家等により構成され、協議会等の運営及び意思決定の方法、事務及び会計処理の方法及びその責任者、財産管理の方法、内部監査の方法等を明確にした規約が定められているもの）

- 2 取組主体は、農業に関する知識・技術等の習得を目的とした研修教育（以下この別記において「農業教育」という。）を適切に実施することができる者とする。

また、取組主体は、本事業により導入したスマート農業機械等について、法定耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定め

る耐用年数をいう。以下この別記において同じ。)が経過するまでの間、適切な管理を行うことができる者とする。

第5 事業内容

1 スマート農業機械等導入事業

(1) 補助対象となるスマート農業機械等

補助対象は、新規就農者育成総合対策実施要綱（令和4年3月29日付け3経営第3142号農林水産事務次官依命通知）別記4農業教育高度化事業の第5の1の規定に基づく農業教育高度化プラン（以下この別記において「高度化プラン」という。）に位置付けられている農業高校や農業大学校等の農業教育機関における農業教育を高度化するために必要なスマート農業機械等であって、次に掲げるものとする。

ア 研修用スマート農業機械等の導入

取得価格が50万円以上の研修用のスマート農業機械等（アタッチメントを含む。）であって、原則として新品のもの。

また、就農の際に必要な農業知識・技術等の習得を目的とした研修を行う観点から、既に研修機関が所有するスマート農業機械等と同能力のものを再整備するのではなく、より能力の高いスマート農業機械等を選択すること。

イ 農業教育機関におけるICT環境の整備のための取組

農業教育機関におけるスマート農業教育を推進するために必要となる農場等に導入する無線LANやタブレット端末等の情報通信機器

(2) 補助対象経費・補助率

ア 本事業の取組主体の補助対象経費は、スマート農業機械等の導入経費とし、補助率は2分の1以内とする。

イ 全国農業委員会ネットワーク機構の補助対象経費は、事務等経費とし、補助率は定額とする。

(3) 事業実施計画等の提出

ア 取組主体は、別紙様式第1号により事業実施計画を作成し、取組主体の主たる事務所の所在地又は主たる事業の実施場所の都道府県知事に提出する。

イ 都道府県知事は、アにより提出された事業実施計画について、取組主体が本事業の実施主体として適当であるか、取組主体により実施予定の研修が効果的なものと認められるか等を審査の上、別紙様式第2号により都道府県事業実施計画を作成し、地方農政局長等（北海道にあつては農林水産省経営局長（以下この別記において「経営局長」という。）、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長。以下この別記において同じ。）の承認を得るものとする。

ウ 都道府県事業実施計画について、担い手育成・確保等対策事業費補助金等交付要綱（平成12年4月1日付け12構改B第350号農林水産事務次官依命通知。以下この別記において「補助金等交付要綱」という。）の別表に定める重要な変更を行う場合は、ア及びイに掲げる手続に準じて行う。

エ 全国農業委員会ネットワーク機構は、別紙様式第3号により全国事業実施計画を作成し、原則、交付申請時に添付する。ただし、全国農業委員会ネットワーク機構は、経営局長の求めに応じ、交付申請時より前に、全国事業実施計画を提出しなければならない。

オ 全国事業実施計画について、補助金等交付要綱の別表に定める重要な変更を行う場合は、エに掲げる手続に準じて行う。

(4) 補助金の交付等

- ア 国は、全国農業委員会ネットワーク機構に対して、予算の範囲内において、本事業に要する経費に係る補助金を交付する。
- イ 全国農業委員会ネットワーク機構は、予算の範囲内において、本事業の実施に必要な経費について、都道府県知事に補助金を交付する。
- 国は、取組主体におけるスマート農業を活用する新規就農者数について、現状値から目標値までの増加率が10%未満である場合は、当該取組主体に予算を配分しない。ただし、スマート農業を活用する新規就農者の就農率が50%以上の場合であって、新規就農者数について現状値から増加させる目標を立てる場合には、この限りでない。
- また、予算配分に当たっては、事業費、研修受講予定者数、就農者数・就農率、新規就農者数の現況、新規就農に関する目標値等も考慮する。
- ウ 補助金の交付を受けた都道府県知事は、(3)のイにより承認された都道府県事業実施計画に基づき、取組主体に対し補助金を交付する。
- エ 全国農業委員会ネットワーク機構は、第2の1から3までの事業の実施に関する共通の内規を作成することとし、内規を作成又は変更したときは、経営局長の承認を得るものとする。

(5) 事業実績等の報告

- ア 取組主体は、事業実績について、別紙様式第1号により事業実績報告を作成し、事業完了の日から1箇月以内に取組主体の主たる事務所の所在地又は主たる事業の実施場所の都道府県知事に報告するものとする。
- イ 都道府県知事は、アの実績報告を踏まえ、補助事業の完了の日から3箇月以内に、別紙様式第2号により都道府県事業実績報告を作成し、地方農政局長等及び全国農業委員会ネットワーク機構に報告するものとする。
- ウ 全国農業委員会ネットワーク機構は、イにより報告を受けた都道府県事業実績報告を基に、別紙様式第3号により全国事業実績報告を作成し、補助事業の完了年度の翌年度の7月末日までに経営局長に報告するものとする。

2 スマート農業カリキュラム強化等事業

(1) 事業内容

取組主体は、高度化プランの内容を踏まえ、1の事業を実施する場合に限り、以下のア又はイのうち事業実施年度において研修教育機関で実施する必要がある取組を選択して実施することができる。

ア カリキュラムの強化

スマート農業機械等の操作、生産管理及び経営管理ツールの活用等、スマート農業技術やそれにより得られるデータ等を今後の農業生産や農業経営に生かすことを目指す実践的なカリキュラムを新たに検討し実施する。

ただし、当該研修教育機関における既存のカリキュラム実施に要する経費は、補助対象としない。

イ eラーニングの導入

アの取組を実施するため、対面等で実施するよりも、eラーニングを活用した方が効果的である場合、新たにeラーニングを導入した研修を実施する。また、必要な場合は、民間事業者等の第三者が提供するeラーニングコンテンツ又はサービスを利用できる。

農業教育機関が、eラーニング研修コンテンツを自ら作成し、受講者に提供す

るため、講義等の録画・編集用のカメラ、ソフトウェア、パソコン等の物品が直接必要な場合は、原則としてリース及びレンタル（以下この別記において「リース等」という。）を活用することとし、リース等での対応が困難な場合又はリース等を活用するよりも購入した方が当該年度の事業実施期間における必要経費が安価な場合に限り、当該物品を購入できる。

(2) 補助対象経費及び補助率

ア 本事業の補助対象経費は、別表1に掲げる経費であって、本事業の対象として明確に区分でき、かつ証拠書類等から金額が確認できる経費とする。

なお、国又は地方公共団体から現に補助を受け、又は受ける予定のある取組については、本事業の補助対象としない。補助率は定額とする。

イ 全国農業委員会ネットワーク機構の補助対象経費は、事務等経費とし、補助率は定額とする。

(3) 事業実施計画の作成等

ア 都道府県は、高度化プランの内容を踏まえ、取組主体が作成する事業実施計画を取りまとめ、別紙様式第4号により都道府県事業実施計画を作成し、地方農政局長等の承認を得るものとする。

イ 都道府県事業実施計画について、補助金等交付要綱の別表に定める重要な変更を行う場合は、アに掲げる手続きに準じて行うものとする。

ウ 全国農業委員会ネットワーク機構は、別紙様式第5号により全国事業実施計画を作成し、交付申請時に添付するものとする。

エ 事業実施計画について、補助金等交付要綱の別表に定める重要な変更を行う場合は、補助金等交付要綱第10の規定に基づく変更等承認申請書にこれを添付するものとする。

(4) 国の補助

ア 国は、全国農業委員会ネットワーク機構に対して、予算の範囲内において、事業実施のために必要な経費を補助する。

イ 全国農業委員会ネットワーク機構は、予算の範囲内において、本事業の実施に必要な経費について、都道府県知事に補助金を交付する。

ウ 全国農業委員会ネットワーク機構は、第2の1から3までの事業の実施に関する共通の内規を作成することとし、内規を作成又は変更したときは、経営局長の承認を得るものとする。

エ 国は、(3)により都道府県から提出された都道府県事業実施計画等を踏まえ、必要に応じて、都道府県又は取組主体に対し、ヒアリング等を行う。

(5) 国は、次のとおり予算を配分する。

ア 国は、取組主体におけるスマート農業を活用する新規就農者数について、現状値から目標値までの増加率が10%未満である場合は、当該取組主体に予算を配分しない。ただし、スマート農業を活用する新規就農者の就農率が50%以上の場合であって、新規就農者数について現状値から増加させる目標を立てる場合には、この限りでない。

また、予算配分に当たっては、事業費、研修受講予定者数、就農者数・就農率、新規就農者数の現況、新規就農に関する目標値等も考慮する。

(6) 事業実績の報告

ア 都道府県は、取組主体が作成する事業実績を取りまとめ、別紙様式第4号により都道府県事業実績報告を作成し、補助事業完了の日から3箇月以内に、当該都道府県を管轄する地方農政局長等及び全国農業委員会ネットワーク機構に

報告するものとする。

イ 全国農業委員会ネットワーク機構は、アにより報告を受けた都道府県事業実績報告をもとに、別紙様式第5号により全国事業実績報告書を作成し、事業実施年度の翌年度の7月末日までに経営局長に報告するものとする。

ウ 全国農業委員会ネットワーク機構及び地方農政局長等は、事業実績の報告後も必要と認めるときには、取組主体に対し、随時、報告を求めることができる。

(7) 事業効果の検証等

取組主体は、事業実施期間及び事業終了後において、研修受講者へのアンケート調査や就農状況調査等を行うことで、効果を検証するものとする。また、事業終了後も、研修修了者に対する継続的なフォローアップに努めるものとする。

(8) 事業の適切な執行に向けた指導等

ア 取組主体は、本事業で取得した機器・装置等の財産について法定耐用年数を経過するまでの間、適切に管理及び使用するものとする。

イ 都道府県は、高度化プラン及び都道府県事業実施計画において設定した目標等の達成状況が低調な場合には、適切な改善措置を講じるとともに、その結果を地方農政局長等に報告するものとする。

ウ 全国農業委員会ネットワーク機構は、事業の適切な執行及び本事業で取得した財産の適切な管理等が必要な場合は、都道府県又は取組主体に対して報告又は資料の提出を求め、必要な指導及び助言を行う。

3 農業者スマート農業リ・スキリング支援事業

(1) 取組内容及び取組主体

現役農業者等に対するスマート農業に係るリ・スキリングモデルを創出する。研修内容は、営農類型に即して体系的にスマート農業技術を習得できるものとし、その導入の基盤となる経営力を強化するための手法を習得できる内容を含めることができる。また、都道府県内の他の地域への波及を見据えた内容とすること。

取組主体は、以下のアからエまでのうち任意の取組を実施する。ただし、ウの(ア)、(イ)又は(エ)のうち1つ以上の取組を必須とする。

ア 推進会議の開催

研修計画の具体化、進捗管理、研修後のフォローアップ、事業成果の取りまとめ等を行う推進会議を開催する。

イ 研修の実施

都道府県事業実施計画に基づく研修を実施する。

ウ 研修環境の整備

以下の(ア)から(カ)までのうち任意の取組により、イの研修の実施に必要な環境整備を行う。

(ア) スマート農業機械等(第5の1の(1)のアを満たすものに限る。)の導入(購入、リース)又は改良

(イ) スマート農業技術を導入するハウスのリノベーション(気密性や保温性の向上など機能強化に必要な改修等に限る。)

(ウ) スマート農業研修のためのほ場の設置(研修の実施に必要なほ場の借上げ、肥培管理等)

(エ) スマート農業研修のためのICT環境の整備

- (オ) スマート農業研修コンテンツの作成・利用
 - (カ) その他研修の円滑な実施に必要な取組（研修の実施に要するデータ収集・分析、受講者の募集や研修情報の発信等に必要なウェブサイトの作成・運営、指導者向け研修の実施、研修効果を把握するための調査等）
 - エ 新たな技術等の円滑な導入・実践に向けた取組
農業者等がスマート農業技術を円滑に導入・活用できるよう、相談窓口の設置や交流会の開催、先進地視察等を実施する。
- (2) 補助対象経費
- ア 本事業の取組主体の補助対象経費は、別表1に掲げる経費であって、本事業の対象として明確に区分でき、かつ証拠書類等から金額が確認できる経費とする。
なお、国又は地方公共団体から現に補助を受け、又は受ける予定のある取組については、本事業の補助対象としない。補助率は定額とする。
 - イ 全国農業委員会ネットワーク機構の補助対象経費は、事務等経費とし、補助率は定額とする。
- (3) 成果目標
- ア 目標年度及び成果指標
目標年度は、事業実施年度の3年後とする。成果指標は、スマート農業技術を活用する農業経営体の数とし、基準年度の125%以上とする目標を掲げることとする。
 - イ 達成状況及び予定の報告
取組主体は、別紙様式第6号の別添様式第6号により、事業実施年度、その翌年度、翌々年度及び目標年度における成果目標の達成状況及び取組実績を作成し、各年度の翌年度の6月末日までに都道府県知事へ提出する。
また、取組主体は、同様の様式により、事業実施年度の翌年度、翌々年度及び目標年度における取組予定を作成し、各年度の6月末日までに都道府県知事へ提出する。
- (4) 事業実施計画の作成等
- ア 都道府県は、高度化プランの内容を踏まえ、取組主体が作成する事業実施計画を取りまとめ、別紙様式第6号により都道府県事業実施計画を作成し、地方農政局長等の承認を得るものとする。
 - イ 都道府県事業実施計画について、補助金等交付要綱の別表に定める重要な変更を行う場合は、アに掲げる手続きに準じて行うものとする。
 - ウ 全国農業委員会ネットワーク機構は、別紙様式第7号により全国事業実施計画を作成し、交付申請時に添付するものとする。
 - エ 事業実施計画について、補助金等交付要綱の別表に定める重要な変更を行う場合は、補助金等交付要綱別紙様式第3号の変更等承認申請書に添付するものとする。
- (5) 国の補助
- ア 国は、全国農業委員会ネットワーク機構に対して、予算の範囲内において、事業実施のために必要な経費を補助する。
 - イ 全国農業委員会ネットワーク機構は、予算の範囲内において、本事業の実施に必要な経費について、都道府県知事に補助金を交付する。
 - ウ 全国農業委員会ネットワーク機構は、第2の1から3までの事業の実施に関する共通の内規を作成することとし、内規を作成又は変更したときは、経営局

長の承認を得るものとする。

エ 国は、(4)により都道府県から提出された都道府県事業実施計画等を踏まえ、必要に応じて、都道府県又は取組主体に対し、ヒアリング等を行うものとする。

オ 国は、次のとおり予算を配分するものとする。

(ア) 都道府県知事は、別表2のポイント表によりポイント付けの上、都道府県事業実施計画に記載するものとする。国は、ポイントが高い順に、予算の範囲内で採択するものとする。なお、同ポイントの場合は、国費が少ない事業を優先的に採択するものとする。

(イ) 国費要望額の上限については、都道府県当たり、1,500万円とする。

(6) 事業実績の報告

ア 都道府県は、取組主体が作成する事業実績を取りまとめ、別紙様式第6号により都道府県事業実績報告を作成し、補助事業の完了の日から3箇月以内に、地方農政局長等及び全国農業委員会ネットワーク機構に報告するものとする。

イ 全国農業委員会ネットワーク機構は、アにより報告を受けた都道府県事業実績報告をもとに、別紙様式第7号により全国事業実績報告を作成し、事業実施年度の翌年度の7月末日までに経営局長に報告するものとする。

ウ 全国農業委員会ネットワーク機構及び地方農政局長等は、事業実績の報告後も必要と認めるときには、取組主体に対し、随時、報告を求めることができる。

(7) 事業効果の検証等

取組主体は、事業実施期間及び事業終了後において、研修受講者へのアンケート調査や就農状況調査等を行うことで、効果を検証する。また、事業終了後も、研修修了者に対する継続的なフォローアップに努めるものとする。

(8) 事業の適切な執行に向けた指導等

ア 取組主体は、本事業で取得したスマート農業機械等の財産について法定耐用年数を経過するまでの間、適切に管理及び使用するものとする。

イ 都道府県は、高度化プラン及び都道府県事業実施計画において設定した目標等の達成状況が低調な場合には、適切な改善措置を講じるとともに、その結果を地方農政局長等に報告するものとする。

ウ 全国農業委員会ネットワーク機構は、事業の適切な執行及び本事業で取得した財産の適切な管理等が必要な場合は、都道府県又は取組主体に対して報告又は資料の提出を求め、必要な指導及び助言を行う。

(9) 留意事項

第6の1に掲げる事項のほか、以下の事項に留意することとする。

ア 研修の実施に当たっては、受講者の健康管理や事故防止に十分配慮することとする。

イ 研修受講者については、現役農業者のほか、学生や就農希望者等を含めることができるものとする。ただし、学生が受講する場合は、当該学生の就職予定先から研修テーマに関する技術等の習得を求められている等、当該技術の活用が見込まれる場合に限る。

ウ 研修の実施や研修コンテンツの作成に当たってのリース等については、第5の2の(1)のイによる。また、本事業により作成した研修コンテンツは、他の農業教育機関や研修施設等に配布するなど、広く活用されるよう努めるものとする。

- エ 施設用地の整地や改良などの整備費は、補助対象としない。
- オ 本事業により導入するスマート農業機械等については、第5の1の(1)のアを準用する。
- カ 取組主体が自ら実施するよりも、第三者が実施した方が高い教育効果や効率性が見込まれるなど合理的・効果的であると認められる場合は、取組主体以外の第三者に本事業の一部を委託できる。
- キ 農業者が受講しやすいよう、実施形態について、研修時期や時間帯（農閑期、土日、夜間）、研修開催方法（eラーニング形式を含むオンライン方式、産地等における出前講座）等に配慮するよう努めるものとする。
- ク 研修内容の検討に当たっては、農業教育又は職業訓練に知見を有する専門家等のほか、新規就農者を雇用している農業経営体、学生、就農希望者、新規就農者等から、研修のニーズ等について、意見を聞くよう努めるものとする。
- ケ 取組主体は、研修受講者が新規就農後の経営安定を図るため、農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく農業共済その他の農業関係の保険加入に資する内容を研修に含めるよう努めるものとする。
- コ 農業実習、農業機械操作研修等を実施する場合には、スマート農業機械等による事故を防止する観点から、事前に農作業安全に関する講習を実施するなど研修受講者等の安全確保に配慮することとする。

第6 その他

- 1 本事業の実施に当たっては、以下の点に留意することとする。
 - (1) 取組主体が、自己資金若しくは他の助成によりスマート農業機械等の導入を実施中又は既に終了しているものについては、本事業の補助対象としない。また、国又は地方公共団体から現に補助を受け、又は受ける予定がある取組についても、本事業の補助対象としないものとする。
 - (2) 農業以外の用途に使用可能な汎用性の高い機械等（例：運搬用トラック、ショベルローダー、バックホウ、パソコン、プロジェクタ等）については、補助対象としないものとする。
 - (3) 本事業により導入するスマート農業機械等を効率的に利用するため、当該農業機械等を活用する研修については、年間の研修受講者数を10名以上確保するよう努めるものとする。
 - (4) 本事業により導入するスマート農業機械等は、農業教育の目的のため使用する共同利用の農業機械等であって、農業経営体等の営農活動など研修以外の用途で使わないものとする。
 - (5) 本事業による導入するスマート農業機械等は、動産総合保険等に参加するものとする。また、施錠可能な場所での保管、その他の盗難防止等の措置を講じ、適切な管理に努めるものとする。
 - (6) スマート農業機械等の導入先の選定に当たっては、一般競争入札の実施、複数の業者から見積りを提出させること等により、事業費の低減に向けた取組を行うものとする。
 - (7) 取組主体は、スマート農業機械等の利用による事故を防止するため、講習を実施する等研修受講者の安全確保に配慮することとする。
 - (8) 取組主体は、導入したスマート農業機械等について、補助金等交付要綱別記様式第10号の財産管理台帳を作成し、法定耐用年数が経過するまでの間、保管するものとする。

- (9) 本事業により導入するスマート農業機械等を効率的に活用するため、事業の取組を実施しない時間帯や期間がある場合には、当該農業教育機関で実施している通常の農業教育において、本事業により導入したスマート農業機械等を利用できる。
- (10) スマート農業機械等をリース導入する場合は、以下の点に留意することとする。
- ア リース期間は、法定耐用年数以内とする。
- イ リースによる導入に対する助成額（以下この別記において「リース料助成額」という。）については、次の算式によるものとする。
- 「リース料助成額」＝「リース物件購入価格（税抜き）」×助成率
- ただし、当該リース物件のリース期間を当該リース物件の耐用年数未満とする場合又はリース期間満了時に残存価格を設定する場合にあっては、そのリース料助成額については、それぞれ次の算式によるものとする。
- さらに、当該リース物件に係るリース期間を当該リース物件の耐用年数未満とし、かつ、リース期間満了時に残存価格を設定する場合にあっては、そのリース料助成額については、それぞれ次の算式により算出した値のいずれか小さい方とする。

$\begin{aligned} \text{「リース料助成額」} &= \text{「リース物件購入価格（税抜き）」} \times (\text{「リース期間」} \\ &\quad \div \text{「耐用年数」}) \times \text{助成率} \\ \text{「リース料助成額」} &= (\text{「リース物件購入価格（税抜き）」} - \text{「残存価格」}) \\ &\quad \times \text{助成率} \end{aligned}$

- 2 事業を適切に執行するため、都道府県知事又は地方農政局長等は、必要に応じて以下の措置を講ずるものとする。
- (1) 都道府県知事は、本事業により導入したスマート農業機械等について、法定耐用年数を経過するまでの間、適切に管理されているか確認するため、必要に応じ、取組主体から報告又は資料の提出を求め、取組主体に対し、適切な指導を行う。
- (2) 地方農政局長等は、必要に応じ、都道府県知事又は取組主体に対し、報告又は資料の提出を求め、必要に応じて、指導及び助言を行う。
- 3 取組主体が、本事業により導入したスマート農業機械等について、効果的な農業研修を実施するため、第三者に貸し付ける場合は、次によるものとする。
- (1) 取組主体が、第三者に対し、スマート農業機械等の貸付けを行おうとする場合、あらかじめ取組主体の主たる事務所の所在地又は主たる事業の実施場所の都道府県知事及び地方農政局長等に対し、貸付けの目的、貸付けの相手方、貸付期間、貸付方法等について届出を行う。
- (2) 貸付けの相手方となる者は、第4の1の(1)から(4)までに掲げる者とし、研修を適切に実施でき、スマート農業機械等を貸付期間中、適切に管理できる者とする。
- (3) スマート農業機械等の貸付けに当たっては、取組主体及び貸付けの相手方は、貸付期間、賃借料、貸付期間中のスマート農業機械等の維持管理の方法、目的外使用の禁止等を明記した契約を書面で締結する。
- (4) 取組主体が貸付けの相手方から賃借料を徴収する場合は、原則として、「取組主体の負担（事業費 - 補助金等）／当該スマート農業機械等の耐用年数＋年間管理費」により算出される額の範囲内とする。
- 4 取組主体は、予定の期間内に事業が完了しない場合、事業の遂行が困難となった場

合又は本事業により導入したスマート農業機械等の法定耐用年数が残存する間にスマート農業機械等の農業教育の用途での使用が困難となった場合は、その旨を速やかに都道府県知事に報告するものとする。

- 5 4により取組主体から報告を受けた都道府県知事は、当該報告の内容について遅滞なく地方農政局長等に報告し、その指示を受けるものとする。

第7 環境負荷低減に向けた取組の実施

第4の1の取組主体は、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号。以下この別記において「みどりの食料システム法」という。）に基づく、環境負荷低減事業活動の促進及びその基盤の確立に関する基本的な方針（令和4年農林水産省告示第1412号。以下この別記において「基本方針」という。）等に基づき環境負荷の低減に取り組むものとし、その具体的な取組内容は別添のとおりとする。

(別表1)

補助対象経費

第5の2及び3関係

区 分	内 容
謝 金	<p>事業を実施するために必要となる専門知識の提供、外部講師による講義の実施、資料整理、事務補助、資料収集等の協力者に対し支払う、謝礼に要する経費。</p> <p>謝金の単価については、業務の内容に応じた常識の範囲を超えない妥当な根拠に基づき設定すること。</p> <p>なお、設定された単価が妥当であるかを精査するため、謝金の単価の設定根拠となる資料を申請の際に添付するものとする。</p> <p>また、取組主体等の事業に参画する者（以下この別記において「取組主体等」という。）に対しては、謝金を支払うことはできない。</p>
旅 費	<p>事業を実施するために必要な研修実施、資料収集、各種調査、打合せ、外部有識者の招聘等に要する経費。取組主体等に旅費の支給に関する規程等がある場合は、当該規程によることができるものとするが、農業教育機関の学生や研修受講生に対する旅費は交通費、宿泊費等の実費とする。</p>
賃 金	<p>事業を実施するために必要となる研修実施、資料整理、事務補助、資料収集等の業務のために臨時に雇用した者に対し支払う、実働に応じた対価。雇用に伴う社会保険料等の事業主負担分などについては、「賃金」としてではなく、後述する「その他」の区分により申請すること。</p> <p>賃金単価については、取組主体等の賃金支給規則や法令の規定等によるなど、業務の内容に応じた常識の範囲を超えない妥当な根拠に基づき設定すること。</p> <p>また、当該賃金支給規則による場合であっても、労働の対価として労働時間に応じて支払う経費以外の経費（賞与、住宅手当、退職給付金引当金等）については、除外して申請すること。</p> <p>設定された単価等が妥当であるかを精査するため、賃金支給規則、辞令等の根拠となる資料を申請の際に添付すること。</p> <p>賃金については、事業の実施により新たに発生する業務について支払いの対象とし、当該事業の実施に直接関係のない当該団体の既存の業務に対する支払いはできない。</p> <p>また、取組主体は、当該事業に直接従事した従事時間と作業内容を証明しなければならない。</p>
会計年度任用職員給与等	<p>地方公共団体において会計年度任用職員に任用された職員を事業に従事させる場合については、地方公共団体が定める会計年度任用職員の給与に関する条例等の規定に基づき、給与及び手当について、本事業への従事割合に応じて助成対象とすることができる。</p> <p>この場合、給与等の額が妥当であるかを精査するため、給与等に関する条例、勤務条件通知書等の根拠となる資料を申請の際に添付するとともに、会計年度任用職員の本事業への従事割合及び従事内容を証明しなければならない。</p>

専門員等設置費	<p>事業を実施するために必要となる企画、運営、各種調査、分析、相談、システム開発等専門技術・知識を要する業務を行うための専門員、コンサルタント、システムエンジニア等を新たに雇用した場合の経費。</p> <p>専門員等設置費の単価については、取組主体の支給規則等によるなど、業務の内容に応じた常識の範囲を超えない妥当な根拠に基づき設定すること。</p> <p>なお、設定された単価が妥当であるかを精査するため、上記の支給規則等の根拠となる資料を申請の際に添付するものとする。</p> <p>専門員等設置費は、事業の実施により新たに発生する業務について支払いの対象とし、当該事業の実施に直接関係のない当該団体の既存の業務に対する支払いはできない。</p> <p>また、取組主体は、当該事業に直接従事した従事時間と作業内容を証明しなければならない。</p>
技能者給	<p>事業を実施するために必要となる専門的知識、技能を要する業務に対し支払う、実働に応じた対価。</p> <p>技能者給の単価については、事業に直接従事する者に係る基本給、諸手当（時間外手当等は除く。）、賞与及び法定福利費を合わせた年間総支給額を、就業規則で定められた年間総就労時間で除した額とする（算定に当たっては、退職給付金引当金に要する経費は除く。）。なお、設定された単価が妥当であるかを精査するため、単価の設定根拠となる資料を申請の際に添付するものとする。</p> <p>また、事業実施主体は、「作業日誌」等を作成し、当該専門的知識、技能を要する業務に直接従事した者の従業時間及び作業内容を証明しなければならない。</p>
スマート農業機械・設備導入費 （注3）	<p>事業を実施するために必要となる取得価格が50万円以上の研修用のスマート農業機械等の購入・リースに必要な経費（これらの据付等にかかる経費も含む。）。</p>
備品費	<p>事業を実施するために直接必要となる取得単価が5万円以上50万円未満の機器、装置、物品等の購入に必要な経費（これらの据付等にかかる経費も含む。）。</p> <p>スマート農業用機械・設備を除く。</p>
消耗品費	<p>事業を実施するために必要となる取得価格が5万円未満の消耗品、消耗器材、薬品類、原材料、生産資材、各種事務用品等の調達に必要な費用。</p>
印刷製本費	<p>事業を実施するために必要となる文書、研修資料、会議資料等の印刷製本の経費。</p>
通信運搬費	<p>事業を実施するため追加的に必要となる電話・インターネット等の通信料、郵便料、諸物品の運賃等の経費（通常の団体運営に伴って発生する経費は除く。）。</p>
使用料及び賃借料	<p>事業を実施するため追加的に必要となる研修・教育コンテンツやサービスの使用料、パソコン、教育機材、研修用機械・設備、移動用バス等事業用機械器具、研修ほ場等の借料及び損料（通常の団体等の運営に伴って発生する経費は除く。）。</p>
役務費	<p>取組主体が直接実施することが困難である役務（ホームページ作成、翻訳、分析等）を他の事業者等に依頼するために必要な経費。</p>
委託費	<p>事業の交付目的たる事業の一部分（研修・教育コンテンツ等の成果物の作成、データ解析、研修カリキュラムの実施等）を他の事業者等に委託するために必要な経費。</p>
その他	<p>事業を実施するために必要な広告費、文献等購入費、複写費、会場借料、収入印紙代、社会保険料等の事業者負担分、傷害・賠償保険加入費など他の費目に該当しない経費。</p>

（注）1 補助事業等に直接従事する者の人件費の額の算定方法及び人件費の額の算定根拠となる従事日数等に係る証拠書類の整備等については、上記助成対象経費の欄に掲げる内容のほか、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」（平成22年9月27日付け22経第960号農林水産省大臣官房経理課長通知）に示す方法に従うものとする。

- 2 謝金の額については、原則として申請の際に設定した単価を用いることとし、その後変更はできないものとする。
- 3 農業機械・設備導入費については、第2の3の事業のみ。

(別表2)

ポイント表

第5の3関係

① 事業に幅広い関係者が参画しているか。 ア 6つ以上の機関等が参画している。 イ 5つの機関等が参画している。 ウ 4つの機関等が参画している。 エ 3つの機関等が参画している。	7 5 3 1
② 事業実施計画書が適切かつ具体的に記載されているか。 ア されている。 イ されていない。	1 不選定
③ 第5の3の取組に新たに取り組む。	17
④ 研修受講者数 受講者の延べ人数。 ア 1,000名以上 イ 500名以上 ウ 300名以上 エ 100名以上	8 6 4 2
⑤ 研修時間 研修時間の合計。 ア 160時間以上 イ 120時間以上 ウ 80時間以上 エ 40時間以上	8 6 4 2
⑥ 実施形態 幅広い農業者等が参加できる実施形態となっているか。 ア 農閑期や夜間に研修を実施し、幅広い技術等を取り扱う。 イ 農閑期や夜間に研修を実施し、一部の技術等を取り扱う。 ウ オンライン形式による研修を実施し、幅広い技術等を取り扱う。 エ オンライン形式による研修を実施し、一部の技術等を取り扱う。 オ 産地等における出前講座を実施する。 (ア) 7回以上 (イ) 4回以上 (ウ) 1回以上	3 1 3 1 3 2 1
⑦ 営農類型 別紙様式第6号の別添様式第6号の3の(1)に掲げる営農類型について、 ア 6つ以上取り組む。 イ 5つ取り組む。 ウ 4つ取り組む。 エ 3つ取り組む。 オ 2つ取り組む。	5 4 3 2 1
⑧ 地域の農業者・学生等のニーズを満たす体系的な研修となっているか。 ア 幅広い又は希望に即した品目・技術等を取り扱い、地域の農業者・学生等のニーズを満たす体系的な研修となっている。	4

イ 地域の農業者・学生等のニーズをある程度満たす研修となっている。	2
⑨ 他の地域への波及が期待される研修モデルとなっているか。 ア 広く波及することが期待できる。 イ 一部地域への波及が期待できる。	6 3
⑩ 新規性・独創性の高い研修モデルとなっているか。 ア 新規性及び独創性がいずれも高いものとなっている。 イ 新規性又は独創性が高いものとなっている。	6 3
⑪ 研修指導者の確保・育成の目標 地域において継続的・持続的に研修を実施するための指導者の確保・育成の方針が明確に定められているか。 ア 定められており、効果的な内容となっている。 イ 定められており、おおむね効果的な内容となっている。 ウ 定められていない。	4 2 不選定
⑫ 当該都道府県におけるスマート農業に取り組む経営体の数を目標年次までに拡大する。 ※ 特定の技術等について目標を設定する場合は、本事業において研修を実施する技術等の中から3つ以上を選択し、当該技術の増加率の平均値によりポイントを算定する。 ア 165%以上 イ 155%以上 ウ 145%以上 エ 135%以上 オ 125%以上	5 4 3 2 1
⑬ 中山間地域におけるスマート農業の普及に有効な研修内容となっている。	2
⑭ スマートサポートチーム（注）との連携等により、スマート農業実証プロジェクト等で得られた成果を有効に活用し、地域に普及させる計画となっている。	1
⑮ 農業者が新たな技術等の導入・実践について相談できる窓口を設置している。	2

注：過去にスマート農業実証プロジェクトに参画した者を含めたスマート農業技術の活用を支援するチーム。

(参照URL：https://www.naro.go.jp/smart-nogyo/suishin-kyogikai/smart_support_list.html)

(別記3 別紙様式第1号)

令和 年度 地域農業構造転換支援対策のうちスマート農業研修教育環境整備事業
(スマート農業機械等導入事業) 事業実施計画(実績報告)書

番 号
年 月 日

都道府県知事 殿

所在地
取組主体名

地域農業構造転換支援対策実施要綱(令和8年1月23日付け7経営第2081号農林水産事務次官依命通知)別記3の第5の1の(3)(実績報告の場合は第5の1の(5))の規定に基づき、下記のとおり事業実施計画(実績報告)書を提出する。

記

1 取組主体の概要

取組主体名	
代表者	
住所	
研修実施機関名※	

※取組主体と研修実施機関が異なる場合に記載すること。

2 事業の実施方針

(1) 地域の課題及び事業実施の必要性

--

(2) 新規就農者の育成・確保に向けた取組方針

--

(3) 導入するスマート農業機械等を活用して行う農業教育の概要等

① 農業教育の内容(研修コース等名、目的、内容、日数・頻度等)

② 研修対象者・年間研修受講者数

③ 導入するスマート農業機械等の活用方針

--

(4) スマート農業機械等の導入・研修の実施により期待される効果

--

3 事業の内容

導入するスマート農業機械等の内容（機械・設備の名称、規格・規模、台数等）				
総事業費（消費税込み） （円）	負担区分（円）			
	国庫補助金	都道府県費	市町村費	その他
完了年月日（予定）				
備考				

4 研修効果の把握

※実績報告時に記載すること

<p>(1) アンケート結果</p> <p>① 事業で実施した研修内容について、将来、就農する際に役立つと回答した者の割合：</p> <p>② 事業で実施した研修を受講することにより、将来、農業を職業とすることに対し、前向きな気持ちが強くなったと回答した者の割合：</p> <p>③ スマート農業に関する理解が深まったと回答した者の割合：</p> <p>(2) 新規就農者数〔注：農業大学校の場合のみ記載〕</p> <p>① 研修を受講した農業大学校の最終学年の数：</p> <p>② ①のうち、新規就農者の数：</p> <p>③ $② \div ① \times 100$：</p> <p>(3) 農業大学校への進学者状況〔注：農業高校の場合のみ記載〕</p> <p>① 研修を受講した農業高校の最終学年の数：</p> <p>② ①のうち、農業大学校へ進学した者の数：</p> <p>③ ①のうち、新規就農者の数：</p> <p>④ $(② + ③) \div ① \times 100$：</p> <p>注：スマート農業機械等の導入から、研修実施や進路決定まで時間を要するなどにより、実績報告時に研修効果を把握できない場合には、把握でき次第、速やかに送付すること。</p>
--

5 添付書類

- (1) 見積書等、事業費の積算根拠となる資料
- (2) 農業機械及び農業設備の規模算定根拠
- (3) 研修実施機関の概要
- (4) 財産管理台帳の写し（実績報告時のみ）
- (5) 高度化プラン ※新規就農者育成総合対策実施要綱別記4の別紙様式第3号の別添様式第1号は、スマート農業を活用する者について記載する。
- (6) その他参考となる資料

- (注) 1 記載事項及び添付書類が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するに当たっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載すること。
- 2 添付書類のうち「(3) 研修実施機関の概要」については、当該概要をウェブサイトにおいて閲覧することが可能な場合は、当該ウェブサイトのURL等を記載することにより、当該書類の添付を省略することができる。

(別記3 別紙様式第2号)

令和 年度 地域農業構造転換支援対策のうちスマート農業研修教育環境整備事業
(スマート農業機械等導入事業) 都道府県事業実施計画(実績報告)書

番 号
年 月 日

地方農政局長等 殿

都道府県知事

地域農業構造転換支援対策実施要綱(令和8年1月23日付け7経営第2081号農林水産事務次官依命通知)別記3の第5の1の(3)(実績報告の場合は第5の1の(5))の規定に基づき、下記のとおり都道府県事業実施計画(実績報告)書を提出する。

記

※ 別添様式第2号により、都道府県管内の計画をまとめた表(取組主体名、スマート農業機械等の設置場所、導入するスマート農業機械等の内容、総事業費、負担区分、仕入れに係る消費税相当額、完了予定年月日)などを記載すること。

(別添様式第2号)

スマート農業研修教育環境整備事業のうちスマート農業機械等導入事業 都道府県事業実施計画（実績報告）

1 都道府県内取組主体の事業実施計画（実績報告）の総括表

番号	取組主体名 (研修教育機関)	スマート農業機械等の 設置場所	導入するスマート農業機械等の内容 (名称、規格・規模、台数等)	総事業費 (円)	負担区分(円)				仕入れに係る 消費税相当額 (円)	完了 年月日
					国庫補助金	都道府県費	市町村費	その他		
記入例	〇〇県 (〇〇農業高校)	〇〇農業高校 (〇〇市〇〇町)	トラクター(****、2台)、コンバイン(****、2台)、農業用マルチコブター(*****、2台)	50,000,000	25,000,000	25,000,000	0	0	該当なし	2026年3月30日
1										
2										
3										
都道府県合計										

2 事業完了(予定)年月日： 令和 年 月 日

3 添付資料

- (1) 新規就農者育成総合対策実施要綱(令和4年3月29日付け3経営第3142号農林水産事務次官依命通知)別記4農業教育高度化事業の別紙様式第3号「都道府県農業教育高度化プラン」
- (2) 別紙様式第1号(取組主体から提出のあった実施計画(実績報告))
- (3) 見積書等事業費の根拠となる資料
- (4) 研修実施機関の概要
- (5) その他参考となる資料

(別記3 別紙様式第3号)

令和 年度 地域農業構造転換支援対策のうちスマート農業研修教育環境整備事業
(スマート農業機械等導入事業) 全国事業実施計画 (実績報告) 書

番 号
年 月 日

農林水産省経営局長 殿

所在地
事業実施主体

地域農業構造転換支援対策実施要綱 (令和8年1月23日付け7経営第2081号農林水産事務次官依命通知) 別記3の第5の1の(3) (実績報告の場合は第5の1の(5))の規定に基づき、下記のとおり全国事業実施計画 (実績報告) 書を提出する。

記

※ 別添様式第3号により、都道府県事業費と事務等経費の別、各都道府県管内の計画をまとめた表 (取組主体名、スマート農業機械等の設置場所、導入するスマート農業機械等の内容、総事業費、負担区分、仕入れに係る消費税相当額、完了予定年月日) などを記載すること。

スマート農業研修教育環境整備事業のうちスマート農業機械等導入事業

- 事業実施計画
- 実績報告

実施年度

事業実施主体

スマート農業研修教育環境整備事業のうちスマート農業機械等導入事業 全国事業実施計画（実績報告）

1 事業実施計画（実績報告）の概要

区分	総事業費 (円)	うち国庫補助金 (円)
都道府県事業費		
事務等経費		
合計		

2 都道府県別事業実施計画（実績報告）（取組主体ごとに記載）

番号	取組主体名 (研修教育機関)	スマート農業機械等の設置場所	導入するスマート農業機械等の内容 (名称、規格・規模、台数等)	総事業費 (円)	負担区分 (円)				仕入れに係る 消費税相当額 (円)	完了 年月日
					国庫補助金	都道府県費	市町村費	その他		
記入例	〇〇県 (△△農業大学 校)	△△農業大学校 (〇〇市〇〇町)	トラクター (****、1 台)、コンバイン (*****、2 台)	50,000,000	25,000,000	25,000,000	0	0	該当なし	2026年3月30日
記入例	〇〇県 (●●農業高校)	●●農業高校 (〇〇市〇〇町)	農業用マルチコブター (*****、1 台)	1,000,000	500,000	500,000	0	0	該当なし	2026年3月30日
1										
2										
3										
合計										

3 事業完了（予定）年月日： 令和 年 月 日

4 その他参考となる資料

(別記3 別紙様式第4号)

令和 年度 地域農業構造転換支援対策のうちスマート農業研修教育環境整備事業
(スマート農業カリキュラム強化等事業) 都道府県事業実施計画(実績報告)書

番 号
令和 年 月 日

地方農政局長等 殿

住 所
都道府県知事

地域農業構造転換支援対策実施要綱(令和8年1月23日付け7経営第2081号農林水産事務次官依命通知)別記3の第5の2の(3)(実績報告の場合は第5の2の(6))の規定に基づき、下記のとおり都道府県事業実施計画(実績報告)書を提出する。

記

第1 今年度の事業の実施方針

--

第2 今年度の取組実施等の体制

※ 謝金を支払う委員等が含まれる検討会を設置する場合に委員会の構成を記載してください。

検討委員等の氏名及び役職	所属等

第3 具体的な取組計画（実績）

注1：複数の農業教育機関で同内容の取組を行う場合、「取組内容・実施（予定）時期」欄についてはまとめて記載してもよいが、「実施機関」欄には取組を行う全ての農業教育機関の名称を具体的に記載し、どの農業教育機関が何の取組をするのか、明確に記載すること（県内農業高校6校のうち3校などと書かないこと。）。

注2：「使用経費等」については、取組内容ごとかつ別表1の補助対象経費の区分ごとに詳細に記載すること。

（1）カリキュラムの強化

実施機関	取組内容・実施（予定）時期	使用経費等
	[教育コース名] [教育対象者・予定受講数] [実施期間（研修時間数）] [カリキュラムの内容] ※ 本欄の〔カリキュラムの内容〕には、別記3の第5の1に基づき導入するスマート農業機械等の活用方法を記載する等、カリキュラムの強化とスマート農業機械等の導入との関係も記載すること。	合計 円 （うち国費 円）

（2）eラーニングの導入

実施機関	取組内容・実施（予定）時期	使用経費等
	※ 本欄には、別記3の第5の1に基づき導入するスマート農業機械等の活用方法を記載する等、eラーニングの導入とスマート農業機械等の導入との関係も記載すること。	合計 円 （うち国費 円）

第4 本年度事業で目指す（得られた）効果及び事業の改善点

--

第5 研修効果の把握

※ 実績報告時に記載すること。

(1) アンケート結果 ① 事業で実施した研修内容について、将来、就農する際に役立つと回答した者の割合： ② 事業で実施した研修を受講することにより、将来、農業を職業とすることに対し、前向きな気持ちが強くなったと回答した者の割合： ③ スマート農業に関する理解が深まったと回答した者の割合：
--

(2) 新規就農者数〔注：農業大学校の場合のみ記載〕

- ① 研修を受講した農業大学校の最終学年の数：
- ② ①のうち、新規就農者の数：
- ③ $② \div ① \times 100$ ：

(3) 農業大学校への進学者状況〔注：農業高校の場合のみ記載〕

- ① 研修を受講した農業高校の最終学年の数：
- ② ①のうち、農業大学校へ進学した者の数：
- ③ ①のうち、新規就農者の数：
- ④ $(② + ③) \div ① \times 100$ ：

注：進路決定まで時間を要するなどにより、実績報告時に研修効果を把握できない場合には、把握でき次第、速やかに送付すること。

第6 その他

第7 事業完了（予定）日

令和 年 月 日

第8 添付資料

- (1) 別添様式第4号
- (2) 高度化プラン ※新規就農者育成総合対策実施要綱別記4の別紙様式第3号の別添様式第1号はスマート農業を活用する者について記載する。
- (3) 事業を実施する農業教育機関等の概要が分かる資料
- (4) 「みどりチェック」チェックシート
- (5) その他取組内容の参考となる資料

(別添様式第4号)

事業収支計画(報告)書

経費の配分

(単位:円)

事業内容	事業に要する 経費 (A+B)	負担区分		備考 (積算基礎等)
		国庫補助金 (A)	その他 (B)	
(1) 教育カリキュラムの強化				
(2) eラーニングの導入				
合計				

(別記3 別紙様式第5号)

令和 年度 地域農業構造転換支援対策のうちスマート農業研修教育環境整備事業
(スマート農業カリキュラム強化等事業) 全国事業実施計画 (実績報告) 書

番 号
令和 年 月 日

農林水産省経営局長 殿

所在地
事業実施主体

地域農業構造転換支援対策実施要綱 (令和8年1月23日付け7経営第2081号農林水産事務次官依命通知) 別記3の第5の2の(3) (実績報告の場合は第5の2の(6)) の規定に基づき、下記のとおり全国事業実施計画 (実績報告) 書を提出する。

記

※ 別添様式第5号の様式により、都道府県事業費と事務等経費の別、各都道府県管内の計画をまとめた表 (都道府県名、総事業費、取組メニューごとの国庫補助金、その他の負担区分、完了予定年月日など) を記載すること。

スマート農業研修教育環境整備事業(スマート農業カリキュラム強化等事業)

□事業実施計画

□実績報告

実施年度

実施主体

スマート農業研修教育環境整備事業（スマート農業カリキュラム強化等事業） 全国事業実施計画（実績報告）

1 事業実施計画（実績報告）の概要

区分	総事業費（円）	うち国庫補助金（円）
都道府県事業費		
事務等経費		
合計		

2 都道府県別事業実施計画（実績報告）

番号	都道府県	総事業費 （円）	負担区分								その他（円）	
			国庫補助金（円）									
			合計	農業教育機関における 教育カリキュラムの強 化	農業教育機関における e-ラーニングの導入							
記入例	〇〇県											
1												
2												
3												

3 事業完了（予定）年月日： 令和 年 月 日

4 その他参考となる資料

(別記3 別紙様式第6号)

令和 年度 地域農業構造転換支援対策のうちスマート農業研修教育環境整備事業
(農業者スマート農業リ・スキリング支援事業) 都道府県事業実施計画 (実績報告) 書

番 号
令和 年 月 日

地方農政局長等 殿

都道府県知事

地域農業構造転換支援対策実施要綱(令和8年1月23日付け7経営第2081号農林水産事務次官依命通知)別記3の第5の3の(4)(実績報告の場合は第5の3の(6))の規定に基づき、下記のとおり都道府県事業実施計画(実績報告)書を提出する。

記

第1 今年度の事業の実施方針

--

第2 今年度の取組実施等の体制

※ 謝金を支払う委員等が含まれる検討会を設置する場合に委員会の構成を記載してください。

検討委員等の氏名及び役職	所属等

第3 具体的な取組計画（実績）

注1：複数の農業教育機関で同内容の取組を行う場合、「取組内容・実施（予定）時期」欄についてはまとめて記載してもよいが、「実施機関」欄には取組を行う全ての農業教育機関の名称を具体的に記載し、どの農業教育機関が何の取組をするのか、明確に記載すること。

注2：「使用経費等」については、取組内容ごとかつ別表1の補助対象経費の区分ごとに詳細に記載すること。

※ 別添様式第3号も記載すること。

実施機関	取組内容・実施（予定）時期	使用経費等
	ア 推進会議の開催	合計 円 (うち国費 円)
	イ 研修の実施	合計 円 (うち国費 円)
	ウ 研修環境の整備	合計 円 (うち国費 円)
	(ア) スマート農業機械等の導入又は改良	合計 円 (うち国費 円)
	(イ) スマート農業技術を導入するハウスのリノベーション	合計 円 (うち国費 円)
	(ウ) スマート農業研修のためのほ場の設置	合計 円 (うち国費 円)
	(エ) スマート農業研修のためのICT環境の整備	合計 円 (うち国費 円)
	(オ) スマート農業研修コンテンツの作成・利用	合計 円 (うち国費 円)
	(カ) その他研修の円滑な実施に必要な取組	合計 円 (うち国費 円)
	エ 新たな技術等の円滑な導入・実践に向けた取組	合計 円 (うち国費 円)
	合計	円 (うち国費 円)

第4 本年度事業で目指す（得られた）効果及び事業の改善点

--

第5 その他

--

第6 事業完了（予定）日

令和 年 月 日

第7 添付資料

- (1) 別添事業収支計画（報告）書
- (2) 高度化プラン ※新規就農者育成総合対策実施要綱別記4の別紙様式第5号の別添様式第1号は不要とする。
- (3) 別添様式第6号
- (4) 事業を実施する農業教育機関等の概要が分かる資料
- (5) 機械、設備、機器等を導入する場合はカタログ、見積書等
- (6) 「みどりチェック」チェックシート
- (7) その他取組内容の参考となる資料

(別添)

事業収支計画（報告）書

経費の配分

(単位：円)

事業内容	事業に要する経費 (A+B)	負担区分		備考 (積算基礎等)
		国庫補助金 (A)	その他 (B)	
ア 推進会議の開催 イ 研修の実施 ウ 研修環境の整備 (ア) スマート農業機械等の導入又は改良 (イ) スマート農業技術を導入するハウスのリノベーション (ウ) スマート農業研修のためのほ場の設置 (エ) スマート農業研修のためのICT環境の整備 (オ) スマート農業研修コンテンツの作成・利用 (カ) その他研修の円滑な実施に必要な取組 エ 新たな技術等の円滑な導入・実践に向けた取組				
合計				

- (注) 1 補助事業を実施するために必要な経費（消費税を含む。）のみを計上してください。
2 「積算基礎」欄には、積算内訳を記載し、考え方を記載又は添付してください。
3 必要に応じて単価等の設定根拠となる資料を添付してください。
4 都道府県内に実施機関が複数ある場合は、「合計」欄に実施機関ごとの合計と都道府県の合計を併せて記載してください。

(別添様式第 6 号)

農業者スマート農業リ・スキリング支援事業

1 取組体制

取組体制名 (あれば)	
代表者	
住所	
構成員	
研修実施機関名	

2 成果目標

(1) 成果目標年度 令和 年度

(2) 成果目標

研修テーマ	成果指標	基準値 (注) 令和●年度	目標の達成状況			目標値 令和● 年度
			事業実施年度 令和●年度	翌年度 令和●年度	翌々年度 令和●年度	
スマート農業	スマート農業技術を活用する農業経営体の数					

注：「基準値」には、事業実施年度の前年度における値を記載すること。なお、農業経営体の実数値を把握できない場合には、導入機械の台数等から農業経営体の数を推計し、把握できる導入機械の台数等と推計値とを併記すること。

3 研修計画（取組実績）

(1) 営農類型ごとの目指すべき生産・経営モデル

※ 営農類型ごとに、導入するスマート農業技術等の種類、導入により見込まれる効果等を記載すること。営農類型は、「水田作」、「畑作」、「露地野菜」、「果樹・茶」、「花き」、「施設園芸」、「畜産」、「その他の品目」及び「品目共通」から適宜選択すること。

--

(2) 研修内容

営農 類型	技術等の内容	研修内容	対象者			定員(受講者数)			実施時期/回数/ 時間	場所	講師	スマート農業機械等 の調達方法 ※スマート農業機械 等を利用する場合の み記載
			農業者	学生	その他	農業者	学生	その他				
計(延べ人数)												
計(実人数)												
水 田 作	自動操舵システム	(これまでの取組) ...										
		(事業実施年度における取組) ...										
	直進アシスト付き 田植え機											
	水管理システム											
	ドローン											
	リモートセンシング											

※ 記載は例示なので、入力に当たって削除すること。

※ 「研修内容」には、第5の3の(9)のキに記載した実施形態が分かるように記載すること。

(3) 指導者の育成に関する方針（状況）

※ 研修を実施する指導者の現状、育成の目標及び目標達成に向けた取組方針（状況）を記載。

(4) 受講後に対するフォローアップ体制

※ 研修を受講した農業者が技術等を円滑に導入・活用できるようにするための相談体制、関係機関の役割等を記載。

(5) 研修モデルの波及性、新規性及び独創性に関する考え方

※波及性、新規性及び独創性に関する考え方は、以下の点を踏まえて記載すること。

- ・波及性：事業実施地区の取組を参考に、都道府県内の他の地域においても類似の研修等が実施できるものとなっているか。
- ・新規性：事業実施地区において、これまで類似の研修等を実施していないものとなっているか。
- ・独創性：他の地域を含め、類似の研修等が見られないものとなっているか。

(別記3 別紙様式第7号)

令和 年度 地域農業構造転換支援対策のうちスマート農業研修教育環境整備事業
(農業者スマート農業リ・スキリング支援事業) 全国事業実施計画 (実績報告) 書

番 号

令和 年 月 日

農林水産省経営局長 殿

所在地

事業実施主体

地域農業構造転換支援対策実施要綱(令和8年1月23日付け7経営第2081号農林水産事務次官依命通知)別記3の第5の3の(4)(実績報告の場合は第5の3の(6))の規定に基づき、下記のとおり全国事業実施計画(実績報告)書を提出する。

記

※ 別添様式第7号により、都道府県事業費と事務等経費の別、各都道府県管内の計画をまとめた表(都道府県名、総事業費、取組メニューごとの国庫補助金、その他の負担区分、完了予定年月日など)を記載すること。

スマート農業研修教育環境整備事業のうち農業者スマート農業リ・スキリング支援事業

- 事業実施計画
- 実績報告

実施年度

実施主体

スマート農業研修教育環境整備事業のうち農業者スマート農業リ・スキリング支援事業 全国事業実施計画（実績報告）

1 事業実施計画（実績報告）の概要

区分	総事業費（円）	うち国庫補助金（円）
都道府県事業費		
事務等経費		
合計		

2 都道府県別事業実施計画（実績報告）

番号	都道府県	総事業費 (円)	負担区分										その他（円）	
			国庫補助金（円）											
			合計	推進会議の開催	研修の実施	スマート農業機械等の導入又は改良	スマート農業技術を導入するハウスのリノベーション	スマート農業研修のためのほ場の設置	スマート農業研修のためのICT環境の整備	スマート農業研修コンテンツの作成・利用	その他研修の円滑な実施に必要な取組	新たな技術等の円滑な導入・実践に向けた取組		
記入例	〇〇県													
1														
2														
3														

3 事業完了（予定）年月日： 令和 年 月 日

4 その他参考となる資料

(別添)

環境負荷低減に向けた具体的取組内容

第1 取組の趣旨

事業実施主体は、みどりの食料システム法第15条の規定に基づく基本方針等に基づき環境負荷の低減に取り組むものとし、最低限行うべき環境負荷低減の取組について定めた「みどりチェック」チェックシート（別紙参考様式）に記載の各取組を実施することとする。

第2 「みどりチェック」チェックシートの提出

- 1 本事業に取り組む第4の1の各取組主体は、「みどりチェック」チェックシートの項目について、事業の実施に当たって留意しなければならない。
- 2 第4の1の各取組主体は、事業実施計画書中の「みどりチェック」チェックシートに記載された各取組について、事業実施期間中に実施する旨をチェックした上で、当該チェックシートを事業実施主体は経営局長に、各取組主体は都道府県に提出すること。
また、実績報告の際は、「みどりチェック」チェックシートに記載された各取組について、事業実施期間中に実施したか否かをチェックした上で、当該チェックシートを都道府県に提出すること。
- 3 都道府県は、全ての取組主体から「みどりチェック」チェックシートを収集し、地方農政局長等に提出すること。
- 4 地方農政局長及び内閣府沖縄総合事務局長は、当該チェックシートを経営局長に提出すること。
- 5 「みどりチェック」チェックシートを提出した者から抽出して、農林水産省の職員が実際に環境負荷低減の取組をしたかどうか確認を行うこととする。

(別紙参考様式)

「みどりチェック」 チェックシート (民間事業者・自治体等向け)

事業名			
組織名			
代表者氏名			↓該当する方に○
住所		申請時 (します)	
連絡先		報告時 (しました)	

- ・ 交付申請時に、全ての項目にチェックを入れ、事業実施期間中に各項目の内容に取り組んでください。
- ・ 実績報告時に、取り組んだ項目にチェックをして提出してください。
- ・ 各項目において、どのような取組を行えばよいか分からない場合は、解説書をご覧ください。
- ・ ※の記載内容に「該当しない」場合は口にチェックしてください。

解説書



チェック	環境関係法令の遵守等	
	①	みどりの食料システム戦略の理解
	②	関係法令の遵守
	③	環境配慮の取組方針の策定や研修の実施に努める
	④	正しい知識に基づく作業安全に努める
	エネルギーの節減、適正な施肥、適正な防除	
	⑤	省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしない(照明、空調、ウォームビズ・クールビズ、燃費効率のよい機械の利用等)ように努める
	⑥	環境負荷低減に配慮した商品、原料、農産物等の調達を検討
	悪臭及び害虫の発生防止	
	⑦	※肥料・飼料等の製造を行う場合(該当しない) 悪臭・害虫の発生防止・低減に努める
	廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分	
	⑧	プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理
	⑨	資源の再利用を検討
	生物多様性への悪影響の防止	
	⑩	※生物多様性への影響が想定される工事等を実施する場合(該当しない) 生物多様性に配慮した事業実施に努める
	⑪	※特定事業場である場合(該当しない) 排水処理に係る水質汚濁防止法の遵守

②関係法令の遵守について、対象は、肥料の品質の確保等に関する法律(昭和25年法律第127号)、農業取締法(昭和23年法律第82号)、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(平成12年法律第116号)、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平成7年法律第112号)、水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)、合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律(平成28年法律第48号)とする。

<報告内容の確認と個人情報の取り扱いについて>

- ・ 本チェックシートにて報告された内容については、農林水産省等が対象者を抽出し、実施状況の確認を行います。
- ・ 記入いただいた個人情報については、本チェックシートの実施状況確認のために農林水産省等で使用し、ご本人の同意がなければ第三者に提供することはありません。

上記について、確認しました →

別記4 スマート農業研修教育環境整備事業 (新規就農者誘致環境整備(スマート農業導入就農型))

第1 事業の趣旨

食料・農業・農村基本計画(令和7年4月11日閣議決定)の実効性を確保するには、農業の構造転換を推進し、農業者の所得向上を図るため、効率的かつ大規模な農業を可能にするスマート農業技術を学べる環境整備が必要である。また、農業従事者が減少する中、新規就農者を育成・確保するには、地域の関係機関が連携し、農業への人材の呼び込みから、就農相談、研修、就農後の定着までの各段階において、就農希望者及び新規就農者の支援体制の構築が重要である。

このため、地域計画(農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号。以下この別記において「基盤強化法」という。))第19条第1項の地域計画をいう。以下この別記において同じ。)において将来の受け手が位置付けられていない農地等に、スマート農業技術を導入して就農を希望する者(以下この別記において「スマート農業就農希望者」という。)を誘致し、新規就農者として定着が図られるよう、複数機関が協働した効果的な誘致・支援体制の構築、誘致の実践、就農前後の者に対するトータルサポート活動、そして、スマート農業就農希望者を対象としたスマート農業技術を学べる実践的な研修農場(以下この別記において「スマート農業型研修農場」という。)や就農に適した農地の整備等について、一体的に支援する。

第2 事業の概要

- 1 事業の種類は、以下のとおりとする。ただし、(1)は、(2)を実施する場合に限り実施することができる。
 - (1) 新規就農者の誘致体制の整備(第7の1の事業)
 - (2) スマート農業型研修農場の整備(第7の2の事業)
 - (3) 推進事業
- 2 取組主体、補助内容
 - (1) 新規就農者の誘致体制の整備
 - ア 取組主体は、第4のとおりとする。
 - イ 補助対象経費は、別表1-1のとおりとする。
 - ウ 補助率は定額とする。1地区当たりの補助上限は、300万円とする。
 - (2) スマート農業型研修農場の整備
 - ア 取組主体は、第4のとおりとする。
 - イ 補助対象経費は、別表1-2のとおりとする。
 - ウ 補助率は2分の1以内とする。
 - (3) 推進事業
 - ア 取組主体は、全国農業委員会ネットワーク機構(農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第42条第1項の規定による農林水産大臣の指定を受けた農業委員会ネットワーク機構をいう。以下この別記において同じ。)とする。
 - イ 補助対象経費は、取組主体への交付事務等に要する事務等経費とする。
 - ウ 補助率は定額とする。
- 3 事業実施期間、目標年度
 - (1) 事業実施期間は、原則として3年間を上限とする。ただし、取組地区の採択につ

- いては、毎年度行うこととする。
- (2) 目標年度は、事業実施年度の翌年度から3年後とする。成果目標は、目標年度までの3年間における地域のスマート農業技術を活用する新規就農者数の増加率とする。
 - (3) 農地整備等関連事業を行う場合は、事業実施計画書で定める3年間のうちに実施する計画とする。

第3 事業の仕組み

- 1 国は、全国農業委員会ネットワーク機構に対し、第8の3の計画に基づく事業に要する経費について、予算の範囲内で、補助金を交付する。
- 2 全国農業委員会ネットワーク機構は、取組主体の主たる事務所の所在地又は主たる事業の実施場所の都道府県知事（以下この別記において単に「都道府県知事」という。）に対し、第8の2の計画に基づく事業に要する経費について、補助金を交付する。
- 3 都道府県は、取組主体に対し、第8の1の計画に基づく事業に要する経費について、補助金を交付する。
- 4 2及び3の規定にかかわらず、第5の1の（1）のただし書のイの場合、全国農業委員会ネットワーク機構が取組主体に補助金を交付するものとする。

第4 取組主体

第2の1の（1）及び（2）の取組主体は、以下の1から4までに掲げる団体等とする。

- 1 市町村
- 2 都道府県
- 3 協議会等（都道府県、市町村、農業関係団体、農業者、農業教育機関、農業や教育に関する専門家等により構成され、協議会等の運営及び意思決定の方法、事務・会計処理の方法及びその責任者、財産管理の方法、内部監査の方法等を明確にした規約が定められているもの）
- 4 民間団体（農業協同組合、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人、会社法人等）

第5 事業の要件

- 1 体制要件
 - (1) 都道府県、市町村、市町村農業委員会、農地中間管理機構（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第2条第4項に規定する農地中間管理機構をいう。以下この別記において同じ。）といった関係機関や農業者、農産物を買取る事業者等（以下この別記において「関係機関」という。）により、スマート農業就農希望者を誘致したり、スマート農業就農希望者及びスマート農業技術を活用する新規就農者（以下この別記において「就農前後の者」という。）を支援したりする体制（以下この別記において「誘致体制」という。）が構築されている、又はされる見込みであること。ただし、以下の場合には、誘致体制の構築を不要とする。
 - ア 都道府県が取組主体となる場合
 - イ 研修生が取組主体の所在する都道府県以外で就農することが見込まれるため、

当該取組主体が単独で事業を実施する場合

- (2) 誘致体制には、市町村、市町村農業委員会及び農地中間管理機構がそれぞれ参画すること。また、農業経営、農地確保、農業用施設・機械確保、資金調達、生活安定、技術習得及び販路確保に係る分野の担当機関が参画すること。ただし、第7の1の(1)に規定する複数機関の協働による効果的な誘致・支援体制の構築の実施により、誘致体制を充実化した結果、これらの機関が参画することとなる場合を含む。

2 計画要件

- (1) スマート農業導入就農型新規就農者参入促進計画（別紙様式第1号）が策定されていること。また、事業実施期間中に、当該計画をポータルサイト（新規就農者育成総合対策実施要綱（令和4年3月29日付け3経営第3142号農林水産事務次官依命通知）別記5の第3の2の(1)のオの「新規就農支援ポータルサイト」をいう。以下この別記において同じ。）及び就農相談等全国データベース（新規就農者確保緊急対策実施要綱（令和3年12月20日付け3経営第1996号農林水産事務次官依命通知）別記4の第4の2の(1)のデータベースをいう。以下この別記において「全国データベース」という。）に登録すること。ただし、1の(1)のただし書の場合は、スマート農業導入就農型新規就農者参入促進計画の策定を不要とする。
- (2) 事業実施区域において、地域計画が策定されていること。くわえて、第7の2の事業を行う場合は、スマート農業型研修農場の用に供する農地、農地整備等関連事業を行う場合は、スマート農業就農希望者が新たに就農するための農地が、目標地図（基盤強化法第19条第3項の地図をいう。以下この別記において同じ。）の新規就農者の受入可能エリア等に位置付けられること又は、目標年度までに位置付けられることが確実であると認められること。ただし、1の(1)のただし書の場合は、この限りでないが、1の(1)のただし書のイの場合には、スマート農業就農希望者が新たに就農するための農地が目標地図に目標年度までに位置付けられることが確実であることとする。

第6 農地整備等関連事業との連携

取組主体は、以下により、農地整備等関連事業と連携して、本事業を実施することができるものとする。

1 農地整備等関連事業

取組主体は、次に掲げる事業と連携して本事業を実施することができるものとする（以下(1)から(5)までを合わせて「農地整備等関連事業」という。）。

- (1) 遊休農地解消対策事業（農地集積・集約化等対策事業実施要綱（平成26年2月6日付け25経営第3139号農林水産事務次官依命通知。以下この別記において「農地集積・集約化等実施要綱」という。）第3の1の(1)のエの事業をいう。以下この別記において同じ。）
- (2) 農地耕作条件改善事業（農地耕作条件改善事業実施要綱（平成27年4月9日付け26農振第2069号農林水産事務次官依命通知）第3に掲げる交付対象事業をいう。以下この別記において同じ。）
- (3) 畑作等促進整備事業（畑作等促進整備事業交付金交付等要綱（令和5年4月1日付け4農振第3102号農林水産事務次官依命通知）第4に掲げる交付事業を言う。以下この別記において同じ。）

- (4) 農地中間管理機構関連農地整備事業（農地中間管理機構関連農地整備事業実施要綱（平成30年3月30日付け29農振第2689号農林水産事務次官依命通知）第2の1の事業をいう。以下この別記において同じ。）
- (5) その他の農地整備等に活用できる国庫補助事業（地方農政局長等（北海道にあっては農林水産省経営局長（以下この別記において「経営局長」という。））、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。第5の1の（1）のただし書のイの場合であって、地方農政局等（北海道農政事務所及び内閣府沖縄総合事務局を含む。）の管轄を超えて就農する予定の場合には経営局長。以下この別記において同じ。）がこれに準じると判断した都道府県等の事業を含む。）

2 採択時の配慮事項

事業実施計画書で定める3年間のうちに、農地整備等関連事業に着手することを計画している場合、事業の採択審査に当たり、ポイントを加算する。ただし、以下の場合においては、農地整備等関連事業を新たに実施しなくても、事業着手を計画したものとみなす。

- (1) 遊休農地解消対策事業を本事業着手年度の前年度に実施し、本事業の実施年度中に当該農地を貸し付ける予定の場合
- (2) 農地耕作条件改善事業を実施した後、事業達成状況の報告対象期間（農地耕作条件改善事業実施要綱第9に規定する事業達成状況の報告対象期間をいう。）にある場合
- (3) 畑作等促進整備事業を実施した後、達成状況の報告対象期間（畑作等促進整備事業実施要領（令和5年4月1日付け4農振第3103号農林水産省農村振興局長通知）第8に規定する達成状況の報告期間をいう。）にある場合
- (4) 農地中間管理機構関連農地整備事業を実施した後、事業達成状況の報告対象期間（農地中間管理機構関連農地整備事業実施要領（平成30年3月30日付け29農振第2690号農林水産省農村振興局長）別紙1の第9に規定する事業達成状況の報告対象期間をいう。）にある場合

3 整備対象農地

本事業と連携して実施する場合における農地整備等関連事業の対象とする農地は、以下のとおりとする。

- (1) 本事業により整備するスマート農業型研修農場の用に供する農地
- (2) スマート農業就農希望者が新たに就農するための農地（スマート農業就農希望者が就農するまでの間、地域の担い手の耕作の用に供する場合を含む。）

4 国は本事業を円滑に実施できるよう、農地整備等関連事業の採択に当たって配慮することとする。

第7 事業の内容

1 新規就農者の誘致体制の整備（第7の2の事業に係るものに限る。）

以下の（1）から（3）までの中から必要な取組を実施するものとする。

(1) 複数機関の協働による効果的な誘致・支援体制の構築

スマート農業就農希望者の誘致体制に参画する複数の関係機関が協働し、就農前後の者の誘致・支援を効果的に行える体制を構築するために必要なコーディネータの設置、第7の2の事業や農地整備等関連事業の実施に向けた地域の合意形成、検討会の開催、先進地の視察、マニュアルの整備等の取組を実施するものとする。なお、スマート農業型研修農場の普及・展開に資するよう、必要に応じて

取組地区外向けの情報発信を実施することができるものとする。

(2) 誘致の実践

地域にスマート農業就農希望者を誘致するために必要な就農前後の者の誘致・支援プログラムの作成又は充実化、地域農業のPRコンテンツの作成、就農イベントへの出展、現地見学会の開催等の取組を実施するものとする。

(3) 就農前後の者に対するトータルサポート活動の実施

就農前後の者をトータルサポートするために必要な取組を実施するものとする。

ア 短期農業研修の実施

社会人や学生等のスマート農業就農希望者を対象として、以下のとおり、スマート農業に係る生産と経営に関する内容を総合的に取り扱う2日～6箇月間程度の研修を実施するものとする。

(ア) 受講予定者の就農の意思を確認すること。

(イ) 学生を対象とする場合は、学校が受講を指示、承諾するなど、学習活動の一環として行うこと。

(ウ) 研修コンテンツを自ら作成するため、電子機器等（別表1-1の費目「使用料及び賃借料」における電子機器等をいう。）が直接必要な場合、リース又はレンタル（以下この別記において「リース等」という。）によること。ただし、リース等が困難な場合や購入の方が事業実施期間において安価な場合に限り、購入することができる。

(エ) 就農後の経営安定を図るため、農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく農業共済その他の農業関係の保険加入に資する内容を研修に含めるよう努めること。

(オ) 本研修をポータルサイトに登録し、広く周知すること。

イ 相談対応・指導等の実施

農業経営の開始・継続、農地確保、農業用施設・農業用機械の確保、資金調達、生活安定、技術習得、販路確保といった新規就農時の課題について、相談対応や指導等を行うことができる者（以下この別記において「就農支援員」という。）を設置又は依頼するものとする。

就農支援員は、誘致体制に参画する関係機関と連携し、就農前後の者からの相談対応（別表2-1）や指導等（別表2-2）を行うものとする。相談対応を行う場合は別表2-1の①から⑦まで、指導等を行う場合は別表2-2の①及び②の取組を必須とする。なお、以下に留意すること。

(ア) 就農支援員は、就農前後の者に対して、相談対応や指導等を行うことのできる十分な能力を有していること。

(イ) 就農支援員のうち1名以上は、スマート農業技術に関する相談対応や指導等を行うことができる十分な能力を有していること。

(ウ) 地域の先輩農業者に就農支援員を依頼する場合、支援対象となる就農前後の者（以下この別記において「支援対象者」という。）との関係が3親等以内でないこと。

(エ) 就農前の者を支援対象者とする場合、就農に向けた確たる意思を持っていることを取組主体において確認すること。

(オ) 取組主体は、支援対象者と就農支援員の情報を別紙様式第10号により適切に取り扱い、漏えい、滅失、き損の防止その他の安全管理のため必要かつ適

切な措置を講じること。

2 スマート農業型研修農場の整備

取組主体が実施する実践的な研修に要するスマート農業型研修農場を整備する。

(1) 要件

以下の要件を全て満たすこと。

ア 体制

(ア) 取組主体（取組主体が協議会の場合は研修を主導する機関等）が定款、設置要領等及び研修計画を定めていること。

(イ) スマート農業技術を含めて研修生を適切に指導できる者を設置すること。

(ウ) 研修生の研修受講状況を適切に把握するとともに、その健康管理や事故防止に十分配慮すること。

(エ) 「新規就農者育成総合対策のうち就農準備資金・経営開始資金及び農地の受け手確保に向けた新規就農者誘致環境整備事業（研修農場の整備）における研修機関等の認定基準について」（令和7年3月31日付け6経営第3260号農林水産省経営局就農・女性課長通知）に基づき、就農のために必要な知識と技術を習得できる研修機関であると都道府県が認め、研修情報をポータルサイトに登録すること。

イ 研修内容

スマート農業就農希望者を対象とし、以下の要件を満たす研修を実施するものとする。ただし、研修の一部について、取組主体が整備するスマート農業型研修農場以外の農地を借り受けて実施し、都道府県の農業経営塾や農業大学校等における講習等を活用することができるものとする。また、研修の妨げにならない限り、第7の1の(3)のアの短期農業研修の実施場所とすることができるものとする。

(ア) 研修期間はおおむね1年以上とし、年間おおむね1,200時間以上とすること。

(イ) 研修時間のうち、実習に充てる時間が70%を下回らないこと。

(ウ) 就農に必要な知識と技術を習得できる総合的な内容とし、スマート農業技術の活用に関する内容を含めること。

(エ) 研修生の新規就農後の経営安定を図るため、農業保険法に基づく農業共済その他の農業関係の保険加入に資する内容を研修に含めるよう努めること。

(2) 事業内容

ア スマート農業型研修農場の整備

以下のとおり、研修に必要であり、スマート農業技術が組み込まれた、農業用施設の整備や農業機械・設備の導入をするものとする。

(ア) スマート農業技術が組み込まれた、農業用施設や農業機械・設備（以下この別記において「スマート農業用施設等」という。）は、研修目的に使用する共同利用のものとする。ただし、研修以外の時間帯において、研修目的に使用する総時間数を超えない範囲で、農業経営体等の営農活動で利用することを妨げない（第5の1の(1)のただし書のイの場合、地方農政局長等は、事業実施年度内に少なくとも1回、現地等にて関係者に対する聴取等により、実施計画書に記載された研修のために必要な営農活動での利用に係る必要性・妥当性、真に研修以外の時間帯において研修目的に使用する総時間

- 数を超えない範囲で使用されているかを把握・確認することとする)。
- (イ) 農業以外の用途に使用可能な汎用性の高い機械等（例：運搬用トラック、ショベルローダー、バックホウ、パソコン、プロジェクタ等）は、補助対象としないものとする。
 - (ウ) 事業費が整備又は導入（以下この別記において「整備等」という。）の内容ごとに50万円以上であること。中古機械又は中古施設（以下この別記において「中古施設等」という。）の場合は、これに加え、都道府県（第5の1の（1）のただし書のイの場合は地方農政局長等）が適正と認める価格で取得されるものであること。
 - (エ) スマート農業用施設等は、原則として新品時の法定耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数をいう。以下この別記において同じ。）がおおむね5年以上20年以下であること。ただし、スマート農業用施設等が中古施設等である場合は、これに加え、同令第3条に基づく耐用年数が2年以上のものであること（法定耐用年数を経過したものについては、販売店等による2年間以上の保証があるものに限る。）。
 - (オ) 既存のスマート農業用施設等の代替として同種・同能力のものを再整備等すること（いわゆる更新）に要する経費は、補助対象としない。
 - (カ) スマート農業用施設等の整備等に伴う用地の買収、賃借に要する経費及び建設用地の造成に要する経費は、補助対象としないものとする。これらを補助対象にしたい場合、農地整備等関連事業の活用を検討すること。
 - (キ) 自己資金若しくは他の助成により整備等を実施中又は既に終了しているものについては、補助対象としない。
 - (ク) 財産管理台帳（担い手育成・確保等対策事業費補助金等交付要綱（平成12年4月1日付け12構改B第350号農林水産事務次官依命通知。以下この別記において「補助金等交付要綱」という。）別記様式第10号）を作成し、法定耐用年数が経過するまでの間、保管すること。
 - (ケ) 本事業により導入するスマート農業用施設等は、園芸施設共済や動産総合保険等に参加すること。また、施設可能な場所での保管、その他の盗難防止等の措置を講じ、適切な管理に努めること。
 - (コ) スマート農業用施設等の購入先の選定に当たっては、一般競争入札の実施、複数業者からの見積り提出等により、事業費の低減に努めること。
- イ スマート農業型研修農場の貸付け
- 研修修了生にスマート農業用施設等を貸し付ける場合は、以下によるものとする。
- (ア) 貸付けの方法や相手方等は、都道府県知事（第5の1の（1）のただし書のイの場合は地方農政局長等）との協議により決定するものとする。これを変更する場合も同様とする。
 - (イ) 取組主体が賃貸料を徴収する場合は、原則として、「取組主体負担（事業費一助成金）／当該施設の耐用年数＋年間管理費」により算出される以内の金額とする。
 - (ウ) 賃貸借契約は書面により行うものとする。賃貸借契約の内容は、賃貸人又は取組主体と競争関係にある者に制約を加えることのないよう留意すること。

(3) その他

- ア 取組主体は、予定の期間内に事業が完了しない場合、事業の遂行が困難となった場合又は本事業により整備等したスマート農業用施設等の法定耐用年数が残存する間にスマート農業用施設等の農業研修の用途での使用が困難となった場合は、その旨を速やかに都道府県知事（第5の1の（1）のただし書のイの場合は地方農政局長等）に報告するものとする。
- イ アにより取組主体から報告を受けた都道府県知事は、遅滞なく、地方農政局長等に報告し、その指示を受けること。
- ウ 事業を適切に執行するため、都道府県知事（第5の1の（1）のただし書のイの場合は地方農政局長等。（ア）において同じ。）及び全国農業委員会ネットワーク機構は、必要に応じて以下の措置を講ずること。
 - （ア）都道府県知事は、本事業により整備等したスマート農業用施設等について、法定耐用年数を経過するまでの間、適切に管理されているか確認するため、取組主体から報告又は資料の提出を求め、取組主体に対し適切に指導するものとする。
 - （イ）全国農業委員会ネットワーク機構は、都道府県知事又は取組主体（第5の1の（1）のただし書のイの場合は取組主体のみ）に対し、報告又は資料の提出を求め、指導及び助言を行うものとする。
- エ 取組主体は、スマート農業型研修農場の整備に当たっては、市町村、市町村農業委員会及び農地中間管理機構と十分な協議し、農地関係法令を遵守すること。また、取組主体の財務状況から、安定した事業運営が可能であると認められ、事業費のうち自己負担分について、適正な資金調達が可能であると見込まれること。
- オ 本事業で導入するスマート農業用施設等は、法定耐用年数を経過するまでの間、園芸施設共済等に継続的に加入するとともに、加入状況の共済組合への情報提供に協力すること。

第8 事業実施計画

1 事業実施計画書

- （1）取組主体は、別紙様式第2号により事業実施計画書を作成し、都道府県知事に提出し、その承認を得るものとする。
- （2）事業実施計画書について、補助金等交付要綱の別表に定める重要な変更を行う場合は、（1）の手續に準じて行うこととする。

2 都道府県事業実施計画書

- （1）都道府県知事は、事業実施計画書について、別表3-1から3-3までによりポイント付けの上、別紙様式第3号により都道府県事業実施計画書を作成し、地方農政局長等に提出するものとする。
- （2）国は、取組主体について、ポイントの高い順に予算の範囲内で採択するものとする。同ポイントの場合は、国費が少ない事業を優先的に採択するものとする。
- （3）地方農政局長等は、採択された取組主体に係る都道府県事業実施計画書を承認し、別紙様式第4号により都道府県知事に通知するものとする。
- （4）都道府県事業実施計画書について、補助金等交付要綱の別表に定める重要な変更を行う場合は、（1）から（3）までの手續に準じて行うこととする。ただし、新たな取組主体がない場合は、ポイント付けは不要とする。

- (5) 国は、事業実施計画書が提出される前に、1並びに2の(1)及び(2)に準じて、本事業の要望を把握することとする。
- 3 全国事業実施計画書
- (1) 全国農業委員会ネットワーク機構は、別紙様式第5号により全国事業実施計画書を作成し、経営局長に提出するものとする。
- (2) 全国事業実施計画書について、補助金等交付要綱の別表に定める重要な変更を行う場合は、補助金等交付要綱第10の規定に基づく変更等承認申請書にこれを添付するものとする。
- (3) 全国農業委員会ネットワーク機構は、事業実施に関する内規を作成し、経営局長の承認を得るものとする。これを変更する場合も同様とする。
- 4 第5の1の(1)のただし書のイの場合、1及び2は、以下のとおり読み替えるものとする。
- (1) 取組主体は、別紙様式第2号により事業実施計画書を作成し、地方農政局長等に提出し、その承認を得るものとする。
- (2) 事業実施計画書について、補助金等交付要綱の別表に定める重要な変更を行う場合は、(1)の手続に準じて行うこととする。
- (3) 地方農政局長等は、事業実施計画書について、別表3-1から3-3までによりポイント付けし、取組主体について、ポイントの高い順に予算の範囲内で採択するものとする。同ポイントの場合は、国費が少ない事業を優先的に採択するものとする。
- (4) 地方農政局長等は、採択された取組主体に係る事業実施計画書を承認し、別紙様式第4号により通知するものとする。
- (5) 国は、事業実施計画書が提出される前に、本事業の要望を把握することとする。

第9 事業実績報告

1 事業実績報告書

取組主体は、別紙様式第2号により事業実績報告書を作成し、事業完了の日から1箇月以内に、都道府県知事に提出するものとする。

2 都道府県事業実績報告書

都道府県知事は、別紙様式第3号により都道府県事業実績報告書を作成し、補助事業の完了の日から3箇月以内に、地方農政局長等及び全国農業委員会ネットワーク機構に提出するものとする。地方農政局長及び内閣府沖縄総合事務局長は、これを速やかに経営局長に提出するものとする。

3 全国事業実績報告書

全国農業委員会ネットワーク機構は、別紙様式第5号により全国事業実績報告書を作成し、補助事業の完了年度の翌年度の7月末日までに、経営局長に提出するものとする。

4 第5の1の(1)のただし書のイの場合、1及び2は、以下のとおり読み替えるものとする。

取組主体は、別紙様式第2号により事業実績報告書を作成し、事業完了の日から1箇月以内に、地方農政局長等及び全国農業委員会ネットワーク機構に提出するものとする。

第10 達成状況報告

- 1 取組主体は、事業実施年度の翌年度から目標年度の翌年度までの間、別紙様式第6号により達成状況報告書を作成し、各翌年度の6月末日までに、都道府県知事に提出するものとする。
- 2 都道府県知事による助言・指導
 - (1) 都道府県知事は、達成状況の改善・向上に向けて、取組主体に対し、助言・指導を行うものとする。
 - (2) 都道府県知事は、別紙様式第7号により都道府県達成状況報告書を作成し、各翌年度の7月末日までに、地方農政局長等に提出するものとする。
 - (3) 目標年度の翌年度については、成果目標が達成されていない場合、都道府県知事は、取組主体に対して指導を行い、別紙様式第8号により改善計画書を提出させるものとする。都道府県知事は、都道府県達成状況報告書と併せて、これを地方農政局長等に提出するものとする。
- 3 地方農政局長等は、必要に応じて、都道府県に助言・指導を行う。また、地方農政局長及び内閣府沖縄総合事務局長は、2により提出された書類を速やかに経営局長に提出するものとする。
- 4 国は、都道府県知事に対し、必要に応じ、取組主体の事業実施状況について、報告を求めることができる。
- 5 第5の1の(1)のただし書のイの場合、以下のとおりとする。
 - (1) 取組主体は、事業実施年度の翌年度から目標年度の翌年度までの間、別紙様式第6号により達成状況報告書を作成し、各翌年度の6月末日までに、地方農政局長等に提出するものとする。
 - (2) 地方農政局長等は、達成状況の改善・向上に向けて、取組主体に対し、助言・指導を行うものとする。
 - (3) 目標年度の翌年度については、成果目標が達成されていない場合、地方農政局長等は、取組主体に対して指導を行い、別紙様式第8号により改善計画書を提出させるものとする。

第11 適正な執行の確保

国は、事業執行状況又は事業効果を確認するため、取組主体、誘致体制の参画機関、都道府県及び全国農業委員会ネットワーク機構に対し、必要な事項の報告を求め、現地への立入調査を行うことができる。この場合、取組主体等は、協力しなければならない。

第12 環境負荷低減に向けた取組の実施

取組主体は、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号。以下この別記において「みどりの食料システム法」という。）に基づく、環境負荷低減事業活動の促進及びその基盤の確立に関する基本的な方針（令和4年農林水産省告示第1412号。以下この別記において「基本方針」という。）等に基づき環境負荷の低減に取り組むものとし、その具体的な取組内容は別添のとおりとする。

別表 1 - 1

第2の1の(1)の事業を実施するために直接必要となる補助対象経費の使途基準

区 分	内 容
謝 金	<p>事業を実施するために必要となる専門知識の提供、資料整理、事務補助、資料収集等の協力者に対し支払う、謝礼に要する経費。</p> <p>謝金の単価については、業務の内容に応じた常識の範囲を超えない妥当な根拠に基づき設定すること。</p> <p>なお、設定された単価が妥当であるかを精査するため、謝金の単価の設定根拠となる資料を申請の際に添付するものとする。</p> <p>また、取組主体又は取組主体である協議会の構成員組織に属する者、臨時に雇用した者等（以下この別記において「取組主体等」という。）に対しては、謝金を支払うことはできない。</p>
旅 費	<p>事業を実施するために必要な資料収集、各種調査、打合せ、外部有識者の招聘等に要する経費。取組主体等に旅費の支給に関する規程等がある場合は、当該規程によることができるものとする。</p>
賃 金	<p>事業を実施するために必要となる資料整理、事務補助、資料収集等の業務のために臨時に雇用した者に対し支払う、実働に応じた対価。雇用に伴う社会保険料等の事業主負担分などについては、「賃金」としてではなく、後述する「その他」の区分により申請すること。</p> <p>賃金単価については、取組主体等の賃金支給規則や法令の規定等によるなど、業務の内容に応じた常識の範囲を超えない妥当な根拠に基づき設定すること。</p> <p>また、当該賃金支給規則による場合であっても、労働の対価として労働時間に応じて支払う経費以外の経費（賞与、住宅手当、退職給付金引当金等）については、除外して申請すること。</p> <p>設定された単価等が妥当であるかを精査するため、賃金支給規則、辞令等の根拠となる資料を申請の際に添付すること。</p> <p>賃金については、事業の実施により新たに発生する業務について支払いの対象とし、当該事業の実施に直接関係のない当該団体の既存の業務に対する支払いはできない。</p> <p>地方公共団体の職員（会計年度任用職員を除く）及び農業協同組合の正職員に支払う賃金は、補助対象経費としない。</p> <p>また、取組主体は、当該事業に直接従事した従事時間と作業内容を証明しなければならない。</p>
会計年度任用職員給与等	<p>地方公共団体において会計年度任用職員に任用された職員を事業に従事させる場合については、地方公共団体が定める会計年度任用職員の給与に関する条例等の規定に基づき、給与及び手当について、本事業への従事割合に応じて助成対象とすることができる。</p> <p>この場合、給与等の額が妥当であるかを精査するため、給与等に関する条例、勤務条件通知書等の根拠となる資料を申請の際に添付するとともに、会計年度任用職員の本事業への従事割合及び従事内容を証明しなければならない。</p>
備品費	<p>事業を実施するために直接必要となる取得単価が5万円以上50万円未満の機器、装置、物品等の購入に必要な経費（これらの据付等にかかる経費も含む。）。</p> <p>スマート農業機械・設備を除く。</p>
消耗品費	<p>事業を実施するために必要となる取得価格が5万円未満の消耗品、消耗器材、薬品類、原材料、生産資材、各種事務用品等の調達に必要な費用。</p>
印刷製本費	<p>事業を実施するために必要となる文書、研修資料、会議資料等の印刷製本の経費。</p>

通信運搬費	事業を実施するため追加的に必要となる電話・インターネット等の通信料、郵便料、諸物品の運賃等の経費（通常の団体運営に伴って発生する経費は除く。）。
使用料及び賃借料	事業を実施するため追加的に必要となる研修・教育コンテンツやサービスの使用料、パソコン、教育機材、移動用バス等事業用機械器具（通常の団体等の運営に伴って発生する経費は除く。）。
役員費	取組主体が直接実施することが困難である役員（ホームページ作成、翻訳、分析等）を他の事業者等に依頼するために必要な経費。
委託費	事業の交付目的たる事業の一部（研修・教育・PRコンテンツ等の作成等）を他の事業者等に委託するために必要な経費。
その他	事業を実施するために必要な広告費、文献等購入費、複写費、会場借料、収入印紙代、社会保険料等の事業者負担分、傷害・賠償保険加入費など他の費目に該当しない経費。

(注) 1 補助事業等に直接従事する者の人件費の額の算定方法及び人件費の額の算定根拠となる従事日数等に係る証拠書類の整備等については、上記助成対象経費の欄に掲げる内容のほか、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」（平成22年9月27日付け22経第960号農林水産省大臣官房経理課長通知）に示す方法に従うものとする。

2 謝金の額については、原則として申請の際に設定した単価を用いることとし、その後変更はできないものとする。

別表 1 - 2

第 2 の 1 の (2) の事業を実施するために直接必要となる補助対象経費の使途基準

費目	内容
スマート農業機械・設備導入費	<p>事業を実施するために直接必要となる取得単価が50万円以上のスマート農業機械・設備の購入に要する経費</p> <p>注：これらの据付等にかかる経費を含む。</p> <p>注：リース又はレンタルによる導入は不可。</p> <p>注：スマート農業技術が組み込まれているものに限る。</p>
農業用施設整備費	<p>事業を実施するために直接必要となる農業用施設の新設、改良、リノベーション、撤去に要する以下の経費</p> <p>1 工事費</p> <p>2 実施設計費（設計は同一年度内に工事を行う場合に限る。）</p> <p>注：リノベーションは、気密性や保湿性の向上等機能強化に要する改修等に限る。</p> <p>注：スマート農業技術が組み込まれているものに限る。</p>

別表 2-1 取組内容（相談対応）

項目		取組内容
① 必須	就農支援員の設置又は依頼	スマート農業技術に関する相談対応や指導等を行うことができる十分な能力を有している就農支援員を1名以上設置又は依頼する。
② 必須	新規就農者参入促進会議の開催	誘致体制に参画する機関等が、新規就農者参入促進会議を定期的に行い、就農前後の者に関する情報共有やサポート方針の検討等を行う。 ※：第5の1の(1)のただし書のイの場合にあつては、当該機関等が誘致体制に参画していない場合を含む。
③ 必須	農地の相談	以下のとおり、就農前後の者に対し、農地のあつせんやその確保についての相談に対応する。また、就農前後の者と離農者とのマッチングを行う。 (ア) 農業委員会サポートシステム（農地集積・集約化等実施要綱第3の4の(5)のシステムをいう。）により、就農前後の者の農地の保有状況を把握すること。このシステムにより把握し難い場合は、誘致体制に参画する機関、市町村農業委員会、農地中間管理機構等と連携すること。 (イ) 農地相談員（農地集積・集約化等実施要綱別表1の農地相談員をいう。）と連携し、必要に応じて関係者と調整すること。 (ウ) 就農前後の者が農地を確保した場合は、全国データベースに登録すること。
④ 必須	農業用施設等の相談	就農前後の者に対し、農業用施設等のあつせんやその確保についての相談に対応する。また、就農前後の者と離農者とのマッチングを行う。
⑤ 必須	就農計画の相談	青年等就農計画（基盤強化法第14条の4に定める青年等就農計画をいう。）などの就農計画の作成についての相談に対応する。
⑥ 必須	生活環境の相談	就農前後の者に対し、定着に必要な研修中の滞在施設、就農後の住宅、保育施設等をあつせんしたり、その確保についての相談に対応したりする。
⑦ 必須	カルテの記録	別紙様式第9号により市町村からその利用を委任された全国データベースを活用し、以下の取組を行う。 (ア) 相談の対応状況について、相談者が個人の場合は市町村就農相談カルテ（別紙参考様式1）、法人の場合は参入相談カルテ（別紙参考様式2）（以下この別記において「カルテ」という。）に記録し、全国データベースにおいて適切に管理する。 (イ) 相談者が取組主体の所在市町村以外で農地を探す場合等においては、本人の了承を得て、全国センター（新規就農者育成総合対策実施要綱別記5の第3の2の(2)の「全国新規就農相談センター」をいう。）や都道府県（基盤強化法第11条の11に規定する農業経営・就農支援センターを含む。）とカルテを共有することができる。 (ウ) 就農後おおむね5年を過ぎた農業者について、支援が必要な場合は、重点支援対象候補者（農業経営・就農支援体制整備推進事業実施要綱（令和6年3月28日付け5経営第3141号農林水産事務次官依命通知）別記1の第3の3の(2)の重点支援対象候補者をいう。）として、農業経営・就農支援センターに推薦できる。これに選定された場合、カルテの情報を経営相談カルテ（農業経営・就農支援体制整備推進事業実施要綱別記1の第3の5の(1)のアの(ウ)の経営相談カルテをいう。）に引き継ぐことができる。
⑧	情報収集及び	地域における就農前後の者の呼び込みと定着に資する情報を収集し、ス

	発信	マート農業導入就農型新規就農者参入促進計画と併せて、ポータルサイト及び全国データベースに登録し、発信する。
⑨	交流会等の開催	就農前後の者が情報交換ができる交流会やネットワーク作りの場を提供する。
⑩	研修プログラムの作成・充実化	就農に必要な知識と技術を習得できる研修（第7の2の（1）のイに係る研修を含む。）のプログラムを作成又は充実化する。
⑪	農業就業体験・現地見学会の開催	農業者等の下での農業就業体験（第7の1の（3）のアを除く。）、現地見学会等を開催する。
⑫	その他	その他、就農前後の者からの相談対応に資する取組を行う。

別表2-2 取組内容（指導等の実施）

項目		取組内容
① 必須	就農支援員の設置 又は依頼	スマート農業技術に関する相談対応や指導等を行うことができる十分な能力を有している就農支援員を1名以上設置又は依頼する。
② 必須	指導の実施	就農前後の者に対し、新規就農又は就農後のスキルアップ等に必要となる指導を行う。
③	研修会・講習会の開催	就農前後の者を対象として、新規就農又は就農後のスキルアップ等に必要研修会・講習会を開催する。

別表 3-1

第2の1の(1)及び(2)の事業に係る配分ポイント

(満点：38ポイント)

項目		判断基準	ポイント
1	農地整備等関連事業の実施	農地整備等関連事業を併せて実施することを計画している。	10
2	体制	スマート農業導入就農型新規就農者参入促進計画の第2の2の全ての分野について、担当機関・部署が決まっている、又は事業実施後に決まる見込みである。 ※：第5の1の(1)のただし書のイの場合で、同2の(1)のただし書に基づきスマート農業導入就農型新規就農者参入促進計画を作成していないときは、上記基準に相応する状況になっていること。	6
3	誘致・支援	スマート農業導入就農型新規就農者参入促進計画の第2の3の「その他」を除く全ての支援項目について、支援内容が記入されている、又は事業実施後に記入される見込みである。 ※：第5の1の(1)のただし書のイの場合で、同2の(1)のただし書に基づきスマート農業導入就農型新規就農者参入促進計画を作成していないときは、上記基準に相応する状況になっていること。	6
4	住居のあっせん	就農前後の者が利用できる住居があらかじめ用意されている。 ※：用意している物件の状態、場所等がわかる資料を添付すること。	2
5	農地のあっせん	スマート農業就農希望者については①、スマート農業技術を活用する新規就農者については①及び②を満たす。 ① 地域計画の区域内に賃借権等の権利を取得できる農地があらかじめ見込まれている。 ② 目標地図に位置付けられ又は位置付けられる見込みである。 ※：用意している農地について、あっせんを受ける者にその利用状況等の現況や営農条件等を説明する資料、①又は②のことが分かる目標地図を添付すること。	7
6	事業実施年度の翌年度から3年間のスマート農業技術を活用する新規就農者の目標	事業実施年度の翌年度から3年間におけるスマート農業技術を活用する新規就農者数の合計が、事業開始前3年間における合計の150%以上200%未満としている。	3
		事業実施年度の翌年度から3年間におけるスマート農業技術を活用する新規就農者数の合計が、事業開始前3年間における合計の200%以上としている。	5
7	農山漁村における女性の登用	(1) 取組主体が市町村又は民間団体の場合 女性登用の数値目標・取組計画が設定されている。 (第6次男女共同参画基本計画(令和8年3月13日閣議決定)等に基づき策定された数値目標・取組計画を確認できる資料を添付すること。)	1
		(2) 取組主体が協議会の場合 構成員のいずれかに女性登用の数値目標・取組計画が設定されている。 (第6次男女共同参画基本計画等に基づき策定された数値目標・取組計画を確認できる資料を添付すること。)	1
8	就農後の安定に資する取組	新規就農者が生産した農畜産物等を民間事業者等が買い取るなど、民間事業者等の参画により就農後の安定に資する取組が行われる。	1

別表 3-2

第2の1の(1)の事業に係る配分ポイント

(満点18ポイント)

項目	判断基準	ポイント
複数機関の協働による効果的な誘致・支援体制の構築（第7の1の(1)）		
誘致・支援体制の構築	複数機関が参画し、それぞれに明確な役割分担がされている、又はされる見込みがある。	2
	検討会の開催方針、マニュアルの整備等、事業実施後に自走できるような取組がなされる計画がある。	3
	スマート農業導入就農型新規就農者参入促進計画の期間内又は期間後に、農地整備等関連事業を行う見込みがある。 ① 期間内に行う ② 期間後に行う ※：第5の1の(1)のただし書のイの場合において、「スマート農業導入就農型新規就農者参入促進計画」とあるのは「事業実施計画書で定める3年間」と読み替えるものとする。	2 1
	農地整備等関連事業に向けたスケジュールが具体的に分かる内容となっている。	1
誘致の実践（第7の1の(2)）		
誘致の実践	取組の時期、場所及び内容が明確になっている。	1
	対象や対象へのアプローチ方法が明確になっている。	1
	誘致の実践により、何名の者を研修や就農相談といった次の段階に移行させる。 ① 6名以上 ② 3～5名 ③ 2名以下	3 2 1
就農前後の者に対するトータルサポート活動の実施（第7の1の(3)）		
相談・指導の実施	農業経営の開始・継続、農地確保、農業用施設・農業用機械の確保、資金調達、生活安定、技術習得、販路確保等の各分野に関する相談対応や指導ができる体制が構築されている、又は構築する計画となっている。 ① 対応分野が3つ以上 ② 対応分野が2つ	2 1
	常設の相談・指導窓口の設置など、就農前後の者が随時、相談や指導を受けられる状況になっている。	1
	主要な農作業工程に関する指導が受けられる。	1
	地域の推進品目全てに就農支援員を選定している、又はする予定である。	1

別表 3-3

第2の1の(2)の事業に係る配分ポイント

(満点18ポイント)

項目	判断基準	ポイント
1 指導体制	常勤の指導者がいる。	5
2 右記カリキュラムを実施する	有機農業等の環境と調和のとれた農業	1
	GLOBALG. A. P. 又はASIAGAPの認証制度	1
	リスク管理（農業版事業継続計画（BCP）、保険制度等）	1
	労働環境改善（※1）、労働負荷削減のための見直し（※2）、マネジメント体制の強化（※3）に関する研修を実施する予定である。 ※1：就業規則等の策定・見直し、労働時間の削減（経営計画の見直し、経営分析・営農支援システムの導入等） ※2：作業工程の見直し、作業マニュアルの作成等 ※3：人事制度や人材管理システムの導入等、労働・社会保険への加入等	1
3 経営モデルの策定	就農後の標準的な経営規模・収入等を示した経営モデルを策定している（スマート農業技術の活用を含む。）。 ※：スマート農業導入就農型新規就農者参入促進計画の第3以外に、当該経営モデルの内容が分かる資料があれば、添付すること。	1
4 研修修了生の新規就農1年目の目標平均売上高	平均700万円以上	4
	平均500万円以上、700万円未満	3
	平均300万円以上、500万円未満	1
5 フォローアップ体制	研修終了後に、技術指導等を行う者（就農支援員等）による指導を行う予定である。	4

別記4 別紙様式第1号

スマート農業導入就農型新規就農者参入促進計画

○年○月現在の情報

※ 地域サポート計画、新規就農者参入促進計画と同様の箇所は、地域サポート計画、新規就農者参入促進計画の記載をコピー可能。

都道府県名		市町村名		問合せ 窓口	(組織名) ※WEBサイトに掲載可能な情報を記載 (住所) ※WEBサイトに掲載可能な情報を記載	(電話) ※WEBサイトに掲載可能な情報を記載 (メールアドレス) ※WEBサイトに掲載可能な情報を記載
-------	--	------	--	-----------	---	---

第1 新規就農者に関する目標及び実績 (単位:名)

	目標		直近過去実績				備考 (年度の考え方や、補足説明が必要な事項がある場合は記載)
	令和○年度		令和○年度		令和○年度		
	うち49歳以下	うち49歳以下	うち49歳以下	うち49歳以下	うち49歳以下	うち49歳以下	
スマート農業技術を活用する新規就農者数(必須)							
内 訳	新規参入者数						
	新規自営農業就農者数						
	新規雇用就農者数						

- ※1: 「新規参入者」とは、土地や資金を独自に調達(相続・贈与等により親の農地を譲り受けた場合を除く。)し、当該年度に新たに農業経営を開始(「農業経営を開始」とは、「農業経営体」の定義に該当する事業を開始することをいう。)した経営の責任者及び共同経営者をいう。なお、共同経営者とは、夫婦がそろって就農、あるいは複数の新規就農者が法人を新設して共同経営を行っている場合における、経営の責任者の配偶者又はその他の共同経営者をいう。
- ※2: 「新規自営農業就農者」とは、個人経営体の世帯員で、当該年度に生活の主な状態が、「学生」から「自営農業への従事が主」になった者及び「他に雇われて勤務が主」から「自営農業への従事が主」になった者をいう。
- ※3: 「新規雇用就農者」とは、当該年度に新たに法人等に常雇い(年間7か月以上)として雇用されることにより、農業に従事することとなった者(外国人技能実習生及び特定技能で受け入れた外国人並びに雇用される直前の就業状態が農業従事者であった場合を除く。)をいう。

第2 就農希望者・新規就農者の誘致・支援

1 概要

サポート宣言	
地域と農業の紹介文	
主な農産物	
地域が求める新規就農者	

※:「サポート宣言」については、就農希望者・新規就農者(就農前後の者)に対するサポートの訴求ポイントを簡潔に記載する。

2 誘致体制

分野	担当機関・部署		分野	担当機関・部署名	
	現状	今後の見込み		現状	今後の見込み
農業経営			技術習得		
農地確保			販路確保		
農業用施設・機械確保			スマート農業技術		
資金調達			その他(〇〇)		
生活安定			事務局・全体調整		

※:就農希望者の誘致・支援、新規就農者の支援について、広く記載する。

3 誘致・支援内容

区分	支援項目	支援内容	
		現状	今後の見込み
就農意欲喚起	就農・移住相談対応、就農相談会の開催		
	就農体験ツアー・インターンシップの実施		
	WEBページ、パンフレット等での情報提供		
	その他		
就農前の支援	研修の実施(生産技術・農業経営の研修、研修先とのマッチング等)		
	就農計画作成サポート		
	農地、施設・機械のあっせん、営農資金の相談等		
	販路確保、販路開拓に向けた支援		
	生活に関わる支援(住居のあっせん・手当、研修手当、子育て支援等)		
	その他		

就農後の定着・経営発展に向けた支援	就農後の生産技術・経営力向上のための指導、研修		
	規模拡大に向けた農地、施設・機械のあっせん、営農資金の相談等		
	販路確保、販路開拓に向けた支援		
	地元農家や地域住民との交流促進の取組		
	生活に関わる支援(住居のあっせん・手当、子育て支援等)		
	その他		

※:地域で実施している支援について、「支援項目」欄の該当項目に○を付け、取組の詳細や就農前後の者にアピールしたい内容を「支援内容の紹介」欄に記入

4 就農までの流れ

就農相談	就農準備段階	就農

※:「就農」については、想定する就農場所等を簡潔に記載するとともに、地域計画及び目標地図を添付して、場所又はエリアを明確に示すこと。

第3 農業経営モデル

農業経営開始5年目の目標について、記載する。

1 年間所得、年間労働時間

年間所得	万円	年間労働時間	時間
------	----	--------	----

※:主たる従事者1人当たりについて記載する。

2 モデル

営農類型	品目	経営規模(a、頭数等)	収量	収支	労働力	主たる従事者1人当たり労働時間	備考
施設野菜		a	t/10a	売上 万円	専従 名	h/年	
				経費 万円	パート 名		
				所得 万円			
主な施設・機械等		棟		台		台	
		式		台		台	
		台		台		台	

※:必要に応じて適宜行を追加して記入する。

第4 その他情報(任意、自由記載)

--

(別記4 別紙様式第2号)

令和 年度地域農業構造転換支援対策のうちスマート農業研修教育環境整備事業
(新規就農者誘致環境整備(スマート農業導入就農型))
事業実施計画(実績報告)書

番 号
年 月 日

〇〇都道府県知事 殿

(取組主体名)
(代表者名)

地域農業構造転換支援対策実施要綱(令和8年1月23日付け7経営第2081号農林水産事務次官依命通知)別記4の第8の1の(1)⁽¹⁾の規定に基づき承認を受けたいので⁽²⁾、別添のとおり事業実施計画(実績報告)書を申請⁽³⁾します。

※下線部⁽¹⁾は、実績報告の場合は、「第9の1」とすること。

⁽²⁾は、実績報告の場合は不要。

⁽³⁾は、実績報告の場合は、「報告」とすること。

第5の1の(1)のただし書のイの場合は、宛先を地方農政局長等とすること。

(別添1)

取 組 主 体

都道府県	
対象地域 (市町村名)	
取組主体	
代表者	フリガナ 氏 所 属 部 署 名 職 所 属 先 住 所 等 〒 ・ 住 所 〒 T E L メー ル ア ド レ ス
事務局 連絡先	フリガナ 氏 所 属 部 署 名 職 所 属 先 住 所 等 〒 ・ 住 所 〒 T E L メー ル ア ド レ ス
会計担当者	フリガナ 氏 所 属 部 署 名 職 所 属 先 住 所 等 〒 ・ 住 所 〒 T E L メー ル ア ド レ ス

事業実施体制

1 取組主体・誘致体制に参画する関係機関

(1) 取組主体の名称

・

(2) 誘致体制に参画する関係機関の名称

・

・

・

※1：正式名称を記入すること。

※2：取組主体が協議会の場合は、全ての構成員について同様に記入すること。

2 事業実施体制

※1：取組主体、誘致体制に参画する関係機関、その他の機関等を全て列記し、それぞれの役割（農業経営、農地確保、農業施設・機械確保、資金調達、生活安定、技術習得、販路確保等）を簡潔に記入する。第2の1の(1)の取組により体制を構築する場合は、構築される見込みの体制を記入すること（別表3-1の配分ポイントの審査に当たって参照する。）。

※2：機関相互の連携内容も記入すること。

※3：必要に応じて、模式図・フロー図を記入すること。

3 添付資料

スマート農業導入就農型新規就農者参入促進計画（別紙様式第1号）

※ 地域計画を添付する場合に記載不要になる箇所については、その旨を明示した上で、地域計画を添付すること。

※ 第5の1の(1)のただし書のイの場合は、不要とする。

地 域 の 概 況

1 現状と課題、対応方針

現状と課題	対応方針
①新規就農者の育成・確保	
②農地の利用	

2 事業実施期間と実施方針、前年度までの取組内容

実施期間	実施方針	農地整備等関連事業 の実施予定
年間	1年目（○年度）	
	2年目（○年度）	
	3年目（○年度）	
前年度までの取組状況と進捗状況		

※：農地整備等関連事業を実施する予定がある場合は、活用する事業名を明記の上、想定する事業概要を記入すること。

※：本事業の2回目以降の採択を受けようとする地区は、前年度までの取組内容と進捗状況を記載し、進捗が低調な場合はその要因と対応方針を記入すること。

3 就農支援の概況

項目	支援の内容
住居のあつせん	※：就農前後の者が利用できる住居をあらかじめ用意している場合に、支援の内容を記入し、用意している物件の状態、場所等が分かる資料を添付すること。
農地のあつせん	※：就農前後の者が賃借権等の権利を取得できる農地をあらかじめ用意している場合に、具体的な支援の内容を記入し、用意している農地の現況や営農条件等を説明する資料、目標地図、地域計画の協議の関係資料等を添付すること。

4 新規就農の概況

(1) 新規就農の状況（事業実施前）

就農年度	①	②	③	①～③計
	前々々年度 (○年度)	前々年度 (○年度)	前年度 (○年度)	
【A】スマート農業技術を活用する新規就農者数				【C】
【B】本事業実施予定年度当初に定着している者の数				【D】
定着率(%) 【B÷A×100】				【D÷C×100】

※1：スマート農業技術を活用する新規就農者数とは、それぞれの年度におけるスマート農業技術を活用する新規参入者、新規自営農業就業者、新規雇用就農者の数の合計を指す。

※2：本申請に係る事業実施予定年度を基準とし、その前年度、前々年度、前々々年度について記入すること。

※3：定着率については、それぞれの年度におけるスマート農業技術を活用する新規就農者のうち事業実施予定年度当初に定着している者の割合を記入すること。

(2) 新規就農の目標（事業実施後）

就農年度	④	⑤	⑥	④～⑥計
	1年後 (○年度)	2年後 (○年度)	3年後 (○年度) 【目標年度】	
【E】スマート農業技術を活用する新規就農者予定数				【F】
本事業実施予定年度当初に定着している者の数				【D】
増加率(%)				【F÷D×100】

※1：スマート農業技術を活用する新規就農者数とは、それぞれの年度におけるスマート農業技術を活用する新規参入

者、新規自営農業就業者、新規雇用就農者の数の合計を指す。

※2：本申請に係る事業実施年度を基準とし、その1年後、2年後、3年後について記入すること。

※3：増加率については、事業実施予定年度当初に定着している者の総数に対する新規就農予定者総数の割合を記入すること。

5 農山漁村における女性の登用に関する事項

取組主体（取組主体が協議会の場合はその構成員）が第6次男女共同参画基本計画等に基づき策定された数値目標・取組計画を設定していれば、その概要を記入してください。

取組主体等の名称：

取組計画の名称	数値目標

※1：取組主体が協議会の場合において、その複数の構成員が設定していれば、全てを記入すること。

※2：取組計画の内容・数値目標が分かる資料を添付すること（抜粋可）。

事業内容及び計画

1 事業の種類・内容

事業の種類・内容		取組の有無
1 新規就農者の誘致体制の整備		
	(1) 複数機関の協働による効果的な誘致・支援体制の構築	
	(2) 誘致の実践	
	(3) 就農前後の者に対するトータルサポート活動の実施	
	ア 短期農業研修の実施	
	イ 相談対応・指導等の実施	
	(ア) 相談対応	
	(イ) 指導等の実施	
2 スマート農業型研修農場の整備		○
3 農地整備等関連事業		
	(1) 遊休農地解消対策事業	
	(2) 農地耕作条件改善事業	
	(3) 畑作等促進整備事業	
	(4) 農地中間管理機構関連農地整備事業	
	(5) その他の農地整備等に活用できる国庫補助事業等	
	国庫補助事業	名称： _____
	都道府県等事業	名称： _____

※：取り組むもの全てに「○」を記入すること。

2 取組内容の詳細

1 新規就農者の誘致体制の整備

(1) 複数機関の協働による効果的な誘致・支援体制の構築

内 容	
-----	--

(特に、地域の合意形成の取組について)

内 容	① 市町村農業委員会及び農地中間管理機構の役割 ② 農地整備等を行う時期及び見込まれる内容 ③ 農地整備等に向けたスケジュール
-----	---

経費	総事業費	
	うち国費	

※：「内容」については、別表3-2に対応する事実が分かるよう、記入すること。

(2) 誘致の実践

内 容	① 取組の時期、場所及び内容 ② 対象や対象へのアプローチ方法 ③ 誘致の実践により、何名の者を研修や就農相談といった次の段階に移行させるか
-----	--

経費	総事業費	
	うち国費	

※：「内容」については、別表3-2に対応する事実が分かるよう、記入すること。

(3) 就農前後の者に対するトータルサポート活動の実施

ア 短期農業研修の実施

既存のスマート農業就農希望者向けの研修	有り	<input type="checkbox"/>	無し	<input type="checkbox"/>
	「有り」の場合の受講者数		_____名	
受講者の属性と人数				
実施期間	令和〇年〇月〇日から〇月〇日まで			
実施場所				
カリキュラム (研修品目、月別計画)	研修品目：			

			年 月	内 容	時間数																
			令和〇年〇月		〇日間・計〇時間																
			〇月																		
			〇月																		
			令和〇年〇月																		
			〇月																		
受講者のフォローアップ体制																					
アンケート			① 研修受講後に、同じ地域において、さらに就農に向けた支援を受けることになった者の数 : _____																		
			② 研修受講後に、新規就農した者の数 : _____																		
<p>※1：既存の研修が「有り」の場合、国庫補助金の投入により既存の取組と比べて量又は質の向上が図られるかを判断できるよう、既存の取組内容の詳細が分かる資料を添付すること。</p> <p>※2：アンケートについては、実績報告時のみ。</p> <p>※3：アンケートについては、研修修了者の就農後の態様決定まで時間を要するなどにより、実績報告時に把握できない場合には、把握でき次第、速やかに送付すること。</p>																					
イ 相談・指導の実施																					
(ア) 相談対応																					
既存の取組		有り	<input type="checkbox"/>	無し	<input type="checkbox"/>																
就農支援員	氏名			スマート農業技術の対応	<input type="checkbox"/>																
	身分など																				
相談体制																					
相談対応方針		内容・頻度： 就農相談会： <table border="1"> <thead> <tr> <th>相談会の名称</th> <th>場所</th> <th>時期・回数</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table>				相談会の名称	場所	時期・回数	内容												
相談会の名称	場所	時期・回数	内容																		
新規就農者参入促進会議の開催																					
農地の相談																					
農業用施設等の相談																					
就農計画の相談																					
生活環境の相談																					
カルテの記録																					
情報収集及び発信																					
交流会等の開催		<table border="1"> <thead> <tr> <th>場所</th> <th>時期・回数</th> <th>対象者・人数・内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table>				場所	時期・回数	対象者・人数・内容													
場所	時期・回数	対象者・人数・内容																			
研修プログラムの作成・充実化																					
農業就業体験・現地見学会の開催		<table border="1"> <thead> <tr> <th>場所</th> <th>時期・回数</th> <th>対象者・人数・内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table>				場所	時期・回数	対象者・人数・内容													
場所	時期・回数	対象者・人数・内容																			

	その他																																						
	スケジュール	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年月</th> <th colspan="2">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和〇年〇月</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>〇月</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>〇月</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>〇月</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>〇月</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>〇月</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>令和〇年〇月</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>〇月</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>〇月</td> <td colspan="2"></td> </tr> </tbody> </table>								年月	内容		令和〇年〇月			〇月			〇月			〇月			〇月			〇月			令和〇年〇月			〇月			〇月		
年月	内容																																						
令和〇年〇月																																							
〇月																																							
〇月																																							
〇月																																							
〇月																																							
〇月																																							
令和〇年〇月																																							
〇月																																							
〇月																																							
	<p>※1：別表2-1の取組内容について、詳細に記入すること。</p> <p>※2：既存の取組が「有り」の場合、国庫補助金の投入により既存の取組と比べて量又は質の向上が図られるかを判断できるよう、既存の取組内容の詳細が分かる資料を添付すること。</p> <p>※3：「相談体制」については、別表3-2に該当する事実が分かるように記入すること。</p> <p>※4：「相談対応方針」については、相談対応の内容・頻度及び就農相談会の情報を記入すること。</p> <p>※5：「新規就農者参入促進会議の開催」については、会議メンバー、開催計画、内容等を記入すること。</p> <p>※6：「研修プログラムの作成・充実化」について、品目ごとに、労働時間や農業所得、地域における生活費等の詳細を明らかにすることにより、就農後の農業経営と生活をイメージできる場合は、その資料を添付すること。</p>																																						
	(イ) 指導等の実施																																						
	既存の取組	有り	<input type="checkbox"/>	無し	<input type="checkbox"/>																																		
	就農支援員	氏名			スマート農業技術の対応	<input type="checkbox"/>																																	
		経営作物・経営規模																																					
		指導経験	有り	<input type="checkbox"/>	無し	<input type="checkbox"/>																																	
		特記事項	認定新規就農者	<input type="checkbox"/>	認定農業者	<input type="checkbox"/>	指導農業士	<input type="checkbox"/>																															
		その他の指導者としての資質																																					
	指導計画	就農支援員の氏名																																					
		支援対象者の氏名																																					
		指導体制指導の方針																																					
		年間計画	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年月</th> <th colspan="2">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和〇年〇月</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>〇月</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>〇月</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>〇月</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>〇月</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>〇月</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>令和〇年〇月</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>〇月</td> <td colspan="2"></td> </tr> </tbody> </table>								年月	内容		令和〇年〇月			〇月			〇月			〇月			〇月			〇月			令和〇年〇月			〇月				
年月	内容																																						
令和〇年〇月																																							
〇月																																							
〇月																																							
〇月																																							
〇月																																							
〇月																																							
令和〇年〇月																																							
〇月																																							

研修会・講習会	○月	
	年月	内容
	令和○年○月	
	○月	
	○月	
	○月	
	○月	
	○月	
	○月	
	令和○年○月	
	○月	
	○月	

- ※1：別表2-2の取組内容について、詳細に記入すること。
- ※2：既存の取組が「有り」の場合、国庫補助金の投入により既存の取組と比べて量又は質の向上が図られるかを判断できるよう、既存の取組内容の詳細が分かる資料を添付すること。
- ※3：「指導農業士」には、地域において、それと同様の方を別の呼称で指定している場合を含む。
- ※4：「指導体制 指導の方針」については、農業経営の開始・継続、農地確保、農業用施設・農業用機械の確保、資金調達、生活安定、技術習得、販路確保等の各分野のうち、いくつに関する指導ができる体制が構築されている、又は構築する計画となっているか、分かるように記入すること。また、常設の相談窓口の設置など、就農援護の者が随時、指導を受けられる状況になっているか、分かるように記入すること。
- ※5：「年間計画」については、①主要な農作業工程に関する指導が受けられるか、②地域の推進品目全てに就農支援員を選定しているか、分かるように記入すること。
- ※6：指導計画は、就農支援員ごとに、全ての支援対象者について、枠をコピーして作成すること。

2 スマート農業型研修農場の整備

(1) 所在地

整備又は導入する、スマート農業技術が組み込まれた、農業用施設や農業機械・設備が所在する場所を記入すること。

	住所	面積 (a)
研修場所		
取組主体が運営するスマート農業型研修農場【必須】 ・うち本事業で整備する農場 取組主体が、その運営するスマート農業型研修農場と別に借り上げる研修場所 取組主体以外が運営する研修場所 (第7の2の(1)のイのただし書き)		
営農活動で利用する場所 (第7の2の(2)のアの(ア))	・ ・ ・	

- ※1：該当箇所を全て記入すること。複数の場所があれば、その全てを記入すること。
- ※2：「取組主体が運営するスマート農業型研修農場と別に借り上げる研修場所」とは、例えば、取組主体である市町村・協議会・民間団体が運営するスマート農業型研修農場では不足するため、別途、取組主体が第三者の圃場を借り上げて研修をする場合をいう。
- ※3：スマート農業型研修農場が目標地区の新規就農者の受入可能エリア等に位置付けられること、又は、目標年度までに同計画に位置付けられることが確実であると認められることを要件としているため(第5の2の(2))、当該農地の住所と計画区域の整合を取ること。また、地域計画及び目標地図を添付すること。

(2) 研修・営農活動での利用計画 (実績)

スマート農業就農希望者(短期農業研修を除く。)(第7の2の(1)のイの要件を満たす研修)

研修	
研修期間(1年以上)及び日数	令和○年○月～令和○年○月(計○年)、○○○日

研修時間／年 (1. 200時間以上／年)				
受講者数				
農地のあっせん・確保の状況				
指導体制※1				
カリキュラム※2	年 月	内 容		時間数
	令和○年○月			○日間・計○時間
	○月			
	○月			
	○月			
	○月			
	○月			
	○月			
	○月			
	令和○年○月			
	○月			
	○月			
	経営モデル※3			
研修修了生の新規就農1年目の目標売上高※4	品目名・ 品種名等	経営規模 (作付け面積・ 飼養頭数等)	目標 売上高 (千円)	根拠
フォローアップ体制※5				
研修修了生への貸付け				
	①	②	③	④
貸付けの対象物				
貸付け期間				
貸付け相手方の人数				
短期農業研修（第7の1の（3）のアの要件を満たす研修） スマート農業型研修農場を利用する部分についてのみ記入すること。※6				
営農活動での利用（第7の2の（2）のアの（ア）） スマート農業型研修農場を利用する部分についてのみ記入すること。※7				
営農活動で利用する必要性				
利用期間	令和○年○月～令和○年○月（計○年）			
利用時間／年				
利用者数				
利用者の属性	認定農業者 ・ 認定新規就農者 ・ 指導農業士			
利用計画	年 月	内 容		時間数
	令和○年○月			○日間・計○時間
	○月			
	○月			
	○月			

	○月		
	○月		
	○月		
	○月		
	○月		
	令和○年○月		
	○月		
	○月		
利用の対象物			

- ※1：別表3-3の1に対応する事実を含めて記入すること。
- ※2：別表3-3の2に対応する事実を含めて記入すること。
- ※3：別表3-3の3に対応する事実を含めて記入すること。
- ※4：別表3-3の4に対応する事実を含めて記入すること。
- ※5：別表3-3の5に対応する事実を含めて記入すること。
- ※6：研修の妨げにならない範囲で実施することを確認できるよう、記入すること。
- ※7：研修の妨げにならない範囲で実施することを確認できるよう、記入すること。

(3) 整備計画 (実績)
ア 整備の必要性

--

イ 整備内容

1	区分※1			整備内容 名称、規模、台数等 (活用するスマート農業技術を含む。)	
	農業用施設	農業用機械・設備			
		新設	改良	リノベーション	
	経費			着工/契約予定年月日	竣工予定年月日
	総事業費	国庫補助金	その他		

※1：該当箇所に「○」を付すこと。

2	区分※1			整備内容 名称、規模、台数等 (活用するスマート農業技術を含む。)	
	農業用施設	農業用機械・設備			
		新設	改良	リノベーション	
	経費			着工/契約予定年月日	竣工予定年月日
	総事業費	国庫補助金	その他		

※1：該当箇所に「○」を付すこと。

3	区分※1			整備内容 名称、規模、台数等 (活用するスマート農業技術を含む。)	
	農業用施設	農業用機械・設備			
		新設	改良	リノベーション	
	経費			着工/契約予定年月日	竣工予定年月日
	総事業費	国庫補助金	その他		

※1：該当箇所に「○」を付すこと。

4	区分※1			整備内容 名称、規模、台数等 (活用するスマート農業技術を含む。)	
	農業用施設	農業用機械・設備			
		新設	改良	リノベーション	
	経費			着工/契約予定年月日	竣工予定年月日
	総事業費	国庫補助金	その他		

※1：該当箇所に「○」を付すこと。

※2：全て記入すること（枠をコピーして使用すること。）。

(4) 添付資料

配置図、設計図、仕様書、見積書（複数業者）等の整備内容の詳細が分かる資料
取組主体等（市町村を除く。）の財務状況がわかる資料

3 農地整備等関連事業

(1) 遊休農地解消対策事業

時期	
事業実施年度	令和○年
貸付け期限	令和○年○月
事業の内容	
本事業により整備するスマート農業型研修農場の用に供する農地（第6の3の（1））	
住所	
面積（a）	
実施内容	
スマート農業就農希望者が新たに就農するための農地（第6の3の（2））	
住所	
面積（a）	
実施内容	

※1：「貸付け期限」については、本事業により解消する遊休農地について、遅くともいつまでに、農地中間管理機構から第三者に貸し付けなければならないか、記入すること。

※2：全て記入すること（枠をコピーして使用すること。）。

※3：遊休農地解消対策事業の事業実施計画書・実績報告書等により代替することも可。

(2) 農地耕作条件改善事業

時期	
事業実施期間	令和○年○月～令和○年○月
目標年度	令和○年○月
事業の内容	
本事業により整備するスマート農業型研修農場の用に供する農地（第6の3の（1））	
住所	
面積（a）	
実施内容	
スマート農業就農希望者が新たに就農するための農地（第6の3の（2））	
住所	
面積（a）	
実施内容	

※1：全て記入すること（枠をコピーして使用すること。）。

※2：農地耕作条件改善事業の事業実施計画書・実績報告書等により代替することも可。

(3) 畑作等促進整備事業

時期	
事業実施期間	令和○年～令和○年
目標年度	令和○年
事業の内容	

	本事業により整備するスマート農業型研修農場の用に供する農地（第6の3の（1））	住所	
		面積（a）	
		実施内容	
	スマート農業就農希望者が新たに就農するための農地（第6の3の（2））	住所	
		面積（a）	
		実施内容	

※1：全て記入すること（枠をコピーして使用すること。）。

※2：畑作等促進整備事業の事業実施計画書・実績報告書等により代替することも可。

(4) 農地中間管理機構関連農地整備事業

時期			
事業実施期間	令和○年～令和○年		
目標年度	令和○年		
事業の内容			
本事業により整備するスマート農業型研修農場の用に供する農地（第6の3の（1））	住所		
	面積（a）		
	実施内容		
スマート農業就農希望者が新たに就農するための農地（第6の3の（2））	住所		
	面積（a）		
	実施内容		

※1：全て記入すること（枠をコピーして使用すること。）。

※2：農地中間管理機構関連農地整備事業の事業実施計画書・実績報告書等により代替することも可。

(5) その他の農地整備等に活用できる国庫補助事業等

事業名：			
時期			
事業実施期間	令和○年○月～令和○年○月		
目標年度	令和○年○月		
事業の内容			
本事業により整備するスマート農業型研修農場の用に供する農地（第6の3の（1））	住所		
	面積（a）		
	実施内容		
スマート農業就農希望者が新たに就農するための農地（第6の3の（2））	住所		
	面積（a）		
	実施内容		

※1：全て記入すること（枠をコピーして使用すること。）。

※2：当該事業の事業実施計画書・実績報告書等により代替することも可。

※1：取組を「有」とした事業の種類・内容についてのみ、記入すること。

※2：本欄は、採択審査に当たってのポイント付与の基礎資料となるため、ポイント表と対照の上、十分に具体的に記入すること。

※3：地域計画に関する取組の場合、その取組の地域計画・目標地図上の位置付けとの整合性に留意すること。また、地域計画・目標地図を添付すること。

3 事業完了予定・完了日

令和 年 月 日

4 環境負荷低減に向けた取組の実施

「みどりチェック」チェックシートを添付すること。

(別添2)

事業収支計画 (報告)

経費の配分

(単位：円)

事業の種類・内容	事業に要する ／要した経費 (A+B+C+D)	負担区分				備 考 (積算基礎等)
		国庫 補助金 (A)	都道府 県 (B)	市町村 (C)	その他 (D)	
1 新規就農者の誘致 体制の整備 (1) 複数機関の協働による 効果的な誘致・支援 体制の構築 (2) 誘致の実践 (3) 就農前後の者に対する トータルサポート活 動の実施 ア 短期農業研修の 実施 イ 相談対応・指導 等の実施 (ア) 相談対応 (イ) 指導等の実施						(例) 〇〇費 〇〇円 〇〇費 〇〇円 ※別表1-1又 は1-2の経費 の区分ごとに記 入すること。
2 スマート農業型研修 農場の整備						
【参考】						
1 遊休農地解消対策事 業						
2 農地耕作条件改善事 業						
3 畑作等促進整備事業						
4 農地中間管理機構関 連農地整備事業						
5 その他の農地整備等 に活用できる国庫補 助事業 (地方農政局 長等がこれに準じると 判断した都道府県 等の事業を含む。)						
合 計						

(注) 1：補助事業を実施するために必要な経費(消費税を含む。)のみを計上すること。

2：「積算基礎」欄には、積算内訳を記入し、考え方を記入又は添付すること。

3：必要に応じて単価等の設定根拠となる資料を添付すること。

(別記4 別紙様式第3号)

令和 年度地域農業構造転換支援対策のうちスマート農業研修教育環境整備事業
(新規就農者誘致環境整備(スマート農業導入就農型))
都道府県事業実施計画(〇〇都道府県)(実績報告)書

番 号
年 月 日

地方農政局長等 殿

〇〇県知事
○ ○ ○ ○

地域農業構造転換支援対策実施要綱(令和8年1月23日付け7経営第2081号農林水産事務次官通知)別記4の第8の2⁽¹⁾の規定に基づき承認を受けたいので⁽²⁾、別添のとおり都道府県事業実施計画(実績報告)書を申請⁽³⁾します。

※下線部⁽¹⁾は、実績報告の場合は、「第9の2」とすること。

⁽²⁾は、実績報告の場合は不要。

⁽³⁾は、実績報告の場合は、「報告」とすること。

(別添)

1 取組主体への指導計画方針 (実績)

--

※下線部分は、実績報告の際には () 内の記入とする。

2 事業完了予定・完了日

令和 年 月 日

3 添付資料

- (1) 取組主体ごとの事業実施計画書 (事業実績報告書) (別紙様式第2号)
- (2) 都道府県事業ポイント表 (実績では不要) 別紙様式第3号-①
- (3) 都道府県事業実施計画 (実績) 一覧 別紙様式第3号-②
- (4) 必要に応じて地方農政局長等が指示した書類

別記4 別紙様式第3号-②

都道府県事業実施計画（実績）一覧

番号	都道府県名	取組主体	成果目標※				事業	ポイント			事業内容 (人数、施設区分、構造、規模等)	事業費	事業費(円)				備考		
			事業実施 1年後 (○年度)	事業実施 2年後 (○年度)	事業実施 3年後 (○年度)	合計		共通	事業ご とのポ イン	計			負担区分						
													国庫補助金	都道府県	市町村	その他			
							第2の1の(1)の事業												
							第2の1の(2)の事業												
							計												
							第2の1の(1)の事業												
							第2の1の(2)の事業												
							計												
							第2の1の(1)の事業												
							第2の1の(2)の事業												
							計												
							合計												

注:※は、実績報告の際には、計画を上段()書きで、実績を下段に記載すること。

(別記4 別紙様式第4号)

令和 年度地域農業構造転換支援対策のうちスマート農業研修教育環境整備事業
(新規就農者誘致環境整備(スマート農業導入就農型))
都道府県事業実施計画書 承認書

番 号
年 月 日

〇〇都道府県知事
〇 〇 〇 〇 殿

〇〇農政局長

令和〇年〇月〇日付けをもって提出のあった令和〇年度地域農業構造転換支援対策のうちスマート農場研修教育環境整備事業(新規就農者誘致環境整備(スマート農業導入就農型))都道府県事業実施計画書については、承認する。

(別記4 別紙様式第5号)

令和 年度地域農業構造転換支援対策のうちスマート農業研修教育環境整備事業
(新規就農者誘致環境整備 (スマート農業導入就農型))
全国事業実施計画 (実績報告) 書

番 号
年 月 日

農林水産省経営局長 殿

全国農業委員会ネットワーク機構
(代表者名)

地域農業構造転換支援対策実施要綱 (令和8年1月23日付け7経営第2081号農林水産事務次官通知) 別記4の第8の3の(1)⁽¹⁾の規定に基づき承認を受けたいので⁽²⁾、別添のとおり全国事業実施計画 (実績報告) 書を申請⁽³⁾します。

※下線部⁽¹⁾は、実績報告の場合は、「第9の3」とすること。

⁽²⁾は、実績報告の場合は不要。

⁽³⁾は、実績報告の場合は、「報告」とすること。

(別添1)

1 事業の実施方針

--

2 事業費（都道府県への配分費）に関する計画（実績）

事 項	配分 都道府県数	国庫補助金額 (円)	配分及び 進行管理方針
1 新規就農者の誘致体制の整備 A			
(1) 複数機関の協働による効果的な誘致・支援体制の構築			
(2) 誘致の実践			
(3) 就農前後の者に対するトータルサポート活動の実施			
ア 短期農業研修の実施			
イ 相談対応・指導等の実施			
(ア) 相談対応			
(イ) 指導等の実施			
2 スマート農業型研修農場の整備 B			

3 事務等経費に関する計画（実績）

事 項	内 容	金額 (円)

4 合計

区 分	金額 (円)
事業費（都道府県への配分費）【A+B】	
事務等経費	
合 計	

5 事業完了・予定年月日

令和 年 月 日

6 添付資料

- ・事業を実施した全ての都道府県事業実績報告書（別紙様式第3号）
及びその添付資料である事業実績報告書（別紙様式第2号）
- ・必要に応じて経営局長が指示した書類

(別添2)

事業収支計画（報告）

経費の配分

(単位：円)

事業の種類・内容	事業に要する ／要した経費 (A+B+C+D)	負担区分				備 考 (積算基礎等)
		国庫 補助金 (A)	都道府 県 (B)	市町村 (C)	その他 (D)	
1 新規就農者の誘致 体制の整備 (1) 複数機関の協働に よる効果的な誘致・ 支援体制の構築 (2) 誘致の実践 (3) 就農前後の者に対 するトータルサポー ト活動の実施 ア 短期農業研修 の実施 イ 相談対応・指 導等の実施 (ア) 相談対応 (イ) 指導等の実施 2 スマート農業型研 修農場の整備						(例) ○○費 ○○円 ○○費 ○○円 ※別表1-1又 は1-2の経費 の区分ごとに記 入する。
【参考】 1 遊休農地解消対策 事業 2 農地耕作条件改善 事業 3 畑作等促進整備事 業 4 農地中間管理機構 関連農地整備事業 5 その他の農地整備 等に活用できる国 庫補助事業（地方 農政局長等がこれ に準じると判断し た都道府県等の事 業を含む。）						
合 計						

(注) 1：補助事業を実施するために必要な経費（消費税を含む。）のみを計上すること。

2：「積算基礎」欄には、積算内訳を記入し、考え方を記入又は添付すること。

3：必要に応じて単価等の設定根拠となる資料を添付すること。

(別記4 別紙様式第6号)

令和 年度地域農業構造転換支援対策のうちスマート農業研修教育環境整備事業
(新規就農者誘致環境整備 (スマート農業導入就農型))
達成状況報告書 (事業実施後〇年目)

番 号
年 月 日

〇〇都道府県知事
〇〇〇〇 殿

(取組主体名)
(代表者名)

地域農業構造転換支援対策実施要綱 (令和8年1月23日付け7経営第2081号農林水産事務次官通知) 別記4の第10の1の規定に基づき、下記のとおり達成状況報告書を提出する。

※第5の1の(1)のただし書のイの場合は、宛先を地方農政局長等とすること。

記

1 事業の種類・内容

事業の種類・内容	取組の有無
1 新規就農者の誘致体制の整備	
(1) 複数機関の協働による効果的な誘致・支援体制の構築	
(2) 誘致の実践	
(3) 就農前後の者に対するトータルサポート活動の実施	
ア 短期農業研修の実施	
イ 相談対応・指導等の実施	
(ア) 相談対応	
(イ) 指導等の実施	
2 スマート農業型研修農場の整備	
3 農地整備等関連事業	
(1) 遊休農地解消対策事業	
(2) 農地耕作条件改善事業	
(3) 畑作等促進整備事業	
(4) 農地中間管理機構関連農地整備事業	

(5) その他の農地整備等に活用できる国庫補助事業等 選択：国庫補助事業 () ・都道府県等の事業 () 名称： _____	
--	--

※：取り組んだもの全てに「○」を記入すること。

2 取組内容の詳細

採択年度	詳細
第1回採択に係る年度	
第2回採択に係る年度	
第3回採択に係る年度	

3 成果目標の達成状況

(1) 事業実施前

	①	②	③	
就農年度	前々々年度 (○年度)	前々年度 (○年度)	前年度 (○年度)	①～③計
【A】スマート農業技術を活用する新規就農者数				【C】
【B】本事業実施予定年度当初に定着している者の数				【D】
定着率(%) 【B÷A×100】				【D÷C×100】

※1：スマート農業技術を活用する新規就農者数とは、それぞれの年度におけるスマート農業技術を活用する新規参入者、新規自営農業就業者、新規雇用就農者の数の合計を指す。

※2：本申請に係る事業実施予定年度を基準とし、その前年度、前々年度、前々々年度について記入すること。

※3：定着率については、それぞれの年度におけるスマート農業技術を活用する新規就農者のうち事業実施予定年度当初に定着している者の割合を記入すること。

※4：目標は、事業実施計画書の記入内容を転記すること。

(2) 事業実施後

	④	⑤	⑥														
就農年度	1年後 (○年 度)	2年後 (○年 度)	3年後 (○年 度) 【目標年 度】	④～⑥計													
【E】スマート農業技術を活用する新規就農者数				【F】													
<table border="1"> <tr> <td>本事業実施予定年度当初に定着している者の数</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>【D】</td> </tr> </table>	本事業実施予定年度当初に定着している者の数				【D】												
本事業実施予定年度当初に定着している者の数				【D】													
<table border="1"> <tr> <td rowspan="3">【E】 の 内訳</td> <td>新規参入者数</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>新規自営農業就業者数</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>新規雇用就農者数</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	【E】 の 内訳	新規参入者数				新規自営農業就業者数				新規雇用就農者数							
【E】 の 内訳		新規参入者数															
		新規自営農業就業者数															
	新規雇用就農者数																
49歳以下の新規就農者数																	
増加率(%)				【F÷D×100】													
貸し付けた場合の特記事項																	

※1：スマート農業技術を活用する新規就農者数とは、それぞれの年度におけるスマート農業技術を活用する新規参入者、新規自営農業就業者、新規雇用就農者の数の合計を指す。

※2：本申請に係る事業実施年度を基準とし、その1年後、2年後、3年後について記入すること。

※3：増加率については、事業実施予定年度当初に定着している者の総数に対するスマート農業技術を活用する新規就農者総数の割合を記入すること。

※4：貸し付けた場合の特記事項については、スマート農業型研修農場の全部又は一部を貸し付けることにより、各年度におけるスマート農業技術を活用する新規就農者数が少なくなる場合において、事情を記入すること。

(3) 目標達成に向けた課題と対応

--

(4) 目標の達成状況についての自己評価（目標年度のみ記入）

--

※：目標の達成状況、得られた効果、課題等を記入すること。

4 スマート農業型研修農場の状況

(1) 経営状況

研修修了生の総数	研修修了生の新規就農1年目の平均売上高(円)		
	うちスマート農業技術を活用する新規就農者	実績	目標 (事業実施計画記載)

新規就農1年目の実績								
	年齢	単身or夫婦	就農地 (ア:スマート農業型研修農場の貸付け イ:スマート農業型研修農場の用に供する農地以外であつて農地整備等関連事業により整備等をした農地 ウ:上記以外)	面積(a)	品目名・品種名等	経営規模等 (作付面積・飼養頭数、スマート農業技術等)	就農1年目の平均売上高(千円)	目標平均売上高(千円)
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								

※: 新規就農1年目の状況のみを記入すること。

(2) 貸付け状況

	①	②	③	④				
貸付けの対象物								
貸付けの相手方の総数								
貸付けの実績								
	年齢	単身 or 夫婦	就農地 (ア:スマート農業型研修農場の貸付け イ:スマート農業型研修農場の用に供する農地以外であつて農地整備等関連事業により整備等をした農地 ウ:上記以外)	面積(a)	品目名・品種名等	経営規模等 (作付面積・飼養頭数、スマート農業技術等)	就農1年目の平均売上高(千円)	目標平均売上高(千円)
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								

※: 報告に係る各年度末の状況を記入すること。

(別記4 別紙様式第7号)

令和 年度 地域農業構造転換支援対策のうちスマート農業研修教育環境整備事業
(新規就農者誘致環境整備(スマート農業導入就農型))
都道府県達成状況報告書(〇〇都道府県)

番 号
年 月 日

地方農政局長等 殿

〇〇都道府県知事
〇〇〇〇

地域農業構造転換支援対策実施要綱(令和8年1月23日付け7経営第2081号農林水産事務次官通知)別記4の第10の2の(2)の規定に基づき、下記のとおり都道府県達成状況報告書を提出する。

記

1 取組主体に対する助言・指導の状況

--

2 添付資料

- (1) 取組主体ごとの達成状況報告書(別紙様式第6号)
- (2) 別紙様式第7号-① 都道府県目標達成状況一覧
- (3) 第10の2の(3)の規定に基づき改善計画書(別紙様式第8号)を提出させた時はその写し
- (4) 必要に応じて地方農政局長等が指示した書類

別記4 別紙様式第7号—①

〇〇農政局 都道府県目標達成状況一覧

事業実施〇年後

番号	都道府県名	取組主体	項目		事業実施 年度 (〇年度)	事業実施 1年後 (〇年度)	事業実施 2年後 (〇年度)	事業実施 3年後 (〇年度)	合計	成果目標 達成状況 ※1	事業	事業費 (円)	負担区分				
													国庫補助 金(円)	都道府県 (円)	市町村 (円)	その他 (円)	
			就農者数(経営体)	目標	-						第2の1の(1)の事業						
				実績								第2の1の(2)の事業					
			都道府県からの改善措置の有無及び内容								合計						
			就農者数(経営体)	目標	-						第2の1の(1)の事業						
				実績								第2の1の(2)の事業					
			都道府県からの改善措置の有無及び内容								合計						
			就農者数(経営体)	目標	-						第2の1の(1)の事業						
				実績								第2の1の(2)の事業					
			都道府県からの改善措置の有無及び内容								合計						
計			就農者数(経営体)	目標	-						第2の1の(1)の事業						
				実績									第2の1の(2)の事業				
											合計						

(別記4 別紙様式第8号)

令和 年度地域農業構造転換支援対策のうちスマート農業研修教育環境整備事業
(新規就農者誘致環境整備(スマート農業導入就農型))
改善計画書

番 号
年 月 日

都道府県知事 殿

(取組主体名)
(代表者名)

地域農業構造転換支援対策実施要綱(令和8年1月23日付け7経営第2081号農林水産事務次官通知)別記4の第10の2の(3)の規定に基づき、下記の改善計画を実施することとするので、報告する。

※第5の1の(1)のただし書のイの場合は、宛先を地方農政局長等とすること。

記

1. 成果目標が未達成である原因

--

2. 成果目標が未達成であることによる問題点

--

3. 改善するための取組

--

4. 改善のための推進体制

--

(別記4 別紙様式第9号)

就農相談等全国データベース等利用権限委任状

年 月 日

委任を受ける者(就農支援員)

氏名 _____

所属 _____

住所 _____

生年月日 _____

e-mail _____

電話番号 _____

上記の者に、下記のことを委任する。

記

- ・ 就農相談等全国データベース(新規就農者確保緊急対策実施要綱(令和3年12月20日付け3経営第1996号農林水産事務次官依命通知)別記4の第4の2の(1)のデータベースをいう。)の閲覧及び市町村就農相談カルテ・参入相談カルテ(以下「カルテ」という。)の入力業務や情報管理。
- ・ 農業委員会サポートシステム(農地集積・集約化等対策事業実施要綱(平成26年2月6日付け25経営第3139号農林水産事務次官依命通知)第3の4の(5)のシステムをいう。)の閲覧。

なお、委任を受けた者は、就農相談等全国データベースやカルテの個人情報については、市町村の定めるところにより適切な管理を行うものとする。

〇〇市町村長 〇〇 〇〇

注：就農支援員が市町村の職員である場合は、本委任を要しない。

(別記4 別紙様式第10号)

**スマート農業研修教育環境整備事業
(新規就農者誘致環境整備(スマート農業導入就農型))
に係る個人情報の取扱いについて**

第1 総論

本事業において作成し、データベースに登録される就農前後の者及び就農支援員についての個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)の規定及び取組主体が定める個人情報保護規定に基づき適切に対応する必要がある。

また、第2に掲げる用途において、個人情報の記入や確認が必要となることから、個人情報の利用目的を明らかにし、本人の同意を得ることにより、本事業を実施すること。

第2 本人に同意を得る内容

個人情報の取扱いにおいて本人に同意を得る場合は、以下のとおりとする。

- 1 取組主体、都道府県や市町村等の関係機関において、就農前後の者の情報を共有することにより、支援対象者が就農に至るまでの間の丁寧なフォローアップ活動に利用すること。
- 2 国の新規就農者確保の政策目標の実現に向けた取組状況の確認及びフォローアップ活動に利用すること。
- 3 1及び2の実施に伴い、必要最小限度内において関係機関へ提供し、又は確認する場合があること。

第3 同意を得る方法の例

個人情報の取扱いに関して、同意を得る方法は、以下のとおりとする。

- 1 支援対象者に対する相談対応・指導の実施において、「個人情報の取扱い(別紙様式例。以下この別記において同じ。)」を配付し、個人情報の利用目的を説明の上、同書類に署名させ、回収する。
- 2 支援対象者に対し、農業就業体験・現地見学会の際に、配付資料として「個人情報の取扱い」を配付し、アンケート結果等と併せて提出してもらう。
- 3 「個人情報の取扱い」において追加すべき事業等、関係機関がある場合は記入すること。

(別紙様式例)

個人情報の取扱い

以下の個人情報の取扱いについてよくお読みになり、その内容に同意する場合は「個人情報の取扱いの確認」欄に署名をしてください。

スマート農業研修教育環境整備事業（新規就農者誘致環境整備（スマート農業導入就農型））に係る個人情報の取扱いについて

取組主体（〇〇〇〇（※協議会の場合は、全ての構成員））は、スマート農業研修教育環境整備事業（新規就農者誘致環境整備（スマート農業導入就農型））の実施に際して得た個人情報について、「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」及び関係法令に基づき、適正に管理し、本事業の実施のために利用します。

また、取組主体は、本事業による支援対象者が就農へ至るまでの間のフォローアップ、先輩農業者への連絡調整、国等への報告等で利用するとともに、本事業の実施のために、必要最小限度内において次の関係機関（注）へ提供します。

なお、提供された情報に基づき、関係機関が確認等のため連絡を行う場合があります。

関係機関 (注)	国、農業人材確保推進事業（新規就農者育成総合対策実施要綱（令和4年3月29日付け3経営第3142号農林水産事務次官依命通知）別記5の事業をいう。）の第3の事業実施主体及び事業実施主体から業務の一部を委託された者、都道府県、農業経営・就農支援センター、都道府県から農業経営・就農支援センターに係る業務の一部を委託された者、農業経営・就農支援センターに登録された専門家、都道府県農業委員会ネットワーク機構、市町村、農業委員会、農業協同組合連合会、都道府県農業会議、都道府県農業法人協会、土地改良区、農地中間管理機構、普及指導センター、株式会社日本政策金融公庫、誘致体制への参画機関（農業協同組合、〇〇、〇〇）（※その他追加する機関があれば明確にすること）
-------------	---

※ 本事業以外の事業等に個人情報を利用する場合は、その旨を追記し、上記関係機関の例に倣って、当該事業等の名称を明確にすること。

個人情報の取扱いの確認
「個人情報の取扱い」に記載された内容について同意します。
令和 年 月 日
氏名

(別添)

環境負荷低減に向けた具体的取組内容

第1 取組の趣旨

事業実施主体は、みどりの食料システム法第15条の規定に基づく基本方針等に基づき環境負荷の低減に取り組むものとし、最低限行うべき環境負荷低減の取組について定めた「みどりチェック」チェックシート（別紙参考様式）に記載の各取組を実施することとする。

第2 「みどりチェック」チェックシートの提出

- 1 本事業の各取組主体は、「みどりチェック」チェックシートの項目について、事業の実施に当たって留意しなければならない。
- 2 各取組主体は、事業実施計画書中の「みどりチェック」チェックシートに記載された各取組について、事業実施期間中に実施する旨をチェックした上で、当該チェックシートを都道府県に提出すること。
また、実績報告の際は、「みどりチェック」チェックシートに記載された各取組について、事業実施期間中に実施したか否かをチェックした上で、当該チェックシートを都道府県に提出すること。
- 3 都道府県は、全ての取組主体から「みどりチェック」チェックシートを収集し、地方農政局長等に提出すること。第5の1の(1)のただし書きのイの場合には、地方農政局長等が取組主体から収集すること。
- 4 地方農政局長及び内閣府沖縄総合事務局長は、当該チェックシートを経営局長に提出すること。
- 5 「みどりチェック」チェックシートを提出した者から抽出して、農林水産省の職員が実際に環境負荷低減の取組をしたかどうか確認を行うこととする。

(別紙参考様式)

「みどりチェック」 チェックシート (民間事業者・自治体等向け)

事業名			
組織名			
代表者氏名			↓該当する方に○
住所		申請時 (します)	
連絡先		報告時 (しました)	

- ・ 交付申請時に、全ての項目にチェックを入れ、事業実施期間中に各項目の内容に取り組んでください。
- ・ 実績報告時に、取り組んだ項目にチェックをして提出してください。
- ・ 各項目において、どのような取組を行えばよいか分からない場合は、解説書をご覧ください。
- ・ ※の記載内容に「該当しない」場合は口にチェックしてください。

解説書



チェック	環境関係法令の遵守等	
	①	みどりの食料システム戦略の理解
	②	関係法令の遵守
	③	環境配慮の取組方針の策定や研修の実施に努める
	④	正しい知識に基づく作業安全に努める
	エネルギーの節減、適正な施肥、適正な防除	
	⑤	省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしない(照明、空調、ウォームビズ・クールビズ、燃費効率のよい機械の利用等)ように努める
	⑥	環境負荷低減に配慮した商品、原料、農産物等の調達を検討
	悪臭及び害虫の発生防止	
	⑦	※肥料・飼料等の製造を行う場合(該当しない) 悪臭・害虫の発生防止・低減に努める
	廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分	
	⑧	プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理
	⑨	資源の再利用を検討
	生物多様性への悪影響の防止	
	⑩	※生物多様性への影響が想定される工事等を実施する場合(該当しない) 生物多様性に配慮した事業実施に努める
	⑪	※特定事業場である場合(該当しない) 排水処理に係る水質汚濁防止法の遵守

②関係法令の遵守について、対象は、肥料の品質の確保等に関する法律(昭和25年法律第127号)、農業取締法(昭和23年法律第82号)、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(平成12年法律第116号)、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平成7年法律第112号)、水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)、合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律(平成28年法律第48号)とする。

<報告内容の確認と個人情報の取り扱いについて>

- ・ 本チェックシートにて報告された内容については、農林水産省等が対象者を抽出し、実施状況の確認を行います。
- ・ 記入いただいた個人情報については、本チェックシートの実施状況確認のために農林水産省等で使用し、ご本人の同意がなければ第三者に提供することはありません。

上記について、確認しました →

市町村就農相談カルテ

秘

整理番号		初回登録年月日		最終更新年月日		
相談形態		電話	面接	手紙	Eメール	その他

就農相談員情報

氏名	
所属組織・団体名	
電話番号	
メールアドレス	

1 新規就農者基本データ

フリガナ											
氏名											
住所	〒				都道府県						市区町村
	(町名番地)										
連絡先	電話番号1					電話番号2					
	電子メールアドレス										
生年月日				(満 歳)	性別	男性	女性	その他			
職業	会社員	自営業	学生	農業従事者							
	公務員	団体職員	パート・アルバイト	退職自衛官							
	無職	その他									
本人年収	百万円		世帯年収	百万円							
家族状況	配偶者の有無	無し	有り	子供の有無	無し	有り					
	子供の人数・年齢										
	家族の同意	同意有り・協力有り			同意有り・協力無し			同意無し・協力無し			
資格等	運転免許	有り(MT)	有り(AT限定)	大型特殊(農耕車限定含む。)							
		無し(取得意欲有り)			無し(取得意欲無し)						
	その他資格										
特技・技能等											
出身地	都道府県										

2 農業との関わり・経験等

農業との関わり	両親が農家	両親は農家ではないが、祖父母が農家	非農家
	その他		
農地の所有・営農状況 (両親が農家、両親は農家ではないが、祖父母が農家を選択した場合、両親又は祖父母の農地の所有・営農状況を記載)			
農作業の経験	農作業の経験無し	農業体験程度	
	実家や親戚等の手伝い程度	学校の実習程度	
	研修中	研修済み	
	「研修中」、「研修済み」を選択した場合、以下を記載		
	研修機関名		
	研修期間、研修内容		
	農業法人等で農作業に従事		
	「農業法人等で農作業に従事」を選択した場合、以下を記載		
	勤務先名称		
	勤務年数、勤務内容		
家庭菜園や市民農園をやっている			
農業教育の経験	無し	農業高校(総合高校含む)	大学の農学部等
	道府県立の農業大学校		農業専門学校等
	その他		
日本農業技術検定	学科	級	実技
			級

3 就農準備情報について

1) 就農準備を行う都道府県、市町村

都道府県	市区町村
------	------

2) 動機と課題

当市区町村に関心を持ったきっかけ	
移住・就農に向けた課題	

3)必要とする情報

	農業をはじめの手順		栽培する品目の選択について
	農業をはじめの地域の選択について		農業体験・見学会の開催情報
	農業を学べる学校・研修の情報		国や自治体の支援情報
	農業法人等の求人情報		新規就農者の事例
	農地情報		
	その他		

4)就農を意識した動機

--

5)どんな農業をしてみたいか

--

6)関心のある事項

	有機栽培・減農薬栽培		水耕栽培		観光農園
	加工品の製造・販売		輸出		農家レストラン
	農家民泊		スマート農業		わからない
	その他				

7)就農希望地

第1希望	都道府県		市町村		
	住居の確保について				
	現住所で対応可能		転居が必要(確保見込み有り)		転居が必要(確保見込み無し)
第2希望	都道府県		市町村		
	住居の確保について				
	現住所で対応可能		転居が必要(確保見込み有り)		転居が必要(確保見込み無し)
第3希望	都道府県		市町村		
	住居の確保について				
	現住所で対応可能		転居が必要(確保見込み有り)		転居が必要(確保見込み無し)

8) 希望作目

第1希望	稲作	麦類作	雑穀・いも・豆類	茶・たばこ等
	露地野菜	施設野菜	果樹	露地花き・花木
	施設花き・花木	その他作物		
	酪農	肉用牛	養豚	養鶏(採卵鶏)
	養鶏(ブロイラー)	その他畜産		
第2希望	稲作	麦類作	雑穀・いも・豆類	茶・たばこ等
	露地野菜	施設野菜	果樹	露地花き・花木
	施設花き・花木	その他作物		
	酪農	肉用牛	養豚	養鶏(採卵鶏)
	養鶏(ブロイラー)	その他畜産		
第3希望	稲作	麦類作	雑穀・いも・豆類	茶・たばこ等
	露地野菜	施設野菜	果樹	露地花き・花木
	施設花き・花木	その他作物		
	酪農	肉用牛	養豚	養鶏(採卵鶏)
	養鶏(ブロイラー)	その他畜産		

9) 就農形態

農業法人等で働きたい						
働き始める時期	すぐにでも	1年以内	3年以内	未定		
希望する雇用形態	正社員	契約社員	パートタイム			
将来の希望	勤務先ですっと勤めたい					
	将来は独立したい	独立までの想定年数				
	わからない					
希望年収						
重視する雇用環境	週休2日	長期休暇がとりやすい	残業が少ない			
	定期的な昇給	育成プログラムが優れている	社会保険			
	その他					

自分で農業経営を始めたい						
経営を始める時期	すぐにでも	1年以内	3年以内	5年以内		
	未定					
用意できる自己資金						
研修の希望	希望無し	希望有り				
経営開始時の労働力	単独	家族・パートナー				
	その他					

親・親戚等の農業経営体で働きたい

独立に向けて研修したい			
希望する研修方法	就農予定地の研修プログラムに参加	農業大学校・専修学校で学ぶ	
	就農予定地の農業者の下で研修	農業法人で働きながら研修	
	仕事をしながら研修	オンライン研修	
希望する研修期間			

経営を継承したい			
経営継承後の意向 (経営参画等)	全て継承	一部継承	他の作目で継承
	その他		

未定

その他

4 相談内容等

1) 相談区分

農地	住居・施設	研修
自治体受入支援	資金	農業法人等からの相談 (求人を含む。)
雇用就農希望者からの相談	その他	

2) 相談内容

--

3) 申し送り事項

--

4) 紹介先

農地中間管理機構	農業協同組合	農業法人
その他		

5 就農支援情報

1) 研修支援

施設・法人名	
研修期間	
研修内容	
施設・法人名	
研修期間	
研修内容	

2) 就農希望者の支援ニーズ

	市町村独自の研修		就農計画作成サポート
	農地、施設・機械のあっせん		販路確保、販路開拓に向けた支援
	地元農家や地域住民との交流促進の取組		生活に関わる支援（住居のあっせん・手当、子育て支援等）
	その他		

3) 農地支援

必要な農地の種類	田	畑（露地野菜）	
	畑（施設野菜）	畑（樹園地）	
	畑（その他（花き））	有機栽培等	
	その他（採草放牧地）		
必要な農地の面積	m ²		
取得希望時期	すぐにでも	1年以内	1年超3年以内
	3年超5年以内	その他	
希望借受期間	5年未満	5年超10年未満	10年超20年未満
	20年以上		
農地支援対応状況			

4) 家畜導入支援

必要な家畜 A	種類		頭羽数	
必要な家畜 B	種類		頭羽数	
必要な家畜 C	種類		頭羽数	
必要な家畜 D	種類		頭羽数	
対応状況				

5) 設備支援

必要な施設・設備 A	施設名			
	規模		面積	
必要な施設・設備 B	施設名			
	規模		面積	
必要な施設・設備 C	施設名			
	規模		面積	
必要な施設・設備 D	施設名			
	規模		面積	
対応状況				

6) 機械支援

必要な機械 A	型式、性能		台数	
必要な機械 B	型式、性能		台数	
必要な機械 C	型式、性能		台数	
必要な機械 D	型式、性能		台数	
対応状況				

7) 継承支援

移譲時期		1～2年後		5年以内		5～10年未満		10年超
------	--	-------	--	------	--	---------	--	------

継承したい資産（農地）		田		畑（露地野菜）
		畑（施設野菜）		畑（樹園地）
		畑（その他（花き））		有機栽培等
		その他（採草放牧地）		

継承したい家畜 A	種類		頭羽数	
継承したい家畜 B	種類		頭羽数	
継承したい家畜 C	種類		頭羽数	
継承したい家畜 D	種類		頭羽数	

継承したい施設・設備 A	施設名			
	規模		面積	
継承したい施設・設備 B	施設名			
	規模		面積	
継承したい施設・設備 C	施設名			
	規模		面積	
継承したい施設・設備 D	施設名			
	規模		面積	

継承したい機械 A	型式、性能		台数	
継承したい機械 B	型式、性能		台数	
継承したい機械 C	型式、性能		台数	
継承したい機械 D	型式、性能		台数	

継承したい資産（施設・設備及び農業用機械）の取得方法		所有権移転（有償）		リース（所有権移転付）
		リース（所有権移転なし）		所有権移転（無償譲渡）

継承したい資産（施設・設備及び農業用機械）のリース期間		5年未満		5年超10年未満
		10年超20年未満		20年以上

対応状況	
------	--

6 初期経営情報

1) 就農状況

	新たに農業経営を開始		親とは別に新たな部門を開始		親の農業経営を継承
	雇用就農	(雇用就農の法人名)		親元就農	(継承予定年月日)
	第3者継承				

2) 認定新規就農者認定の有無

	無し		有り
--	----	--	----

3) 経営区分

	法人		個人		任意団体		その他
--	----	--	----	--	------	--	-----

4) 農業地域類型区分

①主たる営農地域		都市的地域		平地農業地域		中間農業地域		山間農業地域
②主たる営農地域		水田型		田畑型		畑地型		

5) 営農作物等

作目名	作付面積	生産量

6) 経営規模

経営耕地の区分		田		畑（露地野菜）
		畑（施設野菜）		畑（樹園地）
		畑（その他（花き））		有機栽培等
		その他（採草放牧地）		
所有面積	m ²		借入面積	m ²
作業受託	作目名			
	作業内容			
	実績	(作業面積または収穫量等)		
施設	施設名		機械	機械名
	規模			形式、性能
	面積			台数
常時飼養家畜	種類		頭羽数	
農業従事者情報	農業従事者数		常時雇用者数	
	短期雇用者数		農業従事日数	

7)直近年の収支状況

個人		法人	
農業収入(A)		営業利益・収益(a)	
農外収入(A)		営業外利益・収益(b)	
農業支出(B)		営業外費用(c)	
農外支出(B)		経常利益a+(b-c)	
農業所得①(A-B)		税引後当期利益	
農外所得①(A-B)		農業に係る直近年売上高①	
所得合計②		法人の直近年の売上高②	
農所得割合(①/②)		農業所得割合(①/②)	

8)個人・法人の経営概要(要約)

--

9)支援制度活用状況等

青年等就農資金の借入		無し		有り
経営発展支援事業		無し		有り
経営発展支援事業のうち生活資金		無し		有り
上記以外の支援制度				

法人化希望の有無		無し		有り
----------	--	----	--	----

青色申告の有無		無し		有り
---------	--	----	--	----

農業保険加入状況		無し		収入保険		農業共済
		その他				

農業経営改善計画		無し		有り
----------	--	----	--	----

経営・資金に関する支援状況

--

技術上の課題

--

主な販路

--

販路の課題

--

技術・販売に関する支援状況

--

JA加入状況

JA加入の有無	<input type="checkbox"/>	無し	<input type="checkbox"/>	有り
青年部等加入の有無	<input type="checkbox"/>	無し	<input type="checkbox"/>	有り
生産部会加入の有無	<input type="checkbox"/>	無し	<input type="checkbox"/>	有り
生産部会名称				

その他のネットワーク加入状況

--

地域ネットワークに関する課題

--

地域ネットワークに関する支援状況

--

生活に関する課題

--

生活に関する支援状況

--

事務局記載欄

--

参入相談カルテ



整理番号		初回登録年月日		最終更新年月日	
------	--	---------	--	---------	--

1 希望法人の情報

フリガナ								
法人名								
フリガナ								
代表者氏名								
法人番号			法人設立年月日	西暦 年 月 日				
フリガナ			担当者職 担 当 者 部 署 ・ 役 職					
担当者氏名								
住 所	〒	都道府県		市区町村				
	(町名番地)							
連絡先	電話番号1			電話番号2	(FAX番号等)			
	電子メールアドレス							
主 な 業 務 内 容								
業 態	<input type="checkbox"/>	製造業	<input type="checkbox"/>	建設業	<input type="checkbox"/>	卸売業・小売業	<input type="checkbox"/>	飲食業・宿泊業
	<input type="checkbox"/>	運輸業	<input type="checkbox"/>	情報通信業	<input type="checkbox"/>	医療・福祉	<input type="checkbox"/>	教育・学習支援業
	<input type="checkbox"/>	農業	<input type="checkbox"/>	林業	<input type="checkbox"/>	漁業	<input type="checkbox"/>	金融・保険業
	<input type="checkbox"/>	鉱業	<input type="checkbox"/>	不動産業	<input type="checkbox"/>	複合サービス事業		
	<input type="checkbox"/>	電気・ガス・熱供給・水道業			<input type="checkbox"/>	サービス業(他に分類されないもの)		
	<input type="checkbox"/>	その他	(その他の内容)					
資 本 金	円							
従 業 員 数	従業員数				名			
	うち農作業従事予定者数				名			

2 相談事項

<input type="checkbox"/>	農業への参入方法	<input type="checkbox"/>	農業参入への心構え
<input type="checkbox"/>	農業参入にあたっての支援策（活用できる融資、補助事業等）		
<input type="checkbox"/>	農地所有適格法人の要件	<input type="checkbox"/>	農地リース方式の要件
<input type="checkbox"/>	農地の確保方法（購入）	<input type="checkbox"/>	農地の確保方法（借受け）
<input type="checkbox"/>	認定農業者制度	<input type="checkbox"/>	定款、事業実施計画の策定等
<input type="checkbox"/>	農畜産物等の販路	<input type="checkbox"/>	協力先農業者の紹介
<input type="checkbox"/>	栽培作物の選定、栽培技術	（作物の品目名）	
<input type="checkbox"/>	その他	（その他の内容）	
備考	（例：有機農業で参入したい等）		

3 農業の知識・経験

法人としての農業の知識	<input type="checkbox"/>	無し	<input type="checkbox"/>	有り
法人としての農作業の経験	<input type="checkbox"/>	無し	<input type="checkbox"/>	有り
経営者個人又は担当者の農業の知識	<input type="checkbox"/>	無し	<input type="checkbox"/>	有り
経営者個人又は担当者の農作業の経験	<input type="checkbox"/>	無し	<input type="checkbox"/>	有り

4 農業への参入目的

<input type="checkbox"/>	新たな事業展開	<input type="checkbox"/>	販売物・加工用原料の自社生産
<input type="checkbox"/>	地域貢献・社会貢献	<input type="checkbox"/>	農福連携（障がい者雇用）
<input type="checkbox"/>	従業員・機械等の有効活用（周年雇用等）	<input type="checkbox"/>	特になし
<input type="checkbox"/>	その他	（その他の内容）	

5 参入に向けての状況

<input type="checkbox"/>	具体的な参入計画あり。すぐに参入したいので農地を紹介して欲しい。
<input type="checkbox"/>	参入を計画中。条件（農地、パートナーなど）が合致するところを探したい。
<input type="checkbox"/>	参入を検討中。条件（農地、パートナーなど）が合致するところがあれば参入したい。
<input type="checkbox"/>	参入を検討するための情報を収集したい。
<input type="checkbox"/>	その他 (その他の内容)

6 「農業参入フェア」（相談会）について

<input type="checkbox"/>	国主催のフェアに参加したことがある
<input type="checkbox"/>	都道府県等主催のフェアに参加したことがある
<input type="checkbox"/>	参加したことはない

7 農地所有適格法人について

<input type="checkbox"/>	要件を知っている	<input type="checkbox"/>	聞いたことはあるが、要件は知らない	<input type="checkbox"/>	知らない
--------------------------	----------	--------------------------	-------------------	--------------------------	------

8 農地中間管理事業について

<input type="checkbox"/>	制度を知っている	<input type="checkbox"/>	聞いたことはあるが、制度は知らない	<input type="checkbox"/>	知らない
--------------------------	----------	--------------------------	-------------------	--------------------------	------

9 農業への将来構想

<input type="checkbox"/>	将来は本業としていきたい	<input type="checkbox"/>	本業を補足する部門としたい	<input type="checkbox"/>	特になし
<input type="checkbox"/>	その他 (その他の内容)				

10 農業への参入形態

<input type="checkbox"/>	事業拡大（農業部門の設立等）	<input type="checkbox"/>	新法人・子会社の設立
<input type="checkbox"/>	農業支援サービスの実施		
<input type="checkbox"/>	その他 (その他の内容)		

備考	
----	--

11 希望する作目・規模

種類	品目名・品種名等	経営規模(作付面積・飼養頭数等)
<input type="checkbox"/> 稲作		
<input type="checkbox"/> 麦類作		
<input type="checkbox"/> 雑穀・いも・豆類		
<input type="checkbox"/> 工芸農作物		
<input type="checkbox"/> 露地野菜		
<input type="checkbox"/> 施設野菜		
<input type="checkbox"/> 果樹類		
<input type="checkbox"/> 露地花き・花木		
<input type="checkbox"/> 施設花き・花木		
<input type="checkbox"/> その他の作物		
<input type="checkbox"/> 酪農		
<input type="checkbox"/> 肉用牛		
<input type="checkbox"/> 養豚		
<input type="checkbox"/> 養鶏(採卵)		
<input type="checkbox"/> 養鶏(ブロイラー)		
<input type="checkbox"/> その他畜産		
<input type="checkbox"/> 特になし・未定		

12 参入を希望する地域

	都道府県	市町村
	都道府県	市町村
	都道府県	市町村

13 農地等について

必要な農地等の種類	<input type="checkbox"/>	田	<input type="checkbox"/>	畑（露地野菜）	<input type="checkbox"/>	畑（施設野菜）
	<input type="checkbox"/>	畑（樹園地）	<input type="checkbox"/>	畑（その他）		
	<input type="checkbox"/>	その他（採草放牧地等）				
	備考		（水耕するのか、土地を耕作するのか）			

必要な農地の面積	m ²
----------	----------------

農地等の取得方法等	<input type="checkbox"/>	買いたい	<input type="checkbox"/>	借りたい（賃貸借）
	<input type="checkbox"/>	借りたい（使用賃借）	<input type="checkbox"/>	農作業の受託
	<input type="checkbox"/>	経営の受託（施設、機械等の資産を含む）		<input type="checkbox"/> 未定

農地の希望買入価格	円	農地の希望賃料	円/10a
-----------	---	---------	-------

取得希望時期	<input type="checkbox"/>	すぐにでも	<input type="checkbox"/>	1年以内
	<input type="checkbox"/>	1年超3年以内	<input type="checkbox"/>	3年超5年以内
	<input type="checkbox"/>	その他（その他の内容）		

希望借受期間	<input type="checkbox"/>	5年未満	<input type="checkbox"/>	5年超10年未満
	<input type="checkbox"/>	10年超20年未満	<input type="checkbox"/>	20年以上

継承を受けたい資産 （施設・設備）	
----------------------	--

継承を受けたい資産 （農業用機械）	
----------------------	--

継承を受けたい資産 の取得方法	<input type="checkbox"/>	所有権移転（有償）	<input type="checkbox"/>	所有権移転（無償譲渡）
	<input type="checkbox"/>	貸借（有償）	<input type="checkbox"/>	その他

備考	
----	--

14 農業支援サービスについて

農業支援サービスの提供	<input type="checkbox"/>	行う	<input type="checkbox"/>	行わない	<input type="checkbox"/>	検討中
-------------	--------------------------	----	--------------------------	------	--------------------------	-----

サービスの分類	<input type="checkbox"/>	農作業受託	<input type="checkbox"/>	機械設備のリース・レンタル、シェアリング		
	<input type="checkbox"/>	農業現場への人材供給		<input type="checkbox"/>	データ分析	
	<input type="checkbox"/>	その他	(その他の内容)			

主なサービスの内容	(例) ドローンによる農薬散布、自動操舵トラクターのリース 等
-----------	---------------------------------

15 サービスの対象作物

<input type="checkbox"/>	稲作	<input type="checkbox"/>	麦類作	<input type="checkbox"/>	雑穀・いも・豆類	<input type="checkbox"/>	工芸農作物
<input type="checkbox"/>	露地野菜	<input type="checkbox"/>	施設野菜	<input type="checkbox"/>	果樹類	<input type="checkbox"/>	露地花き・花木
<input type="checkbox"/>	施設花き・花木	<input type="checkbox"/>	その他の作物	(具体的作物名等)			
<input type="checkbox"/>	酪農	<input type="checkbox"/>	肉用牛	<input type="checkbox"/>	養豚	<input type="checkbox"/>	養鶏(採卵)
<input type="checkbox"/>	養鶏(ブロイラー)	<input type="checkbox"/>	その他畜産	(具体的畜種名等)			

16 受託可能な農作業

<input type="checkbox"/>	耕起・代掻き(田)	<input type="checkbox"/>	田植え	<input type="checkbox"/>	収穫・調製	<input type="checkbox"/>	耕起・整地(畑)
<input type="checkbox"/>	播種・定植	<input type="checkbox"/>	除草	<input type="checkbox"/>	防除	<input type="checkbox"/>	整枝・剪定
<input type="checkbox"/>	受粉・摘果	<input type="checkbox"/>	育苗	<input type="checkbox"/>	保全管理		
<input type="checkbox"/>	その他	(その他の内容)					

17 受託可能な時期

--

18 サービスを提供する地域

	都道府県	市町村
	都道府県	市町村
	都道府県	市町村

19 相談内容

--

20 その他の特記事項

--

21 申し送り事項

--

22 紹介先

<input type="checkbox"/>	農地中間管理機構	<input type="checkbox"/>	農業協同組合	<input type="checkbox"/>	農業法人
<input type="checkbox"/>	その他				

別記5 スマート農業研修教育環境整備事業（雇用力のある経営体創出支援事業）

第1 事業の趣旨

食料・農業・農村基本計画（令和7年4月11日閣議決定）の実効性を確保するには、農業の構造転換を推進し、農業者の所得向上を図るため、効率的かつ大規模な農業を可能にするスマート農業技術を学べる環境整備が必要である。また、我が国の農業経営体は今後大きく減少する見込みである中、少ない経営体で農地を維持するには、経営拡大を志向する新規就農者を輩出することが必要である。このため、農業大学校や農業高校、地域の研修教育機関において、就農直後から従業員を雇い入れることで農業経営を発展させる意欲と能力のある経営体（以下この別記において「雇用型経営体」という。）を育成するとともに、このような雇用型経営体を支える人材（以下この別記において「右腕人材」という。）を併せて輩出するため、スマート農業の研修教育を通じたモデル的な取組を支援する。

第2 事業の種類

- 1 農業大学校等支援事業
- 2 地域の研修教育機関支援事業
- 3 推進事業

第3 事業の仕組み

- 1 第2の1及び2に掲げる事業については、以下のとおりとする。
 - (1) 国は、全国農業委員会ネットワーク機構（農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第42条第1項の規定による農林水産大臣の指定を受けた農業委員会ネットワーク機構をいう。以下この別記において同じ。）に対し、補助金を交付するものとする。
 - (2) 全国農業委員会ネットワーク機構は、第2の1及び2（第5の2の（1）のただし書の場合を除く。）に掲げる事業については、都道府県に対し、補助金を交付するものとする。また、全国農業委員会ネットワーク機構は、第2の2（第5の2の（1）のただし書の場合に限る。）に掲げる事業については、取組主体に補助金を交付するものとする。
- 2 第2の3に掲げる事業について、国は、全国農業委員会ネットワーク機構に対して補助金を交付するものとする。

第4 取組主体

- 1 第2の1の事業の取組主体は、以下の（1）から（5）までに掲げる団体等とする。
 - (1) 都道府県
 - (2) 市町村
 - (3) 都道府県、市町村又は民間団体が運営する農業教育機関
 - (4) 民間団体（学校法人、地方独立行政法人、農業協同組合、公益社団法人、公益財

- 団法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人、会社法人等)
- (5) 協議会等(都道府県、市町村、農業関係団体、農業者、農業教育機関、農業や教育に関する専門家等により構成され、協議会等の運営及び意思決定の方法、事務・会計処理の方法及びその責任者、財産管理の方法、内部監査の方法等を明確にした規約が定められているもの。)
- 2 第2の2の取組主体は、以下の(1)から(4)までに掲げる団体等とする。ただし、取組主体又は誘致体制(地域農業構造転換支援対策のうちスマート農業研修教育環境整備事業別記4の第5の1の(1)の誘致体制をいう。以下この別記において同じ。)に、営農に取り組む団体等(認定農業者(農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号。以下この別記において「基盤強化法」という。))第13条第1項に規定する認定農業者をいう。以下この別記において同じ。))や指導農業者等の地域の中核となる担い手に限る。)を必ず含むこととする。また、別記4の第5の2の(1)のスマート農業導入就農型新規就農者参入促進計画(同計画における「第1 新規就農者に関する目標及び実績」は記載不要。)を策定すること。
- (1) 市町村
- (2) 都道府県
- (3) 協議会等(都道府県、市町村、農業関係団体、農業者、農業教育機関、農業や教育に関する専門家等により構成され、協議会等の運営及び意思決定の方法、事務・会計処理の方法及びその責任者、財産管理の方法、内部監査の方法等を明確にした規約が定められているもの。)
- (4) 民間団体(農業協同組合、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人、会社法人等)
- 3 第2の3の事業実施主体は、全国農業委員会ネットワーク機構とする。
- 4 第2の1及び2の取組主体は、農業に関する知識・技術等の習得を目的とした研修教育を適切に実施するとともに、本事業により導入したスマート農業技術が組み込まれた農業用機械、農業用設備等(以下この別記において「スマート農業機械等」という。)について、法定耐用年数(減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数をいう。以下この別記において同じ。)が経過するまでの間、適切な管理を行うことができる者とする。

第5 事業内容等

1 農業大学校等支援事業

(1) 雇用型経営体育成プランの作成

都道府県は、本事業の実施に当たって、別紙様式第1号により、雇用型経営体育成プランを作成するものとする。記載内容は、以下の内容とすること。

なお、育成する人材の数は、アの雇用型経営体を目指すものを1名以上とすること。

ア 雇用型経営体として、研修修了時からおおむね3年以内に、次に掲げる事項について確実に目指せるものであること。

(ア) 常用労働者を2名以上雇い入れること。

(イ) 耕種農業については売上げ3,000万円以上、畜種農業については売上げ5,000万円以上、稲作等の土地利用型農業については延べ耕作面積30ha以上とすること。

イ 新規自営農業就農者又は新規雇用就農者として農業経営体に就農する右腕人材を育成する場合には、就農する農業経営体において、当該経営体の耕作面積拡大や新部門の立上げ等に向けて、経営者の経営上の意思決定、渉外業務、雇用管理等を補佐することを主たる業務とすることを目指させるものであること。

(2) 事業の実施体制

以下の実施体制の要件を満たすこと。

ア 本事業により、雇成型経営体又は右腕人材（以下この別記において「雇成型経営体等」という。）となるために必要な経営管理能力及びリーダーシップ（組織の目標達成に向けて組織の構成員に影響を与え、その行動を促し、組織を導いていく能力をいう。以下この別記において同じ。）を習得させるため、農業高校、短期大学や4年制大学等の他の教育機関、都道府県の農業部局や教育部局、農業法人の団体や経済団体等の産業界等と連携した研修教育を実施すること。

イ 農業研修教育や就農支援等に関わる外部有識者、先進的な農業経営者、効果的な教育サービス等を提供する民間事業者等と連携すること。

ウ 市町村や農地中間管理機構（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第2条第4項に規定する農地中間管理機構をいう。）等の就農支援機関と連携し、農地・資金・技術・経営面等の課題についての相談体制を確保すること。また、新規参入希望者に円滑に農地をあっせんすること。

エ 成果目標の達成のため、研修修了者の売上げ等の向上や労働環境改善等を支える体制を確保すること。

(3) 事業の内容

取組主体は、雇成型経営体育成プランの内容を踏まえ、以下のアからカまでの中から、事業実施年度において研修教育機関で実施する取組を選択するものとする。なお、イ又はオの取組は必ず実施するものとする。

ア カリキュラムの強化

スマート農業機械の操作、生産管理及び経営管理ツールの活用等、スマート農業技術やそれにより得られるデータ等を今後の農業生産や農業経営に生かすことを目指す実践的なカリキュラムを新たに検討又は実施するものとする。

また、経営継承、事業継続計画の策定等のリスク管理、実践的な経営管理手法、労務管理、労働安全等を内容とするカリキュラムを新たに検討又は実施するものとする。

ただし、当該研修教育機関における既存のカリキュラム実施に要する経費は、補助対象としない。

イ 研修用スマート農業機械等の導入

アの取組を実施するために直接必要となるスマート農業機械等を導入するものとする。

対象となるスマート農業機械等（アタッチメントを含む。）は、取得価格が50万円以上であって、原則として新品のものとする。

なお、研修教育に必要な機械等であっても、農業以外の用途に使用可能な汎用性の高いもの（運搬用トラック、ショベルローダー、バックホウ、パソコン、プロジェクタ、冷蔵設備等）や既存の機械等の更新（研修教育機関が所有する既存の機械等の代替として同種、同規模、同効用のものを再度導入することをいう。）については、補助対象としない。

ウ eラーニングの導入

アの取組を実施するため、対面等で実施するよりも、eラーニングを活用した方が効果的である場合において、新たにeラーニングを導入した研修教育を実施するものとする。また、必要な場合は、民間事業者等の第三者が提供するeラーニングコンテンツ又はサービスを利用できる。

eラーニング研修教育コンテンツを自ら作成し、受講者に提供するため、講義等の録画・編集用のカメラ、ソフトウェア、パソコン等の物品が直接必要な場合は、原則としてリース及びレンタル（以下この別記において「リース等」という。）を活用することとし、リース等での対応が困難な場合又はリース等を活用するよりも購入した方が当該年度の事業実施期間における必要経費が安価な場合に限り、当該物品を購入できるものとする。

エ 就農につながる取組

研修生等のニーズや地域の農業実態等を踏まえつつ、研修生がスマート農業を導入して就農する意欲を喚起し、研修修了後の就農につながるため、以下の（ア）から（カ）までに掲げる取組を実施するものとする。

- （ア）先進的な農業経営者等による出前授業
- （イ）先進的な農業経営者の農場や農業生産施設等における農業研修
- （ウ）若手農業者等との交流会
- （エ）農業法人等の労働環境や経営状況に鑑みた就農相談や農業法人等とのマッチング支援
- （オ）普及指導センター等の関係機関との連携による就農・定着支援
- （カ）他の農業大学校、農業高校（以下この別記において「農業大学校等」という。）や地域の研修教育機関等と連携した実践的な研修

オ ICT環境の整備のための取組

スマート農業の研修教育を推進するため、研修教育機関の農場等における無線LANの導入など、ICT環境を整備するものとする。

カ その他の取組

上記アからオまでの取組を円滑に実施するために必要な会議、事業内容の検討及び事業効果を把握するために必要な調査、研修教育機関の指導者の能力向上を目的とした研修等（研修受講者個人の資格取得を目的とした研修は除く。）への教職員等の派遣、研修受講者の就農を支援するための専門員の設置、研修受講者へのフォローアップ活動等の取組を実施するものとする。

（4）成果目標

ア 目標年度及び成果目標

目標年度は、研修修了年度の翌年度の3年後とする。

成果目標は、次の（ア）及び（イ）のとおりとする。なお、育成する人材の数については、雇用型経営体を目指す49歳以下の者を1名以上とすること。

（ア）雇用型経営体の場合

研修修了年度の翌年度からおおむね3年後までに、以下の①及び②を達成すること。

① 売上げ又は経営耕地面積が、耕種農業については売上げ3,000万円以上、畜種農業については売上げ5,000万円以上、稲作等の土地利用型農業については延べ耕作面積30ha以上となること。

② 常用雇用する従業員の数が2名以上となること。

（イ）右腕人材の場合

右腕人材となる人数（1名以上）

イ 達成状況報告

（ア）取組主体は、別紙様式第2号の第4により、事業実施年度の翌年度から研修修了年度の翌年度の3年後（目標年度）までの間における成果目標の達成状況について、各年度の翌年度の4月末日までに、都道府県知事へ提出するものとする。

（イ）都道府県知事は、達成状況の改善・向上に向けて、取組主体に対し、助言・指導する。都道府県知事は、別紙様式第5号により都道府県達成状況報告書を作成し、各翌年度の7月末日までに地方農政局長等（北海道にあっては農林水産省経営局長（以下この別記において「経営局長」という。）、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。第5の2の（1）のただし書の場合であって、地方農政局等（北海道農政事務所及び内閣府沖縄総合事務局を含む。）の管轄を超えて就農する予定の場合には経営局長。以下この別記において同じ。）に提出するものとする。

目標年度の翌年度については、成果目標が達成されていない場合、都道府県知事は取組主体に対して指導を行い、別紙様式第6号により改善計画書を提出させるものとする。都道府県知事は、都道府県達成状況報告書と併せて、これを地方農政局長等に提出するものとする。

（ウ）地方農政局長等は、必要に応じて、都道府県に助言・指導するものとする。また、地方農政局長及び内閣府沖縄総合事務局長は（イ）により提出された書類を速やかに経営局長に提出するものとする。

（エ）国は、都道府県知事に対し、必要に応じ、取組主体の事業実施状況について、報告を求めることができる。

（5）補助対象経費、補助上限額、補助率

補助対象経費は、別表1に掲げる経費であって、本事業の対象として明確に区分でき、かつ証拠書類等から金額が確認できる経費とする。なお、別記3及び4の事業並びに新規就農者確保緊急円滑化対策実施要綱（令和5年12月1日付け5経営第2016号農林水産事務次官依命通知）別記3の事業により現に補助を受け、

又は受ける予定の地域における取組は、本事業の補助対象としない。また、取組主体が、自己資金若しくは他の助成によりスマート農業機械等の導入等を実施中又は既に終了しているものについては、本事業の補助対象としない。

国費要望額の上限は、1都道府県当たり7,000万円とする。

補助率は、定額とする。

(6) 事業実施計画の作成等

ア 事業実施計画

(ア) 取組主体は、都道府県の雇用型経営体育成プランの内容を踏まえ、別紙様式第2号により事業実施計画書を作成し、都道府県知事に提出し、その承認を得るものとする。取組主体が農業大学校等の道府県立の研修教育機関の場合も、本様式により事業実施計画書を作成するものとする。

(イ) 事業実施計画書について、担い手育成・確保等対策事業費補助金等交付要綱（平成12年4月1日付け12構改B第350号農林水産事務次官依命通知。以下この別記において「補助金等交付要綱」という。）の別表に定める重要な変更を行う場合は、(ア)の手続に準じて行うものとする。

イ 都道府県事業実施計画書

(ア) 都道府県知事は、事業実施計画について、別表4によりポイント付けの上、別紙様式第3号により都道府県事業実施計画を作成し、地方農政局長等に提出するものとする。

(イ) 国は、都道府県及び取組主体に対し、雇用型経営体育成プラン及び事業実施計画書等の内容及びその実現可能性を必要に応じてヒアリングした上で、当該ヒアリングの内容及びポイントを審査・精査し、取組主体についてポイントの高い順に予算の範囲内で採択するものとする。同ポイントの場合は、国費が少ない事業を優先的に採択するものとする。なお、ポイントは、採択後に変更することができない。また、審査の基礎となった事実虚偽の記載があった又はポイントを取得するために実施能力を超える選択肢を選んだと認められる場合は、国は補助金の全部又は一部の返還を命じるものとする。

(ウ) 地方農政局長等は、採択された取組主体に係る都道府県事業実施計画書を承認するものとする。

(エ) 都道府県事業実施計画書について、補助金等交付要綱の別表に定める重要な変更を行う場合は、(ア)から(ウ)までの手続に準じて行うものとする。ただし、新たな取組主体が無い場合は、ポイント付けは不要とする。

(オ) 国は、事業実施計画書が提出される前に、ア並びにイの(ア)及び(イ)に準じて、本事業の要望を把握するものとする。

ウ 全国事業実施計画

(ア) 全国農業委員会ネットワーク機構は、別紙様式第4号により全国事業実施計画書を作成し、経営局長に提出するものとする。

(イ) 全国事業実施計画書について、補助金等交付要綱の別表に定める重要な変更を行う場合は、補助金等交付要綱第10の規定に基づく変更等承認申請書にこれを添付するものとする。

(ウ) 全国農業委員会ネットワーク機構は、事業実施に関する内規を作成し、経営局長の承認を得るものとする。これを変更する場合も同様とする。

(7) 事業実績の報告

ア 事業実績報告書

取組主体は、別紙様式第2号により事業実績報告書を作成し、事業完了の日から1箇月以内に、都道府県知事に提出するものとする。

イ 都道府県事業実績報告書

都道府県知事は、別紙様式第3号により都道府県事業実績報告書を作成し、補助事業の完了の日から3箇月以内に、地方農政局長等及び全国農業委員会ネットワーク機構に提出するものとする。地方農政局長及び内閣府沖縄総合事務局長は、これを速やかに経営局長に提出するものとする。

ウ 全国事業実績報告書

全国農業委員会ネットワーク機構は、別紙様式第4号により全国事業実績報告書を作成し、補助事業の完了年度の翌年度の7月末日までに、経営局長に提出するものとする。

(8) 事業効果の検証等

取組主体は、事業実施期間及び事業終了後において、研修受講者へのアンケート調査や就農状況調査等を行うことで、効果を検証するものとする。また、事業終了後も、研修修了者に対する継続的なフォローアップに努めるものとする。

(9) その他事業に関する留意事項

ア 本事業により実施する研修教育の受講者は、次の(ア)から(エ)までを満たすように努めること。また、取組主体は、これらの要件について、証拠資料の取得や面接等により、十分に確認すること。

(ア) 農業大学校等の学生等であって、人格に優れ、雇成型経営体等になる強い意欲とビジョンを有していること。

(イ) 当該学生が所属する学年又は専攻コースにおいて、最上位、それに準ずる優秀な成績を収めるなど日頃の学業に真摯に取り組んでいること。

(ウ) プロジェクト発表会等で受賞歴がある等日頃の授業以外の場面において際立った活動を行っていること。

(エ) 就農に向けた十分な資力があること。

イ 取組主体が自ら実施するよりも、第三者が実施した方が高い研修教育効果や効率が見込まれるなど合理的な理由がある場合は、取組主体以外の第三者に事業の一部を委託できるものとする。

ウ 事業の実施に当たっては、農業研修教育、職業訓練に知見を有する専門家等のほか、新規就農者を雇用している農業経営体、学生、就農希望者、新規就農者等から、研修のニーズ等について、意見を聞くよう努めること。

エ 取組主体は、第2の3の推進事業の実施に当たって、事業実施主体が行うマッチングや調査等に協力すること。また、本事業で構築した教育カリキュラムが他地域でも活用できるよう、国、事業実施主体等が実施する会議等に資料の提供や出席を行う等、必要な協力を行うこと。

オ 取組主体は、研修受講者が新規就農後の経営安定を図るため、農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく農業共済その他の農業関係の保険加入に資する内容を研修に含めるよう努めること。

カ 農業実習、スマート農業機械等の操作研修等を実施する場合には、スマート農業機械等による事故を防止する観点から、事前に農作業安全に関する講習を実施するなど研修受講者等の安全確保に配慮するものとする。

キ スマート農業機械等の購入に当たっては、複数の業者に見積を提出させること等により、事業費の低減に努めること。

ク 本事業により取得したスマート農業機械等の財産（以下この別記において「取得財産等」という。）は、動産総合保険に加入すること。また、施錠可能な場所での保管等により、適切に管理すること。

ケ 導入したスマート農業機械等については、効率的な利用を図る観点から、本事業の取組を実施しない時間帯や期間がある場合には、当該研修教育機関で実施している通常の農業研修教育に使用できるものとする。

コ 取得財産等については、補助金等交付要綱別記様式第10号の財産管理台帳を作成し、法定耐用年数が経過するまでの間、保管するものとする。

サ スマート農業機械等をリース導入する場合の留意点等は、以下のとおりとする。

（ア）リース期間は、法定耐用年数以内とする。

（イ）リースによる導入に対する助成額（以下この別記において「リース料助成額」という。）については、次の算式によるものとする。

「リース料助成額」＝「リース物件購入価格（税抜き）」

ただし、当該リース物件のリース期間を当該リース物件の耐用年数未満とする場合又はリース期間満了時に残存価格を設定する場合にあっては、そのリース料助成額については、それぞれ次の算式によるものとする。

さらに、当該リース物件に係るリース期間を当該リース物件の耐用年数未満とし、かつ、リース期間満了時に残存価格を設定する場合にあっては、そのリース料助成額については、それぞれ次の算式により算出した値のいずれか小さい方とする。

$$\text{「リース料助成額」} = \text{「リース物件購入価格（税抜き）」} \times \left(\frac{\text{「リース期間」}}{\text{「耐用年数」}} \right)$$
$$\text{「リース料助成額」} = \left(\text{「リース物件購入価格（税抜き）」} - \text{「残存価格」} \right)$$

2 地域の研修教育機関支援事業

（1）雇用型経営体育成プランの作成

1の（1）を準用する。ただし、研修受講者が取組主体の所在する都道府県以外で就農することが見込まれる場合には、当該取組主体（過去に輩出した研修修了生が認定新規就農者若しくは認定農業者となったことがある場合、又はこれと

と同等の能力があると国が特に認めた場合に限る。)が単独で事業を実施することができることとし、この場合、取組主体が雇用型経営体育成プランを作成することとする。

(2) 事業の実施体制

以下のような事業の実施体制の構築に努めること。

ア 本事業により、雇用型経営体等となるために必要な経営管理能力及びリーダーシップを習得させるため、短期大学や4年制大学等の教育機関、都道府県の農業部局や教育部局、農業法人の団体や経済団体等の産業界等と連携した研修教育を実施すること。

イ 農業研修教育や就農支援等に関わる外部有識者、先進的な農業経営者、効果的な教育サービス等を提供する民間事業者等と連携すること。

ウ 新規参入希望者に円滑に農地をあっせんできる体制とすること。

エ 成果目標の達成のため、研修修了者の売上げ等の向上や労働環境改善等を支える体制が確保されていること。

オ その他、別記4の第5に掲げる要件を満たすこと。

(3) 事業の内容

別記4の第7の1又は2の取組を行うものとする。ただし、2の取組は必ず行うこととする。また、本事業においては、別記4の第7の2の(2)のイによる貸付けは行うことができない。

(4) 成果目標

ア 目標年度及び成果目標

目標年度は、研修修了年度の翌年度の3年後とする。

成果目標は、次の(ア)及び(イ)のとおりとする。なお、育成する人材の数については、雇用型経営体を目指す49歳以下の者を1名以上とすること。

(ア) 雇用型経営体の場合

以下の①から③までを達成すること。

① 研修修了年度の翌年度からおおむね3年後までに、売上げ又は経営耕地面積が、耕種農業については売上げ3,000万円以上、畜種農業については売上げ5,000万円以上、稲作等の土地利用型農業については延べ耕作面積30ha以上となること。

② 研修修了年度の翌年度からおおむね3年後までに、常用雇用する従業員の数が2名以上となること。

③ 就農1年後に、認定農業者となるために必要となる市町村の農業基本構想(基盤強化法第6条第1項に規定する基本構想をいう。以下この別記において同じ。)における所得水準を達成すること。

(イ) 右腕人材の場合

右腕人材となる人数(1名以上)

イ 達成状況報告

1の(4)のイを準用する。ただし、取組主体が単独で事業を実施する場合は、以下のとおりとする。

(ア) 取組主体は、別紙様式第2号の第4により、事業実施年度の翌年度から研修修了年度の翌年度の3年後（目標年度）までの間における成果目標の達成状況について、各年度の翌年度の4月末日までに、地方農政局長等へ提出するものとする。

(イ) 地方農政局長等は、達成状況の改善・向上に向けて、取組主体に対し、助言・指導する。

目標年度の翌年度については、成果目標が達成されていない場合、地方農政局長等は取組主体に対して指導を行い、別紙様式第6号により改善計画書を提出させるものとする。

(5) 補助

補助対象経費は、別表2-1及び2-2に掲げる経費であって、本事業の対象として明確に区分でき、かつ証拠書類等から金額が確認できる経費とする。なお、別記3及び4の事業並びに新規就農者確保緊急円滑化対策実施要綱別記3の事業により現に補助を受け、又は受ける予定の地域における取組は、本事業の補助対象としない。また、取組主体が、自己資金若しくは他の助成によりスマート農業機械等の導入等を実施中又は既に終了しているものについては、本事業の補助対象としない。

国費要望額の上限は、1地区当たり7,000万円とする。

補助率は、定額とする。

(6) 事業実施計画の作成等

1の(6)を準用する。ただし、取組主体が単独で事業を実施する場合は、同ア及びイについては、以下のとおり読み替えるものとする。

(ア) 取組主体は、雇用型経営体育成プランの内容を踏まえ、別紙様式第2号により事業実施計画書を作成し、地方農政局長等に提出するものとする。

(イ) 事業実施計画書について、補助金等交付要綱の別表に定める重要な変更を行う場合は、(ア)の手続に準じて行うものとする。

(ウ) 地方農政局長等は、事業実施計画について、別表4によりポイント付けするものとする。その際、取組主体に対し、雇用型経営体育成プラン及び事業実施計画書等の内容及びその実現可能性を必要に応じてヒアリングした上で、当該ヒアリングの内容及びポイントを審査・精査し、取組主体についてポイントの高い順に予算の範囲内で採択するものとする。同ポイントの場合は、国費が少ない事業を優先的に採択するものとする。なお、ポイントは、採択後に変更することができない。また、審査の基礎となった事実と虚偽の記載があった又はポイントを取得するために実施能力を超える選択肢を選んだと認められる場合は、国は補助金の全部又は一部の返還を命じるものとする。

(エ) 地方農政局長等は、採択された取組主体に係る事業実施計画書を承認するものとする。

(オ) 国は、事業実施計画書が提出される前に、本事業の要望を把握するものとする。

(7) 事業実績の報告

1の(7)を準用する。ただし、取組主体が単独で事業を実施する場合には、同ア及びイについては、以下のとおり読み替えるものとする。

取組主体は、別紙様式第2号により事業実績報告書を作成し、事業完了の日から1箇月以内に、地方農政局長等及び全国農業委員会ネットワーク機構に提出するものとする。

(8) 事業効果の検証等

1の(8)を準用する。

(9) その他事業に関する留意事項

ア 本事業により実施する研修教育の受講者は、人格に優れ、雇成型経営体等になる強い意欲とビジョンを有していること。また、雇成型経営体等となるために役立つ社会人経験等を有しており、就農に向けた十分な資力がある者とするように努めること。取組主体は、これらのことについて、証拠資料の取得や面接等により、十分に確認すること。

イ 1の(9)のイからコまでを準用する。

ウ 上記に掲げる以外の事項は、別記4によるものとする。ただし、都道府県が取組主体となる場合及び第5の2の(1)のただし書の場合には、別記4の第5の1の誘致体制の構築、同2のスマート農業導入就農型新規就農者参入促進計画の策定を不要とする。なお、スマート農業就農希望者が新たに就農するための農地が目標地図(基盤強化法第19条第3項の地図をいう。以下この別記において同じ。)に目標年度までに位置付けられることが確実であることとする。

3 推進事業

(1) 事業実施主体は、取組主体に対する補助金の交付業務のほか、第2の1及び2の事業に関連する以下の事業を行うこととする。

ア マッチング事業

関係機関等と連携した協議体等を介するなどして、研修受講希望者や研修教育機関等からの相談を受け、研修受講候補者を研修教育機関等に対してあわせることにより、研修受講予定者と研修実施機関とのマッチングを行うものとする。あわせて、研修教育機関の情報をポータルサイト(新規就農者育成総合対策実施要綱(令和4年3月29日付け3経営第3142号農林水産事務次官依命通知)別記5の第3の2の(1)のオの「新規就農支援ポータルサイト」をいう。以下この別記において同じ。)及び就農相談等全国データベース(新規就農者確保緊急対策実施要綱(令和3年12月20日付け3経営第1996号農林水産事務次官依命通知)別記4の第4の2の(1)のデータベースをいう。以下この別記において同じ。)に登録するものとする。ただし、取組主体が自ら受講候補者を募集・選定する場合は、そちらを優先することとする。

イ 調査事業

研修教育機関による雇成型経営体等を輩出する取組をおおむね各地方農政局等ブロックにつき1件以上調査し、成功要因を分析した上で、報告書として取

りまとめ、経営局長に報告するものとする。調査対象とする取組は、地域や品目に偏りがないよう選定するものとする。

ウ 発信事業

第2の1又は2の事業により実施した取組並びにイにより収集した取組の内容及び成果について、ポータルサイトに順次掲載するとともに、冊子等にして関係機関や農業法人等に広く配布することにより、全国へモデルの横展開を図るものとする。

エ 指導力強化等事業

研修教育機関の指導者である教員や農業経営者等の指導力強化等のため、スマート農業技術の基礎知識や経営効果、データの取得・分析・活用に加え、スマート農業技術の効果を最大限に発揮する生産方式の導入など、スマート農業を体系的に学習できるオンライン教材を作成するものとする。また、スマート農業を直接体験できる研修を全国各地で実施するものとする。

(2) 補助対象経費

本事業の補助対象経費は、別表3に掲げる経費であって、本事業の対象として明確に区分でき、かつ証拠書類等から金額が確認できる経費とする。

なお、国又は地方公共団体から現に補助を受け、又は受ける予定がある取組については、本事業の補助対象としない。

(3) 補助率

定額とする。

(4) 事業実施計画の作成等

ア 事業実施主体は、別紙様式第7号により事業実施計画書を作成し、補助金等交付要綱第4の1の規定による交付申請時に添付するものとする。

イ また、事業実施計画書について、補助金等交付要綱の別表に定める重要な変更を行う場合は、事業実施計画の承認の手續に準じて行うものとする。

(5) 事業実績の報告等

ア 事業実施主体は、別紙様式第7号により事業実績報告書を作成し、事業完了の日から1箇月が経過した日又は該当事業年度の翌年度の4月末日までのいずれか早い日までに、経営局長に報告するものとする。

イ また、事業実績報告書の提出後も経営局長が必要と認める場合には、事業実施主体に対し、随時報告を求めることができるものとする。

(6) 留意事項

(1) のアの事業を行うに当たっては、以下のとおり、支援情報の共有を図ることとする。

ア 事業実施主体は、研修受講希望者、研修受講候補者及び研修教育機関の情報を集約し、必要に応じて本事業に関わる関係機関の間で当該情報を共有するものとする。

イ 当該情報の取扱いについては、別紙様式第8号のとおりとする。

(7) 成果物等の帰属

(1) のエの事業により作成した成果物（動画等）やデータ等の知的財産権

は、事業実施主体に帰属するものとする。ただし、事業実施主体は、農林水産省又は農林水産省が指定する者に対しては、無償使用を許可するものとする。

なお、事業実施期間中及び事業実施期間終了後5年間において、本事業により得られた知的財産権の全部又は一部の譲渡を行おうとする場合は、事前に農林水産省と協議して承諾を得るものとする。

第6 その他

- 1 事業を適切に執行するため、都道府県知事又は地方農政局長等は、必要に応じて以下の措置を講ずるものとする。
 - (1) 都道府県知事（第5の2の（1）のただし書の場合は地方農政局長等）は、本事業により導入したスマート農業機械等について、法定耐用年数を経過するまでの間、適切に管理されているか確認するため、必要に応じ、取組主体から報告又は資料の提出を求め、取組主体に対し、適切な指導を行うものとする。
 - (2) 地方農政局長等は、必要に応じ、都道府県知事又は取組主体（第5の2の（1）のただし書の場合は取組主体のみ）に対し、報告又は資料の提出を求め、必要に応じて、指導及び助言を行うものとする。
- 2 取組主体は、予定の期間内に事業が完了しない場合、事業の遂行が困難となった場合又は本事業により導入したスマート農業機械等の法定耐用年数が残存する間に当該機械の農業研修教育の用途での使用が困難となった場合は、その旨を速やかに都道府県知事（第5の2の（1）のただし書の場合は地方農政局長等）に報告するものとする。
- 3 2により取組主体から報告を受けた都道府県知事は、当該報告の内容について遅滞なく地方農政局長等に報告し、その指示を受けるものとする。
- 4 取組主体は、本事業による整備等をしたスマート農業用施設等について、法定耐用年数が経過するまでの間において、農業研修の用途での使用が困難になり、補助目的に従った利用ができなくなった場合には、国は、「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準について」（平成20年5月23日20経第385号農林水産省大臣官房経理課長通知）に基づき、財産処分により生じる収益の国庫納付等を命じることとする。

第7 環境負荷低減に向けた取組の実施

第4の1及び2の取組主体は、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号。以下この別記において「みどりの食料システム法」という。）に基づく、環境負荷低減事業活動の促進及びその基盤の確立に関する基本的な方針（令和4年農林水産省告示第1412号。以下この別記において「基本方針」という。）等に基づき環境負荷の低減に取り組むものとし、その具体的な取組内容は別添のとおりとする。

(別表 1)

補助対象経費

第5の1関係

区 分	内 容
謝 金	<p>事業を実施するために必要となる専門知識の提供、外部講師による講義の実施、資料整理、事務補助、資料収集等の協力者に対し支払う、謝礼に要する経費。</p> <p>謝金の単価については、業務の内容に応じた常識の範囲を超えない妥当な根拠に基づき設定すること。</p> <p>なお、設定された単価が妥当であるかを精査するため、謝金の単価の設定根拠となる資料を申請の際に添付するものとする。</p> <p>また、取組主体又は取組主体である協議会の構成員組織に属する者、臨時に雇用した者等（以下この別記において「取組主体等」という。）に対しては、謝金を支払うことはできない。</p>
旅 費	<p>事業を実施するために必要な研修実施、資料収集、各種調査、打合せ、外部有識者の招聘等に要する経費。取組主体等に旅費の支給に関する規程等がある場合は、当該規程によることができるものとするが、農業教育機関の学生や研修受講生に対する旅費は交通費、宿泊費等の実費とする。</p>
賃 金	<p>事業を実施するために必要となる研修実施、資料整理、事務補助、資料収集等の業務のために臨時に雇用した者に対し支払う、実働に応じた対価。雇用に伴う社会保険料等の事業主負担分などについては、「賃金」としてではなく、後述する「その他」の区分により申請すること。</p> <p>賃金単価については、取組主体等の賃金支給規則や法令の規定等によるなど、業務の内容に応じた常識の範囲を超えない妥当な根拠に基づき設定すること。</p> <p>また、当該賃金支給規則による場合であっても、労働の対価として労働時間に応じて支払う経費以外の経費（賞与、住宅手当、退職給付金引当金等）については、除外して申請すること。</p> <p>設定された単価等が妥当であるかを精査するため、賃金支給規則、辞令等の根拠となる資料を申請の際に添付すること。</p> <p>賃金については、事業の実施により新たに発生する業務について支払いの対象とし、当該事業の実施に直接関係のない当該団体の既存の業務に対する支払いはできない。</p> <p>また、取組主体は、当該事業に直接従事した従事時間と作業内容を証明しなければならない。</p>
会計年度任用職員給与等	<p>地方公共団体において会計年度任用職員に任用された職員を事業に従事させる場合については、地方公共団体が定める会計年度任用職員の給与に関する条例等の規定に基づき、給与及び手当について、本事業への従事割合に応じて助成対象とすることができる。</p> <p>この場合、給与等の額が妥当であるかを精査するため、給与等に関する条例、勤務条件通知書等の根拠となる資料を申請の際に添付するとともに、会計年度任用職員の本事業への従事割合及び従事内容を証明しなければならない。</p>

専門員等設置費	<p>事業を実施するために必要となる企画、運営、各種調査、分析、相談、システム開発等専門技術・知識を要する業務を行うための専門員、コンサルタント、システムエンジニア等を新たに雇用した場合の経費。</p> <p>専門員等設置費の単価については、取組主体の支給規則等によるなど、業務の内容に応じた常識の範囲を超えない妥当な根拠に基づき設定すること。</p> <p>なお、設定された単価が妥当であるかを精査するため、上記の支給規則等の根拠となる資料を申請の際に添付するものとする。</p> <p>専門員等設置費は、事業の実施により新たに発生する業務について支払いの対象とし、当該事業の実施に直接関係のない当該団体の既存の業務に対する支払いはできない。</p> <p>また、取組主体は、当該事業に直接従事した従事時間と作業内容を証明しなければならない。</p>
技能者給	<p>事業を実施するために必要となる専門的知識、技能を要する業務に対し支払う、実働に応じた対価。</p> <p>技能者給の単価については、事業に直接従事する者に係る基本給、諸手当（時間外手当等は除く。）、賞与及び法定福利費を合わせた年間総支給額を、就業規則で定められた年間総就労時間で除した額とする（算定に当たっては、退職給付金引当金に要する経費は除く。）。なお、設定された単価が妥当であるかを精査するため、単価の設定根拠となる資料を申請の際に添付するものとする。</p> <p>また、事業実施主体は、「作業日誌」等を作成し、当該専門的知識、技能を要する業務に直接従事した者の従業時間及び作業内容を証明しなければならない。</p>
スマート農業機械・設備導入費	<p>事業を実施するために必要となる取得価格が50万円以上の研修用のスマート農業機械等の購入・リースに必要な経費（これらの据付等にかかる経費も含む。）。</p>
備品費	<p>事業を実施するために直接必要となる取得単価が5万円以上50万円未満の機器、装置、物品等の購入に必要な経費（これらの据付等にかかる経費も含む。）。</p> <p>スマート農業機械・設備を除く。</p>
消耗品費	<p>事業を実施するために必要となる取得価格が5万円未満の消耗品、消耗器材、薬品類、原材料、生産資材、各種事務用品等の調達に必要な費用。</p>
印刷製本費	<p>事業を実施するために必要となる文書、研修資料、会議資料等の印刷製本の経費。</p>
通信運搬費	<p>事業を実施するため追加的に必要となる電話・インターネット等の通信料、郵便料、諸物品の運賃等の経費（通常の団体運営に伴って発生する経費は除く。）。</p>
使用料及び賃借料	<p>事業を実施するため追加的に必要となる研修・教育コンテンツやサービスの使用料、パソコン、教育機材、研修用機械・設備、移動用バス等事業用機械器具、研修ほ場等の借料及び損料（通常の団体等の運営に伴って発生する経費は除く。）。</p>
役務費	<p>取組主体が直接実施することが困難である役務（ホームページ作成、翻訳、分析等）を他の事業者等に依頼するために必要な経費。</p>
委託費	<p>事業の交付目的たる事業の一部分（研修・教育コンテンツ等の成果物の作成、データ解析、研修カリキュラムの実施等）を他の事業者等に委託するために必要な経費。</p>
その他	<p>事業を実施するために必要な広告費、文献等購入費、複写費、会場借料、収入印紙代、社会保険料等の事業者負担分、傷害・賠償保険加入費など他の費目に該当しない経費。</p>

(注) 1 補助事業等に直接従事する者の人件費の額の算定方法及び人件費の額の算定根拠となる従事日数等に係

- る証拠書類の整備等については、上記助成対象経費の欄に掲げる内容のほか、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」（平成22年9月27日付け22経第960号農林水産省大臣官房経理課長通知）に示す方法に従うものとする。
- 2 謝金の額については、原則として申請の際に設定した単価を用いることとし、その後変更はできないものとする。

(別表2-1)

第5の2の事業で行うこととしている別記4の第7の1の事業を実施するために直接必要となる補助対象経費の使途基準

区 分	内 容
謝 金	<p>事業を実施するために必要となる専門知識の提供、資料整理、事務補助、資料収集等の協力者に対し支払う、謝礼に要する経費。</p> <p>謝金の単価については、業務の内容に応じた常識の範囲を超えない妥当な根拠に基づき設定すること。</p> <p>なお、設定された単価が妥当であるかを精査するため、謝金の単価の設定根拠となる資料を申請の際に添付するものとする。</p> <p>また、取組主体等に対しては、謝金を支払うことはできない。</p>
旅 費	<p>事業を実施するために必要な資料収集、各種調査、打合せ、外部有識者の招聘等に要する経費。取組主体等に旅費の支給に関する規程等がある場合は、当該規程によることができるものとする。</p>
賃 金	<p>事業を実施するために必要となる資料整理、事務補助、資料収集等の業務のために臨時に雇用した者に対し支払う、実働に応じた対価。雇用に伴う社会保険料等の事業主負担分などについては、「賃金」としてではなく、後述する「その他」の区分により申請すること。</p> <p>賃金単価については、取組主体等の賃金支給規則や法令の規定等によるなど、業務の内容に応じた常識の範囲を超えない妥当な根拠に基づき設定すること。</p> <p>また、当該賃金支給規則による場合であっても、労働の対価として労働時間に応じて支払う経費以外の経費（賞与、住宅手当、退職給付金引当金等）については、除外して申請すること。</p> <p>設定された単価等が妥当であるかを精査するため、賃金支給規則、辞令等の根拠となる資料を申請の際に添付すること。</p> <p>賃金については、事業の実施により新たに発生する業務について支払いの対象とし、当該事業の実施に直接関係のない当該団体の既存の業務に対する支払いはできない。</p> <p>地方公共団体の職員（会計年度任用職員を除く。）及び農業協同組合の正職員に支払う賃金は、補助対象経費としない。</p> <p>また、取組主体は、当該事業に直接従事した従事時間と作業内容を証明しなければならない。</p>
会計年度任用職員給与等	<p>地方公共団体において会計年度任用職員に任用された職員を事業に従事させる場合については、地方公共団体が定める会計年度任用職員の給与に関する条例等の規定に基づき、給与及び手当について、本事業への従事割合に応じて助成対象とすることができる。</p> <p>この場合、給与等の額が妥当であるかを精査するため、給与等に関する条例、勤務条件通知書等の根拠となる資料を申請の際に添付するとともに、会計年度任用職員の本事業への従事割合及び従事内容を証明しなければならない。</p>
備品費	<p>事業を実施するために直接必要となる取得単価が5万円以上50万円未満の機器、装置、物品等の購入に必要な経費（これらの据付等にかかる経費も含む。）。</p> <p>スマート農業機械・設備を除く。</p>
消耗品費	<p>事業を実施するために必要となる取得価格が5万円未満の消耗品、消耗器材、薬品類、原材料、生産資材、各種事務用品等の調達に必要な費用。</p>
印刷製本費	<p>事業を実施するために必要となる文書、研修資料、会議資料等の印刷製本の経費。</p>

通信運搬費	事業を実施するため追加的に必要となる電話・インターネット等の通信料、郵便料、諸物品の運賃等の経費（通常の団体運営に伴って発生する経費は除く。）。
使用料及び賃借料	事業を実施するため追加的に必要となる研修・教育コンテンツやサービスの使用料、パソコン、教育機材、移動用バス等事業用機械器具（通常の団体等の運営に伴って発生する経費は除く。）。
役員費	取組主体が直接実施することが困難である役員（ホームページ作成、翻訳、分析等）を他の事業者等に依頼するために必要な経費。
委託費	事業の交付目的たる事業の一部分（研修・教育・PRコンテンツ等の作成等）を他の事業者等に委託するために必要な経費。
研修受講者育成費	雇用型経営体の候補者となる研修受講者の育成経費（最大3,000千円／年・名）、右腕人材の候補者となる研修受講者の育成経費（最大1,200千円／年・名 ※雇用型経営体の候補者となる研修受講者に2を乗じた人数分を上限とする）。当該経費を計上する取組主体は、研修受講者を雇用することとする。雇用就農資金（雇用就農資金等実施要綱（令和7年3月31日付け6経営第2412号農林水産事務次官依命通知）別記1の第2の1から3に基づく事業）との重複受給を不可とする。
その他	事業を実施するために必要な広告費、文献等購入費、複写費、会場借料、収入印紙代、社会保険料等の事業者負担分、傷害・賠償保険加入費など他の費目に該当しない経費。

- (注) 1 補助事業等に直接従事する者の人件費の額の算定方法及び人件費の算定根拠となる従事日数等に係る証拠書類の整備等については、上記助成対象経費の欄に掲げる内容のほか、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」に示す方法に従うものとする。
- 2 謝金の額については、原則として申請の際に設定した単価を用いることとし、その後変更はできないものとする。

(別表 2 - 2)

第5の2の事業で行うこととしている別記4の第7の2の事業を実施するために直接必要となる補助対象経費の使途基準

費目	内容
スマート農業機械 ・設備導入費	事業を実施するために直接必要となる取得単価が50万円以上のスマート農業機械・設備の購入に要する経費 注：これらの据付等にかかる経費を含む。 注：リース又はレンタルによる導入は不可。 注：スマート農業技術が組み込まれているものに限る。
農業用施設整備費	事業を実施するために直接必要となる農業用施設の新設、改良、リノベーション、撤去に要する以下の経費 1 工事費 2 実施設計費（設計は同一年度内に工事を行う場合に限る。） 注：リノベーションは、気密性や保湿性の向上等機能強化に要する改修等に限る。 注：スマート農業技術が組み込まれているものに限る。

(別表3)

第5の3に関する経費

区 分	内 容
謝 金	<p>事業を実施するために必要となる専門知識の提供、外部講師による講義の実施、資料整理、事務補助、資料収集等の協力者に対し支払う、謝礼に要する経費。</p> <p>謝金の単価については、業務の内容に応じた常識の範囲を超えない妥当な根拠に基づき設定すること。</p> <p>なお、設定された単価が妥当であるかを精査するため、謝金の単価の設定根拠となる資料を申請の際に添付するものとする。</p> <p>また、取組主体等に対しては、謝金を支払うことはできない。</p>
旅 費	<p>事業を実施するために必要な研修実施、資料収集、各種調査、打合せ、外部有識者の招聘等に要する経費。取組主体等に旅費の支給に関する規程等がある場合は、当該規程によることができるものとするが、農業教育機関の学生や研修受講生に対する旅費は交通費、宿泊費等の実費とする。</p>
賃 金	<p>事業を実施するために必要となる研修実施、資料整理、事務補助、資料収集等の業務のために臨時に雇用した者に対し支払う、実働に応じた対価。雇用に伴う社会保険料等の事業主負担分などについては、「賃金」としてではなく、後述する「その他」の区分により申請すること。</p> <p>賃金単価については、取組主体等の賃金支給規則や法令の規定等によるなど、業務の内容に応じた常識の範囲を超えない妥当な根拠に基づき設定すること。</p> <p>また、当該賃金支給規則による場合であっても、労働の対価として労働時間に応じて支払う経費以外の経費（賞与、住宅手当、退職給付金引当金等）については、除外して申請すること。</p> <p>設定された単価等が妥当であるかを精査するため、賃金支給規則、辞令等の根拠となる資料を申請の際に添付すること。</p> <p>賃金については、事業の実施により新たに発生する業務について支払いの対象とし、当該事業の実施に直接関係のない当該団体の既存の業務に対する支払いはできない。</p> <p>また、取組主体は、当該事業に直接従事した従事時間と作業内容を証明しなければならない。</p>
会計年度任用職員給与等	<p>地方公共団体において会計年度任用職員に任用された職員を事業に従事させる場合については、地方公共団体が定める会計年度任用職員の給与に関する条例等の規定に基づき、給与及び手当について、本事業への従事割合に応じて助成対象とすることができる。</p> <p>この場合、給与等の額が妥当であるかを精査するため、給与等に関する条例、勤務条件通知書等の根拠となる資料を申請の際に添付するとともに、会計年度任用職員の本事業への従事割合及び従事内容を証明しなければならない。</p>

専門員等設置費	<p>事業を実施するために必要となる企画、運営、各種調査、分析、相談、システム開発等専門技術・知識を要する業務を行うための専門員、コンサルタント、システムエンジニア等を新たに雇用した場合の経費。</p> <p>専門員等設置費の単価については、取組主体の支給規則等によるなど、業務の内容に応じた常識の範囲を超えない妥当な根拠に基づき設定すること。</p> <p>なお、設定された単価が妥当であるかを精査するため、上記の支給規則等の根拠となる資料を申請の際に添付するものとする。</p> <p>専門員等設置費は、事業の実施により新たに発生する業務について支払いの対象とし、当該事業の実施に直接関係のない当該団体の既存の業務に対する支払いはできない。</p> <p>また、取組主体は、当該事業に直接従事した従事時間と作業内容を証明しなければならない。</p>
技能者給	<p>事業を実施するために必要となる専門的知識、技能を要する業務に対し支払う、実働に応じた対価。</p> <p>技能者給の単価については、事業に直接従事する者に係る基本給、諸手当（時間外手当等は除く。）、賞与及び法定福利費を合わせた年間総支給額を、就業規則で定められた年間総就労時間で除した額とする（算定に当たっては、退職給付金引当金に要する経費は除く。）。なお、設定された単価が妥当であるかを精査するため、単価の設定根拠となる資料を申請の際に添付するものとする。</p> <p>また、事業実施主体は、「作業日誌」等を作成し、当該専門的知識、技能を要する業務に直接従事した者の従業時間及び作業内容を証明しなければならない。</p>
備品費	<p>事業を実施するために直接必要となる取得単価が5万円以上50万円未満の機器、装置、物品等の購入に必要な経費（これらの据付等にかかる経費も含む。）。 スマート農業機械・設備を除く。</p>
消耗品費	<p>事業を実施するために必要となる取得価格が5万円未満の消耗品、消耗器材、薬品類、原材料、生産資材、各種事務用品等の調達に必要な費用。</p>
印刷製本費	<p>事業を実施するために必要となる文書、研修資料、会議資料等の印刷製本の経費。</p>
通信運搬費	<p>事業を実施するため追加的に必要となる電話・インターネット等の通信料、郵便料、諸物品の運賃等の経費（通常の団体運営に伴って発生する経費は除く。）。</p>
使用料及び賃借料	<p>事業を実施するため追加的に必要となる研修・教育コンテンツやサービスの使用料、パソコン、教育機材、研修用機械・設備、移動用バス等事業用機械器具、研修ほ場等の借料及び損料（通常の団体等の運営に伴って発生する経費は除く。）。</p>
役務費	<p>取組主体が直接実施することが困難である役務（ホームページ作成、翻訳、分析等）を他の事業者等に依頼するために必要な経費。</p>
委託費	<p>事業の交付目的たる事業（研修・教育コンテンツ等の成果物の作成、データ解析、研修の実施等）を他の事業者等に委託するために必要な経費。</p>
その他	<p>事業を実施するために必要な広告費、文献等購入費、複写費、会場借料、収入印紙代、社会保険料等の事業者負担分、傷害・賠償保険加入費など他の費目に該当しない経費。</p>

(注) 1 補助事業等に直接従事する者の人件費の額の算定方法及び人件費の額の算定根拠となる従事日数等に係る証拠書類の整備等については、上記助成対象経費の欄に掲げる内容のほか、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」に示す方法に従うものとする。

- 2 謝金の額については、原則として申請の際に設定した単価を用いることとし、その後変更はできないものとする。

(別表4)

ポイント表

第5の1及び第5の2関係

1. 課題の把握と解決策の提示

① 地域農業及び担い手についての課題の把握	
ア 課題を的確に把握できている。	6
イ 課題をおおむね把握できている。	4
ウ <u>課題を把握できていない。</u>	不採択
② 課題の解決策の提示	
ア 課題を解決するために、雇用型経営体等の育成・輩出が不可欠であることについて、事実に基づいて解決策を提示できている。	6
イ 課題を解決するために、雇用型経営体等の育成・輩出が不可欠である点について、的確に論理展開できているが、事実による裏付けが弱い。	4
ウ 課題を解決するために、雇用型経営体等の育成・輩出が不可欠である点について、おおむね論理展開できているが、一部、的確性を欠く点がある。	2
エ <u>課題を解決するために、雇用型経営体等の育成・輩出が不可欠であることについて、解決策を提示できていない。</u>	不採択

2. 研修実施機関の実績

① 新規就農者を育成する研修の通算実施年数 (※注：これから農業者になろうとする者であり、既に就農した者の学び直しを含まない。)	
ア 20年以上	10
イ 15年以上20年未満	8
ウ 10年以上15年未満	6
エ 5年以上10年未満	4
オ 5年未満	2
カ 実施したことがない	0
② ①の研修における修了者数(1年間の平均値) (※例：通算実施年数が17年4ヶ月、研修修了者の総数が1,030名 →1年間の平均値は、1,030名÷17年(1年未満切捨て)＝60名(1名未満切捨て))	
ア 50名以上	7
イ 40名以上50名未満	6
ウ 30名以上40名未満	5
エ 20名以上30名未満	4
オ 10名以上20名未満	3
カ 5名以上10名未満	2
キ 5名未満	1
ク 修了者がいない	0
③ ②のうち新規就農した者の割合(1年間の平均値) (※注：新規就農とは、i 新規参入(土地や資金を独自に調達し、新たに農業経営を開始)、ii 新規自営就農(個人経営体の世帯員として、新たに就農)、iii 新規雇用就農(法人等に雇用されて、新たに就農)、iv 法人として参入(自ら法人等を設立して、新たに農業経営を開始)の全てを含む。) (※例：研修修了者1,030名÷新規就農者930名＝90%(小数点以下切捨て))	
ア 100%	22
イ 95%以上100%未満	20
ウ 90%以上95%未満	18

エ 85%以上90%未満	16
オ 80%以上85%未満	14
カ 75%以上80%未満	12
キ 70%以上75%未満	10
ク 65%以上70%未満	8
ケ 60%以上65%未満	6
コ 55%以上60%未満	4
サ 50%以上55%未満	2
シ 50%未満	不採択
ス ②において修了者がいない。	0
④ ③の新規就農者のうち、研修修了時からおおむね3年以内に、常用雇用者を2名以上雇 い入れた者の割合	
ア 100%	10
イ 75%以上100%未満	8
ウ 50%以上75%未満	6
エ 25%以上50%未満	4
オ 25%未満（カを除く。）	2
カ 1名もいない	0
キ ②において修了者がいない	0
⑤ ③の新規就農者のうち、研修修了時からおおむね1年以内に、認定農業者（認定新規就 農者（基盤強化法第14条の5第1項に規定する認定就農者をいう。以下この別記において 同じ。）を除く。）になった者の割合	
ア 100%	10
イ 75%以上100%未満	8
ウ 50%以上75%未満	6
エ 25%以上50%未満	4
オ 25%未満（カを除く。）	2
カ 1名もいない	0
キ ②において修了者がいない	0
⑥ ③の新規就農者のうち、右腕人材の割合	
ア 100%	10
イ 75%以上100%未満	8
ウ 50%以上75%未満	6
エ 25%以上50%未満	4
オ 25%未満（カを除く。）	2
カ 1名もいない	0
キ ②において修了者がいない	0

3. 受講対象者の選定

① 受講予定者の数	
ア 10名以上	6
イ 8名以上10名未満	5
ウ 6名以上8名未満	4
エ 4名以上6名未満	3
オ 2名以上4名未満	2
カ 1名	1
キ 決まっていない	0
（※注：本事業の目的は、雇用型経営体となる人材、雇用型経営体を支える従業員等を輩 出する点にあることから、単に受講予定者を増やすのではなく、そのような素質のあ る人材に厳選すること。）	

<p>② 受講予定者が地域の雇用型経営体又はそれらを支える右腕人材になる素質があること。 (※注：受講予定者が複数いる場合、その過半について当てはまる場合に該当する項目のポイントを加算することができる。) (※注：複数に当てはまる場合は、全てを合算することができる。)</p> <p>ア 農業大学の在学学生、その出身者である等、基礎的な農業技術を身につけている。</p> <p>イ 農業大学の在学学生又はその出身者である場合、当該学生が所属し又はしていた学年又は専攻コースにおいて、最上位又はそれに準ずる成績を収めている又は収めていた。</p> <p>ウ 農業大学の在学学生又はその出身者である場合、プロジェクト発表会等で受賞歴がある。</p> <p>エ 農業関連産業又はそれ以外の産業分野において、経営者となった経験がある。</p> <p>オ 雇用型経営体となる場合、新規参入のために必要な十分な資力がある。(※十分な資力がない者に対しては、雇用型経営体を支える従業員等になるよう誘導する必要。雇用型経営体となることにこだわる場合、当該者に受講を控えてもらう必要があることに留意すること。)</p>	<p>10</p> <p>10</p> <p>10</p> <p>10</p> <p>10</p> <p>10</p>
<p>③ 受講予定者の年齢</p> <p>ア 49歳以下の者が100%</p> <p>イ 49歳以下の者が50%以上、100%未満</p> <p>ウ 49歳以下の者が50%未満(エを除く。)</p> <p>エ 49歳以下の者がいない・決まっていない</p>	<p>20</p> <p>10</p> <p>5</p> <p>不採択</p>

4. 取組体制

<p>① 雇用型経営体等を確実に輩出できる研修内容を検討し、当該研修を実施するため、以下の関係機関と連携を図っていること。 (※注：連携を図る機関を全て選択し、ポイントを全て加算すること。)</p> <p>ア 短期大学又は4年制大学</p> <p>イ 都道府県の農業部局又は教育部局</p> <p>ウ 農業法人又はその団体</p> <p>エ 経済団体等の産業界</p> <p>オ 研修実施機関が農業大学校又は専門職短期大学の場合は農業高校、農業高校の場合には農業大学校又は専門職短期大学</p> <p>カ 農業教育の外部有識者</p> <p>キ 就農支援の外部有識者</p> <p>ク 先進的な農業経営者</p> <p>ケ 効果的な教育サービスを提供する民間事業者</p> <p>コ その他【具体的に記載： 】</p>	<p>2</p> <p>2</p> <p>2</p> <p>2</p> <p>2</p> <p>2</p> <p>2</p> <p>2</p> <p>2</p> <p>2</p>
<p>② 各関係機関と連携する意義</p> <p>ア 全ての機関について役割分担と実施内容が詳細に明らかにされている。</p> <p>イ 全ての機関について役割分担と実施内容が概ね詳細に明らかにされている。</p> <p>ウ 全ての機関について役割分担と実施内容が明らかでない。</p>	<p>5</p> <p>1</p> <p>不採択</p>
<p>③ 研修修了後の新規参入を支援するため、農業経営、農地確保、農業用施設・機械確保、資金調達、生活安定、技術習得及び販路確保の7分野について、担当機関・部署が決まっており、かつ、支援実績がある。</p> <p>ア 7分野全てについて当てはまる。</p> <p>イ 6分野について当てはまる。</p> <p>ウ 5分野について当てはまる。</p> <p>エ 当てはまらない分野が3つ以上ある。</p>	<p>10</p> <p>5</p> <p>0</p> <p>不採択</p>
<p>④ 研修修了者向けに農地をあっせんできること。 (※注：用意している農地について、あっせんを受ける者にその利用状況等の現況や営農</p>	

<p>条件等を説明する資料、ア又はイのことが分かる目標地図を添付すること。）</p> <p>ア 地域計画の区域内に賃借権等の権利を取得できる農地があらかじめ見込まれている。</p> <p>イ 当該研修修了者が権利取得する農地が目標地図に位置付けられ又は位置付けられる見込みである。</p> <p>ウ 地域計画が策定されていない。</p>	<p>5</p> <p>5</p> <p>不採択</p>
<p>⑤ 成果目標の達成のために、継続的に、売上げ等の向上や労働環境改善等に取り組むための研修・支援体制が確保されていること。 (※注：研修内容がわかる資料を添付すること。)</p> <p>ア 現役農業者向けに、経営管理能力及びリーダーシップを向上させるための高度な研修を既に実施している。</p> <p>イ 現役農業者向けに、経営管理能力又はリーダーシップのいずれか一方を向上させるための高度な研修を既に実施している。</p> <p>ウ 現役農業者向けにそうした研修を実施する予定である。</p> <p>エ 実施する予定はない。</p>	<p>10</p> <p>5</p> <p>2</p> <p>不採択</p>
<p>⑥ 研修修了者が生産した農畜産物等を買取るなど、就農後の経営の安定に資する取組が行われる予定である。</p> <p>ア はい</p> <p>イ いいえ</p>	<p>10</p> <p>0</p>
<p>⑦ 研修農地が地域計画に位置付けられている。</p> <p>ア はい</p> <p>イ いいえ (位置付けられていない又は農地でない)</p>	<p>5</p> <p>0</p>

5. 研修形態及び内容

<p>① 研修実施機関が、都道府県認定研修機関（新規就農者育成総合対策別記3の第7の2の(1)のアの(エ)に規定する研修機関をいう。）である。</p> <p>ア はい</p> <p>イ いいえ</p>	<p>5</p> <p>0</p>
<p>② 常用労働者を雇い入れる農業経営者として必要である、経営管理能力を十分に身につけるための研修を実施する予定である。 (注：本事業における経営管理能力とは、経営の日常的な管理行動を規律する能力であり、生産管理、労務管理、財務管理、販売管理、顧客管理等を適時・適切に行うことができる能力を指す。)</p> <p>ア はい</p> <p>イ いいえ</p>	<p>10</p> <p>不採択</p>
<p>③ 常用労働者を雇い入れる農業経営者として必要である、リーダーシップを十分に身につけるための研修を実施する予定である。</p> <p>ア 研修の内容が全て具体的に計画されている。</p> <p>イ 研修の内容がおおむね具体的に計画されている。</p> <p>ウ 研修の内容が具体的に計画されていない。</p>	<p>10</p> <p>5</p> <p>不採択</p>
<p>④ 受け手不在農地の解消に資する土地利用型農業の人材育成に取り組む。</p> <p>ア 取り組む</p> <p>イ 取り組まない</p>	<p>20</p> <p>0</p>

6. 目標

<p>① 育成対象者のうち、「雇用型経営体」：「右腕人材」を目指させる者の比率</p> <p>ア 雇用型経営体が100%</p> <p>イ 雇用型経営体が80%以上100%未満</p>	<p>20</p> <p>8</p>
--	--------------------

ウ 雇用型経営体が60%以上80%未満	6
エ 雇用型経営体が50%以上60%未満	4
② 研修修了者のうち雇用型経営体となろうとする者が、研修修了時からおおむね3年以内に雇用する予定の常用労働者の目標数 (注：各雇用型経営体の平均値による。)	
ア 5名以上	10
イ 4名	8
ウ 3名	6
エ 2名	4
③ 目標とする売上げ又は延べ耕作面積 (※注：耕種（稲作除く。）、畜種、稲作等の土地利用型農業から2つ以上に取り組む場合には、最も高いもので審査することとする。)	
○耕種（稲作除く。）	
ア 売上げ1億円以上	16
イ 売上げ9,000万円以上1億円未満	14
ウ 売上げ8,000万円以上9,000万円未満	12
エ 売上げ7,000万円以上8,000万円未満	10
オ 売上げ6,000万円以上7,000万円未満	8
カ 売上げ5,000万円以上6,000万円未満	6
キ 売上げ4,000万円以上5,000万円未満	4
ク 売上げ3,000万円以上4,000万円未満	2
ケ 売上げ3,000万円未満	不採択
○畜種	
ア 売上げ1億2,000万円以上	16
イ 売上げ1億1,000万円以上1億2,000万円未満	14
ウ 売上げ1億円以上1億1,000万円未満	12
エ 売上げ9,000万円以上1億円未満	10
オ 売上げ8,000万円以上9,000万円未満	8
カ 売上げ7,000万円以上8,000万円未満	6
キ 売上げ6,000万円以上7,000万円未満	4
ク 売上げ5,000万円以上6,000万円未満	2
ケ 売上げ5,000万円未満	不採択
○稲作等の土地利用型農業	
ア 延べ耕作面積100ha以上	16
イ 延べ耕作面積90ha以上100ha未満	14
ウ 延べ耕作面積80ha以上90ha未満	12
エ 延べ耕作面積70ha以上80ha未満	10
オ 延べ耕作面積60ha以上70ha未満	8
カ 延べ耕作面積50ha以上60ha未満	6
キ 延べ耕作面積40ha以上50ha未満	4
ク 延べ耕作面積30ha以上40ha未満	2
ケ 延べ耕作面積30ha未満	不採択

(別記5 別紙様式第1号)

雇用型経営体育成プラン

注：別表4（採択審査に当たってのポイント表）をよく参照すること。

第1 課題と解決方針

① 地域農業及び担い手についての課題

② 当該課題の解決方針

第2 研修実施機関の実績

① 実施してきた新規就農者を育成する研修の概要及び通算実施年数

② 研修修了生の状況

- ③ 新規就農状況
- ④ 新規就農者による雇用状況
- ⑤ 認定農業者になっている状況
- ⑥ 右腕人材になっている状況

第3 受講対象者の選定

- ① 受講予定者の数
- ② 受講予定者の素質及びその確認方法
- ③ 受講予定者の年齢
- ④ 受講予定者の特性

第4 取組体制

- ① 関係機関との連携及びその意義

② 新規参入の支援体制

③ 研修修了者向けの農地のあっせん

④ 研修修了後の更なる研修・支援体制

⑤ 研修修了者の経営安定に資する取組

⑥ 研修農地の地域計画への位置付け

第5 研修形態及び内容

① 都道府県認定研修機関であるか

② 経営管理能力を身につける研修形態及び内容

③ リーダーシップを身につける研修形態及び内容

④ 対象とする農業の形態

第6 目標

① 育成対象者のうち雇用型経営体と右腕人材を目指させる者のそれぞれの人数

② 研修修了者のうち雇用型経営体となろうとする者による雇用目標

③ 目標とする営農形態及び売上げ又は経営耕地面積

第7 添付資料

- ・第2の2の事業に取り組む場合は、別記4の別紙様式第1号（スマート農業導入就農型新規就農者参入促進計画）
※当該様式中「第1 新規就農者に関する目標及び実績」は記載不要。
※第5の2の（1）のただし書の場合は、不要とする。
- ・その他参考となる資料

(別記5 別紙様式第2号)

令和〇〇年度地域農業構造転換支援対策のうちスマート農業研修教育環境整備事業
(雇用力のある経営体創出支援事業) 実施計画(実績報告)※書

番 号
令和 年 月 日

都道府県知事 殿

住 所
取組主体

地域農業構造転換支援対策実施要綱(令和8年1月23日付け7経営第2081号農林水産事務次官依命通知)別記5の第5の1の(6)(第5の2の(6)で準用する場合を含む。)(実績報告の場合は第5の1の(7)(第5の2の(7)で準用する場合を含む。)の規定に基づき、下記のとおり事業実施計画(実績報告)書を提出する。

※ 達成状況報告(第5の1の(4)(第5の2の(4)で準用する場合を含む。))
の場合は、下線部を達成状況報告と変えること。

※ 第5の2の(1)のただし書の場合は、宛先を地方農政局長等とすること。

記

第1 取組主体の情報

都道府県	
対象地域 (市町村名)	
取組主体	
代表者	フリガナ 氏 所 属 部 署 名 職 所 属 先 住 所 等 〒 ・ 住 所 〒 T E L メー ル ア ド レ ス
事務局 連絡先	フリガナ 氏 所 属 部 署 名 職 所 属 先 住 所 等 〒 ・ 住 所 〒 T E L

	メールアドレス	
会計担当者	フリガナ 氏 属 部 職 所 属 先 住 所 等 〒 ・ 住 所 〒 T E L メールアドレス	
研修教育機関		

第2 取組計画（実績）

○第2の1の事業（農業大学校等支援事業）

（※注：「使用経費等」については、取組内容ごとかつ別表1の補助対象経費の区分ごとに詳細に記載すること。）

ア カリキュラム強化

実施機関	取組内容・実施（予定）時期	使用経費等
	[教育コース名] [教育対象者・予定受講数] [実施期間（研修時間数）] [カリキュラムの内容]	合計 円 (うち国費 円)

イ 研修用スマート農業機械又は農業設備の導入

実施機関	取組内容・実施（予定）時期	使用経費等
		合計 円 (うち国費 円)

注：取組内容欄には、導入予定のスマート農業機械・設備の内容、規模及び仕様を記載すること。

ウ eラーニングの導入

実施機関	取組内容・実施（予定）時期	使用経費等
		合計 円 (うち国費 円)

エ 就農意欲を喚起するための活動

実施機関	取組内容・実施（予定）時期	使用経費等
		合計 円 (うち国費 円)

オ ICT環境の整備のための取組

実施機関	取組内容・実施（予定）時期	使用経費等
		合計 円 (うち国費 円)

カ その他の取組

実施機関	取組内容・実施（予定）時期	使用経費等
		合計 円 (うち国費 円)

○第2の2の事業（地域の研修教育機関等支援事業）

ア 事業の種類・内容

事業の種類・内容		取組の有無
1	新規就農者の誘致体制の整備	
	(1) 複数機関の協働による効果的な誘致・支援体制の構築	
	(2) 誘致の実践	
	(3) 就農前後の者に対するトータルサポート活動の実施	
	ア 短期農業研修の実施	
	イ 相談対応・指導等の実施	
	(ア) 相談対応	
	(イ) 指導等の実施	
2	スマート農業型研修農場の整備	○

※：取り組むもの全てに「○」を記入すること。

イ 取組内容の詳細

1 新規就農者の誘致体制の整備									
(1) 複数機関の協働による効果的な誘致・支援体制の構築									
内 容									
(特に、地域の合意形成の取組について)									
内 容	① 市町村農業委員会及び農地中間管理機構の役割 ② 農地整備等を行う時期及び見込まれる内容 ③ 農地整備等に向けたスケジュール								
経費	総事業費 うち国費								
※「内容」については、別記4の別表3-2に対応する事実が分かるよう、記入すること。									
(2) 誘致の実践									
内 容	① 取組の時期、場所及び内容 ② 対象や対象へのアプローチ方法 ③ 誘致の実践により、何名の者を研修や就農相談といった次の段階に移行させるか								
経費	総事業費 うち国費								
※「内容」については、スマート農業就農希望者の誘致に向けた別記4の別表3-2に対応する事実が分かるよう、記入すること。									
(3) 就農前後の者に対するトータルサポート活動の実施									
ア スマート農業に係る短期農業研修の実施									
既存のスマート農業就農希望者向けの研修	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%;">有り</td> <td style="width: 25%; text-align: center;"><input type="checkbox"/></td> <td style="width: 25%;">無し</td> <td style="width: 25%; text-align: center;"><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td colspan="2">「有り」の場合の受講者数</td> <td colspan="2">_____名</td> </tr> </table>	有り	<input type="checkbox"/>	無し	<input type="checkbox"/>	「有り」の場合の受講者数		_____名	
有り	<input type="checkbox"/>	無し	<input type="checkbox"/>						
「有り」の場合の受講者数		_____名							
受講者の属性と人数									
実施期間	令和〇年〇月〇日から〇月〇日まで								
実施場所									
カリキュラム	研修品目：								

(研修品目、月別計画)	年 月	内 容	時間数
	令和〇年〇月		〇日間・計〇時間
	〇月		
	〇月		
	令和〇年〇月		
	〇月		
受講者のフォローアップ体制			
アンケート	① 研修受講後に、同じ地域において、さらに就農に向けた支援を受けることになった者の数 _____ : _____ ② 研修受講後に、新規就農した者の数 : _____		
※1：既存の研修が「有り」の場合、国庫補助金の投入により既存の取組と比べて量又は質の向上が図られるかを判断できるよう、既存の取組内容の詳細が分かる資料を添付すること。 ※2：アンケートについては、実績報告時のみ。 ※3：アンケートについては、研修修了者の就農後の態様決定まで時間を要するなどにより、実績報告時に把握できない場合には、把握でき次第、速やかに送付すること。			

イ 相談・指導の実施

(ア) 相談対応				
既存の取組	有り	<input type="checkbox"/>	無し	<input type="checkbox"/>
就農支援員	氏名		スマート農業技術の対応	<input type="checkbox"/>
	身分など			
相談体制				
相談対応方針	内容・頻度：			
	就農相談会：			
	相談会の名称	場所	時期・回数	内容
新規就農者参入促進会議の開催				
農地の相談				
農業用施設等の相談				
就農計画の相談				
生活環境の相談				
カルテの記録				
情報収集及び発信				
交流会等の開催	場所	時期・回数	対象者・人数・内容	
研修プログラムの作成・充実化				

農業就業体験・ 現地見学会の開催	場所	時期・回数	対象者・人数・内容				
その他							
スケジュール	年月	内容					
	令和○年○月						
	○月						
	○月						
	○月						
	○月						
	○月						
	○月						
	令和○年○月						
	○月						
	○月						
<p>※1：別記4の別表2-1の取組内容について、詳細に記入すること。</p> <p>※2：既存の取組が「有り」の場合、国庫補助金の投入により既存の取組と比べて量又は質の向上が図られるかを判断できるように、既存の取組内容の詳細が分かる資料を添付すること。</p> <p>※3：「相談体制」については、別記4の別表3-2に該当する事実が分かるように記入すること。</p> <p>※4：「相談対応方針」については、相談対応の内容・頻度、就農相談会の情報を記入すること。</p> <p>※5：「新規就農者参入促進会議の開催」については、会議メンバー、開催計画、内容等を記入すること。</p> <p>※6：「研修プログラムの作成・充実化」について、品目ごとに、労働時間や農業所得、地域における生活費等の詳細を明らかにすることにより、就農後の農業経営と生活をイメージできる場合は、その資料を添付すること。</p>							
(イ) 指導等の実施							
既存の取組		有り	<input type="checkbox"/>	無し	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
就農支援員	氏名			スマート農業技術の対応	<input type="checkbox"/>		
	経営作物・ 経営規模						
	指導経験	有り	<input type="checkbox"/>	無し	<input type="checkbox"/>		
	特記事項	認定新規就農者	<input type="checkbox"/>	認定農業者	<input type="checkbox"/>	指導農業士 <input type="checkbox"/>	
	その他の 指導者としての資質						
指導計画	就農支援員の氏名						
	支援対象者の氏名						
	指導体制 指導の方針						
	年間計画	年月	内容				
		令和○年○月					
○月							
○月							
○月							
○月							
○月							
令和○年○月							
○月							

研修会・講習会	○月	
	年月	内容
	令和○年○月	
	○月	
	○月	
	○月	
	○月	
	○月	
	令和○年○月	
	○月	
	○月	

※1：別記4の別表2-2の取組内容について、詳細に記入すること。
 ※2：既存の取組が「有り」の場合、国庫補助金の投入により既存の取組と比べて量又は質の向上が図られるかを判断できるよう、既存の取組内容の詳細が分かる資料を添付すること。
 ※3：「指導農業者」には、地域において、それと同様の方を別の呼称で指定している場合を含む。
 ※4：「指導体制 指導の方針」については、農業経営の開始・継続、農地確保、農業用施設・農業用機械の確保、資金調達、生活安定、スマート農業技術習得、販路確保等の各分野のうち、いくつに関する指導ができる体制が構築されている、又は構築する計画となっているか、分かるように記入すること。また、常設の相談窓口の設置など、就農支援の者が随時、指導を受けられる状況になっているか、分かるように記入すること。
 ※5：「年間計画」については、①主要な農作業工程に関する指導が受けられるか、②地域の推進品目全てに就農支援員を選定しているか、分かるように記入すること。
 ※6：指導計画は、就農支援員ごとに、全ての支援対象者について、枠をコピーして作成すること。

2 スマート農業型研修農場の整備

(1) 所在地

整備又は導入する、スマート農業技術が組み込まれた、農業用施設や農業機械・設備が所在する場所を記入すること。

	住所	面積 (a)
研修場所		
取組主体が運営するスマート農業型研修農場【必須】		
うち本事業で整備する農場		
取組主体が、その運営するスマート農業型研修農場と別に借り上げる研修場所		
取組主体以外が運営する研修場所 (別記4の第7の2の(1)のイのただし書)		
営農活動で利用する場所 (別記4の第7の2の(2)のアの(ア))	・ ・ ・	

- ※1：該当箇所を全て記入すること。複数の場所があれば、その全てを記入すること。
 ※2：「取組主体が運営するスマート農業型研修農場と別に借り上げる研修場所」とは、例えば、取組主体である市町村・協議会・民間団体が運営するスマート農業型研修農場では不足するため、別途、取組主体が第三者の圃場を借り上げて研修をする場合をいう。
 ※3：スマート農業型研修農場が目標地図の新規就農者の受入可能エリア等に位置付けられること、又は、目標年度までに同計画に位置付けられることが確実であると認められることを要件としているため(別記4の第5の2の(2))、当該農地の住所と計画区域の整合を取ること。また、地域計画及び目標地図を添付すること。

(2) 研修・営農活動での利用計画(実績)

スマート農業就農希望者(短期農業研修を除く。)(別記4の第7の2の(1)のイの要件を満たす研修)		
研修		
研修期間(1年以上)及び日数	令和○年○月～令和○年○月(計○年)、○○○日	

研修時間／年 (1,200時間以上／年)				
受講者数				
農地のあつせん・確保の状況				
指導体制※1				
カリキュラム※2	年 月	内 容	時間数	
	令和○年○月		○日間・計○時間	
	○月			
	○月			
	○月			
	○月			
	○月			
	○月			
	○月			
	令和○年○月			
	○月			
	○月			
	経営モデル※3			
研修修了生の新規就農1年目の目標売上高※4	品目名・ 品種名等	経営規模 (作付け面積・ 飼養頭数等)	目標 売上高 (千円)	根拠
フォローアップ体制※5				
短期農業研修(別記4の第7の1の(3)のアの要件を満たす研修) スマート農業型研修農場を利用する部分についてのみ記入すること。※6				
営農活動での利用(別記4の第7の2の(2)のアの(ア)) スマート農業型研修農場を利用する部分についてのみ記入すること。※7				
営農活動で利用する必要性				
利用期間	令和○年○月～令和○年○月(計○年)			
利用時間／年				
利用者数				
利用者の属性	認定農業者 ・ 認定新規就農者 ・ 指導農業士			
利用計画	年 月	内 容	時間数	
	令和○年○月		○日間・計○時間	
	○月			
	○月			
	○月			
	○月			
	○月			
	○月			
	○月			
	○月			

		令和○年○月		
		○月		
		○月		
利用の対象物				

- ※1：別記4の別表3-3の1に対応する事実を含めて記入すること。
 ※2：別記4の別表3-3の2に対応する事実を含めて記入すること。
 ※3：別記4の別表3-3の3に対応する事実を含めて記入すること。
 ※4：別記4の別表3-3の4に対応する事実を含めて記入すること。
 ※5：別記4の別表3-3の5に対応する事実を含めて記入すること。
 ※6：研修の妨げにならない範囲で実施することを確認できるよう、記入すること。
 ※7：研修の妨げにならない範囲で実施することを確認できるよう、記入すること。

(3) 整備計画 (実績)

ア 整備の必要性

イ 整備内容

1	区分※1			整備内容 名称、規模、台数等 (活用するスマート農業技術を含む。)	
	農業用施設	スマート農業機械・設備			
		新設	改良	リノベーション	
	経費			着工/契約予定年月日	竣工予定年月日
総事業費	国庫補助金	その他			

※1：該当箇所に「○」を付すこと。

2	区分※1			整備内容 名称、規模、台数等 (活用するスマート農業技術を含む。)	
	農業用施設	スマート農業機械・設備			
		新設	改良	リノベーション	
	経費			着工/契約予定年月日	竣工予定年月日
総事業費	国庫補助金	その他			

※1：該当箇所に「○」を付すこと。

3	区分※1			整備内容 名称、規模、台数等 (活用するスマート農業技術を含む。)	
	農業用施設	スマート農業機械・設備			
		新設	改良	リノベーション	
	経費			着工/契約予定年月日	竣工予定年月日
総事業費	国庫補助金	その他			

※1：該当箇所に「○」を付すこと。

4	区分※1			整備内容 名称、規模、台数等 (活用するスマート農業技術を含む。)	
	農業用施設	スマート農業機械・設備			
		新設	改良	リノベーション	
	経費			着工/契約予定年月日	竣工予定年月日
総事業費	国庫補助金	その他			

※1：該当箇所に「○」を付すこと。
 ※2：全て記入すること（枠をコピーして使用すること。）。

(4) 添付資料

配置図、設計図、仕様書、見積書（複数業者）等の整備内容の詳細が分かる資料

第3 本年度事業で目指す（得られた）効果及び事業の改善点

--

第4 研修効果の把握（目標、実績及びフォローアップ）

現状値：雇用型経営である新規就農者の輩出実績（直近年度）（名／年）	名
研修生	名
研修修了者	名
新規就農者	名
雇用型経営体になることが確実な新規就農者	名
スマート農業を導入した新規就農者【A】	名
右腕人材になった新規就農者	名
スマート農業を導入した新規就農者【B】	名
【A】＋【B】	名

Aの詳細

氏名						
生年月日						
就農年月						
就農市町村						
営農形態、面積、飼養頭数、売上げ等	事業実施年度の1年後	事業実施年度の2年後	事業実施年度の3年後	研修修了年度の1年後	研修修了年度の2年後	研修修了年度の3年後
導入したスマート農業機械・設備等及びその用途						
従業員の契約期間、契約形態、作業内容等（※人ごとに記載）	事業実施年度の1年後	事業実施年度の2年後	事業実施年度の3年後	研修修了年度の1年後	研修修了年度の2年後	研修修了年度の3年後
市町村の基本構想における農業従事者1名当たりの所得水準（目標）及び認定農業者となった年月	事業実施年度の1年後	事業実施年度の2年後	事業実施年度の3年後	研修修了年度の1年後	研修修了年度の2年後	研修修了年度の3年後
連絡先電話番号						
連絡先						

メールアドレス	
---------	--

- ※ 2名以上の新規就農者がいる場合、表をコピーして入力願います。
 ※ 氏名、生年月日、連絡先以外の事項は、国の各種資料における活用・公表を承諾したものとみなします。
 ※ 事業実施年度の1年後～3年後までの欄は、事業実施年度の後も当該研修生に対する研修を継続する場合において、就農後に目指させる目標を記入してください。

Bの詳細

(1人目)

氏名	
生年月日	
就農年月	
就農市町村	
就農先の 営農形態、面積、 飼養頭数、売上げ 等	
就農先が導入した スマート農業機械 ・設備等及びその用 途	
自身の契約期間、 契約形態、作業内 容等	
連絡先 電話番号	
連絡先 メールアドレス	

(2人目)

氏名	
生年月日	
就農年月	
就農市町村	
就農先の 営農形態、面積、 飼養頭数、売上げ 等	
就農先が導入した スマート農業機械 ・設備等及びその用 途	
自身の契約期間、 契約形態、作業内 容等	
連絡先 電話番号	
連絡先 メールアドレス	

- ※ 3名以上の新規就農者がいる場合、表をコピーして入力願います。

※ 氏名、生年月日、連絡先以外の事項は、国の各種資料における活用・公表を承諾したものとみなします。

注：計画申請時及び実績報告時に把握できない場合には、把握でき次第、速やかに送付すること。

第5 その他

第6 事業完了（予定）日

令和 年 月 日

第7 添付資料

- (1) 別添様式第1号又は第2号事業収支予算計画（報告）書
- (2) 事業を実施する農業教育機関等の概要が分かる資料
- (3) 機械、設備、機器等を導入する場合はカタログ、見積書等
- (4) 「みどりチェック」チェックシート
- (5) その他取組内容の参考となる資料

(別記5 別添様式第1号)

農業大学校等支援事業
事業収支計画(報告)書

経費の配分

(単位:円)

事業内容	事業に要する経費 (A+B)	負担区分		備考 (積算基礎等)
		国庫補助金 (A)	その他 (B)	
(1) カリキュラムの強化 (2) 研修用スマート農業機械及び農業設備の導入 (3) eラーニングの導入 (4) 就農意欲を喚起するための活動 (5) ICT環境の整備のための取組 (6) その他の取組				○○費 ○○円 ○○費 ○○円 ※別表1の経費の区分ごとに記入すること。
合 計				

- (注) 1 補助事業を実施するために必要な経費(消費税を含む。)のみを計上すること。
 2 「積算基礎」欄には、積算内訳を記載し、考え方を記載又は添付すること。
 3 必要に応じて単価等の設定根拠となる資料を添付すること。

(別記5 別添様式第2号)

地域の研修教育機関等支援事業
事業収支計画(報告)

経費の配分

(単位:円)

事業の種類・内容	事業に要する /要した経費 (A+B+C+D)	負担区分				備考 (積算基礎等)
		国庫 補助金 (A)	都道府 県 (B)	市町村 (C)	その他 (D)	
1 新規就農者の誘致 体制の整備 (1) 複数機関の協働による 効果的な誘致・支援 体制の構築 (2) 誘致の実践 (3) 就農前後の者に対す るトータルサポート活 動の実施 ア 短期農業研修の 実施 イ 相談対応・指導 等の実施 (ア) 相談対応 (イ) 指導等の実施						(例) 〇〇費 〇〇円 〇〇費 〇〇円 ※別表2-1又 は2-2の経費 の区分ごとに記 入すること。
2 スマート農業型研修 農場の整備						
合計						

- (注) 1 補助事業を実施するために必要な経費(消費税を含む。)のみを計上すること。
2 「積算基礎」欄には、積算内訳を記入し、考え方を記入又は添付すること。
3 必要に応じて単価等の設定根拠となる資料を添付すること。

(別記5 別紙様式第3号)

令和〇〇年度地域農業構造転換支援対策のうちスマート農業研修教育環境整備事業
(雇用力のある経営体創出支援事業) 都道府県事業実施計画(実績報告)書

番 号
令和 年 月 日

地方農政局長等 殿

所在地
都道府県知事

地域農業構造転換支援対策実施要綱(令和8年1月23日付け7経営第2081号農林水産事務次官依命通知)別記5の第5の1の(6)(第5の2の(6)で準用する場合を含む。)(実績報告の場合は第5の1の(7)(第5の2の(7)で準用する場合を含む。))の規定に基づき承認を受けたいので、別添のとおり、都道府県事業実施計画(実績報告)書を申請(報告)する。

(別添)

1 取組主体への指導計画方針（取組主体への指導実績）

--

2 事業完了予定・完了日

令和 年 月 日

3 添付資料

- (1) 取組主体ごとの事業実施計画書（事業実績報告書）（別紙様式第2号）
- (2) 都道府県事業ポイント表（実績では不要）別紙様式第3号—①
- (3) 都道府県事業実施計画（実績）一覧 別紙様式第3号—②
- (4) 必要に応じて地方農政局長等が指示した書類

都道府県事業ポイント表

番号	都道府県名	取組主体名	1. 課題の把握と解決策の提示						2. 研修実施機関の実績																																																
			① 地域農業及び担い手についての課題の把握			② 課題の解決策の提示			① 新規就農者を育成する研修の通算実施年数					② ①の研修における修了者数(1年間の平均値)					③ ②のうち新規就農した者の割合(1年間の平均値)					④ ③の新規就農者のうち、研修修了時からおおむね3年以内に、常用雇用者を2名以上雇い入れた者の割合					⑤ ③の新規就農者のうち、研修修了時からおおむね1年以内に、認定農業者(認定新規就農者を除く。)になった者の割合					⑥ ③の新規就農者のうち、右腕人材の割合																							
			ア	イ	ウ	ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ	オ	カ	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ	コ	サ	シ	ス	ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ																
			課題を的確に把握できている。	課題をおおむね把握できている。	課題を把握できていない。	課題を解決するために、雇用型経営体等の育成・輩出が不可欠であることについて、事実に基づいて解決策を提示できている。	課題を解決するために、雇用型経営体等の育成・輩出が不可欠である点について、概ね論理展開できているが、一部の確性を欠く点がある。	課題を解決するために、雇用型経営体等の育成・輩出が不可欠であることについて、解決策を提示できていない。	20年以上	15年以上20年未満	10年以上15年未満	5年以上10年未満	5年未満	実施したことがない	50名以上	40名以上50名未満	30名以上40名未満	20名以上30名未満	10名以上20名未満	5名以上10名未満	5名未満	修了者がいない	100%	95%以上100%未満	90%以上95%未満	85%以上90%未満	80%以上85%未満	75%以上80%未満	70%以上75%未満	65%以上70%未満	60%以上65%未満	55%以上60%未満	50%以上55%未満	50%未満	②において修了者がいない	100%	75%以上100%未満	50%以上75%未満	25%以上50%未満	50%以上75%未満	25%未満(カを除く)	1名もいない	②において修了者がいない	100%	75%以上100%未満	50%以上75%未満	25%以上50%未満	25%未満(カを除く)	1名もいない	②において修了者がいない	100%	75%以上100%未満	50%以上75%未満	25%以上50%未満	25%未満(カを除く)	1名もいない	②において修了者がいない

注:ポイントは、別表4に基づき該当する項目の点数を記載してください。

都道府県事業ポイント表

番号	都道府県名	項目	3. 受講対象者の選定											4. 取組体制																																
			① 受講予定者の数			② 受講予定者が地域の雇用型経営体又はそれを支える右腕人材になる素質があること。					③ 受講予定者の年齢			① 雇用型経営体等を確実に輩出できる研修内容を検討し、当該研修を実施するため、以下の関係機関と連携を図っていること。				② 各関係機関と連携する意義		③ 研修修了後の新規参入を支援するため、農業経営、農地確保、農業用施設・機械確保、資金調達、生活安定、技術習得及び販路確保の7分野について、担当機関・部署が決まっており、かつ、支援実績がある。			④ 研修修了者向けに農地をあっせんできること。		⑤ 成果目標の達成のために、継続的に、売上等の向上や労働環境改善等に取り組むための研修・支援体制が確保されていること。			⑥ 研修修了者が生産した農畜産物等を買うなど、就農後の安定に資する取組が予定されている。		⑦ 研修農地が地域に位置付けられている。																
			ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ア	イ	ウ	エ	オ	ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ	コ	ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ						
		取組主体名	10名以上	8名以上10名未満	6名以上8名未満	4名以上6名未満	2名以上4名未満	1名	決まっている	農業大学の在籍学生、その出身者である等、基礎的な農業技術を身につけている。	農業大学の在籍学生又はその出身者である場合、当該学生が所属し又はしていた学年又は専攻コースにおいて、最上位又はそれに準ずる成績を収めている又は収めていた。	農業大学の在籍学生又はその出身者である場合、プロジェクト発表会等で受賞歴がある。	農業関連産業又はそれ以外の産業分野において、経営者となった経験がある。	雇用型経営体となる場合、新規参入のために必要な十分な資力がある。	49歳以下の者が100%	49歳以下の者が50%以上、100%未満	49歳以下の者が50%未満(エを除く。)	49歳以下の者がいない・決まっている	短期大学又は4年制大学	都道府県の農業部局又は教育部局	農業法人又はその団体	経済団体等の産業界	研修実施機関が農業大学校又は専門職短期大学の場合は農業高校、農業高校の場合は農業大学校又は専門職短期大学	農業教育の外部有識者	就業支援の外部有識者	先進的な農業経営者	効果的な教育サービスを提供する民間事業者	その他【具体的に記載】	全ての機関について役割分担と実施内容が概ね詳細に明らかにされている。	全ての機関について役割分担と実施内容が概ね詳細に明らかにされている。	全ての機関について役割分担と実施内容が明らかなでない。	7分野全てについて当てはまる。	6分野について当てはまる。	5分野について当てはまる。	当てはまらない分野が3つ以上ある。	地域計画の区域内に賃借権等の権利を取得できる農地があらかじめ見込まれている。	当該研修修了者が権利取得する農地が目標地図に位置付けられ又は位置付けられる見込みである。	地域計画の区域内に賃借権等の権利を取得できる農地があらかじめ見込まれている。	現役農業者向けに、経営管理能力及びリーダーシップを向上させるための高度な研修を既に実施している。	現役農業者向けに、経営管理能力及びリーダーシップを向上させるための高度な研修を既に実施している。	現役農業者向けにそうした研修を実施する予定である。	実施する予定はない。	はい。	いいえ。	はい。	いいえ(位置付けられていない又は農地でない)

注:ポイントは、別表4に基づき該

都道府県事業ポイント表

番号	都道府県名	取組主体名	5. 研修形態及び内容										6. 目標																																	
			① 研修実施機関が、都道府県認定研修機関（新規就農者育成総合対策別記3の第7の2の(1)のアの(エ)に規定する研修機関をいう。）である。		② 常用労働者を雇い入れる農業経営者として必要である、経営管理能力を十分に身につけるための研修を実施する予定である。		③ 常用労働者を雇い入れる農業経営者として必要である、リーダーシップを十分に身につけるための研修を実施する予定である。		④ 受け手不在農地の解消に資する土地利用型農業の人材育成に取り組む。		① 育成対象者のうち、「雇用型経営体」：「右腕人材」を目指す者の比率				② 研修修了者のうち雇用型経営体となろうとする者が、研修修了時からおおむね3年以内に雇用する予定の常用労働者の目標数				③ 目標とする売上げ又は延べ耕作面積																											
			ア	イ	ア	イ	ア	イ	ウ	ア	イ	ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ	耕種（稲作除く。）								畜種								稲作等の土地利用型農業										
			はい。	いいえ。	はい。	いいえ。	研修の内容が全て具体的に計画されている。	研修の内容が概ね具体的に計画されている。	研修の内容が具体的に計画されていない。	取り組む。	取り組まない。	雇用型経営体が100%	雇用型経営体が80%以上100%未満	雇用型経営体が60%以上80%未満	雇用型経営体が50%以上60%未満	5名以上	4名	3名	2名	ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ	ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ	ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ
																				売上げ1億円以上	売上げ9,000万円以上1億円未満	売上げ8,000万円以上9,000万円未満	売上げ7,000万円以上8,000万円未満	売上げ6,000万円以上7,000万円未満	売上げ5,000万円以上6,000万円未満	売上げ4,000万円以上5,000万円未満	売上げ3,000万円以上4,000万円未満	売上げ3,000万円未満	売上げ1億2,000万円以上	売上げ1億1,000万円以上1億2,000万円未満	売上げ9,000万円以上1億円未満	売上げ8,000万円以上9,000万円未満	売上げ7,000万円以上8,000万円未満	売上げ6,000万円以上7,000万円未満	売上げ5,000万円以上6,000万円未満	売上げ5,000万円未満	延べ耕作面積100ha以上	延べ耕作面積90ha以上100ha未満	延べ耕作面積80ha以上90ha未満	延べ耕作面積70ha以上80ha未満	延べ耕作面積60ha以上70ha未満	延べ耕作面積50ha以上60ha未満	延べ耕作面積40ha以上50ha未満	延べ耕作面積30ha以上40ha未満	延べ耕作面積30ha未満	

注:ポイントは、別表4に基づき該

別記5 別紙様式第3号-②

都道府県事業実施計画（実績）一覧

番号	都道府県名	取組主体	成果目標			事業名	ポイント	経費の区分 ※地域の研修教育機関支援事業の場合、「誘致体制の整備」と「スマート農業型研修農場の整備」ごとに記載すること。				備考		
			内容 ※該当箇所を記載	研修修了年度の 1年後	研修修了年度の 2年後			研修修了年度の 3年後	事業費	負担区分				
				(○年度)	(○年度)			(○年度)		国庫補助金	都道府県		市町村	その他
			雇用型経営体について 営農形態、面積、 飼養頭数、売上等 雇用労働力の契約期間、 契約形態、作業内容等 (※人ごとに記載) 市町村の基本構想における 農業従事者1名当たりの 所得水準(目標)及び認定 農業者となった年月 右腕人材について 人数											
			雇用型経営体について 営農形態、面積、 飼養頭数、売上等 雇用労働力の契約期間、 契約形態、作業内容等 (※人ごとに記載) 市町村の基本構想における 農業従事者1名当たりの 所得水準(目標)及び認定 農業者となった年月 右腕人材について 人数											
			雇用型経営体について 営農形態、面積、 飼養頭数、売上等 雇用労働力の契約期間、 契約形態、作業内容等 (※人ごとに記載) 市町村の基本構想における 農業従事者1名当たりの 所得水準(目標)及び認定 農業者となった年月 右腕人材について 人数											
合計														

(別記5 別紙様式第4号)

令和〇〇年度地域農業構造転換支援対策のうちスマート農業研修教育環境整備事業
(雇用力のある経営体創出支援事業) 全国事業実施計画 (実績報告) 書

番 号
令和 年 月 日

農林水産省経営局長 殿

所在地
事業実施主体

地域農業構造転換支援対策実施要綱(令和8年1月23日付け7経営第2081号農林水産事務次官依命通知)別記5の第5の1の(6)(第5の2の(6)で準用する場合を含む。)(実績報告の場合は第5の1の(7)(第5の2の(7)で準用する場合を含む。))の規定に基づき、下記のとおり全国事業実施計画(実績報告)書を提出する。

1 事業の実施方針

--

2 事業費(都道府県への配分費)に関する計画(実績)

(1) 農業大学校等支援事業

ア 事業実施計画の概要

区分	総事業費(円)	うち国庫補助金(円)
都道府県事業費		
事務等経費		
合計		

イ 都道府県別事業実施計画

番号	都道府県	総事業費 (円)	負担区分							その他 (円)
			国庫補助金 (円)							
			合計	カリキュ ラムの強 化	研修用ス マート農 業機械又 は農業設 備の導入	e-ラーニ ングの導 入	就農意欲 を喚起す るための 活動	ICT環境 の整備の ための取 組	その他の 取組	
1										
2										
3										

(2) 地域の研修教育機関等支援事業

ア 事業費 (都道府県への配分費)

事 項	配分 都道府県数	国庫補助金額 (円)	配分及び 進行管理方針
1 新規就農者の誘致体制の整備【A】			
(1) 複数機関の協働による効果的な誘致・支援体制の構築			
(2) 誘致の実践			
(3) 就農前後の者に対するトータルサポート活動の実施			
ア 短期農業研修の実施			
イ 相談対応・指導等の実施			
(ア) 相談対応			
(イ) 指導等の実施			
2 スマート農業型研修農場の整備【B】			

イ 事務等経費

事 項	内 容	金額 (円)

ウ 合計

区 分	金額 (円)
事業費 (都道府県への配分費) 【A+B】	
事務等経費	
合 計	

3 事業完了・予定年月日

令和 年 月 日

4 添付資料

- ・別添1 ※(2)地域の研修教育機関等支援事業を活用する場合のみ
- ・事業を実施した全ての都道府県事業実績報告書(別紙様式第3号)及びその添付資料である事業実績報告書(別紙様式第2号)
- ・必要に応じて経営局長が指示した書類

(別添1)

事業収支計画（報告）

経費の配分

(単位：円)

事業の種類・内容	事業に要する ／要した経費 (A+B+C+D)	負担区分				備考 (積算基礎等)
		国庫 補助金 (A)	都道府 県 (B)	市町村 (C)	その他 (D)	
1 新規就農者の誘致 体制の整備 (1) 複数機関の協働に よる効果的な誘致・ 支援体制の構築 (2) 誘致の実践 (3) 就農前後の者に対 するトータルサポ ート活動の実施 ア 短期農業研修 の実施 イ 相談対応・指 導等の実施 (ア) 相談対応 (イ) 指導等の実施 2 スマート農業型研 修農場の整備						(例) ○○費 ○○円 ○○費 ○○円 ※別表2-1又 は2-2の経費 の区分ごとに記 入する。
【参考】 1 遊休農地解消対策 事業 2 農地耕作条件改善 事業 3 畑作等促進整備事 業 4 農地中間管理機構 関連農地整備事業 5 その他の農地整備 等に活用できる国 庫補助事業（地方 農政局長等がこれ に準じると判断し た都道府県等の事 業を含む。）						
合計						

(注) 1 補助事業を実施するために必要な経費（消費税を含む。）のみを計上すること。

2 「積算基礎」欄には、積算内訳を記入し、考え方を記入又は添付すること。

3 必要に応じて単価等の設定根拠となる資料を添付すること。

(別記5 別紙様式第5号)

令和 年度地域農業構造転換支援事業のうちスマート農業研修教育環境整備事業
(雇用力のある経営体創出支援事業) 都道府県達成状況報告書 (〇〇都道府県)

番 号

年 月 日

地方農政局長等 殿

〇〇都道府県知事

〇〇〇〇

地域農業構造転換支援事業実施要綱(令和8年1月23日付け7経営第2081号農林水産事務次官通知)別記5の第5の1の(4)(第5の2の(4)で準用する場合を含む。)の規定に基づき、下記のとおり都道府県達成状況報告書を提出する。

記

1 取組主体に対する助言・指導の状況

--

2 添付資料

- (1) 取組主体ごとの達成状況報告書(別紙様式第2号の第4)
- (2) 別紙様式第5号-① 都道府県目標達成状況一覧
- (3) 第5の1の(4)の規定に基づき改善計画書(別紙様式第6号)を提出させた時はその写し
- (4) 必要に応じて地方農政局長等が指示した書類

別記5 別紙様式第5号-①

〇〇農政局 都道府県目標達成状況一覧

事業実施〇年後

番号	都道府県名	取組主体	成果目標			事業名	成果目標の達成状況	経費の区分				備考		
			内容 ※該当箇所を記載	研修修了年度の 1年後 (〇年度)	研修修了年度の 2年後 (〇年度)			研修修了年度の 3年後 (〇年度)	※地域の研修教育機関支援事業の場合、「誘致体制の整備」と「スマート農業型研修農場の整備」ごとに記載すること。	事業費				
										負担区分				
							国庫補助金	都道府県	市町村	その他				
			雇用型経営体について											
			営農形態、面積、飼養頭数、売上等											
			雇用労働力の契約期間、契約形態、作業内容等 (※人ごとに記載)											
			市町村の基本構想における農業従事者1名当たりの所得水準(目標)及び認定農業者となった年月											
			右腕人材について											
			人数											
			雇用型経営体について											
			営農形態、面積、飼養頭数、売上等											
			雇用労働力の契約期間、契約形態、作業内容等 (※人ごとに記載)											
			市町村の基本構想における農業従事者1名当たりの所得水準(目標)及び認定農業者となった年月											
			右腕人材について											
			人数											
			雇用型経営体について											
			営農形態、面積、飼養頭数、売上等											
			雇用労働力の契約期間、契約形態、作業内容等 (※人ごとに記載)											
			市町村の基本構想における農業従事者1名当たりの所得水準(目標)及び認定農業者となった年月											
			右腕人材について											
			人数											
合計														

(別記5 別紙様式第6号)

令和 年度地域農業構造転換支援事業のうちスマート農業研修教育環境整備事業
(雇用力のある経営体創出支援事業) 改善計画書

番 号
年 月 日

都道府県知事 殿

(取組主体名)
(代表者名)

地域農業構造転換支援事業実施要綱(令和8年1月23付け7経営第2081号農林水産事務次官通知)別記5の第5の1の(4)のイの(イ)(第5の2の(4)で準用する場合を含む。)の規定に基づき、下記の改善計画を実施することとするので、報告する。

※ 第5の2の(1)のただし書の場合は、宛先を地方農政局長等とすること。

記

1. 成果目標が未達成である原因

--

2. 成果目標が未達成であることによる問題点

--

3. 改善するための取組

--

4. 改善のための推進体制

--

(別記5 別紙様式第7号)

令和〇〇年度地域農業構造転換支援対策のうちスマート農業研修教育環境整備事業
(雇用力のある経営体創出支援事業) 事業実施計画(実績報告)書

番 号
令和 年 月 日

農林水産省経営局長 殿

住 所
団体名
代表者

地域農業構造転換支援対策実施要綱(令和8年1月23日付け7経営第2081号農林水産事務次官依命通知)別記5の第5の3の(4)(実績報告の場合は第5の3の(5))の規定に基づき、下記のとおり事業実施計画(実績報告)書を提出する。

記

1 全体の方針

--

2 個別の事業実施計画(実績)

(1) マッチング事業

① ねらい・目標

② マッチングに係るスケジュール、手法及び具体的な内容

(2) 調査事業

① ねらい・目標

② 調査、報告に係るスケジュール、手法及び具体的な内容

--

(3) 発信事業

① ねらい・目標
② モデルの横展開に係るスケジュール、手法及び具体的な内容

(4) 指導力強化等事業

① ねらい・目標
② スケジュール、手法及び具体的な内容

3 添付資料

- (1) 別添事業収支計画（報告）書
- (2) 事業実施主体の概要（事業実施計画の場合に限る。）
- (3) 「みどりチェック」チェックシート
- (4) その他必要な資料

(別添)

事業収支計画（事業実績報告の場合は事業収支報告）書

経費の配分

(単位：円)

事業内容	事業に要する経費 (A+B)	負担区分		備考 (積算内訳等)
		国庫補助金 (A)	その他 (B)	
マッチング事業				
調査事業				
発信事業				
指導力強化等事業				
合計				

- (注) 1 補助事業を実施するために必要な経費（消費税を含む。）のみを計上すること。
2 備考欄には、積算内訳を記載又は添付すること。
3 単価等の設定根拠となる資料を添付すること。

(別記5 別紙様式第8号)

スマート農業研修教育環境整備事業（雇用力のある経営体創出支援事業）
に係る個人情報の取扱いについて

第1 総論

本事業において作成し、データベースに登録される研修受講希望者及び研修受講候補者についての個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定及び取組主体が定める個人情報保護規定に基づき適切に対応する必要がある。

また、第2に掲げる用途において、個人情報の記入や確認が必要となることから、個人情報の利用目的を明らかにし、本人の同意を得ることにより、本事業を実施すること。

第2 本人に同意を得る内容

個人情報の取扱いにおいて本人に同意を得る場合は、以下のとおりとする。

- 1 取組主体、都道府県や市町村等の関係機関において、当該者の情報を共有することにより、支援対象者が就農に至るまでの間の丁寧なフォローアップ活動に利用すること。
- 2 国の新規就農者確保の政策目標の実現に向けた取組状況の確認及びフォローアップ活動に利用すること。
- 3 1及び2の実施に伴い、必要最小限度内において関係機関へ提供し、又は確認する場合があること。

第3 同意を得る方法の例

個人情報の取扱いに関して、同意を得る方法は、以下のとおりとする。

- 1 支援対象者に対する相談対応・指導の実施において、「個人情報の取扱い（別紙様式例。以下この別記において同じ。）」を配付し、個人情報の利用目的を説明の上、同書類に署名させ、回収する。
- 2 支援対象者に対し、農業就業体験・現地見学会の際に、配付資料として「個人情報の取扱い」を配付し、アンケート結果等と併せて提出してもらう。
- 3 「個人情報の取扱い」において追加すべき事業等、関係機関がある場合は記入すること。

(別紙様式例)

個人情報の取扱い

以下の個人情報の取扱いについてよくお読みになり、その内容に同意する場合は「個人情報の取扱いの確認」欄に署名をしてください。

スマート農業研修教育環境整備事業（雇用力のある経営体創出支援事業） に係る個人情報の取扱いについて

取組主体（〇〇〇〇（※協議会の場合は、全ての構成員））は、スマート農業研修教育環境整備事業（雇用力のある経営体創出支援事業）の実施に際して得た個人情報について、「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」及び関係法令に基づき、適正に管理し、本事業の実施のために利用します。

また、取組主体は、本事業による支援対象者が就農へ至るまでの間のフォローアップ、先輩農業者への連絡調整、国等への報告等で利用するとともに、本事業の実施のために、必要最小限度内において次の関係機関（注）へ提供します。

なお、提供された情報に基づき、関係機関が確認等のため連絡を行う場合があります。

関係機関 (注)	国、農業人材確保推進事業（新規就農者育成総合対策実施要綱（令和4年3月29日付け3経営第3142号農林水産事務次官依命通知）別記5の事業をいう。）の第3の事業実施主体及び事業実施主体から業務の一部を委託された者、都道府県、農業経営・就農支援センター、都道府県から農業経営・就農支援センターに係る業務の一部を委託された者、農業経営・就農支援センターに登録された専門家、都道府県農業委員会ネットワーク機構、市町村、農業委員会、農業協同組合連合会、都道府県農業会議、都道府県農業法人協会、土地改良区、農地中間管理機構、普及指導センター、株式会社日本政策金融公庫、誘致体制への参画機関（農業協同組合、〇〇、〇〇）（※その他追加する機関があれば明確にすること）
-------------	---

※ 本事業以外の事業等に個人情報を利用する場合は、その旨を追記し、上記関係機関の例に倣って、当該事業等の名称を明確にすること。

個人情報の取扱いの確認
「個人情報の取扱い」に記載された内容について同意します。
令和 年 月 日
氏名

(別添)

環境負荷低減に向けた具体的取組内容

第1 取組の趣旨

事業実施主体は、みどりの食料システム法第15条の規定に基づく基本方針等に基づき環境負荷の低減に取り組むものとし、最低限行うべき環境負荷低減の取組について定めた「みどりチェック」チェックシート（別紙参考様式）に記載の各取組を実施することとする。

第2 「みどりチェック」チェックシートの提出

- 1 本事業に取り組む第4の1及び2の各取組主体は、「みどりチェック」チェックシートの項目について、事業の実施に当たって留意しなければならない。
- 2 第4の1及び2の各取組主体は、事業実施計画書中の「みどりチェック」チェックシートに記載された各取組について、事業実施期間中に実施する旨をチェックした上で、当該チェックシートを都道府県に提出すること。
また、実績報告の際は、「みどりチェック」チェックシートに記載された各取組について、事業実施期間中に実施したか否かをチェックした上で、当該チェックシートを都道府県に提出すること。
- 3 都道府県は、全ての取組主体から「みどりチェック」チェックシートを収集し、地方農政局長等に提出すること。第5の2の(1)のただし書の場合には、地方農政局長等が取組主体から収集すること。
- 4 地方農政局長等は、当該チェックシートを経営局長に提出すること。
- 5 「みどりチェック」チェックシートを提出した者から抽出して、農林水産省の職員が実際に環境負荷低減の取組をしたかどうか確認を行うこととする。

(別紙参考様式)

「みどりチェック」 チェックシート (民間事業者・自治体等向け)

事業名			
組織名			
代表者氏名			↓該当する方に○
住所		申請時 (します)	
連絡先		報告時 (しました)	

- ・ 交付申請時に、全ての項目にチェックを入れ、事業実施期間中に各項目の内容に取り組んでください。
- ・ 実績報告時に、取り組んだ項目にチェックをして提出してください。
- ・ 各項目において、どのような取組を行えばよいか分からない場合は、解説書をご覧ください。
- ・ ※の記載内容に「該当しない」場合は□にチェックしてください。

解説書



チェック	環境関係法令の遵守等	
	①	みどりの食料システム戦略の理解
	②	関係法令の遵守
	③	環境配慮の取組方針の策定や研修の実施に努める
	④	正しい知識に基づく作業安全に努める
	エネルギーの節減、適正な施肥、適正な防除	
	⑤	省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしない(照明、空調、ウォームビズ・クールビズ、燃費効率のよい機械の利用等)ように努める
	⑥	環境負荷低減に配慮した商品、原料、農産物等の調達を検討
	悪臭及び害虫の発生防止	
	⑦	※肥料・飼料等の製造を行う場合(該当しない) 悪臭・害虫の発生防止・低減に努める
	廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分	
	⑧	プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理
	⑨	資源の再利用を検討
	生物多様性への悪影響の防止	
	⑩	※生物多様性への影響が想定される工事等を実施する場合(該当しない) 生物多様性に配慮した事業実施に努める
	⑪	※特定事業場である場合(該当しない) 排水処理に係る水質汚濁防止法の遵守

②関係法令の遵守について、対象は、肥料の品質の確保等に関する法律(昭和25年法律第127号)、農薬取締法(昭和23年法律第82号)、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(平成12年法律第116号)、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平成7年法律第112号)、水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)、合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律(平成28年法律第48号)とする。

<報告内容の確認と個人情報の取り扱いについて>

- ・ 本チェックシートにて報告された内容については、農林水産省等が対象者を抽出し、実施状況の確認を行います。
- ・ 記入いただいた個人情報については、本チェックシートの実施状況確認のために農林水産省等で使用し、ご本人の同意がなければ第三者に提供することはありません。

上記について、確認しました →